

坂本龍馬關係文書第一正誤

(系圖一)本文一頁 濱武彌[●]右衛門正勝ハ濱武
孫[○]右衛門正勝ノ誤

DS

881

.5

S3A4

1926

v.2

Sakamoto, Ryōma

Sakamoto Ryōma kankei
bunsho

**East
Asiatic
Studies**

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

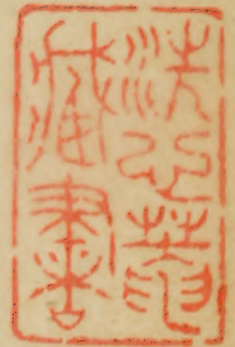
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

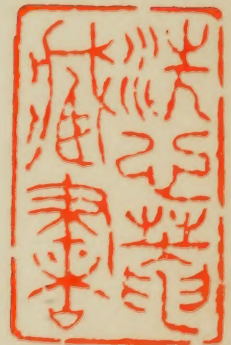
坂本龍馬關係文書

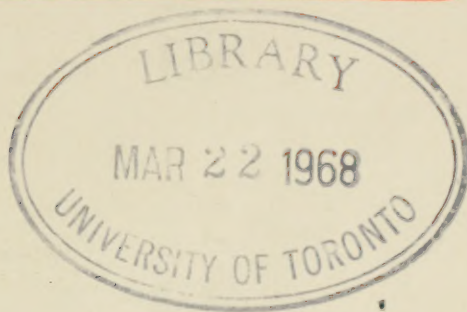
第二



坂本龍馬關係文書

第二





DS
881
.5
S3A4
1926
V.2

坂本龍馬關係文書第二

目次

一坂本龍馬手帳摘要	一頁
一雄魂姓名錄	一五
一海援隊日史	八一
一海援隊商事秘記	九三
一三吉慎藏日記抄	一〇三
一木戸孝允覺書	一一九
一いろは丸航海日記	一四一
一坂本龍馬海援隊始末	一八一

- 一 薩長同盟實歴談 二九九
- 一 坂本中岡兩君と薩長同盟に就て 三一三
- 一 坂本中岡遭難一件 三四五
- 一 坂本中岡兩雄の兇變 三五二
- 一 坂本と中岡の死 三五七
- 一 坂本中岡暗殺事件 四七三
- 一 金子才吉事蹟 五〇一

坂本龍馬傳文書卷二

坂本龍馬手帳摘要

此手帳ハ小キ普通ノ横卷ニテ坂本直氏之藏本ナルヲ借覽セリ然ルニ龍馬氏之心覺ヘニ止マル略記草々ノ揮毫ニテ字体モ難辨程ノ物も有之卷首ト考ヘ披見スレハ倒マニナル處アリ又取直シテ卷尾ヲ卷首トシテ見レハ可讀處アリ二冊とも過半ハ白紙年支日月アルモアリ又総テナキアリ縦横亂寫眞ニ磊々落々ノ性今尙昔日相見ル之感アリ其内ニ付テ引用トモ成ルベク又讀メル者ヲ寫シ置ク如左

乙カ
壬丑歲

慶應元年

四月廿五日坂ヲ發ス

五月朔慶府ニ至ル

五月十六日鹿府ヲ發ス時午ヲ過ク鹿兒ヨリ四里伊集院四里

市來港止宿四り川内宿二り

十七日

川内川アリ海邊迄三里計ト云然ニ海船ヲ入ル水深シ大川泊二り

阿久根宿二り

十八日

野田二り半

此邊野田島町皆地本ノマ、荒士也泉米津までの間平原然ニ水少シ物多シハセノ木

多シ

泉米津

地右本ノ書体下直右衛門と云もの右町役人也

トテ部當と云旅人人馬斷所々の世話ヲナ

スものなり後日野間原泉口番所ニ至リテ直右衛門ニ書テ與へハ必ス急

キ罷出ル筈ナリ

十九日朝肥後ニ入ル

右泉口米津を乗船

廿三日宰府ニ至ル澀谷彦助ニ會ス

廿四日轉カ傳法ニ謁ス

小田村ニ會ス

廿七日又謁ス

廿八日宰府ヲ發ス

二り山家宿止宿
三り

廿九日

三り内野三り

飯塚五り大川アリ

木屋之瀬宿止り
二り

朔日

黒崎平町乗船赤間間關カニ至ル西の端町入江和作ヲ尋但小田村ノ示ニヨリ

城ノ腰綿屋彌兵衛ニ宿ス但シ官ノ
差宿也

二日

曾病アリ依る養生ノ爲宿ヲ外濱町村屋清藏ニ取不
讀醫ヲ撰ンテ長府かな
や町多原某を求不日ニ平癒スト期一七日トス

四日此日一夷舶アリ馬關ニ泊ス

五日長府時田重次郎馬上來ル

六日

桂小五郎山口來ル

七日

船腹ニ横ニ白色ノ蛇腹アリ砲門ノ如ク見ユル十日英船大サ順動丸ノ如シ

スコールステエンニツ

ラツト

ラアトルカストの色黄白ニ見ユル

西大寺ノ前西南ノ地方ニヨリ泊ス賣買船也然ニ上陸ノ者四人アリ皆劍ヲ帶ヒ士官ト見ユル
夜ニ入棕梨傳八郎來ル

〔同卷ヲ倒ニシテ卷首ヨリノ中程ニ突然ト左ノ數行アリ〕

廿三日 將軍坂ニ下ル
○廿三日ハ乙丑ノ九月ナリ
校正者識

廿四日夜 大坂ニ下ル

廿五日

廿六日 兵庫

廿七日

廿八日 豫州青島泊

廿九日 上關

十月

三日カ 宮市

別卷

丙寅正月大

慶應二年

十日 下ヲ發

十七日 神戸

十八日 大坂

十九日 伏見

廿日 二本松

廿二日 木圭小西三氏會

廿三日夜 伏水ニ下ルニ時過ル頃

本ノマヽ

廿四日朝 邸ニ入ル

卅日 夜京邸ニ入ル

二月小

廿九日夜 伏水邸ニ下リ乗船

三月朔日 大坂

四日 三邦丸ニ乗組

五日 朝出帆ス

六日夕 下ノ關ニ泊ス

八日 長崎ニ至ル

十日 鹿兒府ニ至ル

十六日 大隅霧島山ノ方温泉ニ行鹿兒ノ東北七里計ノ地濱ノ市ニ至ル
但し以_レ舟ス夫ヨリ日高山ニ至ル

十七日 シヲヒタシ温泉ニ至ル

廿八日 霧島山ニ發ス温泉所ニ泊ス

廿九日 霧島山山上ニ至ル夫ヨリ霧島ノ宮ニ宿ス

卅日 温泉所ニ歸リ

四月大 シヲヒタシ温泉所ニ歸ル

八日 日當山ニ歸ル

十一日 濱ノ市ニ歸ル

十二日 濱市ヨリ上舟鹿兒ニ歸ル

十四日 改正所ニ至ル

五月朔日 櫻島丸來ル

廿九日

四兩三步 金

右寺内氏ヨリ借用セリ

又貳兩寺内ヨリ

右短刀合口コシラヘ并研

備前兼元無銘刀研代

合テ三兩二朱余拂フ

六月朔 櫻艦ニ乗組

是ヨリ先キ廿九日兩氏ヲ問時ニ西曰近日西客來ル其事カ時件ニ付テハ曾
テ木圭カ桂ヨリ來書アリ其儀ニ曰ク兩國論ヲ合テ云々ト故ニ此國ニ來ラ
ハ先ツ其事件云々ヲ委曲使ヲ以達可ク然ラサレハ其西客ニ一名ヲ付
テ送ルヘシト

船買主與三郎

請人 小曾根英四郎

周旋 多賀ナリ

廿二日 フロイセン商人チヨルチーニ
面會ス船買入及商法ヲ談ス

廿三日 見分此日夷人ヨリモ奉
行へ引合郎留守居へ談ス

廿四日 朝郎留守居に行
但留守居ハ汾陽五郎右門也

廿五日 朝五時頃吳半三郎亞商と取替ユル證文案紙成ル

六日 ◎二十六日ノ誤カ

廿七日

廿八日 船受取

三兩二歩也

坂本 龍馬 寺内新右門衛脱カ 多賀松太郎 菅野覺兵衛 白峯駿馬

陸奥元次郎 關 雄之助

右ハ當月何月分慥ニ頂戴仕候以上

寅何月何日

關 雄之助印

印鑑○關雄之助

右ハ印鑑を以て坂寺多賀菅白陸關七人之分毎月三日壹人當三兩貳步宛頂戴仕候以上

寅十月三日

大洲イロハ丸

船將 國島六左衛門

○風藥 カミル^{ツカ}レ大 接花中 硃砂^{シトヤ}

〔倒ニシテ卷首ヨリ如左^{二册トモ}參考ニ用ナキ一時ノ心覺様ノ者多シ此ニ共一類ヲ寫シテ望蜀ノ念ナカラシム

貞觀政要 太宗曰忠良有異乎魏徵曰良臣使身獲美名君受顯號子孫傳世云

々

齊明天皇六年 始造漏刻

卒報猶如急變

非 賤虛名貴實田破浮淫督耕戰明賞罰營富強

○術數有餘而至誠不足

上杉氏之身ヲ亡ス所以ナリ

丙寅五月二日ツイルウエフ破船五島鹽屋崎ニ於テ死者十二人

船將 黒木小太郎

士官 池 藏太

水夫頭 虎吉

熊吉

水夫 淺吉

徳次郎

仲次郎

勇藏

常吉

貞次郎

加藏

〆十二人

生残者三人

下等士官 浦田運次郎

水夫 一太郎

三平

〆三人

右死セル者朝曉ヨリ日出ニ至リテツクス

浦田運次郎

水夫一太郎

か
島ニ

幾太郎

残
ス分

友吉

坂本龍馬關係文書 第二

安吉

火焚新助

以上草々ノ略記都テ後日結寫文節ヲ加ル者ニ勝リ其眞卒ナル當日ノ眞ヲ見ルニ足ル故ニ寫置

土方直行記

雄魂姓名錄

中川修理大夫

小河彌右衛門

田近陽一郎

樋口勝之助

森玉彦

渡邊彦左衛門

田部龍作

廣瀬友之允

福原武三郎

矢野勘三郎

中川式部家來

宇野 關 造

野溝 甚四郎

赤坐 彌太郎

堀

夏月 惇平

安野 藤二郎

高野 直右衛門

高崎 善右衛門

播赤

森 美作守内

木村 寅治

田川 運吉

山本 隆也

濱田 豊吉

青木 彦四郎

西川 邦治

高村 廣吉

吉田 惣平

八木源左衛門

西川 升吉

松本 善治

松村 茂平

山下 銳三郎

家老
用人

森 主 稅
村上 眞 助

細川家來

轟 武 兵 衛

住 江 甚 兵 衛

山 田 十 郎

佐 々 淳 次 郎

宮 部 鼎 藏

河 上 彦 齋

浪人ニ有京師住所紀州爲藩下眞力
家 里 直 太 郎。

△。大 久 保 越 中 守

早起結髪自江府先生之翰來ル内有新聞紙

暎國千八百六十三年第八月廿一日横港增新聞日本七月八日

暎國軍艦コロモラント書狀を得て當港ニ只今著セリ右船鹿兒嶋ニ在ル同

國軍艦ニ逢ひ次ノ新聞を持來リ去ル土曜日日本七月二日第十二時午時軍艦鹿兒嶋之

港ニ碇泊シ在て大風吹ク日本人ヨリ打出セリ不幸ニシテ次ノ人コロサル

カピタン船將シヨスリング人名

コンマントル大將ウキルモツト人名

右兩人一ノ彈丸ニ打殺サル手負死人六十人船々多少損傷

惣軍艦當港ニ歸り來ル近きニアリ書中ノ文巨細ニ記スルヲ得ズ唯其大略ヲ載スルノミ

當十五日第二時臺場ヨリ打出ス水師提督直ニ合圖ヲ成ス

日本船ヲ燒ク事三隻捻仕懸蒸氣也

船號エゲラント シルレオルジクレー コンテスト右ハ横濱又ハ長崎ニ

テ買入タル船也 傍ニ碇泊シアリシ也

臺場ハ打懸クルヲ以テ軍艦碇を上ケ臺場ヨリ五百乃至六百ヤルトトハ三

尺^三 余離れる一列ニ連レリ臺場ヨリ射タル事甚ダ強ク殊ニ大サ十インチ。

八寸三步也ノ破裂丸又ハ三十二斤^{ホント}の玉二十四斤の實丸也

カビタン並ニコンマントルハ午後第二時五分五厘頃甲板ノ橋上^{船ノ高に}

テ彈丸ノ爲ニ即死ス又十インチノ破裂丸甲板ノ中央ニ碇破裂シ水夫七人

即死シ手負ふもの水夫五人ロイテヤント船將也一人譯者曰但右ハユライ

リス^船ノ事也

天氣烈シク雨降リ風陸ニ向テ吹ク

午後第三時火府中ニ起ル第三時二十分ニ發砲止ム

第七時十五分ニ小軍艦ハワアツケ五隻ノ琉球形之船を燒ケリ第九時二十

分ニ造作場ニ打懸タルヲ終夜

第八月十六日七月三日午後第三時三十分ニ破礎カを上ケ蒸氣ニ而港口ニ出カケ府

臺場ニ向ケ打テ凡ハ破裂丸又ハ實丸唯答は二ケ所ノミ破泊セル所ハ臺場ヨリ丸ノ達

せざる所也譯者曰コハ貳度目ニカ、リタル所也

手負人目祿

船號

ユライリス 手負廿一人 内一人死 内ベール 死人七人 内一人士官

同

アルゴス 手負三人 コツケット 死人一人(手負六人) 内一人(手負二人) 内一人

同

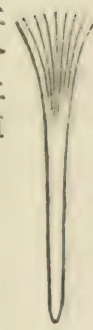
ヘルシウス 死人一人 手負二人 ライスホース 手負二人

同

ハワアツク 死人手負無之



又ハ壹寸八分八厘
壹寸五分

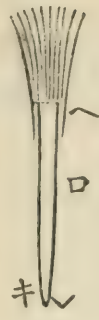
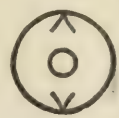


二分二厘

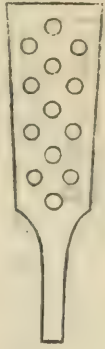
此ノウスキ 赤金ニテ制ス



中經四分四厘



ロノ經迄荒きコナシ藥をカタクナク又ハヤハラカニナキ様ニ一ツツム



荒シ藥ヲツメテ赤金ノ板ヲヲキドンドロ白土此ハビンノコ 此二品ヲヲキウス

キ紙ニテ、ハリ又一マイ赤金ヲラキ上ヲ、ハリ、ロ、キ、ノ所へチャンをぬるへし

ドンドロ制

水銀一匁也 硝酸九匁 酒精十一匁

硝石制

綠礬 三百日 硝石 百日

○兵士三人ヲ以テ碌多ト號ス○十六三ニ編集スルヲ設幾丁ト號ス○二設幾丁ヲ合併スルヲ百羅屯トス○二百羅屯ヲ合集スルヲ細比支ト號ス○細比支ヲ合集スルヲ拔隊龍ト號ス二拔隊龍ヲ合スルヲ列細綿多ト名ク此數一千五百三十六人也

○大和高取植村駿河守殿方今朝未明可尾如來寺土佐町西裏手へ凡千人程罷

越し候亦大筒其外鐵炮打立候ニ付先方人數逃去候也今朝明六ツ時一番首
遠山權藏夫々追々討取候首并ニ落道具左之通荒まし

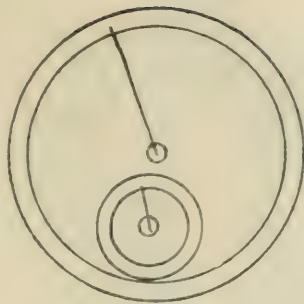
大筒九丁 鐵炮十三丁 鎗數不相知竹鎗ヤリ不知

菊の御紋 丁ちん不數相知

生捕人 七人 討取首 九ツ

八月六日夜

○



セコンド秒

ミユースト分下ミユースト六十秒上

コール時ミユースト六十シテコールト云

セコンド一周スレバミニユースト一分ミニユースト

ト一周スレバコール一時コール一周スレバ十

二時二周スレバ一晝夜

一晝夜ハ二十四時

ミニユート」ハ六十秒

コール」ハ三千六百秒



一番長キヲミニユート
云也分ヲウツ者



此ヲコールト云則時ヲ
ウツ者也中ノハリ



此ヲセコンドト云則秒ヲシテ廻ル者也但一
番ミチカハリ小丸ノフチノ方ニ付キ有ル也



錦花

一エンシヨウ

百五十目

一ケイクワン

二十五分

一 ナスビ 三 夕

一 アサギ

三 夕

紫光星

一 エ 百五十目

一 シヨウエン

五十目

一 ナスビ 三 夕

一 龍ノヲ

五 夕

口

一 エ 十 夕

一 イ

四 夕五分

一 シヨヲ 一 夕

月

一 エ 十 夕

一 スミ

五 分

一 イ 四 夕五分

一 ジヨヲ

五 分

青 火

一 合薬 十五 夕

一 トタン

二十 目

白 星

一エ 十匁 一イ 四匁

一スミ 三分 二シヨヲ 六分

金光星

一エ 三十目 一イ 八匁五

一松ヤ子 十六匁 一灰 九匁

金銀花

一エ 八匁 一灰 二匁

一イ 三匁 一鐵 十二匁

火道

一エ 七匁 一灰 二匁五

一イ 二匁

銘シ牡丹

一エ 七匁五 一灰 二匁

一イ 六匁 一鐵 二匁五

花 簾

一エ 十匁 一水 一匁五

一イ 三匁五

藤 花

一エ 十匁 一イ 三匁

一ハ 七匁 一小風キトリマ 七匁

万 天 白

一エ 三十目 一イ 十二匁

一ハ 壹匁二 一松 三匁

亞 鉛 ホ イ ス 法

一トタン 二十目 一鉛 百目

一錫 四十目

青星 エン 十十分
エ 十十分
イ 四四分
キハ 七七分
トタン 十十五分
トタン 十十分

螢

一イ 二二分五五分 一エ 十十分

一ハイスミ 四四分

同

一エ 十十分 一イ 三三分

一ハス 七七分

同

一エ 十十分 一イ 八八分

一ハ 五五分

○

○蝦夷并ニ北蝦廻路用意ノ道具

伊勢

松浦竹四郎

先生は林士平子カぬしの志を次ぎ蝦夷地廻覽ス

一 装束は伴天股引下著綿腹宜羽織なし笠三尺帶桐油草鞋は腰につく

但し夜具不用故に綿入一枚ツ、自分用意すへし

一 茶碗一ツ箸一膳銘々懷中すへし杖は勝手次第たるへし

一 蠟燭竹火繩カス權附木火口用意之事

一 小鍋三ツ藥罐一ツ用意すへし

一 鉦三本細繩挑灯等は源太夫持參之事

一 源太夫事手文庫程之柳行李一ツ持參ジンヤク盤量尺紙筆等此内意之事

一 矢立手拭火打扇子足袋藥等銘々用意之事

○ 茶へタンパンヲ入ルレバ則スミとへんす

○

壅蔽ヨウヘイ

古今武家盛衰記 面白き本也全本也

○

大君のうきを我身にくらふれハ旅寢の袖ソデの露はものかわ

兒 嶋 強 助

強助の母増子

梓弓岩をもとふすこゝろもて増良武雄のおもひたゆむな

すめらきに身はさゝけんと思へ共世にかひなきはおみななりけり

兒 嶋 強 助

花咲ん春を妨く醜草の根よりそ先にかるへかりけり

同人妻

操 子

別れてはまたおふ事もかた絲のよるへなきミの果そかなしき

國の爲盡す我夫の眞心をいかに此の身のあたにはつへき

しゝと九郎衛

人は死ぬ時死されハ死ぬるニまさる耻ありと世の諺もよそならすせまる
我身を如何せん

廣田精一郎

執中

増荒雄か思ひ立田のこき紅葉赤き心を知る人そしる
君と親ニ別れ木曾路の旅枕夢より外ニおふよしもなし

久板坂カ玄瑞

千早振人の醜草かゝるかと思へは我の髪さかたちぬ

河村能登守

なき玉は長門の國になからへて世を思ふ君のかけに立はや

牧和泉守

大山の岸の岩根にむめにけり我年月の日本魂

○

長年の末代までも龜鑑と仕れと宸筆の御文及び御歌を給ふ

湊

漫々たる海上にいつくともなくたゞよひて四日はかりはすきぬ二十七日
之夕方ニや杵築の浦ニて西風烈敷明ていかなるへきにかも心騒きせしか
とも風にまかせしに夜より波の上も静にて明ぬれはこゝかしこも見ゆる
に伯耆の湊ミナトに著ぬ楫取も今は力盡ぬと云ふをとかくして大坂と云ふ處ニ
著ぬこゝはあら磯にて釣船たにもまれなりこの處の主しといふものも都
にありければよしあしニつけてことふへきものもなしともなる人ひとり
ふたりはなを人もとめとて出ぬ楫取もにけうせぬれはあやしき苦の下に
たゞひとりうつもれいたる心の中いわんかたなし直衣なんと引つくるひ
今は限りと待居たる船のともに人ひとりきたりあらくしくもなきはい

かなるにやとあやしきに忠顯を尋ねて御迎のよしを奏す嬉しなどはかゝ
るためしをそいふへかかんめる中々其時は心も及ふへき限りにあらず思ひ
出る度毎に其きみなをむねにあり忠をいたす輩トモガラいづれもおろそかなるへ
きにはあらねともさしあたりて待出たりしこゝ地なんとふへきかたぞ
なかりし

○

宰府に在テ

三條實美卿

十首

大君は如何在すと仰き見れば高天原を霞籠めたる
玉の緒は憂世の塵と消ぬとも君ニ被知婆うれしからまし

○

豊人橋東

扇屋與平

同所

扇屋清三郎

今橋堺筋

堺屋庄助

船町

加嶋屋作五郎

堂嶋住人ノ菊屋次平といふ人より申込む所也

扇屋方ハ天摩の住人稻奈利の神職より申込む

堺屋方ハ小野川といふ人より申込む右三口共近江屋宇助ノ周旋也

○

一ヶ年ノつもり覺井米壹石十兩相場ニ至

一十人扶持ノ米十八石其ノ（并ニ一ヶ年也

代金百八十兩

一 壹萬兩の利足七百兩

六ヶ月付

○ 壹萬兩處利分扶持共五百十兩ニ而皆すみ

下し藥マツ

ヤ一ラツバ

○ 三分より
五分迄而

○ 玉琴のひくてあまたの浮れ女に誠有り^{波カ}と心を盡す人こそあられにも又お
かしすへて男ほとあさましき者は有らしと我のミ思ふかもしらすいにし
の佛刀自靜^なんと申となしとはいわんもやぼらしき事あだしの露きえな
ん命吾もしらす人もしらすあそバ、あそへ西へ東へいくたりの目にし心
ニほす糸櫻

貝原氏へまいる

○國史略

○三月北條高時、餘黨本間某澁谷某叛、襲鎌倉相模、守足利直義討平之。○夏出雲守護鹽谷高貞進千里馬。帝時宴弓場殿、使善騎者調之、驅驟如神。帝問侍臣曰：龍馬、出爲瑞爲妖？侍臣妄奏諛辭。帝大悅。藤房正色奏曰：臣聞明主所瑞者、人才奇異之物、非所瑞矣。在昔周穆八駿西巡、徐戎叛亂、漢文及光武時俱進千里馬。二君不受蓋天子之出、鹵簿儀衛自有程式。千里馬非所用矣。若夫兵火騷擾之際、羽檄飛捷、尙或藉斯物方今新經喪亂、戶口凋衰、有功之士褒賞未遍、歸順之人危疑未安、方適憂勞、撫育與天下更始、休息之時、龍馬非所用矣。臣願宜少賜高貞物、附龍馬、却遣使海內之人、知陛下所瑞者、人才龍馬、非所瑞矣。帝默然罷宴。藤房爲人精忠、卓識與風韻之美、秀出群臣之上、數言政事得失、不聽後遂棄官而去。不知所終。

○^{卯ノ}二月二十九日瀬野尾之印艦之事七日を以る太夫并ニ愛甲迄る申入れ候處此之義は大難也雖別段盡力して廷の力を以る申附候様之手段ニ致候様申候則其夜大久保内田參り否之義ハ二十九日ニ聞し處もしまちがい候時は廷ニ於る拂方致ねばならぬ故其口ハ先やめニして今三四十日ほどまらくれなバ家敷ハ一萬ハ用立候と申故只今急難以申達候故此つもごりニ小拂を致ねバ御家敷一萬借用致候ても益ニハ相成不申候とおして申達し候處大久保内田之兩人小細を聞取最成義どふぞ明日中相まちくれ候様申候故まつ處也終始愛甲取次也

○^{卯ノ}三月四日小松太夫之 有て思ふハ今時之役共は皆小兒也と思ふ故ハ本城之要害ハ名將之論ずる所にあらるるに衆人只要害をいふ要害ハ敵國ノ堺目め又敵國へ出張り候時論也本城之要害をいふ人ハ敢テ願ニ足す是等ハ能心得心有人に論すへからずと思ふ

吾等要害ハ仁徳義三ツこそかねての要害也

戰之勝まけハ平日民愛み士をあいする外ハなし此こそ要害の最大也敵國へ出張之上ハ少く論して可也

○三月七日陸奥山本之衆るい大垣家人神戸或ハ近文福地松葉屋豊仁其外小成ル者共迄る山如く成りて日々夜々爭論と聞く既ニ三日もつゝきたる様子也吾ハ大久保内田小松太夫ニせまる此義近江之商人より壹萬金備取約條ニ而印艦之一條ニ成りし所大久保内田之重役より此事精大なさん事を思ふ故西郷をして御國元にやりしといふ吾いふ。○二月つもごりまで請取金なれハ今三十日延がたし右印艦先々商法迄る吾死を以ちかひし故也士農耕商ハ皆大小之愛情道に有て吾此の事を手廣くなせしも皆商人の手を以る也今壹萬銀を三十日間延引仕なバ家を失ひ食立者二三人有りといふ大久保内田の輩曰家敷よび吾等より申聞ケ候ニ依るは承引異拜ハ有間敷くいふ吾又いふ商人金銀ニ依苦心をもとくる者なれ只口上にてハ淳輔

ニなんぞかわらん情ニはなれなは三十日先にて壹萬金を得共一向益無き事萬國ニ大小之政をとり其得失正し其邪正分ち兵亂生といへども此皆君民情をそこない士民不和と成ル處の間より戦い生すと大に義論なしければ大久保内田小松の輩も皆道理成とて一重に力盡しくれ吾思ふ薩能上あいにし能民を愛し仁徳義を以旨とし故右輩之有ける内ハ國必強し故砲臺築城よりも要害けんごなる仁徳義色少し見ゆる故也

其他國ハいふまじ人とはいふまじ此ノ日嵐山へ三役ゆきけり只吾家有りて歸廷をまつ已ミ此日聞關太郎成人三四日前き江戸より來りて曰熊谷といふ所浪士三千計屯し夜々江戸町々やく此にてハ遂ニハ城も危しといふ彼等の輩も京攝之時情能知れしと聞案するに京落中に二三十人之者有りて江戸へ情通す里○二○眞祭○之宅ニ有る公家之方にまで義論すゆへに義論強き方々共有しと也事ハ不書

○

同八日太夫勢州より大和一趣くと聞愛甲ハ別行と聞此故や未明知
同九日朝大久保氏ニゆき衆之難を談しかの壹萬金のまちがいハ吾聞きあ
やまりと決す然共今三十日の處ハ吾等有難く思へども商人またず故ハ吾
等商人の爲に商法手廣く成ル尤其量々を見て器に合たる者を指圖すとい
へども今早其義も不成事やむに極ちかし吾ながら心決したる上ハつよき
事ハばんじやくの如し故今日より吾其罪をまつ已之後ハ白峰陸奥山本之
三友大に盡力す笑しくも又心残り也呼嗚天然成哉々々々一婦を捨て一
ちらをすてる之時成りしか笑止千萬也吾身ながらきのどくにぞ思ふ

○

御前ニテ左様ニとのふ

「錢一疋

一貫也

○

二月廿四日七ツ時土佐ノ人廿有人切腹ノ節役人共へ申出ル件

一人數所置ノ件

- 一 カイシヤク人ノヲ
- 一 隊中へ申聞ノヲ
- 一 速ニ異人應接ノヲ
- 一 残り人數ノヲ
- 一 君上御わびのヲ
- 一 死體ノヲ
- 一 類ぞく立合ノヲ
- 一 堺近邊へ墓所ノヲ
- 一 神葬ノヲ
- 一 石ヒノヲ
- 一 妻子ノヲ

家督ノヲハ急々詮儀^{セン}シテ

君上御じきに御書面ヲ御差しつかわしのヲ

一此度ノ始末ヲ御國內へ速ニ御布告ノ

○

四

拔隊龍後面向(バタイロンレク
ツオムケールト)

已々ノ馬の方進(ブール、ユール、
パール、テンマルエ、
マルス)

○

長崎東濱町

財津屋安次郎

大坂西堀ニ齊藤町

濱長崎飛脚

中筋屋藤之助

大和屋林藏

三

高舉刀(ホーグサーベル)

擔へ刀(ダラーグトサーベル)

納メ刀(ステーク、オツプサーベル)

整齋本(ソロヘ、タツナ) 韁(リクトテウゲル) ス

唯備爲馬(オリエ) 下(オリイ) 乘(スチーグ) アフ

組ニ整(ト、ノヘ、フクセ) 復(ヘルステル) デ
(ルリンエン)

徒歩シテ戰隊へ(デ、フート、イン、バタイレ)

至四

(三)

右方整頓(レクツリリ)
(クトユ)

立定(スタート)

氣著(ゲー)フトアクト

査照筒(ギンミ) (インスベクチー「ハン」ヘツトゲウエール)

氣著(ゲー)フトアクト、オム、

裝飽(コメ) (テ、ラーデン)

又コメーハ(ラー)ドト共言

後列閉チ(ゲ)レーデレン (スロイトユ)

前後列郷導官初メ拔ケ佩刀(テ)レツキトオ (イトサーベル)

至三

氣著ケ(ゲー)フトアクト

右方横歩(シ)ケクツ、フール、 (シケンゲルト)

行進 (マル)ス

右方整頓(メ)ツト、エー子ン (クツト、エーリクトユ)

左方整頓(メ)ツト、エー子ン (ンク、スリクトニ)

整齋^{ツロ}へ本韁^{ウゲルス}（リクトデテ

右方二列ニ（レクツリイシ、テウエ

行進 （マルス

左方一列ニ（ソシクスリイシ、

斜メ左方スコイシスリンクス

行進 （マルス

駢合左轉廻^{メツト、ヒーレン、}

行進 （マルス

前方へ（ホールリウアール

郷導友右方ゴイデレクツ

靜定 （ハルト

右方へ又左方へ（レクツ、オフリン

立定 （スタート

後列後ニ組開(ケレ、レ、デ、レン、リア、ル、ウ、ア、

〔一〕

五月十六日與弟正季子正行等辭闕而西至櫻井驛正行時年十一矣正成遣歸之河内誠之曰汝雖幼已過十歲猶能記吾言今日之役天下安危所決意吾不復見汝也汝聞吾已戰死矣則天下盡歸足利氏可知也慎勿計較禍福嚮利忘義以廢乃父之忠苟使我之族隸而有一人存者則率以守金剛山舊趾以身殉國有死無他汝所以報我莫大於此因以天皇所嘗賜寶刀援之訣別正行請從共死正成叱之起正行揮涕而去正成乃至兵庫

○	直 ^サ	宗 ^ム	○
	柔	光	
	孝 ^ス	長 ^シ	
	義	友	
	純 ^今	清 ^チ	
	正	行	
	御 ^サ	義 ^モ	
	楯	澄	

十六ペンインフ也

一ストイフルハ

1元ハ 二十ストイフル也

Z Z Z Z

セツト

Y Y Y Y

エト

X X X X

エツキス

W W W W

ドブルドイフ

V V V V

エフアー

U U U U

ユー

T T T T

ト

S S S S

エス

R R R R

エラ

Q Q Q Q

キアー

P P P P

ペ

O O O O

ヲ

N N N N

エン

M M M M

エル

L L L L

エル

K K K K

カ

J J J J

イ、

I I I I

イ

-1	^ア 1		a	b	c	d	e	f	g	h
二	^ア 2	○	ā	b	c	d	e	f	g	h
三	^ア 3		A	B	C	D	E	F	G	H
四	^ヒ 4		ā	B	C	D	E	g	g	h
五	^イ 5		ア	ベ	セ	テ	エ	エフ	グ	ハイ
六	^セ 6									
七	^イ 7									
八	^ア 8									
九	^ネ 9									
零	^ニ 0									

$$4:16 = 1:4$$

$$13:26 = 1:2$$

(
•
•
此ノ印ハ零也

十 加よせ × 乗カケ

一 減ヒキ ÷ 除セハ

| 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、

aア bベ cセ dデ
此ノモジハ某アル
リノモジトスル
カ

少 ヨングメン 年。 媳 ブライド 婦。 處 ギリル 女 惡 善 僧 町 人 心 面
ベツド グールド プリースト トウンスマン ハルト フェイス

口 モート テストイクル 金丸 膽 ゴール 媚藥 ロフポーシユン
ホレクスリ

○楠公櫻井赴策舍

足利尊氏留太宰府踰月衆或謂乘勢急入京師或謂待秋熟議未決會赤松則村遣其子則祐來告尊氏曰義貞兵攻分備前備中播磨美作諸城久不能下師老糧竭聞將軍至必望風潰走今白旗受圍數旬城中兵食乏罄破在旦夕若白旗失守則諸城不出三日皆陷中國衝要委爲敵有將軍雖有百萬衆莫所用之於是尊氏大舉東上五月朔至嚴島初尊敗奔兵庫熊野道有者在軍中與廢皇臣僚相識尊氏召而謂之曰吾之數敗非戰之罪也以吾負賊名焉爾吾始欲擁立一皇胤以其悉在叡山不可如何吾意廢皇抑鬱不得志久矣汝安爲我得其詔旨吾將使兩皇爭位以成吾事也道有諾而去至是會僧賢俊奉廢皇詔書而至尊氏大悅令諸將立將旗於是遠近競附軍氣益振尊氏以少貳賴尙策分兵數萬爲陸軍令直義將之自將舟師戰艦數千水陸並進新田義貞聞之曰卽扞陸者則海者直犯闕矣吾欲退屯兵庫合捍海陸於是釋白旗圍召諸將還退軍兵庫兵逃者過半飛書告急朝廷震動時源顯家已歸鎮京師兵寡天皇命楠正成往援義貞正成奏曰尊氏新

舉九國而來其鋒甚銳我以疲兵格鬪無他奇道其敗必矣爲今計者陛下復幸叡山召還義貞縱賊入京師而臣歸河內絕其糧道則賊兵日散我兵日聚於是夾而攻之可一戰而殲也義貞之計蓋亦出此顧慮人言耳戰道非一要歸於勝願朝廷再計之諸公卿皆然之獨參議藤原清忠不可曰正成之言信有理然西征之旅未接鋒天子乃棄京師再蒙塵於外殊傷大體且非兵之謀也今賊雖衆盛不過如前役皇師每以寡弱奏捷豈兵之力也哉蓋陛下聖德獲天祐也已其速決戰于京畿外則於誅之乎何有天皇從之正成退謂其子弟曰事已至此何必抗議五月十六日

十六日右歸

○

②故ニ戰ヒハ人民不和ノ間ニ發スル慘酷劇甚ナル爭ヒナリ宗門法教ノ是非國家政事ノ當否ヨリ相ヒ互ニ爭發スルキハ則チレリギ一及ヒヒユルゲルノ軍ヲ興ス今之ヲ譯メ軍トシ士軍トス諸般ノ戰ヒハ攻守二事ニ過ギズ

然レドモ攻守常ニ混ヘシテ分ル、コナシ何ントナレバ則チ攻メテ守ラズ
守テ攻ザレバ全軍鑿盡ノ禍アレバナリ

凡ソ軍旅ノ歸趣スル所ハ和ヲ許シ其兩全ノ利ヲ謀ルヲ要トス然ルキハ其
此ニ用ルノ軍士ハ常ニ預シメ軍裝ヲ整頓シ且ツ軍際必用ノ諸件ヲ自得セ
シムルヲ要ス

其功ヲ立テ其和ヲ謀ルニ或ハ從來ノ軍士ヲ用ヒ或ハ亂ニ臨ミ急ニ操練未
熟ノ者ヲ成スルカデルスヲ用ユ

○衣河戰

謂武則曰吾得至此子之力也子視吾面目爰若也對曰臣爲將軍執鞭何力之有
將軍盡忠於天子暴露于野十餘年頭髮皆白天地爲動將士爲奮破虜如決河臣
今視將軍髮復半黑也卽獲貞任則全黑矣

○

士以身許國及成其功則幸與不幸在存焉苟不失其正則雖死之年猶生日而勇

肝義膽與爲直天地終始矣

○

凡ッ万國大小ノ政ヲ執リ其得失ヲ正シ其邪正ヲ分チ其争ヲ判スル處ナク
強弱其律令ヲ異ニシ上下其私欲ヲ恣ニシテ人民生産ヲ完フスルヲ能ハザ
レバ國必ス戰ヲ起ス軍士又從テ備ヘザルヲ得ザルナリ ⊖
三兵活ニ法曰所也

○

水の色はよしにこる共隅田川そこのにこりはくむ人そしる
かも川にあたら白波たゝせしと心せかれておくる月日か

右二歌容堂公

咲花の色香にまよふ心にてつとむる道を常ニわするな

土佐守様 行年十七才

我つみハきみかよを思ふ真心のふかゝらさりししるしなりけり

十寸鏡きよき心はたまのをのたへての後の世にしられけり

○

かすみや東にくたらせ給ふ長歌

かけまくもゆゝしかれともやすみしゝ我大君の高ひかる其姫ミ子のいか
さまにをもほしめせか九重の都をおきて天離東の國をとこみやとさため
まつらすあらましをきくそうれたきミかとてをおもへハゆゝしぬはたま
のよのまの夢かうつゆふのうつゝにかあらしさりともしらたのみてし
かいもなくきのふにけふに諸人の世にかたりつきいゝつくをきけはまこ
とかもろこしにかゝみのかけをうらみみつゝふるき都を立出けんその古
しへも今さらにおもひこそやれしかわあれとそれは異國かしこくもこの
やす國はすめろきのしらすミかとそ神世よりかゝるためしはなよ竹のよ
は末なれやまかつひの神のしわさをおはつれのまかどゝかもむらきもの

心をいたため夜るひるに時もさためすひさ方の天つミそらを打あふきなけ
くおきそのさきりさへミつるをりしもくもる日のかけ

かしこくも雲井をよそに立出て木曾荒山こへまさんとは

かしこくもけふ九重の御かとお出をなけかさらめや四方の民艸

大橋順藏の妻

あ き 子

○

と き 女

千早振神世のむかし神々のしつめたまいし日本のきよき光りは古しへも
今もちとせもよろつよもすゑの松山すゑかげてかへらぬ君が御世なるを
かくとハいさや白波のよせくるとにこと國のこと浮船のえみしらかあら
ぬねきとつとくくにうけひく國のあやまちをはちぬたけをの心から御國
のをものはみなからまめくしくもをもほへすまとふ心にぬばたまのく

ろき眞邊をかたらひて世にたくひなきミいさをハさはにあれともあやま
ちは露もをわさしひしりなすかしこき君をしりそけてかゝねまたまをは
るにまつ花散る風にいちらして晴し雲井をくもらするたくみのほとのお
さましくうき世の人の言の葉を聞もくるしき老の身は四十しのむつにな
りぬれとなゝそのミつのをいのはゝ朝夕さらすつかへつゝわかれのこ
とをうれしくもともに心をそへられておふ君の爲め國の爲めをくれなとり
そとをおしくも老いの言葉もちからいふ露をふくめる朝ほらけ日も立
いづるむねの常陸之出てしきしまの道なる御世をしいつゝ行もかへるも
梓弓はるけき道をさゝかにのいとまたゆますひきそへて雲の上までかけ
はしを渡る思ひはあまさかるひなにうまれしちりのミのちりつもるてふ
山の井のふかき心の源ハ流てきよきまる水の中にすみぬる魚心つたなき
身をもわすれつゝ御國の爲と朝夕に心は千々にくだけともたゝ一筋に行
水のせみの小川にみそきしてはるゝゝきぬる旅衣時つくる鶯の野末ニに

ほふ梅ヶ香を風のたよりに久方の天津空まで聞へあけかしこけれとも九重に雲井の神にたてまつるなり

梓弓心いらすハ雲井までミちにたゆますのほらまでやは

○

條約

一 死ニ不後ハ武士之本意候得共暴ニ近キ之舉動無之様固相戒終始義ニ當ルノ處置可爲肝要事

一 忠告切磋者同志第一之惡務ニ候間禮讓深切不可失事

一 多人數ニ而紀律無之テハ混雜可致ニ付伍長惣頭等立置候間事大小ト無ク頭長之差圖ヲ可受事

右之條々固相守

君上御爲之筋可相勵若破盟背義之輩於有之者屹度法令相正シ割服打棄

等之可及作配事

文久二壬戌之年土佐之國を五拾人之來ル條約等

決心欲手掃丕制一劍直當百萬兵成否元來皆天耳欲留報國盡忠名

三島三郎越智通桓

士と云題にて

大君の御言しあらハ壯夫は疾馳參りたてまつ脱字カへし

越前公

獄中にて

しひて吹嵐の風につよけれハなにたまるへき艸の上の露

辭世

玉のをハよしやたゆとも君人の陰の守とならんとおもへハ

玉鉾の道わかぬ迄夏艸の生しけるともふミなまよハそ

春をへて咲櫻花咲て後いろそふ紅葉誰にくらへん

誰か爲のねきとととハ玉くしけ二荒の山の神や知らん
浮雲のかくれハかくれ世の人の鏡にうつる秋の夜の月

右六歌ハ水戸家老

安 島 帶 刀

○

松風の音たに谷うしとしのふ世ニあなわつらハし沖津白波

蓬生ふるみぬ間のむしもにこりにはしましとてこそ水すますらめ

流來てよるへなきさの君か意にすかるや拂ふ峯の松風

右三歌は關口氏奥州廻國の節よめり尤後の一歌は水戸へ歸りたる時

會澤常藏先生の家來て別ニよめりとなん

冬の夜の雪に聲あるしつけさは秋には勝るもの思ひそする

亥の正月ニ上京之節關口氏に別を問ひける時とりあへずよミしとな

ん

朝なよにうらの松原はるくとなきてすき行郭公哉

○

報國忠死名録

安政午正月四日宰死

蓮田東藏

同 六月九日宰死

信田仁十郎

同六年八月廿七日刑殺

茅根伊與之助

同

鶉飼吉左衛門

梟首

同 幸吉

同 七月七日刑殺

橋本左内

同

飯泉喜内

同

頼三樹三郎

安政六年十月廿七日刑殺

吉田寅次郎

同 二月廿七日宰死

同 十一月十九日宰殺

同 三月十八日宰死

万延元七月十九日宰死

同 三月三日宰死

同 四月十三日溜死

同 三月三日

村田雷助

小林民部權太輔

成就院感應法印信海

大貫多助

日下部裕之進信政

宮田瀨兵衛

佐野竹之助

有村治左衛門

山口辰之助

鯉淵要人

廣岡子之次郎

稻田重藏

同 三月八日死

同 六月十四日死

文久酉七月廿六日刑殺

齋藤 監物

黒澤 忠三郎

大岡 和七郎

蓮田 市五郎

森山 繁之助

松山 彌一郎

金子 孫次郎

岡部 三十郎

森 五六郎

住谷 寅脱力 之助

同 十一月五日宰殺

榊 鉞三郎

文久二戌正月八日宰死

文久二戌正月十五日宰死

石井金四郎

千葉昇平

中島久藏

三島三郎

豐原邦之助

細谷忠齋

吉野政助

淺田儀藏

相田千之助

内田万之助

關鐵之助

中野芳藏

五月十一日刑殺

同月廿五日宰死

六月廿五日 宰死

八月朔日 宰死

八月十日 同

同廿五日 同

同十日 同

六月十二日 同

九月十三日 同

万延元六月二十七日 宰死

文久元十一月五日 同

万延元七月六日

五拾四人

○

くれ近く入しほさむしほとしきす

小嶋 强 助

伊藤 軍 兵 衛

落合 鏞 之 助

柴田 市 之 助

石 黒 筒 齋

横田 藤 太 郎

廣木 松 之 助

櫻 静

嶋 男 也

奴 女 瀧 平

飯 泉 喜 内

○
三月十八日齋藤兄別盃ス同九日ニ歸國之様此便に波平之刀歸ス此刀之儀
は先やめ申候刀は是ニ御座候

○
文久亥五月

姉小路様御參殿之御歸ニ三條日野御門近ニ而御別被成候所一人何者共不
知刀以而姉小路様目かけ切而かゝり候けり候所姉小路様右之者を手取ニ
し候所刀をするにげ候様子又一人切かけ申候所先之者刀ニ而切付候バ此
もにげ候尤姉小路様ハ先の者ニ首二刀むね一刀切られ申候故くせ者ニき
ずを付候事出來不申候姉小路様家來次者を以行き歸見れば又一人來而切
合ニ及申候故家來大音ニ而しかり候へば次の者もニげ申候初之者の刀持
家來かたにうちかけ歸候所御居次ニ而まくら以こいと仰られ候まくらす

け其まゝいきは御たへなされ候

○ 關白殿の前にはり紙有り

○ 三條中納言も切申様此 申候所三條聞れ御共廻り二人げんじ申候正道行
に何はぢ有らんと仰られ申候とゐ始終御共二人

正一月

○ 申正月十八日

○ 面彼矢す事不成ハきて筆取り印す

寅ノ六月

五兩 福地備用宗七ノ妻ノ困窮をたすくる也
借カ

卯ノ四月

貳兩 松本小野急ニ下坂ニ付福地より備用

○

卯三月三十日小松うしの前商法之興方當急之義を論ず太夫服す太夫曰大久保行て論せよ大久保ハ密成者故開門丸海カより櫻嶋の長の引合まで申せとて則大久保ニ行キマ、丸より越和丹十祭紀之引合方まで談大久保其大意と此苦心くみて内田ニ行けとさしづす又内田ニ行く内田なみだをおとして是非此義は精大成さんとして吾ニ語を通す商人家室ニかゝりた急難ハ大久保内田を談る事成し也大久保内田兩役小野兄の御面披ニ相かゝわり候様の取さばきハすまじき也といともたしかに見ゆ

○

二千六百兩

右惣高之内四百小曾根を備用所此ハ名目にて實正備用之所は與三郎手張

之面印尤二千六百兩は砲筒之買人之義は小曾根主成ル故家敷之名目ニ私周旋致候は大坂屋敷ニ於る其明白ニ相分り候竹中福地小曾根立合之上義也

○

三月朔日節句夜陸奥與三郎來りて近文福丸屋松葉屋せまりたる事談す吾腹カ服わ
たをたつくるしきもよふくしのぶ與三郎いふ昨外方より四千金の談有
りといふ其あくる日の朝陸奥も與三郎もそれく口の取かゝりしとい
ふて退吾業ハダ今まだ時の來たらぬとて心のやる方なし然しながら大久保内
田小松のうしなどいハ此苦心通せし故難ハすくいてくれしなん思ふ嗚呼
事成ハ幸不幸有りて成終事甚たかたき也小人の心を以る不可計矣

○

卯四月十三日

中岡之世話を以る坂倉より千三百兩備ス月日ハ六月迄也利足ハ貳歩五

厘之定

内

四百五拾兩ハ豊甚ニ相渡す

八百五拾兩ハ松尾ニ相渡す并預り手形を受取小野持所

○

大津之人


今 坂 勘 六

横 江 九 十 郎

高 橋 織 右 衛 門

卯四月九日福地より

へこ帯 拂方ス

壹歩三朱 

四百文

一ト重物

壹兩壹歩三朱貳百五拾文

○

左之二千金手形之義は延手形故益に不相成候故返納す千金ハ陸奥米吉兩人西堀へ行き則豊仁ニ相渡す尤請取之手形も不取此千金は砲之代金二月に崎陽ニゐる小曾根貳千六兩砲を馬關ニ廻す爲也其内小曾根ハ吾四百兩備用義申込ム其四百金たるや正千六百之内ハ融通致餘吾手元ハ用し分ハ與三郎手張に立合之上印所也

覺

一千五金

愛甲ハ請取

内六百西堀方ニ渡す又二千の手形にて和泉屋ハ長崎會所へ渡談し成り引のこり九百有ル此レより小拂の談に至ル

二十八日

一 千金

右は豊崎屋の相渡す米吉陸奥兩人持參也手元は請取不取米吉を請取之義沙汰なし

一 三百

右は白糸手附として中村に相渡す江近行の事也

一 百兩

右は西堀善兵衛方ニ相渡家の買入の手附として

一 五拾兩

右は陸奥京行として相渡

一 五拾兩

右は小野備用として請取候へ共薩萬へ三拾兩相渡すのこつて貳十金小の所持也此こづかいの爲也

千五百兩皆相渡す此之金福地白峯竹中小太夫に申込ミ愛甲氏下坂の上

このこまで相下し候處の金也

右之金子卯二月十五日に返納書文入ル筆者陸奥主し吾と兩名にて愛甲新助殿あて

○

卯四月

十兩

○

薩萬宿へやらんとて石川より借用ス

とふしん也

キ印役人

三輪吉太夫

○

一六月第一口水戸浪士甲宗助といふ人頭立其州六人助力を申込むすがの

(野)菅(内)寺さとふ(藤)佐ゆるさず候

一大坂惣年より安井マニ勝より願みとして僕使ニ行く此人の力大也

一勝の下役人ニ黒岩甲取兩人城だいさかい奉行ニ申入少々ゆるく成ル孝子徳と皆其節うわさしたり

○

長州ニ而初アメリカヲ打此賣商船ナリ和蘭ノ船ヲ又打ツ賣商船ナリ一口ヲキテ「フランス」○ノ軍監艦カ來り而百五十ポンドフランスヲ打カケ候互ニ打合甚し敵味方六七十發位打長州炮臺少シソンジ候十七間の軍監モンソンジ申候フランスノ軍監モ「ホ柱」又船少々ソンジ申候

○

見物の人數幾百人といふ數を不知皆々高聲ヲ發して喜ブそれより廣井ハさかいの町奉行ニ相あづける此又僕周せんす廿日計すぎて住吉陣ニ歸ル度々足ヲはこんでしバ「彼ニまみゆ彼嘶ニ曰君の力ニ依而一ヶ年のあだむなしなさむるハ僕生外の大おんとなみだながらにかたりけり

○

一大坂長町

せんたく屋の

おたけ
五十一才

一さかい町

松屋の

頁
三十六才七

サカイ住

一金助の江戸梅の口書キ

たな橋ハ江戸といふて今紀州の臺場ニ有ルと聞ク此より勝ニ願み田中
をきの國ニやる二月十日船^{フネ}監所ニて聞大樹公十三日ニ相成と聞

タナ橋三郎ヲ

亥六月二日泉州ニ而父ノアダヲウツ

廣井岩之助

立合

千屋虎之助

新宮馬之助

紀州

田中昌藏

出羽庄内塾頭

佐藤與之助

甚見事ニ様聞

○一時計左右方ねめ合いきをつめいどみ合し處廣井右ノ手ヲ少しきる
二の刀左の手ヲ切ル此ふかでになれば左ニ廻ル處ヲ右の腰服ヲ切候服
中半切レたをル遂ニ止メさす

○

亥正月廿二日春岳公攝海御見分之爲且上洛として品川ヲ發ス同廿五日
大久保越中守様へ拜眼ス大樹公二月廿六日之處廿二日ニ相成ル

一正月十八日勝先生大廣間ニて將軍職自退之義大義論之由麟太郎先生カ

咄し承地ス先生ハ衆役之爲ニ命ヲそんじるもしれズ思ふ

浪人懸り

目附役

浪人被扱シレ

最。。

浪人取締

大目附

丑込住

十二月ニ爲誅ス

杉浦庄市郎

池田信濃

鶉殿鳩翁

松平力之助

山岡鐵太郎

窪田治部衛門

松岡昌市郎

淺野伊賀守

渡邊傳太郎

花輪次郎

正月ニ誅ス

。卯野東櫻

力石太郎

山藤權之進

山藤右渡邊の下人と爲て薩長土を聞合ス此の渡邊は淺野の下役と爲て三藩其外正儀の勢聞合ス然に花輪の三徳に右之人々の密書有るを以て有志知る正月下旬ニ書ス也

○

浪人頭

清河八郎

右之人浪人頭ヲ被仰付依之ニ浪人來り候時は貳人不知に金拾兩幕ヲ被下候様承少しの間にて浪人四五拾人參りしと聞右數浪人幕府上京時參るゝ様勝麟太郎先生ヲ夜にて聞し事此は春獄カク公大失策也亥の正月廿二日の夜

しるす幕も大きに勢無之き事と知るべし一笑々々
幕便共得力候趣ニ候

亥正月廿四日

ニ上京ス

右之人々正義ヲ中時節たからもふく正義も地落ると知べし

「正月七日諸浪人出立

人数凡三百人ト聞

因藩

千葉重太郎
勝部信藏

筒
勝塾生名
浅見信

千海直藏
高木三郎

塾頭

佐藤與之助

何和ハシ

横もじ先生と聞定
あミそなるべし

大持敬捕

高柳表二郎

○
亥二月七日 岡田以藏來りて谷氏に面會をこふ其日金策公ニ合ふ其治

段告る

○

カステイラ仕様

正味

玉子百目 うとん七十目 さとふ百目

此ヲ合テヤク也 和蘭實方

海援隊日史

起慶應丁卯首夏

一慶應三丁卯四月本藩參政福岡藤次 命ヲ奉シテ長崎ニ來ル時ニ才谷梅太郎馬關ヨリ來リ 命ヲ拜ス其文ニ

覺

坂本龍馬事

才谷梅太郎

右者脫走罪跡被差免海援隊長被仰付之

但隊中之處分一切御任セ被仰付之

卯ノ四月

(朱書)

一才谷既ニ此命ヲ拜シ七八年間共ニ佗國ニ退遊シ海軍ヲ皇張シ誓テ王事ニ死セント約セシ本藩佗藩ノ脫生二十八許皆此隊中ニ入ル文官武官器

坂本龍馬關係文書 第二

八十一

機官側量官運用官醫官等ノ課ヲ分ツ水夫火夫ヲ合セテ五十人ヲ得タリ
ト云々

一本藩出碇參政ト海援隊約束書ヲ以テ隊長ニ與フ其書ニ曰

海援隊約規

凡嘗テ本藩ヲ脱スル者及他藩ヲ脱スル者海外ノ志アル者此隊ニ入ル運
輸射利關拓機本藩ノ應援ヲ爲スヲ主トス今後自他ニ論ナク其志ニ從テ
撰テ入之

凡隊中ノ事一切隊長ノ處分ニ任ス敢テ或ハ違背スル勿レ若シ暴亂事ヲ
破リ妾謬ノ害ヲ引クニ至テハ隊長其死活ヲ制スルモ亦許ス

凡隊中患難相救ヒ困厄相護リ義氣相責メ條理相糺シ若クハ獨斷果激儕
輩ノ妨ヲ爲シ若クハ儕輩相推シ乘勢強制シ佗人ノ妨ヲ爲ス是尤慎ム可
キ所敢テ或ハ犯ス勿レ

凡隊中修業分課政法火技航海機學語等ノ如キ其志ニ隨テ執之互ニ相勉

勵敢テ或ハ懈ル事勿レ

凡隊中所費ノ錢糧其自營ヲ功ニ取ル亦互ニ相分配私スル所アル勿レ若
舉事用度不足或學料缺乏ヲ致ス隊長建議出碇官ノ給辨ヲ埃ツ以下隨節略

慶應三丁卯四月

一越テ四月廿三日隊長及ヒ小谷耕藏渡邊剛八等イロハ丸ニ乘シ紅白紅ノ
旗章ヲ揚ケテ上國ニ赴ク船中國海ニ到ル時紀州軍艦明光丸ノ爲メニ衝
沒セラル後數日長崎ニ於テ難論數回紀遂ニ罪ニ伏シ謝書ヲ贈リ償額金
ヲ出ス故ニ恩宥ニ隨フ

此事航海日記附錄ト標シ一冊ト爲シ別ニ存ス故ニ此ニ錄セズ

一越テ六月九日本藩ノ運送船水蓮シユリン長崎港ヲ發ス由井桂三郎船長タリ參政
後藤象次郎附屬官松井周助高橋勝右衛門隊長才谷梅太郎文官臣謙吉等
同乘タリ翌十日馬關ニ達ス十一日晴天曉霧岩見島ノ邊ヲ過ルトキ少シ
ク暗礁ニ觸ル破傷大ナラズ十二日朝兵庫ニ達ス午後大坂長堀ノ邸ニ入

ル同日後藤松井等上京十四日京師ニ到ル邸外ニ宿ス

一十六日野邑辰太郎白峯駿馬兵庫ヨリ來ル

一廿二日薩ノ太夫小松帶乃參政西郷吉之助等吾藩士ト三樹ノ水亭ニ會同
ス此會ニ關カル者七人矣

一七月四日出京五日朝着坂七日後藤及ヒ眞邊榮三郎等大坂出帆

六月九日ヨリ七月七日ニ到ルマテ廿八日ノ間種々ノ記載スヘキ事アリ
今省文ニ從フ

○幕府暴逆失體ニ因テ相議シテ檄文ヲ作ル其文ニ曰
○此間脫文アリ
今般更始一新我

皇州之免復ヲ謀リ奸邪ヲ除キ明良ヲ舉ゲ治平ヲ求メ天下万民之爲メニ寬

仁明恕ノ政ヲ爲ントシテ共ニ神明ニ誓テ左ノ文ヲ作

一ニハ政ヲ爲ント共ニ心ニ盟シテ左ノ文ヲ作ル云々

一天下ノ大政ヲ議定スル全權ハ朝廷ニ在リ我皇國ノ制度法則一切之萬

機京師ノ議事堂ヨリ出ルヲ要ス

一 議事院ヲ建立スルハ宜ク諸藩ヨリ其入費ヲ貢獻スベシ

一 議事院上下ヲ分チ議事官ハ上公卿ヨリ下倍臣庶民ニ至ルマテ正義純粹ノ者ヲ撰舉シ尙且諸侯モ自ラ其職掌ニヨリテ上院ノ任ニ充ツ

一 將軍職ヲ以テ天下ノ万機ヲ掌握スルノ理ナシ自今宜ク其職ヲ辭シテ諸侯ノ列ニ歸順シ政權ヲ朝廷ニ歸スベキハ勿論ナリ

一 各港外國ノ條約ハ兵庫港ニ於テ新ニ朝廷ノ大臣諸國ノ士大夫ト衆合シ道理明白ニ新約定ヲ結ビ誠實ノ商法ヲ行フベシ

一 朝廷ノ制度法則ハ往昔ヨリ律令アリト雖當今ノ時勢ニ參シ或ハ當ラザルモノアリ宜ク其弊風ヲ一新改革シテ地球上ニ愧ツベカラサル國舉ヲ建シ

一 此 皇國興復ノ議事ニ關係スル士大夫ニ私道ヲ去リ公平ニ基キ術策ヲ設ケズ正實ヲ貴ヒ既往ノ是非曲直ヲ不問人心一和ヲ主トシテ此議ヲ定ムベシ

右ニ議定セル盟約ハ方今之急務天下ノ大事之ニ加クモノ無シ故ニ一
旦盟約決議ノ上ハ何ソ其事ノ成敗利鈍ヲ視ンヤ唯一心協力永ク貫徹
セン事ヲ要ス

慶應三年六月

一越テ七月四日京都發足五日着坂七日後藤眞邊乘船歸國ス隊長及ヒ余カ
輩ハ浪華ニ留ル

○佛朗西ローレンスナル者日本ノ事情ヲ探索シ

同國オリンハンドニ送リシ書翰譯文

外國人ノ日本國內ニ於テ施ス處ノ策ハ 皇威ヲ弱クシ幕威ヲ強クスルヲ
主トス蓋シ始メ幕府ト相議定セル條約モアレバ暫ク幕ノ後口楯トナリテ
海陸軍ヲ以テ之ヲ助ケントスル所以ハ陰ニ相圖ル事モアレバナリ
諸藩士ハ見識淺陋ニシテ輒モスレバ外夷トノ抗抵ス故ニ豫備セサル能ハ
ズ一旦事アラバ幕ト勢ヲ合メ相應援スベシ馬關鹿府ノ事ニ於テ見ルガ如

シ

諸侯ノ内ニ一人モ見識アルモノ無キガ故ニ自ラ一致シ難シ是方今日本諸侯ノ爲シ得ベカラザル一ナリ既ニ佛國ニテ帝王薩ノ岩下ニ逢フヲ嫌ヒシ事アリ是ハ右ノ一條ニ關係スル所以ナリ譬ヘバ鹿府ニテ士人ニ害セラレシ時ハ政府ニ關係セサルヲ得スト雖モ直ニ各藩ニ條約外ノ事ナレバナリ如斯事件アリテ幕府悉ク之ヲ裁斷スレバ幕威増々張リ皇威増々削ラル可シ何トナレハ吾輩後口楯ト成テ常ニ之ヲ煽動スレバナリ若シ幕威ヲ削ラント欲セバ帝王親ラ政ヲ執リ人ニ假スベカラズ帝王幕府職位自ラ分別アリ是レ全世界ノ大條理ナリ朝廷ヨリ政刑ヲ出ス時ハ外國人自ラ國法ニ從ハザルヲ得サル也唯義理確然恐喝ニ因テ動搖ナキヲ要ス然ラサレバ威令行ハンス帝王自ラ政刑ヲ執リ緊要ノ事件ハ一ニ自ラ所置スベシ外國ニ關係スル事等ハ最モ然リ決シテ幕府ニ任スベカラズ

日本ニハ古來一系ノ帝王アルカ故ニ幕府決シテ事務ニ關係スベカラザル者ナルヲ明カニ外國諸全權ノ者ニ布告セサルベカラス諸條約書一切帝王ノ印鑑ヲ以テ行ルベシ然ラズンハ權佗人ニ出ツ是亦全世界ノ公義ナリ諸侯ハ只皇威ヲ皇張セン事ニ注意スベシ然ラズンバ帝家ト將家ト區別明白ナラズ

日本若シ外國之凌辱ヲ防カントナラバ唯秀才一人及ヒ教化サレタル民間ニ存スル公法ヲ領會シタル一人ニテ足レリ

日本人ハ未ダ世界ノ公法ヲ知ラザル事外國人皆知ル所ナリ我輩ハ公法ヲ知レリト雖モ或ハ犯サザルヲ得サル事アリ譬ヘバ日本人妄ニ洋人ヲ殺害スルガ故ニ豫メ兵備セザルベカラズ兵備ヲ處クハ吾輩ノ公法ヲ犯ス者ナリ亦止ヲ得ザルニ出ヅ

眞ニ外國人ト戰ハントスレバ干戈ヲ用ユルヲ須タス唯筆墨有テ足レリ蓋シ大條理ヲ執テ戰爭スルナリ

日本ヲ窺偷スル一二姦惡ノ洋人アリ其罪ヲ各國ニ鳴シ日本ヲ退クル時ハ必ス事ナクシテ止ムベシ

然ル時ハ歐洲ニテ王正義ノ人ヲ撰ンテ日本ニ致ラシメ自ラ内外和力シテ緊要事務ヲ謀ルニ到ルベシ

諸侯ハ攘夷鎖港ノ論ヲ確執スベキナリ如何トナレバ時勢ノ此ノ如キニ到リシハ全ク幕府ノ暴威ヨリ出テシ者ナレバナリ

一切ノ大政ハ帝王ニ出ツ然レモ帝王幼弱ナル時等ハ攝政ト會議衆ト相謀テ政刑ヲ出ツベシ此二局之決斷ヲ經ザルハ將家トイヘモ恣ニ政刑ヲ出スベカラス

攝政ハ常ニ外國ノ事務條約ノ目ニ注意ノ或ハ勅使ヲ出シ或ハ書翰ヲ出ス等ヲ事トスベシ

攝政トイヘモ會議衆ト攝政所トノ二局之評論ヲ經ザルハ妄リニ政令ヲ發スルヲ許サズ

大諸侯ノ臣屬相合ノ一大兵隊ヲ設ケ立テ 帝王ノ親兵ト爲スベシ云々

右譯文章法踈拙ヲ免カレズ讀者唯大隊ヲ領會シテ可ナリ云々

慶應丁卯

○

天下憂生ノ士口ヲ噤ンテ敢テ言サルニ到リシハ誠ニ可懼ノ時ニ候

朝廷幕府公卿諸侯旨意違フノ意誠ニ可懼ノ事ニ候

此ニ懼ハ我ノ大患ニシテ

○

六月五日七ツ時頃急御召ニ付泉州屋敷當御將軍様御旅館ニおゐて御勘定奉行大坂町奉行大目附立合會星野豊後守被仰渡下次第

鴻池之事

山中善右衛門

加島屋

廣岡久右衛門

右 同

長田作兵衛

右兵庫開港ニより交易取締頭取被仰帶刀御免新田之内百石ヅ、被下置候

米屋

殿村平右衛門

やを屋久右衛門

平野屋五兵衛

米屋喜兵衛

石崎喜兵衛

千草屋

平瀬龜之助

炭屋

白山彦五郎

右同所取締方被仰付辰久平上本マ、苗字御免非常帶刀被仰付新田之内五拾石ツ、被下置候

外ニ御用方

新規加入

夫々名前不知

右同所苗字御免拾人扶持被下置候

鴻池庄之助

炭屋安兵衛

加島屋作助

加島屋作五郎

やを屋名前不知

錢屋忠兵衛

松屋伊兵衛

但拾貳間之内名前相分リ候人數殘リ者

晝水納涼小詩

夜聽潺溪坐鴨磯。滿軒涼露滴蕉衣。佳人先定後遊地。噲々堂成在翠微。
傍樓垂柳捲涼吹。京洛風流夏最宜。髮影搖簾人私語。此情只許晚燈知。

海援隊商事秘記

海 援 隊

商 事



今度丹後國田邊と商法取結び之事ハ當秋八月比其藩士松本檢吾より我が隊士菅野渡邊陸奥等ニ示談ニ及ベリ夫ニ依て互ニ條約取替たる文言

條 約

- 一 今般貴藩と商方御取組致候上者以後永續して互ニ平等公道を守り信實ニ取斗ひ可致ニ付左之條目を相定候
- 一 貴藩御産物長崎へ御出ニ相成候節ハ賣捌等此方屋敷にて一切引請御世

話可申候若又品物ニ付時價不當之品有之候ハ、其品物代價ニ應じ世界定則之步割金を指出置直段引合之上惣會計を相立可申候

一 貴藩御産物御仕入ニ付金子御入用之節ハ此方ニ於て御相談可申候尤も品物長へ到着之上ニて會計相立可申候

一 貴藩より御産物御運送ニ相成候ニ者此方ニ有商船等御用立可申候

一 二丹州并但若兩國之産物等此方ニ買入致度節ハ御隣國之譯を以て貴藩より御世話被成下度候

一 貴藩に於て西洋器械及び諸品物等御入用之節ハ此方兼て取引之洋人より買入可指出候

右之通り互ニ相守違背有之間敷仍有定約如件

慶應三年

松平土佐守内

卯九月

才谷

牧野豊前守様御内

右之通り我か隊長の條約を出し又松本が假定約を請取る其文言左ニ相記候

條 約

- 一 今般貴藩と商方御取組致候上ハ向後永續して互ニ平等公道を守り信實ニ取斗可致候ニ付左之條目相定候
- 一 弊藩産物長崎へ差出候節ハ賣捌等貴藩御屋敷ニ而一切御引請御世話被下度候乍然品物時價不當之品有之候ハ、其品物代價ニ應し世界定則之步割金御差出置被下直段引合之上惣會計相立可申候
- 一 弊藩産物仕入ニ付金子人用之節ハ貴藩ニ而御相談被下度尤も品物長崎着之上ニて惣會計相立可申候
- 一 弊藩の産物運送仕候節ハ貴藩御商船御貸被下度候

一二丹州并ニ但若兩國之產物貴藩ニ御買入其外弊藩ニ周旋可致候義

ハ一切引請御世話可致候

一弊藩ニ西洋器械及び諸品入用之節ハ貴藩兼御取引之西洋人ハ御周旋被下度候

右之通り互ニ相守違背有之間敷依御定約如件

牧野豊前守内

松本檢吾

松平土佐

才谷殿

如右互ニ取替たるニ付約條之通り產物仕入金を松本ニ渡すことを約し先ツ長崎ニて金子五百兩相渡し猶残り金之處ハ大坂ニて相渡し候筈依て松本ハ請取證書を取る左ニ記す

證書

一金五百兩也

右者此度商方御取組相願候ニ付產物仕入金之内借用仕候處實正也然
ル上ハ大坂表ニ於て御融通ニ相成候分と共に十一月中旬迄ニ產物長
崎表へ指出し御返金可仕候條明白ニ御座候爲後日證文仍而如件

丁卯九月十四日

牧野豊——内

松平土——

松本——

印

才——殿

同九月十八日藝州蒸氣船震天丸借受け此之條約を結ぶ爲ニ菅谷眞之助陸
奥陽之助田邊藩士松本檢吾同伴して長崎出帆し丹後ニ趣く

同月廿四日長州下之關ニ着す此處ニ於て無余義仕儀有之震天丸 直様土
佐ニ相廻り菅谷陸奥松本外ニ兩人_{商人壹人 下僕壹人}別ニ早船仕立大坂ニ出帆す

丁卯九月十四日蘭商ハットマンと條約ライフル一千三百挺買入之事を談す尤も四千兩入置余分ハ當日後九十日ニ拂渡す筈

同月十五日左之條約書及び金子四千兩持參陸奥陽之助及び請人缺屋與一郎廣世屋丈吉其外人通事末永猷太郎同道にて出島ハットマン商會ニ至り昨日約束之通りライフルを請取るヲ談し直ニ引替たり其節ハットマン商會よりライフル目錄書付井品位請合書を出せり末永氏翻譯書も相添へり

此間種々ニ混じたる事あり

ハットマンニ出せる證文左ニ記す

證文之事

一ライフル

千三百丁

但シ九十日延拂之事

代價壹万八千八百七拾五兩

内金四千兩入

又金三百六拾兩九十日分歩引

差引残り

金壹万四千四百九十兩

右ハ今般入用ニ付其許より買請候處實正也九十日限り皆納可申候以上

——三年

松平土佐守内

九月十四日

才谷梅太郎印

ハットマン商社

前書之通り相違無御座候若萬一延引及ひ候節ハ我等より相辨可申候爲
其請印仕候以上

廣瀬や丈吉印

鉄屋與一郎印

一卯九月中旬長崎商人八幡屋兵右衛門を以て薩州藤安喜右衛門へ大坂爲替金四千兩を相談す則ち才谷梅太郎借主ニして佐々木三四郎奥印す其始末左ニ記す

一金四千兩

右ハハツトマンのライフル代價之内へ拂入

一金一千兩

内五百兩

田邊藩松本檢吾ニ相渡す證書別ニ有之候

又金貳百兩

長崎ニ於て隊長才谷梅太郎ニ相渡す

又金百五拾兩

長ニ於て口入料として菅谷吉田八幡や兵右衛門へ

遣す云々

又金百五拾兩

菅谷陸奥兩人上坂之入用持參細記者別ニ有之但シ末

永井商人謝義等相遣置且積舟入用も相籠居り候

一才谷梅太郎取入候ライフル千三百丁之内百挺丈け長崎商人缺屋與一郎
廣瀬屋丈吉兩人ニ相預り置候始末

覺

一先日才谷梅太郎買主を以て蘭人ハットマン商社を取入候一千三百丁之
ライフル銃之内百挺丈け其許御兩人ニ御任せ申候間惣金拂入之期限迄
ニ可然御取揃被下度候爲念證書仍る如件

陸 奥 源 二 郎 印

菅 野 覺 永 無 印

但し此節不居合
故ニ印形無之候

右之通り相渡し又缺屋廣瀬屋兩人を預り一札を取る

同十月二日 無事ニて大坂ニ着す

同廿七日夜 陸奥菅谷與僕三人上京阿菊伏水迄來る

同廿八日 着京次于室町譯治

同三十日

與松本定約發京期明朝此夜誘松本離杯於祇園花街白峯亦會
焉前後陸奧翁之周旋也

三吉慎藏日記抄

坂本龍馬ニ係ル件

日記抄録

慶應二年丙寅正月元日

一御内命ヲ以テ當時勢探索ノ爲メ土州藩坂本龍馬へ被差添出京之義被仰
付候ニ付即刻長府出立ニテ馬關ニ至リ福永專助宅ニ於テ初メテ坂本氏
へ面會ニ付印藤津長府藩士ヨリ引合セ三名一同方今ノ事情懇談一夜ニシテ
足ラズ翌二日ヨリ同宿シ協議ノ上至急登京ノ事ニ決シ出船ノ用意ヲ爲
ス時ニ急便ナク止ムヲ得ス五日迄滞關ス

同月六日

一日切船へ乗組ミ同十日出帆ス風潮不順同十六日神戸へ着直ニ上陸ス此
地へ一泊シ入京ノコトヲ計ル

同月十七日

一 神戸湊川ニハ岡藩中川ノ警固アリ神戸ヨリ通船ニテ上坂ス細川左馬介
寺内新左衛門ハ坂本氏ヘ隨行ニ付同伴ス兩名モ土佐ノ人ナリ

同月十八日

一大坂薩州邸ヘ坂本氏一同到ル留守居木場傳内ヘ面會シ事情聞取候處入
京成リ難キ趣ニ由リ木場氏ヨリ薩藩ノ船印シヲ借受ケ坂本氏ヲ始メ薩
藩人ト假稱シテ入京ノ用意ヲ爲ス夜ニ入り大坂城代大久保越中守宿所
ヘ坂本氏訪問ニ付同行ス越中守ヨリ内密示談ノ趣ハ坂本等事ハ探索嚴
密ニテ目下長州人同行ニテ入京ノ旨相知レ其沙汰アリ手配リ致シタル
ニ付早々立退キ候方然ルベシトノコトニ因リ坂本氏一同切迫ノ情態ヲ
察シ直ニ宿所ニ歸リ用意ノ短銃ハ坂本氏本込銃ハ細川氏拙者ハ寺町地
方ニテ手槍ヲ求メ各々約ヲ定メ速ニ上京ト相決ス

同月十九日

一薩州藩士坂本龍馬上下四人ト船宿へ達シ川船印シ相建テ伏見へ通船ス
一八軒屋ニハ幕府新撰組出張ニテ人別ヲ改ム
一八幡淀ノ間ハ淀藩之ヲ固メ山崎ノ方ハ津藩之ヲ固メ川中ニハ所々船番
所ヲ設ケ往來ヲ改ム伏見豊後橋邊ハ水口藩ヨリ固ム右ノ如ク嚴重ノ警
固ノ處一同無事ニ伏見船宿寺田屋方ニ著ス

同月廿日

一坂本氏及ヒ細川寺内等先達テ入京シ日今ノ事情探索シ後レテ拙者ハ上
京ノ事ニ約シ三名出立ス因テ拙者ハ薩藩士ノ都合ニシテ寺田屋へ潜伏
シ京情ノ報ヲ待ツ

同月廿一日

一幕府新撰組廻番晝夜嚴重人別ヲ改ム因テ此時ハ二階夜具入レ物置キ等
ニ潜ミ其場ヲ避ク

同月廿二日

一一橋公宇治へ進發用意トシテ伏見市中戸別調ラベ嚴重ニテ進退切迫ノ處彌ヨ一名潜伏ト見認メヲ受ケシガ頓テ内達アリテ寺田屋へ薩人一名止宿ノ様子ニ付追々取調へ候得共不審無之者ニ付着置可然トノ由報知ヲ受ケ益ス寸暇モ油斷不相成ニ付用意ノ銃槍臥蓐中ニ藏シ覺悟ス

同月廿三夜

一坂本氏ノミ京師ヨリ來着ニ付キ兼テ約シ置キタル通り手當致シ夜半迄

京師ノ様子尙ホ過ル廿一日桂小五郎西郷トノ談判薩長兩藩和解シテ王政復古ヲ企圖スルコト約

決ノ次第委細坂本氏ヨリ聞取此上ハ明廿四日出立ニテ入京ノ上薩邸ニ

同道ト談決シタリサレハ王道回復ニ至ルヘシト一酌ヲ催ホス用意ヲナシ懇談終リ夜半八ツ時頃ニ至リ坂本ノ妾二階下ヨリ走リ上リ店口ヨリ捕縛吏入込ムト告ク直ニ用意ノ短銃ヲ坂本氏へ付シ拙者ハ手槍ヲ伏セ覺悟ス此時一士刀ヲ携へ兩人ノ休所ニ來リ不審ノ儀有之尋問スト案内ナク押入ル兩人誰何シ薩藩士ノ止宿へ不禮スナト叱レハ彼レ偽名ナリ

ト云フ故ニ疑ヒアレハ當所ノ薩邸ヘ引合フベシ明白ナリト云フニ彼レ
又タ云フ兩人共武器ヲ携ヘ居ルハ如何ト是レ武士ノ常ナリト答ヘシニ
彼レ階下ニ去ル此機ニ乗シ樓上ノ建具ヲ一日ニ打除ケ拙者ハ手槍ヲ搆
ヘ坂本氏ヲ後ニ立テ必死トナル忽チ階下ヨリ數人押シ上リ各々得物ヲ
携ヘツ、肥後守ヨリノ上意ニ付キ慎ミ居レト聲高ク呼ヒ立ツルニ因リ
我レハ薩人ナリ上意ヲ受クヘキ者ニ非スト云フヲ相圖ニ兼テ約セル覺
悟ノ通リ一同銃槍ヲ以テ發打シ突立ツル彼レニ死傷アリ階下ニ引退ク
其際一名坂本氏ノ左脇ニ來リ刀ヲ以テ拇指ヨリ持銃ニ切リ付ク坂本氏
傷ヲ負フ此時槍ヲ以テ防キシモ坂本氏裝藥叶ハサル由ヲ告クルニ由リ
此上ハ拙者必死ニ打チ込ント云フヲ坂本氏引止メ彼レ等退キシ猶豫ノ
間ニ裡手ニ下リ此場ヲ切リ拔ケ去ルヘシト云フ其意ニ任セ直ニ坂本氏
ヲ肩ニ掛ケ裏口ノ物置ヲ切リ拔ケ兩家程ノ戸締リヲ切リ破リ挨拶シテ
小路ニ遁レ出テ暫時兩人トモ意氣ヲ休メ夫ヨリ又走ル途中寺アリ此園

板ヲ飛ヒ越ントスルニ近傍多數探索者アル様子ニ付路ヲ轉シテ川端ノ材木貯藏アルヲ見付ケ其棚ノ上ニ兩人トモ密ニ忍ヒ込ミ種々死生ヲ語リ最早逃路アラス此處ニテ割腹シ彼レノ手ニ斃ルヲ免カルニ如カスト云フ坂本氏曰ク死ハ覺悟ノ事ナレハ君ハ是ヨリ薩邸ニ走附ケヨ若シ途ニシテ敵人ニ逢ハ、必死夫レ迄ナリ僕モ亦タ此所ニテ死センノミト時既ニ曉ナレハ猶豫ムツカント云フ其言ニ從ヒ直ニ川端ニテ染血シ洗ヒ草鞋ヲ拾フテ旅人ノ容貌ヲ作シ走り出ツ其際市中ノ店頭ニ既ニ戸ヲ開クモノアルヲ以テ尙ホ心急キニ貳町餘リ行ク幸ヒニ商人体ノ者ニ逢ヒ薩邸ノアル所ヲ問フニ是ヨリ先キ一筋道ニテ三丁餘リナリト云フ即チ到ル留守居大山彦八出迎へ昨夜ノ様子ハ坂本氏ノ妾來リテ注進ス行違如何ヤト煩念ノ處天幸ナルカナ此ニ近レ來ルトハ今マ坂本氏ハ無事ニ逆レ歸ルヘシ三吉氏ハ是ニ止リ居ルヘシト云ヒ捨テ大山氏白ラ船ニ印ヲ建テ有志兩三名ト棹シテ坂本氏ノ潛處ニ到リ迎へテ還ル一同闕然愉

快ノ聲ヲ發ス爾後門ノ出入ヲ嚴守セシメ急ニ京師西郷大人ノ許ニ報ス
因テ吉井幸輔乘馬ニテ走セ付ケ尋問ス具サニ事情ヲ語ル又々西郷大人
ヨリ兵士一小隊醫師一人差添坂本氏ノ療治手當方兩人守衛ノ爲メ差下
ス由ニテ來着ス實ニ此仕向ケノ厚キ言語ニ盡ス能ハス夕刻ニ至リ兩人
共ニ衣服ノ仕向ケ有之然處薩邸へ走リ込ミタル段奉行所ヨリ留守居所
ニ糺問ニナリ兩人共ニ可相渡ト申來リ候得共右様ノ者ハ邸内ニハ無之
ト申シ切り候夫ヨリ人數ノ手配ヲナシ探索更ニ嚴ナリ或ハ京坂へ人相
書ヲ廻シ頻リニ薩邸ヲ窺へトモ邸内ニハ一小隊兵士ノ守衛アル故妄ニ
手ヲ着クルコト能ハス扱寺田屋ニハ變動ノ翌日探索者至リ家内ヲ檢シ
遺コシ置キタル銃鎗及ヒ書類用金等ヲ拾ヒ揚ケ奉行所ニ取歸リ候由寺
田屋儀モ引合トナリ糺問嚴重ナル旨歸邸ノ後チ告ケ來ル坂本氏ハ追々
快方ニテ本月廿九日迄伏見薩邸ニ滞在ス

二月朔日

一西郷大人ノ命ニテ兩人共上京可致トノコトニ付吉井幸輔乘馬ニテ兵士
一小隊ヲ引キ迎ヘトシテ來ル同夜坂本一同并ニ妾附添京師薩邸西郷大
人ノ宿處ニ到ル大人出迎ヒ直ニ居間ニ坐シ事情ヲ語ル拙者ハ初メテノ
面會ナレバ其懇情親子ノ如シ又タ一室ヲ設ケ坂本兩人并妾トモ三人ノ
休處トセラル是ヨリ日々時勢ノ動靜或ハ諸建白尙ホ西郷大人ノ他人へ
尋問等ノ件々迄懇諭ヲ受ク諸有志二三名宛晝夜休所ニ來リ慰勞シテ相
語タル此時小松帶刀島津伊勢桂右衛門三名ハ大夫西郷吉之助ハ中老ノ
取扱ナリ大久保市藏岩下左次右衛門伊地知正治村田新八中村半次郎西
郷新吾大山彌助内田忠之助伊集院金次郎中路權右衛門野津七左衛門鈴
木武彌兒玉四郎吉醫師木原泰雲等ノ人々日々來話懇情至ラサルナシ
時ニ薩長和解彌ヨ王政復古ノ爲メ盡力兵備ノ手當ヲナスニ決シ西郷小
松桂ヲ始メ一ト先ツ歸國ノ事ト定メ二月廿九日夜京師出立ニ付坂本兩
人妾トモ同船ニテ拙者ハ馬關へ坂本ハ鹿兒島へ同行ストノ事ナリ依テ

附添ヒ同夜伏見ニ着ス數人ノ有志伏見ニ送り來ル三月朔日大坂藏屋敷
へ着シ四日朝川船ニテ下リ薩藩蒸氣船三邦丸ニ乗ル五日朝大坂沖出帆
七日夜馬關へ着ス直ニ通船ニテ拙者ハ上陸シ鶏其他赤間關硯等ヲ購シ
西郷ヲ始メ諸氏へ離別ノ寸志トシテ船ニ持參ス間ナク出船因テ厚謝シ
テ別ル又々坂本へハ他日馬關ニ來ルコトヲ約ス夫レヨリ拙者揚陸シ常
宮屋六左衛門方へ暫時休息ノ内伊藤九三來訪ス夜半長府マテ通船ヲ雇
ヒ歸ル

同月八日

一勝山御殿へ出頭京師ノ事情薩長和親ノ件々君公ニ言上シ且ツ之ヲ重役
ノミニ談ス

同月九日

一命ニ依リ長府出立山口ニ到ル十四日宗家君前ニ召出サレ左ノ達書ノ通
リ賜モノヲ拜ス

新身刀一振

長府三吉慎藏

右先達テ時情探索トシテ薩藩坂本龍馬同道京攝間へ罷登種々苦辛之折柄於伏見不慮之儀致出來其砌別而艱難ヲ經龍馬トモ相扶罷歸上國之模様委細ニ及于報知不容易遂苦勞神妙之事ニ候依テ右之通拜領被仰付候事

同月十五日

一山口御用相濟ミ出立十六日歸府ス十九日勝山御殿ニ御用召左ノ通御賞賜ヲ蒙ル

三吉慎藏へ申渡覺

其方儀當正月御内用ニ付京師へ被差登候途中於伏見宿危難有之候處遂其節候段被聞召不辱御家名全兼而武門之嗜宜奇特之至被思召候依テ御藏米貳拾石被増下都合六拾石被仰付旨候以上

一龍馬妾ヲ携ヘ薩州ヨリ馬關ニ來ルヤ伊藤九三方ヲ寄留處ト定メ妾ヲ同家ニ留メテ竊カニ東西ニ奔走シ時勢ヲ慮リ國事ヲ勤ム往來必ス關ニ滯リ福原福田品川熊野梶山等ノ諸子ヲ勸誘シ且ツ長防ノ國難ヲ解キ君民勤王ノ素志ヲ遂ケシメンコトヲ圖ル藩主之ヲ嘉ミシテ短刀備前吉光ヲ惠贈シ且ツ臨時ノ費用ヲ扶クルコトアリ其海援隊ヲ長崎ニ組織スルニ當リテハ有志等往テ懇諭ヲ受ルモノアリシ龍馬又々慎藏ノ宅ニ留滯アリ寄書數通載セテ別冊トス其徒石川清之助亦々屢ハ來藩周旋スル所多シ其手翰モ別錄ニアリ我カ藩士ノ龍馬ニ交ルハ印藤聿ヲ最初トス

一慶應三年丁卯十一月十五日京都瓦町四條上ル近新ト云フ家ニ龍馬清之助及ヒ僕藤吉止宿ノ處夜四ツ時過キ賊三人虛ニ乘シ不意ニ切込ミ殺害ス龍馬ハ同夜死シ清之助ハ十七日ニ死シ直次郎ハ十六日ニ死ス

右ニ付長崎ナル海援隊ヨリ浦田軍次郎飛報トシテ十二月二日馬關來着事ヲ告ケテ直チニ歸府ス此報ヲ得テ即時馬關伊藤九三方ニ到リ有志ニ

報知シ談合ノ上變事ヲ坂本ノ妾於良へ諭示ス此時ニ當リ同志ノ長崎ニ滯ルモノ舉テ上京ヲ計レリ

一妾於良ハ遺言ニ因リ十二月十五日慎藏宅ニ引受ケ同居ス就テハ藩主其情ヲ憐ミ扶助米アリ且ツ於良ノ妹(キンメイ)事兼テ龍馬ノ内意ニテ菅野覺兵衛へ娶ハスヘキノ約アリ故ニ同女モ姊ト共ニ同居セシム

一明治元年戊辰

王政復古 正月五日中島作太郎來藩訪問ニ預ル時ニ他出シテ面話ヲ得ス一書ヲ遺コシテ馬關ニ到リ泊ス翌日出關會話ス

一海援隊ノ諸士協議ノ上土州へ於良引取ノ事ニ決シ終ニ馬關ヨリ土佐ル坂本姊ノ住處ニ護送ス時ニ明治元年三月ナリ

一龍馬ノ遺物トシテ正宗ノ刀ヲ受ク中島氏ヨリ之ヲ贈ルナリ

一後藤氏ヨリモ謝儀トシテ土佐國産ノ美紙ヲ贈ルヲ受ク

○

毛利家乗抄錄

慶應二年正月廿三日藩士三吉愼藏伏水ノ旅舎ニ闘フ

是ヨリ先キ命シテ京攝間ノ情狀ヲ細作セシムルナリ

附記 土佐ノ人坂本良馬曾テ赤馬關ニ來寓シ愼藏之ト交ル是夜良馬ト

俱ニ伏水ノ旅舎ニ投ス寇アリ暗ニ舎ヲ圍ム二人樓上ニ在テ之ヲ覺ラス

良馬ノ妾會マ浴室ニ在リ變ヲ見テ裸體馳セ報ス數人從ヒ登ル愼藏槍ヲ

操リ之ヲ拒カントス敵燭ヲ掲ク其光リ我ヲ射テ渠レ見エス俗ニ龍槍暗

中ヲ鏃ス敵火盆ヲ擲ツ火散シ敵ヲ認ム頗ル衆多ナリ良馬モ亦タ短銃ヲ

發シ之ヲ狙ス機輪一回六彈既ニ盡ク再ヒ裝ハントス輪墮ツ之ヲ索ム敵

白刃薄リ撃ツ良馬爲メニ手ヲ傷ツク愼藏槍ヲ揮ヒ叫闘シ敵披靡ス良馬

モ亦タ隻手銃ヲ裝ヒ追テ階下ニ亂發ス敵死傷シ退ク二人急ニ樓壁ヲ穿

チ屋瓦ヲ傳ヒ他ノ二戸ヲ鑽リ遁レテ木材ノ積ム所アルニ會ヒ其架際ニ

潜匿ス敵モ亦々大炮ヲ引キ再ヒ來テ旅舎ヲ圍ミ二人ヲ索ム獲ス遣ス所
ノ一囊ヲ攘メテ去ル時ニ夜已ニ闌ハナリ慎藏曰ク到ル處道路口ヲ以テ
ス逃避術ナシ徒ラニ敵手ニ斃レンヨリハ寧ロ茲ニ潔死センノミト良馬
曰ク否然ラス子ハ直チニ當地ノ薩邸ニ行ケ途ニシテ敵ニ遭ハ、奮死シ
テ止ムノミ天殆ント白カラントス遲疑スヘカラス子ハ姑ラク茲ニ潜ミ
若シ敵ノ踪スルアラハ命ヲ抛タント慎藏其言ニ從ヒ架ヲ下リ竊カニ衣
血ヲ川流ニ滌キ弊鞋ヲ拾ヒ穿チ旅客ニ扮シテ辭シ別ル行ク五町許薩邸
ノ門ヲ叩キ名ヲ通ス留監大山彦八迎ヘ入レ曰ク昨夜ノ變嚮キニ良馬カ
妾來リ狀ス未タソノ後況如何ンヲ知ルヲ得ス兄今マ此厄ヲ免レ來ル實
ニ天幸ト謂ツヘシト乃チ慎藏ヲ邸ニ留メ急ニ舟ヲ艤シ薩徽ノ幟ヲ樹テ
壯士兩三名ト共ニ櫓シテ良馬ノ潜處ニ抵リ迎ヘ還リ亦々邸ニ留ム慎藏
佩フル所ノ囊金ヲ悉クシテ良馬ニ投シ醫治ノ資ニ供ス邸監更ニ其門ヲ
嚴守セシメ直ニ使ヲ馳セテ西郷吉之助ニ京師ニ報ス吉井幸輔馬ヲ馳セ

來リ訪フ俱ニ京畿ノ事情ヲ語ル尋テ西郷氏兵一小隊ニ醫師ヲ附シ來テ
二人ヲ療衛セシム留監更メテ新衣ヲ服セシム午後ニ至リ伏水市尹數吏
ヲ邸ニ差シ二人ヲ索ム留監諒キ答ヘテ在ラスト爲ス二月朔日幸輔西郷
氏ノ旨ヲ承ケ來リ夜ニ乘シテ二人ヲ京師ノ薩邸ニ伴ヒ還ル亦々護送ス
ルニ一小隊ヲ以テス西郷氏即チ迎ヘ入レ晤語スル舊識ノ如シ時事ノ得
失奏議ノ可否及ヒ志士懇接等ノ談論一モ蒞秘スル所ナシ二人居ルコト
久シ矣遂ニ薩長兩藩同心協力王政復古ノ準備ヲ謀ルカ爲メ西郷小松桂
等ノ諸氏ヲ首トシ各自先ツ疾ク其國ニ歸ルニ決シ二人ヲ伴フテ大坂ヨ
リ出帆ス三月七日慎藏ハ馬關ニ揚リ良馬ハ薩州ニ向フ八日慎藏勝山ニ
復命シ經歷スル所ノ情狀ヲ具ス九日慎藏ニ命シ徑チニ山口ニ抵リ慶親
公ニ謁シ時事ヲ上具セシム公之ヲ嘉ミシ親シク新刀一振ヲ賜フ十六日
勝山ニ復命ス公賞祿貳拾石ヲ増給ス

追錄 良馬ハ明年十一月十五日ヲ以テ其徒石川清之助ト共ニ京師ニ暗

殺ニ遭フ曩ニ多年勤 王ノ大志ヲ抱キ東走西馳國事ニ執掌ス特ニ海軍
設置ノ急務ナルヲ慮リ同志ヲ募リテ海援隊ヲ長崎ニ編制シ軍艦ヲ購シ
テ其術ヲ擴張ス往來必ス馬關港ニ由リ屢シハ有志ニ就キ慷慨時事ヲ説
ク公之ヲ嘉賞シ贈ルニ短刀備前吉光ヲ以テシ且ツ扶助スル所アリ又々慎藏
ノ家ニ留寓ス清之助モ亦々屢シハ來藩ス良馬死スルニ及ンテ遺言ニ因
リ其妾慎藏ニ來寄ス慎藏厚ク之ヲ遇ス因テ扶持米ヲ補給ス後チ海援隊
ノ諸士慎藏等ト相謀リ妾ヲ土佐ノ國良馬カ姉ノ家ニ護送セリ維新ノ終
ニ至リ 朝廷二人ノ生前ニ功アルヲ賞シ其遺族ニ恩祿ヲ賜フ

木戸孝允覺書

幕府ノ書ヲ受ク下田ニ非ス相州クリ濱ナリ

再航相州浦賀ニ至リ途ニ加奈川横濱ニテ應接セリ

梅田ハ病死ナリ

松陰死士ト上京ヲ謀リ未至發

長井松陰ヲ江戸ニ檻致ス謬聞ナラン梅田源二郎ノ言ヨリ松陰ニ及ベリ

加奈川外三港ヲ開キ商賣ヲ許ス此前年也

長州ノ初發癸丑甲寅以來攘夷ヲ主張セリ戊午六月廿六日

勅諭下田開港ノ外不差許云々トノ朝意ニ基キ是ヨリ開國ヲ以目的トス雖然假條約違勅調印ハ破却シ以テ益名義ヲ明ラカニシ大ニ國是ヲ定メン
ト欲ス依テ壬戌ノ歲幕府ニ從來名分ノ不明條理ノ不貫ヲ責メ以後天朝

ヲ遵奉シ其職ヲ盡サンコトヲ建白シ而偏ク藩内ニ布令シ士人ノ方向ヲ定メ
天倫一等ノ忠節ヲ確守シ一藩ヲ擲テ大ニ國事ニ盡力セント此歲六月六日
發江戸道ヲ中仙道ニトリ漸七月四日京都ニ着セリ此途中從者多ク痲^シヲ
病ミ死スルモノモ亦不少而シテ發江戸ノ前一日嶋津公子東着セリ此時京
中諸藩士浪士ノ徒多ク縉紳ノ間ヲ往來シ壯烈ノ議論縱橫相行ハレ長州ノ
關東ヨリ上ルヲ疑惑シ或ハ長州ノ姦ヲ退クル等ノ議ヲ 朝廷上ニ奉ル者
モ頻ニ有之長州京ニ入り已ニ二十日ヲ過キ未タ一命ヲ奉スルヲ得ズ七月
廿九日ニ至リ漸ク八月朔學習院エ參向スベキノ 命有リ依テ上下事ノ齟
齬有ランコトヲ恐^レ廿九日ノ夜孝允當時ノ議奏正親町三條大納言エ強テ謁
ヲ請ヒ寡君ヲ召スノ内意ヲ窺フ納言是ヲ語ルヲ難ス依テ將來コトノ齟齬ア
ランコト慮リ偏ニ我公ノ誠意ノ貫徹セサランコトヲ憂ヒ再三コトノ輕重ヲ論シ
敢テ内意ヲ窺ハンコトヲ請フ依テ三條ヲ示サル其一則今攘夷其二水戸烈公
贈官其三天下國事ニ斃レシモノ靈魂招集現存スルモノハ舊ニ復スルノ云

々也依テ孝允謹而第二第三二ヶ條ノ 朝旨ヲ拜見シ第一攘夷ノ一ヶ條ニ
至テハ已ニ長州ノ考フル所ト甚齟齬セリ戊午六月廿六日ノ 勅諭終ニ幕
府遵奉スル能ハス是ヨリ天下擾々當日ノ勢也長州ノ盡ストコロハ只此
朝意ノ貫徹センコトヲ誓フ且 朝廷實ニ下田開港ヲ許ス此時已ニ開國ニ決
ス而テ 朝廷下田ヲ許スヲ以テ意トセサルモノ有ルニ似タリ一旦下田ヲ
許ス今ノ夷狄ハ古ノ夷狄ニアラザルナリ 朝廷先シテ益撻伐ノ規模ヲ定
メスンハ有ル可カラズ然ラサレハ天下ノ危又不可知且今日京中壯烈ノ議
論縱横相行ハレ縉紳ノ間ニ往來スルモノモ亦少カラス雖然國家ノ事癸丑
以來自ラ條理アリ一時壯烈ノ議論ニ媚ビテ多年ノ條理曲ル能ハザルモノ
アリ而シテ孝允主命ヲ受ケ此言ヲ陳論スルニアラザルコトヲ陳ベテ一旦辭
去シ同志ノ士久坂義介等數名ニ相會シ更ニ當否ヲ論ス皆以テ余ノ言ヲ然
リトス依テ又河原街邸ニ至リ諸有司ト君前ニ相議シ一意違ハサルヲ以テ
此夜再孝允與參政周布政之助正親町殿ニ至リ改テ前意ヲ陳述セリ八月朔

公學習院エ參向當時ノ議奏傳奏列坐 勅詔ヲ下賜ス謹而拜見スルニ則前
ノ二ヶ條ナリ是日奉 勅公東下公ハ京都ニ留ル皆 朝命ニ遵フナリ於此
又第一條ノ勅意遽ニ不發ヲ疑ヒ深ク將來ノコトヲ苦慮シ而シテ其餘第二第
三ノ二條ハ天下ノ末事ナリ第一條ノ可否相定ルヲ以テ天下ノ方向モ定ル
ト云可シ依テ癸丑甲寅戊午以來ノ 勅詔草野相知ル所ノモノ數條ヲ寫認
シ是ヲ奉シテ以テ前途ノ目的トナシ朝意ニ違フ所ナキヤ否ヲ窺フ然ルニ
戊午六月廿六日ノ 勅詔ニ至リ今日ノ際云々ノ情實有ツテ最前ノ如ク仰
付ラレ難ク雖然國事ノ重大ノ儀ニ付衆議言上ノ上追テ何分ノ御沙汰有ル
可クトノ附ケ紙相成近衛關白殿ニテ評議有
之 叡慮ヲ窺フト云 議奏中山大納言殿ヨリ下受セラレ
依テ又大ニ相議シ事今日ニ至リ曖昧模稜日月ヲ消スル時ハ國家ノ正氣ヲ
損ス少ナカラス故ニ又仰付ラレ難キノ所以ヲ窺ヒ速ニ可否ノ決ヲ蒙ラン
ト欲シ是ヲ 朝廷ニ陳言スル再三此ニ於テ未ノ歲幕府ヨリ 皇妹御東下
ヲ請願公武合一ヲ天下ニ示サント欲ス而テ 皇妹已ニ有栖川宮エ御内約

有リ且關東ハ外夷ノ事情有ルヲ以テ其願ヲ許サレズ幕府百方周旋今日許
可ナキ時ハ天下益公武ノ間ヲ危疑シ人心洶々終ニ天下人民自ラ塗炭ノ苦
ヲ受ケントス外夷ノ如キハ六七年内乃十ケ年ニハ必掃攘シ可奉安 宸襟
可キ云々閣老連署誓詞ヲ奉呈セリ依テ 主上天下ノ億兆ヲ顧慮在ラセラ
レ終ニ 皇妹御東下其願ヒヲ許シ 宸翰ヲ縉紳ニ示サセラレ事齟齬スル
時ハ

朕自ラ是ヲ征スル云々ノ

勅言在リ是ヲ以テ此ノ顛末ヲ示サレ始テ今日仰付ラレ難キ云々ノ所以ヲ
知り而テ幕府未大ニ是ヲ秘シテ人ニ示サズ故ニ始長州ノ幕府ニ意見ヲ論
述スルモ至于此皆水泡ニ屬セリ然リ而テ長州ノ上京スル以來天下ノ議論
百出不休雖然只條理ノ有ル所ヲ踏ミ以テ今日ニ至リ始テ此ノ顛末ヲ聞キ
條理已ニ盡キ條理已ニ極ルト云可シ依テ斷然攘夷ノ 勅ヲ奉ス是ヨリ舉
國攘夷ニ決心セリ 皇妹ノ御東下一朝一夕ノコニアラズ幕府戊午以後又

大條理ヲ失シ天下ノ責ヲ受ケ免レザルモノ于茲基ケリ
櫻田坂下等ノ人名ハ漏ラスニ忍ヒズ

先是毛利家議ヲ幕府ニ献ス云々尤齟齬多シ

長井中仙道ヲ下ル齟齬ナリ

伏水ノ驛ニ留ムルモノ多クハ薩ノ士ナリ

島田左兵衛ヲ斬ル浪士數人ニアラズ薩人田中新兵衛也

中川修理大夫ヲ大坂ニト、ム決テ伏水ニト、メス此ヲモ亦謬聞多シ孝九
モ奉

朝命下坂シテ
中川ヲ止メリ

男山行幸ノ役浪士等親征論ヲ逼リ

朝廷慰藉スルヲ聞カズ

長州人清川八郎等ト交ラズ

英人島津家ノ前驅ヲ衝ク此ヲ如何

勅使品川驛ニ駐ラズ此時在江戸

馬關ノ塞堡ヲ修ムルハ攘夷期限發令ノ後ナリ

英艦鹿鹿島ニ至ル四艘ニアラズ七艘ナリ又一艦ヲ沈ム虚説也

長人過激ノ輩大ニ恚テ曰事君側ニ出ルト云々是等實ニ虚説謬傳一モ眞事
ナシ十八日ノ一自ラ元因アリ

先是攘夷期限後長州屢與外國戰フ而シテ今日ニ至リ幕府前日ト齟齬ス
ルノ布令少カラス天下迷惑諸藩モ亦傍觀セリ依テ前年

宸翰ヲ拜見シ

朕自ラ是ヲ征スルノ言アリ條理ノ極ル所ヲ以テ 勅ヲ奉シ今日ノ舉ニ
及ヒ而テ天下ノ勢如此故ニ

宸翰ノ

叡慮ニ基キ

親征ノ英斷ヲ以テ

鳳輦ヲ石清水ニ進メラレ天下ニ號令有ラセラレン億兆ノ方向ヲ定メシ

「ヲ願フ而シテ宸斷望外ニ出ス此ニ於テ會等幕府ヲ征スルノ舉ト疑ヒ
俄ニ九門ヲ鎖シ長州ヲ退ク

格闘三日云々

十二月乘夜薩州ノ商船豐前田ニ至ル長人眞ニ外國船ト認メ砲撃

屢書ヲ朝廷ニ出ス朝廷省セズ

六月六日會桑及新選組等暴ニ長州人ヲ捕縛シ或ハ擊殺セリ長人大ニ怒
ル孝允等モ此夜旅店池田屋ニ會スルノ約有リ初夜五ツ時此屋ニ至ル同志未ダ
來ラズ依テ一去テ又來ラント欲シ對州ノ別邸ニ至ル而テ未經數剋又會
新選組等暴ニ池田屋ヲ襲フ宮部鼎藏吉田年磨等其外此難ニ斃ルモノ十
餘名

先是宮部鼎藏ノ僕ヲ捕エ其ヨリ古高_ニ新太郎_ニ及ブ宮部ノ僕主人鼎藏ト古高_ニ寓ス當時有志ノ士爾他古高_ニ會スルモノ不少(關外)有志ノ士古高ノ家ニ會スルモノ常ニ十數人此夜諸士ト會同シ古高ノ縛ラレテ新選組中ニ在ルヲ急襲シテ奪還セント欲スルノ議アリ又尹宮ノ賊ヲ助ルヲ怨怒シ其根本ヲ除カントスルノ論アリ囂々不決又長州邸内ノ壯士モ舉テ是ニ應セント欲ス余當時京都邸内ノ諸士ヲ總管ス依テ余會古高ト同盟ノモノ三人ヲ選ヒ古高ノ難ヲ救フヲ許シ其他ヲシテ門ヲ出スルヲ禁ズ于時杉山松助亦邸内ニ有リ則松助ニ命シ門ヲ嚴ニシ前途亦大事猥リニ此舉ニ應スルヲ許サス松助ハ此夜變ヲ聞キ余ヲ尋テ池田屋ニ來ラント欲シ途中賊ノ爲ニ斃ル松助多年勤王ノ志厚ク吉田松陰ノ門ニシテ松陰亦松助吉田年磨等ヲ尤信愛セリ

池田屋ノ主人縛ラレテ獄中ニ死ス拷問スル甚刻ヲ極ムト云
天王山ニ兵ヲ出ス此ニ基ケリ

屢書ヲ朝廷ニ出ス 朝廷省セズ云々ノミニアラス會○ヲ除カントスル
ノ議論一國尤切迫セリ

七月十九日昧爽直チニ京ニ迫ル

當時因州人屢伏水天王山ニ往來シ共ニ内外ノヲヲ通ス(綱外)五月十七日時

遣ス直八歸京ノ時因州ト
一致援擊ノ令ヲ傳ヘリ 于時余則河原邸内ニ在リ邸内ノ士其他諸藩ノ浪士

等七八十人ヲ管ス十八日ノ夕竊ニ率テ因州邸ニ至ル事發スルニ當リ共

ニ有栖川宮ヲ奉シ 闕下ニ至ルノ約有リ是皆本陣ヨリ傳フ所ノ令ナリ

十八日夜因人皆有栖川邸ニ至リ余等ヲシテ叡山ニ登リ諸手ニ應スルヲ

ラス、ム余甚其言ノ出ル所以ヲ怪ミ答テ云今日ノ事成敗不可期只各其

約ヲ守リ其分ヲ盡スニ在リ故ニ苟モ今日ノ令ニ悖ル能ハズ依テ因人先

有栖川ニ至リ時機ヲ窺ヒ報知センヲ約ス余等一手皆因邸ニ殘ル已ニ

曉天ニ至リ不得一報而テ諸手進入ノ報アリ止ヲ得ス一手門ヲ開テ出ス

于時砲聲已響烏丸ノ一手紛亂相混敵彈亂射漸ク此難ヲ凌キ進テ有栖川

宮ニ至ル續テ來ルモノ纔ニ六七人于時彈丸觸

禁闕砲聲如湧因人等余等ヲ見テ大ニ怒テ曰今日ノ事何事タルヤ余於此
テ因人ノ彌違約スルヲ知リ一同決死余從容之ニ答テ云今日ノ有約ヲ
以テナリ事コ、ニ至リ何ソ頼ムニ足ラント共ニ去テ堺町ニ馳セントス
途ニ鳳輦ノ已ニ加茂行幸有ルヲ聞キ相誓テ
輦下ニ伏シ冤ヲ訴エ死テ遺憾ナシトス而テ相待ツ數刻

鳳輦不出彈丸ノ

禁闕ニ觸ル、ハ尤甚シ小倉右衛門介等揮涙曰此勢實ニ見ルニ忍ビス速

ニ堺町蛤門ノ兩手エ馳セ共ニ戈ヲ倒ニシ

闕ニ至リ伏死セント而テ

鳳輦已ニ行幸ノ有リ兩論不決依テ余

鳳輦ニ死シ諸君闕ニ死スベシト諸氏余ヲ殘スニ忍ヒス移時數刻諭スル
ニ大事在前蹶蹶スヘカラザルヲ以テス遂ニ相別ル而シテ

鳳輦尙未出彈丸益烈空然不堪移時單身又堺町ニ至ル而テ于時長兵敗レ
火鷹司邸ニ起ル故ニ又再朔平門ノ邊リニ歸リ

鳳輦ノ彌出サルヲ聞キ當日

關下ノ形情ヲ見察シ乘夜天王山ニ至ラントシ伏水ニ至リ天王山ノ兵皆
散スルヲ聞ク淀ニ至リテ其信ナルヲ知リ茫然漸久而テ又入京都始メ京
都ノ兵一敗スル時ハ天王山ニ集合スルノ約有リ而テ紛亂途ヲ各々ニ取
リ皆大坂兵庫ニ下ル而テ京都ニ留ル五日長州追伐ノ議盛ナリ依テ意ヲ
決シ但州ニ至ル但州ハ土民勤王ノモノ有リ前年亦義舉ヲ企テ中途ニシ
テ瓦解スルヲ有リ

先是癸亥八月十八日會薩擁尹宮俄ニ長州

關下ヲ退逐ス此時長人其外堺町門ニ會スルモノ皆慨然意ヲ決シ會等ノ
罪跡ヲ舉ケ

關下ニ雌雄ヲ決センヲ欲ス而テ

天坐咫尺

勅使柳原等屢來往大夫吉川監物等孝允久坂玄瑞等ヲ招キ慰諭切迫遂ニ
舉軍涙ヲ吞ミ大師エ退陣シ此夜三條卿始七卿ト共ニ長州エ下ル今日
闕下ノ變ヲ聞キ堺町門ニ會スルモノ藤堂彦根熊本其他ノ諸手數千人而
テ時勢ノ益縮迫スルニ至リ多クハ皆知ラサルモノ、如シ

十月孝允山口ニ歸ル先是藩内俗論沸騰政府殆危シ我公確乎俗論黨ヲ
貶斥シ示スニ大義ヲ以テス於此政府モ自ラ動搖セズ藩内亦一定セリ于
時京都ヨリ歸ルモノ自若政府ニ列スルモノ有リ京都ノ變不意ニ生スル
ト雖元ヨリ孝允等ノ罪過ナリ又長州ノ恥辱ナリ我公孝允等ノ過ヲ
責メズト雖^マ然政府上ニ立ヲ安セズ且今日政府已ニ確乎顧ミル所ナ
シ依テ京都ヨリ歸ルモノ舉テ馬關ニ出デ攘夷ノ兵士ニ充タントス百方
抗論終ニ合セザルモノ有此際公命有リ孝允肥前佐賀ニ至ル十二月萩ニ
歸リ復命シ門ヲ閉テ不出數旬友人高杉晋作公書ヲ懷ニシ來テ孝允ニ示

シ速ニ山口ニ出ルヲ促シ懇言切迫又坐視スルニ忍ス晋作ト共ニ山口ニ
至ル而シテ前日ノ論未タ熟セズ故ニ孝允意ヲ決シ藩ヲ脱シ再ヒ上京シ
我藩ノ爲ニ盡ス^マ有ラントス政府モ我屈セサルヲ知リ公然之レヲ許ス
發スルニ望ミ世子公孝允ヲ招キ帶ル所ノ^マヲ取テ之ヲ賜フ于時甲子
正月十二日也[○]此處前段ト復出スルニ似タリ因テ
前ニ合シ暫ク後教ヲ俟ツ採録者識孝允是ヨリ京都ニ潜伏シ七
月ニ至ル天王山ノ敗ニ至リ又皆舉テ共ニ國ニ馳セ我公ノ心志ヲ憐マス
ニ忍ビス故ニ孝允但馬ニ馳セ長州追討ノ^マ有ニ當テハ一報ヲ國ニ投シ
天王山敗歸ノ徒ヲ促シ土人ト合シ一舉聊此難ヲ支エントス而テ追討ノ
^マ決セス遷延^マ月ニ至ル苦心焦慮一日亦如年日影慘儂寒風徹骨慨情益
迫切去テ關東ニ至リ武田伊賀等ニ合セントス而テ忽長州征罰ノ說ヲ聞
ク四方ノ風說如沸終ニ尾張大納言西下ス於茲一書ヲ作り竊ニ人ヲ馬關
ニ馳ス然而テ長州三大夫ノ首級ヲ出シ謝罪スルノ說有リ允^マ深ク之ヲ恠
ミ元ヨリ眞トセズ而テ尾州惣督兵ヲ揚テ歸ル續テ又長州激徒沸騰ノ說

有リ幕府更ニ諸藩ニ令ス依テ大ニ驚愕シ長州藩内ノ情ヲ想知シ煩念不
休而テ馬關ヨリ村田藏六野村靖之介等書ノ至リ近情ヲ詳ニス孝允ノ書
ヲ報スル所ノモノ已ニ多クハ黄泉ノ客タリ然リ而幕府尙許サ、ルモノ
有リ必罰ヲ我公ニ加エント欲ス臣子死守セズンハ決テ此難ヲ凌ク能ハ
ス依テ又京攝ノ間ニ出テ細ニ形情ヲ探索シ遂ニ馬關ニ歸ル而前日敵視
セシモノ今ヤ反テ相保護シテ長州獨リ怨ミヲ懷キ前後一ナラザルモノ
有ルニ似タリ長州今日一致戴我 公五卿ニ於テ安ゼザルモノ有ル時ハ
全國ノ力ヲ盡シ我長州エ迎エザルヲ得ズ依テ衆ニ謀リ後藤新藏ニ托シ
一書ヲ條公エ呈ス後藤新藏ハ土州ノ人當時游擊軍ノ軍監タリ
曾テ薩兵ト戰ヒ當今ノ形情ヲ詳ラカニセリ 條公答フルニ薩
藩ノ近情前日ニ異ナルモノ有リ彼ノ善ヲ爲スモ曲テ是ヲ疑惑スル時ハ
前途ノ一甚難シ彼ノ向背ヲ以テ我志ヲ變セサル固ヨリ也依テ允等ニ心
ヲ降ス一ヲ示サル後藤モ亦具サニ近情ヲ探リ歸テ允等ニ告ク於此皆漸
安スルモノ有ト雖人々疑フモノ亦少カラス此後土人坂本良馬長州ニ來

ル始テ此良馬石川誠之介等モ來テ允ニ薩長和解ノヲ促ス前年天王山ノ役兵士各或ハ弓銃或ハ槍刀ヲ携エ其大ニ不利有ルヲ知リ今日ノ機ニ乘シ兵勢ヲ一變セント欲シ其利害ヲ參政山田宇右衛門謀リ大村益二郎ヲ拔擢シ軍事ヲ改正セシム此ニ於テ小銃一萬餘挺ヲ買求セズンハ兵士ニ充ル能ハズ依テ良馬等ニ説クニ現情ヲ以テシ長州四外皆敵而テ薩州天下ノ爲ニ能ク我ヲ容ル、有リト云兄等ノ言果シテ眞ナラハ薩名ヲ借リ小銃ヲ長崎ニ求ント欲ス兄以テ如何ントナス良馬等是ヲ托シ終ニ井上聞多伊藤俊介ヲ長崎ニ遣ハシ小銃七千挺蒸氣艦一隻ヲ買求ス先是岩國山口ト合セサルモノ有リ諸隊中モ多ク之ヲ疑惑ス依テ衆ニ説テ曰岩國ハ元本藩ノ連枝ニシテ元ヨリ允等輔佐セザルヲ得ズ雖然今宗家ニ不良ヲ企ツル時ハ共ニ之ヲ糺サザルヲ得ズ今日已ニ敵兵前ニ迫ラントス而テ未タ是非ヲ決セズ徒ラニ遷延スル策ノ上ナルモノニ有ラズ而テ終ニ罰スルノ説ナシ依テ相謀リ三末并ニ岩國山口ニ會同シ對敵ノ策ヲ

定メ去年俗論黨ノ巨魁ヲ誅戮ス於茲藩内ノ物情自ラ定ルモノ有リ外薩州ト合シ内岩國ト和シ兵制ヲ西洋ニ革ルノ三大事件モ於于茲皆行ハレリ

十二月薩州黒田了介余ヲ尋テ馬關ニ至ル談話一日切ニ余ニ上京ヲ促ス此時坂本良馬亦來テ馬關ニ在リ又頻ニ黒田ト共ニ上京ノヲ論ス而テ余白面京都ニ至リ薩人ト面會スルニ忍ヒス故ニ他人ヲシテ上京セシメントス而テ高杉晋作井上聞多等亦余ヲシテ上京セシムルヲ論シ終ニ公命下ルニ至ル依テ余恥ヲ忍ヒ意ヲ決シ諸隊中ノ品川彌二郎三好軍太郎早川渡土人田中謙介薩人黒田了介ト同船浪華ニ至ル于時正月四日也其翌同船淀水ヲ沂ル天王山下ヲ過キ慨然流涕セザルモノナシ五更伏水ニ達ス西郷吉之介村田新八等迎テ共ニ京都ニ入り薩州邸ニ至ル在留中大久保一藏小松帶刀桂右衛門其外相面會スルモノ數十人懇志甚厚在留殆二旬而テ未タ兩藩ノ間ニ關係スルノ談ニ及バス余空ク在留スルヲ厭ヒ

一日相辭テ去ラント欲ス其前日坂本良馬上京シテ余ヲ尋テ來リ兩藩ノ
間相誓約スル所以ヲ問フ余答テ曰ク一モ誓約スルモノ無シ良馬甚怡ビ
ス怨然云テ曰ク余等兩藩ノ爲ニ擲身盡力スルモノハ決テ兩藩ノ爲ニ有
ラザル也只天下ノ形勢ヲ想察シ寤寢モ亦安ゼサルモノ有リ然ルニ兄等
多事ノ際足ヲ百里ノ外ニ舉ケ兩藩ノ要路互ニ會同シ荏苒十餘日又空ク
相去ラントス其意實ニ解ス可カラズ區々ノ癡情ヲ脱却シ何ソ膽心ヲ吐
露シ大ニ天下ノ爲ニ將來ヲ協議セザル依テ余答テ曰足下ノ言固ヨリ善
シ雖然今日ノコ自ラ元因有リ一朝一夕ノ故ニ有ラス長州始メ天下ノ危
ヲ傍觀スル能ハズ寡君則奮然意ヲ決シ大ニ天下ノ爲ニ盡力セントス固
ヨリ危難ニ處シ敢テ顧ミルノ意ナシ余等モ亦一意其主旨ヲ輔佐シ萬一
ニ報セントス而テ幕府前後反復終ニ觸リ條理ヲ踏テ天下ニ孤立シ今日
ノ厄ニ至ル臣子ノ安テ分トスル所ナリ而テ今日薩州ノ地位自ラ長州ト
異ナルモノ有リ試ニ之ヲ語ラハ薩州ハ公然

天子ニ朝シ薩州ハ公然幕府ニ會シ薩州ハ公然諸侯ニ交ル自ラ天下ニ對シ公然盡ス所有ル可シ我長州ノ如キハ天下皆敵旌旗已ニ四境ニ迫ル一藩ノ士人只心中ニ安スルモノヲ以テ一死之ニ當ラントス固ヨリ活路ナシ長州ノ立トコロ危険ノ極ト云テ可ナリ而テ長州カ今口ヲ開キ薩州ト共ニセンコトヲ謀ル彼ヲシテ我危険ノ地ニ誘フ言ズシテ自ラ助援ヲ乞フニ似タリ是長州人ノ心トセサル所ロ余甚之ヲ辱ズ薩州 皇家ニ盡ス所有ラバ長州滅スルト雖凡亦天下ノ幸ナリ余決テ口ヲ開ク能ハズ於茲良馬余ノ動カザルヲ悟リ又敢テ責メス而テ薩州又俄ニ余ノ出發ヲ留メ一日西郷余ニ今日ノ形情ヲ圖リ六條ヲ以テ將來ヲ約ス良馬亦此席ニ陪ス其翌夜京都ヲ發シ浪華ニ下リ留ル數日而テ前ニ約スル所ノ六條前途重大ノ事件ニシテ余ノ謬聞有ランコトヲ恐レ一書ヲ認メ良馬ニ正ス良馬其紙背ニ六條ノ違誤ナキヲ誓テ之ヲ返ス黒田了助村田新八等數人余等ヲ送テ浪華ニ至リ了助ハ終ニ歸途共ニ藝州ニ至リ其ヨリ又長州ニ至ル而

テ長州舉藩必戰ヲ期シ士氣不撓此際薩州ノ我ト通スルヲ舉藩ヲシテ知
ラシム知ル時ハ士氣自ラ弛緩センコトヲ恐レ敢テ之ヲ人ニ示サズ獨リ我
公ト要路ノ一兩輩ニ告ル而已

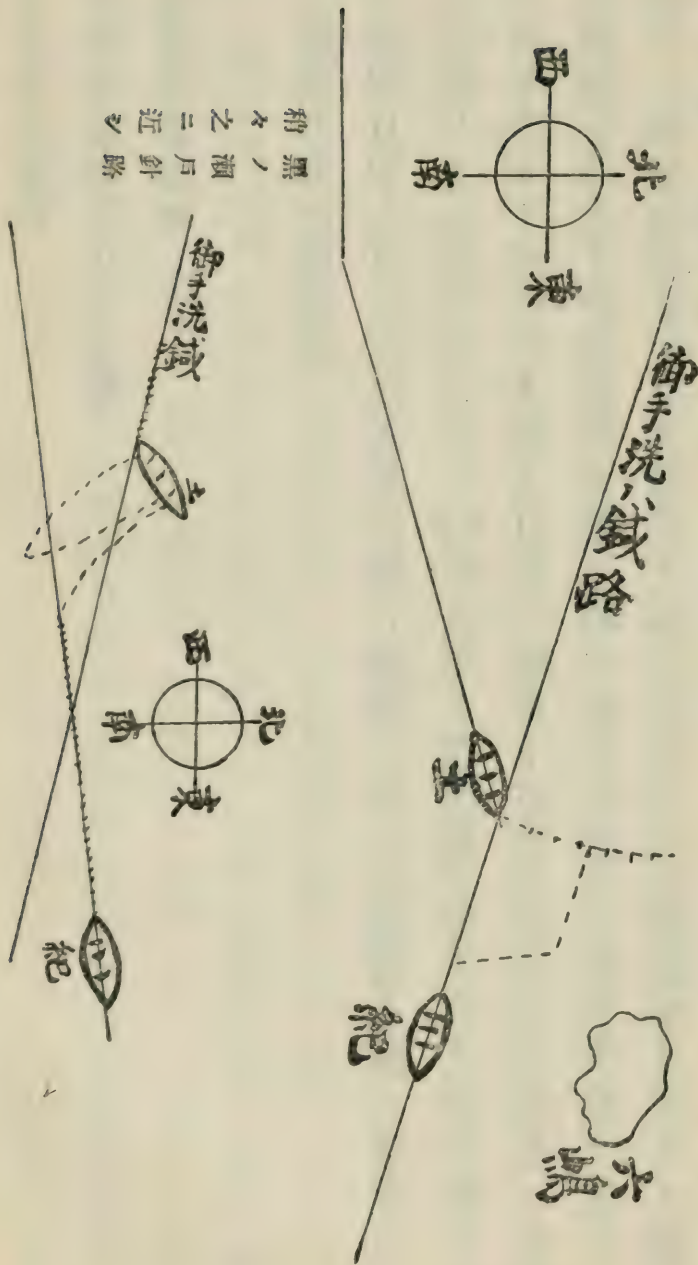
丙寅ノ歲四境ノ敵ヲ一掃シ丁卯ニ至リ荏苒年餘幕府ノ形情依舊敢テ自
反スルモノ無シ薩藩益奮慨終ニ義兵ヲ闕下ニ舉ケ以テ幕ノ積罪ヲ問
ハントス先是東西兩藩ノ士往來止マス黒田了介ノ如キハ往返前後十度
ヲ過ク於茲大久保市藏來テ余ニ此機密ヲ告ク余速ニ是ヲ託ス前年ノ盟
約必竟コ、ニ基ケハナリ而テ長州京都ヲ退逐セラレ一藩孤立スル已ニ
五年此間國難ニ處シ内外鋒鏑ニ斃レ或ハ姦夫ノ手ニ死シ道極テ自盡ス
ルモノ有リ其類指ヲ屈スルニ遑アラズ我公固ヨリ前後ノ如ク毫モ違
フ無シト雖今日四境ノ敵ヲ一掃シ一藩ノ人々自ラ務テ據守ヲ欲シ進戰
ヲ樂マズ藩論甚難キモノ有リ誤テ今日機ヲ失スル時ハ天下ノコト又見ル

可カラズ依テ大ニ説テ曰ク薩長兩藩齊シク一薪ノ上ニ坐シ烈火ヲ防カ
如シ一藩力ヲ合セズ傍觀スル時ハ終ニ兩藩相保ツ能ハザル必セリ況
ヤ天下ノ回復ヲヤ兩藩戮力速ニ策ヲ決スルニ如カズ且當時幕府令ヲ下
シ長州ノ末藩ヲ浪華ニ出サシム自ラ兵ヲ出スニ名有リ百方抗論議論漸
決ス而テ尙未熟雖然猶豫スベカラサルヲ以テ斷然大久保ニ答エ以テ死
地ニ投セントス此間ノ藩論紛紜苦情謂フ可カラズ而テ國難以來城下ノ
士屢方向ヲ誤ル四境ノ戰爭ニ至リ大ニ舊辱ヲ雪キ實戰ノ際ニモ懼ル、
ト雖モ諸隊ノ諸隊ハ士卒農商ノ相合シテ隊ヲ成スモノ數度國難ニ當リ始終其向フ所ヲ誤ラズ
今日國家ヲ維持スルニ當テハ自ラ其功ノ拔出スルモノ有ツテ又隱然威
勢モ齊シカラサルモノ有リ然リ而テ全局ノ形勢ヲ望ム時ハ平均ノ勢ヲ
失シ中點ヲ誤ルモノ有リ國ノ善ナルモノニ有ラス同士一二ノ長官ノモ
ノモ竊ニ之レヲ憂フルモノ有リ豈ニ慮カラザルベケンヤ依テ此度上國
ノ戰務ヲ必勝ヲ期セスンハ有ル可カラズ而テ強隊ヲ出ス時ハ上國ニ勝

テ却テ國ノ平均ヲ益失スルモノ有リ故ニ熟練ノ長官ヲ附シ城下ノ士ヲ
シテ舉テ上國ニ出サント欲ス而テ疑惑ヲ生シ敢テ應セズ依テ又終ニ諸
隊ヨリ各一中隊ヲ出スニ決ス實戰上ニ於テハ如此區別スルハ不利ナリ
ト雖凡不得止ノ勢ナリ

いろは丸航海日記

明光艦海路線圖



土佐守内海援隊長

才谷梅太郎紀伊蒸氣船

明光丸應接書

航海日記附錄草稿

慶應丁卯四月十九日いろは丸紅白紅ノ旗章ヲ揚テ長崎港ヲ發ス同廿三日
第十一字鉞ヲオーストンソイト東一點南ニ取リ讚州箱ノ岬ノ沖ヲ過ク時ニ蒸
氣船一艘東方ヨリ來ルアリ橋上白色ノ號燈ト右舷ニ懸リタル青色ノ號燈
トヲ右斜形ニ見タリ彼舷進駛右斜ニ回シ我右舷迫近ス因テ我船ヲ左方ニ
開ク然ルニ彼船仍右旋シ來リ船首ヲ以テ我方ヨリ蒸氣室ヲ衝突ス烟筒
及ヒ中橋一時ニ摧折ス其響雷ノ如シ潮水混々トメ船腹ニ入船首先ツ水中
ニ沈マントス當番士官佐柳高次甲坂上ニ在リ頻リニ彼ノ舟人ヲ喚トモ會
テ應ヘス機關者腰越次郎哨船ノ錨ヲ打掛ケ躍テ船中ニ入ル佐柳高次簿籌

官小曾根英四郎水主小頭梅吉等モ又登ル騷擾ノ際彼自ラ船ヲ退事凡ソ五
十間計再進駛シ來テ我右艦ヲ突ケリ始メ佐柳等彼船ニ到リシ時甲板上ニ
在ルモノ凡二十人計再三何人ノ船ソト問ヒシカドモ或火役或便船人ナリ
ト更ニ一ロケ^マノ士官ヲ見ス由テ彼水手ヲ督促シテ哨船一艘ヲ下サシメ先
我便船人ヲ彼船ニ移シ才谷梅太郎モ相次テ到リ彼船長高柳楠之助ニ遇フ
於是始メテ紀伊公ノ運送船明光丸ナルヲ知レリ才谷請テ曰兩船等シク公
事ニ走ル然ルニ我船獨如此願クハ公ノ船モ又暫此地ニ留メヨ高柳曰君カ
言宜ナリ然ト雖モ僕カ事モ又甚タ急ナリ宜先鞞ノ津ニ到リ事ヲ論スヘシ
ト才谷曰諾乃彼ノ哨船ヨリ我船ニ歸リ小谷耕藏渡邊剛八等ト令ヲ水主ニ
傳ヘ共ニ明光丸ニ到ル此時月正ニ山頭ニ昇ントス我士官等皆謂フ船ヲ彼
ノ船ニ約シ其全沒ヲ拒ント蓋シ我公物ヲ存センコトヲ欲シテナリ然レモ彼
衆其一併ニ沈沒センコトヲ恐レテ敢テ許サス又艦中ニ在ル所ノ公物彼船ニ
移サント議シ兩船ヲ接近セシメントスレモ彼船運轉自在ナラス終ニ巨索

ヲ以テ是ヲ牽ク牽ルヲ少時ニシテ全ク沈没シ唯海水ノ蒼々タルヲ見ルノ
ミ忽開號笛ノ聲波間搖クヲ梅吉金兵衛等泳テ明光丸ニ達ス同乗ノ者皆會
ス凡三十四人被傷者三人士官等紅白紅ノ旗章ヲ護シ翌廿四日備後鞆津ニ
達ス

海援隊文司

長岡謙吉筆記

(右同六月七日寫於崎陽)

廿三日犯危難之後明光丸ニ移り鞆の湊ニ上陸ス時に

廿四日朝五ツ時頃なり市太郎英四郎に命して士官水夫の宿を取らしむ獨

り梅太郎高柳に面會ス

但し高柳ハ
明光丸頭取

高柳か曰此度明光丸ハ長崎に船の求め方

ニ付て急ニ參らねハ數萬金にかゝわり候事なれハ御氣毒なから此度の論
議ハ長崎迄御待被下候や斯申せハ御疑被成候べけれ共申上候事ハ間違有

問梅太郎曰御疑不申上候迎も紀の國を引て遁ヶ候事ハ無之候得ハ御疑不申上候私方老主人も急用有て上京夫ニ付て兵器等を口を限て運送仕候事に御座候得ハ船の士官而已申付ても宜候得とも非常の急用故に私を差添上坂仕候惣して此度之義論ハ此處ニて双方士官を出し是非辨しても宜候得とも左様致し候へハ必爭論難止候へし當時 朝廷之御様子及幕府ニもいまた長州の義かた付不申其上今年ハ外國入攝海へ定約開湊之申立ニも相成實に 神州の大事此時ニ當りて紀土の争を生し候ハ尤可恐事ニ在之候間何卒都合宜仕度候然れとも私此まハ長崎へ歸り唯双方間違より船を失ひしとて主人の急用をかぎ候事ハ實に命の在かきりハ申兼事ニ御座候此危難ハ是非なき事ニ御座候得とも何卒紀州政府之論土佐重役之論の定まる迄ハ御船明光丸を此湊ニ御止め可被下候哉昨夜も海上ニて申上候通りニ御座候此度双方の船とも沈沒いたし候時ハ御同様ニ上之急用をかぎ候事に御座候高柳か曰厚き御思召難有此度ハ勘定局重役も船に乗組在之

候へハ一同申談御返答申上候當時土佐出崎之御重役ハ何と御申候哉梅太郎か曰後藤象次郎と申候夫々右士官の宿石井町榊屋清左衛門方ニ移る夕方に至りて明光丸士官兩人來ル梅太郎晝寢しけり小谷耕藏面會ス彼兩人か曰高柳の御頼ミの如く亦急ニ出帆仕度候へハ御論決の處承たしと申入て歸ル廿五日朝昨夕の兩士來りて吾論決を聞かん梅太郎曰紀州侯は別段重き御家其上御主人の御急用の御事私方ニおゐてハ最早沈没して跡なき船ニて有之候是を大なる眼を以て見れハ今日ハ無ものハ仕方なければとも猶存するものハ其用ナランをなす事世間の道理ニも相叶候へく此儀ハ後刻彼道越町魚屋萬藏まで罷出高柳先生御旅宿まで使差出候

昨日より暖々相願候事ハ御聞取被下候や梅太郎曰御尤ニ承候しかし御相談の事ハ誠に相談の御事ニ候得とも私方々も相願候事有之惣して私の論ハ外ニ無之御同様ニ公論を相尋義の有所に順ひ申度夫ゆへ先生よりも何べんとなく御申返し可被遣候私々も折返して申上候其内自然公論ハ出來

可申存候此度の事ハ御船明光丸も俱に沈没致候得は如何被成候哉御主用をかぎ候而已ならず人命多く失ひ可申候御船ハ長崎へ御廻しニ相成候へハ一兩日おくれながらも御主用ハ相達可申私義ハ要用を被命船を海に沈めしと計ニてハ迎も居られ申間敷然ニ双方士官の當番水夫の小頭の面々ハ長崎ニて義論致候へハ航海者之集る處ニて則公論の是非相顯れ可申候へ共私一身實に困窮仕候へハ猶一ト事御頼申上候故ハ此度出崎仕候事も主人より被命候用物を相辨候ニハ中々手間とれ可申無余義處御隣察被遊紀伊殿の御金借用仕度然れハ御便船相願出崎の上機械早速相求メ主用相達し可申此義相叶候へハ私においても日數少々おくれながらも用向事足り御同様一ト安心仕候何卒御重役ニ宜御願可被遣候其上ニて双方士官を集て徐々論し公法を照らし私方曲なれハ自然惡處無之若又貴方曲なれハ公法に於ても其所置可有之奉存候上件相願候を約し申せハ兩船の危難ニ明光丸か残りたれハ此船をして半バ御わかち被下候ゐも可然かと相願候

事ニ御座候前申候金ハわつかに壹萬余の事にて御座候此儀相叶候事なれハ御便船相願出崎仕度此儀も相叶わす猶御船も此處ニ御止め無之候時ハ最早御相談ニは預り申間敷候此儀御重役へも御達可申遣候様奉願候高柳か曰御論御尤よく承候得とも何分道中の事御返答申上兼候得ハ猶重役のものども上陸いたし候得ハ早々申達へく其上又御面會も申上候梅太郎曰間違ぬよふ此儀宜御達可被遣候」夫々又右榭屋へ歸る

廿五日夜五ツ時頃高柳楠之助か家來來る則魚屋萬藏か方ニ行ふ高柳に面會ス時に士官岡本覺十郎成瀬國助側に在り楠之助か曰先刻御申の儀ハ夫々重役の者にも申達候處甚々御尤の御事と申居候得とも唯々何分道中の事其上金持合不申無余儀御斷申上候此義ハ長崎ニて奉行所ニも相達又此地ニ公儀御役人御出も相願へく哉然ニ此船の行合の事ハ夫ニも及中間敷候梅太郎曰唯今御中の事ハ私申上候事能御聞分相成候哉今又新たに申上へく候諸君にも御主君の御用向私も主君の用向ニて御座候猶此危難も御

同意之御事ニ御座候處諸君ハ日數ハ少しおくれながらも上之御用相達し
 申候私ハ此儘ニ出崎仕候へハ兩國之重役立合其上ニて議論相定り候得
 ハ日數も相掛り主人の急用ニ付て私に命候事は無易の事ニ相成申候共に
 危難に合候事なれば今幸に諸君の御船ハなんなく在候事に候へハ其御船
 ニて小弟の危難御救ひ被遣候心積りニて前申壹萬金を御貸被下候時ハ臣
 下の君を思ふ情御察し可被下候不明のにて御座候諸國とも臣の君を思ひ一
 子の父を思ふは同じ御事ニ御座候高柳及兩士官とも氣の毒なる顔色に
 て言葉を俱にして曰實ニ御尤の御事御座候先刻承りハ此處ニて金持出候
 事と存候其儀なれば早々重役ニ申達候然ルに壹萬金とて正金ニハ余程
 六ヶ敷品物ニて御取被下候哉梅太郎曰御重役此儀御聞取被下候時ハ右
 よふの事ハ會計局のものさし出申候惣して金の事を彼是申ハ實にいやな
 事ニ御座候高柳か曰其通りニて御座候梅太郎曰其儀も推てハ願不申上
 候諸君の小弟を御憐被遣候事ハ御談事中ニもよくわかり申候夫計にて私

ハ十分難有奉存候是ハ先き昏ニ包し金を楠之助ハ懷中ハ出し氣の毒げにして重役ハ心付とて持出し候梅太郎曰御重役の御心付の金子難有候得とも私荷物ハ皆失ひ候得ともたま〜會計役こり様を取出したれハ當時差かゝり金入用無之候萬々御禮申上候間此金高柳君へ御預り可被下候と申事再三に及バ高柳又懷中に納む梅太郎又曰御三人の御思召の程萬々難有御同意被遣候も御重役の御承知不相成事も在之候得ハ決而私ハの御願の筋ハ成就仕候事を御心配被遣間敷唯私ハ中上候義理情實よく御達可被遣候高柳及兩士曰成就御同意中ても何分重役の者も心中ニ計り兼る候然れハ早々宿に歸り又船にも行詮義仕候しばらく御待可被遣候梅太郎曰御尤の御事ニ御座候惣して兵卒亡命致候人も諸國に不少候へハ下情上に不達處ハの事に御座候夫より三士宿に歸る我又宿ニ歸る

附金持合不申云々長崎表ニて云々公儀役人云々の斷高柳先生御覽被下箋
少々意味相變候處ありとて別に御認被成候間其處ニうつしぬ

廿六日朝六ツ時前頃又高柳の使來ル則魚屋萬藏か家に行高柳岡本在り高柳曰御頼の事件ハ一々重役ニ申聞候處實ニ御尤の御事と一同申居候然ルに重役も何分長崎ハ不案内の事故萬一金の立のニも相成候へハ品々手ニ入可申かと申居候ゆへ何分成尺マの御世話を申候間其通り御聞取可被下候梅太郎曰實に御尤の御事御志萬々難有奉存候若御世話被遣候事なれハ長崎著船之上日數五日の間に御求め被成御渡し可被遣候其求め候品は私方ニて何々の品何處ニ在之品相求申度と申入れ候間早々御求可被遣候様相願度候」高柳曰何分長崎ハ一同不案内ニ候得ハ何とも申上兼候是ハ長崎ニおいてあなた御求被成候とて異人ニ引合御付被成候へハ紀州其請人ニ立可申此義如何御座候哉梅太郎曰御尤の事なから私相求候程なれハ決して御頼ハ不申上候高柳岡本曰實ニ御氣の毒ニ御座候得とも何分重役共長崎不案内ゆへ此處にて御定約申兼候梅太郎曰私相願候事ハ私手ニ入度存

候品を紀州様の御手にて御取可被成紀州様の御手より借用仕度との事ニ御座候若其義相不叶ハ夫で宜候間猶出來ねば出來ぬと御重役の御傳聲承度奉存候其上私昨日ハ御一處に御咄致候事件を書留候間御覽ニ入度如此致さねハ後日ニ至りて御同様骨折候事も間違も出來可申何れ人情ハ身勝手ニ筆取立のなれハ御覽之上御書入奉願度候高柳曰御尤の御事ニ候今一應重役の者に申聞候間御待可被遣候梅太郎曰難有奉存候高柳岡本成瀬國助等甚々我を憐む事の面外ニあらわれ我又氣の毒に不絶是ハ先き此度御船の御重役何と御申候哉と相尋候時高柳曰茂田市治郎是勘定奉行ニ御座候」是より又吾宿ニ歸る

上件四月廿四日上陸より此處ニいたる迄認候處を此まハ勘定組頭清水半左衛門高柳楠之助成瀬國助の前ニ而讀上候へハ廿五日夜の處を高柳の正しニよりて改む其余間違なしと同心ス則廿六日四ツ半時也

廿六日四ツ時頃高柳使來り則彼魚屋萬藏ニ至ル成瀬國助一人此家ニ止る
 國助か曰御頼之趣重役の面々一同御尤之御事と存候ニ付るは勘定組頭清
 水半左衛門御目ニ掛り度候間御役名御爲聞被遣度梅太郎か曰則海援隊長
 之名札相渡ス夫々福禪寺客殿ニ至ル清水半左衛門及高柳楠之助在り兩
 人曰御頼の趣御尤ニ御座候へとも何分長崎ニゐるハ正金都合悪敷其一万余
 金ハ品物にて御取被下すや梅太郎曰此度御助被下候へハ双方會計のもの
 差出相談爲仕候清水か曰此儀ハ右品物ハ何卒先生も共に御周旋可被遣候
 紀州の長崎用達ハ少々故障在之用向申付かたく候得ハ土佐の御用達へ先
 生を被命可被下候哉此儀御聞取可被遣候左候へハ其品物ハ紀州に買求可
 申奉存候梅太郎曰御尤ニ

附 高柳此處を見て曰此故障と申上候ハ内々の故障にて表立ての事には
 箋 無之候間左様御承知可被下候

御座候へとも私儀船を失ひしさへ唯ニハ申分ケ難立候處又出崎の上彼是

と周旋御求被下候事を相願候ハ實にいやにて御座候男兒の心中御察し可被下候扱又御頼申上候事を是非に御聞届可被遣候とハ不申上候此義ハ唯私の主君を思ひ急用相調度心を盡し候事ニ御座候御世話被下兼候へハ其通り仰被聞候得ハ然れハ此まゝ御別れ申ても私ハ私の分を盡したりと申立のにて御座候御後より長崎へ罷出先生方々土佐へ御掛合被成候とも又長崎重役のものへ御引合被成候とも其御順ハ御心の儘に御座候清水高柳成瀬ともに曰御尤の御事ニ候へとも御身ニ成變りて勘定奉行にも申聞候間暫時御待可被下候事成就仕候得は俗事のもの彼魚屋萬藏まで遣し候間御船の俗事方も御引合中度候梅太郎曰早速指出し申候夫々又柵屋の旅宿ニ歸る

附

廿六日夜五ツ半頃成瀬國助及俗事役一人來ル成瀬曰御頼の金子ハ御用立可申様重役共々申被聞候然は乍失敬御差出しの案を認候間御覽可被遣候梅太郎曰拜見可仕候其文ニ曰云々國に難歸甚難澁仕候間此度船の事に不

抱長崎ニおいて返濟の期限相立御貸可被遣云々梅太郎曰返濟之期限相立候事ハ出來申間敷候其故ハ私ハ主人の要物を失ひ其上船も如此相成候事ニ御座候私事罪ある身に在之候云々返濟之期限相立候得ハ必ツ増ニて御座候國助カ曰惣して物を貸に期限なしと云事ハある間敷候梅太郎曰此度の私の船ハ如此御船ハ幸に残り候へハ夫をハ半御わかち被成候御心にて御救ひ被成すやと申事ニ候其期限ハ相立不申とても彼船の義長崎ニて仕候時ハ拜借仕候金の分離ハ付候事ニて御座候國助色を改めて曰夫ハ昨日以來の御論トハ意味變り候兼而承候處ハ船の事ニカゝわらずして金御借用被成事と存候梅太郎曰少しも意味かわり候事無之候先昨日より御談仕候處を認候て先刻御覽ニも入候書取御覽可被成候ト云なからイロハ九日記付録を出ス國助曰其義なれハ壹度歸り相談仕候梅太郎曰宜敷御頼申上候

附
 ○前申述候通り金高用意無之依て滞船之上双方重役出張迄相待筈ニ候得とも右出張とても當湊ニるハ落著付間敷自然公裁を請候節は公

儀役人この處に出張致間敷歟尤洋中ニて不時相起候事ニ付當湊ニ限
る譯も有之間敷長崎湊ハ各國の船出入も多き義ニ付類例も可相分候
旁長崎奉行所へ申立公裁を請候方ニ可有之存候而御人數明光丸ニ乘
組長崎表へ御越し被成候様致度候事

右廿六日高柳先生の前ニて吾認候處を正して變り候處を記ス

上件認候時勘定組頭明	清水半左衛門
光丸頭取同士官右三人	高柳楠之助
共同見ス	成瀬國助

箋

廿七日朝五ツ前高柳使來ル又魚屋ニ至ル梅太郎曰昨夜成瀬兄御出難有候
扱又昨夜御談申上候所及廿六日より御面談仕候處を又書認候間御覽可被
遣候とて航海日記付録を指出ス高柳曰拜見仕候相違無之候梅太郎曰金拜
借仕候處ハ御同様恩を思ひ急用事かき不申様に御憐察被遣度との御相談
ニ候處返濟之期限相立申べしとの御事ニ候長崎ニおいて返濟之期限相立

時ハ必請人御入用ニ可有之候其請人としてハ土佐重役之者に可有之候哉或ハ請人相立候程なれハ何ぞ紀伊侯の御手をあをき可申哉異人ニ借候事ハいと安き事ニ御座候高柳曰御返濟之期限相立不申時ハ國本ハ御貸申名が無之候間是非ニ不及御斷申候梅太郎曰夫で強てハ申上ず候然ハ今日出帆可被成哉御願申上候ハ土佐商會之會計之者在之候此者ハ私兼召遣候人ニてハ無之候得とも荷物をつひし事ゆへ早々長崎へ歸り度候高柳御談申候然れハ出帆仕候梅太郎曰御心次第ニ御座候是ハ宿處ニ歸る

一日佐柳高次腰越次郎才谷ニ謁シテ私共今日ヨリ長ノ暇ヲ賜ワルベシト云才谷其故ヲ問ヘ正不答強テ問フ二人曰明光艦士官等我船ヲ乗沉メ應接振不禮甚敷誠ニ憤恚ニ堪ヘス候因私共二人直ニ彼船ニ躍リ込乗組ノ奴原ヲ薙快ク割腹仕度候右ニ付隊中ニ罷在候テハ御迷惑ノ筋モ可有之ト存シ御暇願出候何卒御差許シ可被下ト頻ニ懇請シタリ才谷曰其元ノ願フ所誠

ニ尤千萬候ヘモ此地ニアツテ論辨決セズンハ長崎ニ趣徐ロニ論辨シ天下ノ公論ヲ以テ所置スヘシ紀親藩ノ權ヲ恃ンテ我ヲ凌侮ストモ我何ソ彼ヲ恐レンヤ必ス條理判然彼ヲシテ屈伏セシメン若屈伏セスンバ其時其元ノ言ニ從フモ未遲カラサルナリ唯々心ヲ平ニシテ我指揮ヲ待申ベシト論セシニ二人感憤シテ敢テ發セサリシト云

夫ヨリ便船人手廻リ荷物等沉沒セシモノヲ夫々紙面ニ爲致候上各之意ニ任セテ散在セシメ水夫等ヲ卒ヒテ馬關ニ到リ馬關ヨリ官船ニ乘テ五月十三日長崎港ニ達ス

五月十五日紀土兩藩船士長崎ニ會シイロハ丸沈沒ノ事ヲ論決ス海援隊文司長長岡謙吉側ニアリテ之ヲ記ス

一土云方今開鎖ノ議未決セス天下紛々患内外ニアリ沈沒ノ事ヨリ互ニ爭端ヲ生スルハ万々アルヘカラサルノコナリ唯理明カニ義詳ニシテ決論

ノ上ハ万国ノ公議ヲ以テ決スヘシ

一紀云固ヨリ徐々ニ談論義理詳明ニ至ランノミ

一土云言頭ノ論ハ日後證左トシ難シ互ニ航海日記ヲ交換シ其書ヲ推テ一々精論スヘシ

一紀然リ

因テ互ニ航海日記ヲ換シ而後論難ニ及フ紀ヨリ出セルモノニハ略圖アリ符號ヲ以テ船路方向ヲ指ス圖線卷首ニ出ス卷末ニ圖符ト稱スル者ハ則是ナリ土云航海日記拔書ト船中用ユル所ノカールトニ由テ論難ス拔書兩ヲ別ニ存ス

紀藩列席

高柳楠之助

岡本覺十郎

成瀬國助

福田能楠

岡崎桂助

中谷光助

上西米藏

尾崎十兵衛

中崎市右衛門

土藩列席

才谷梅太郎

小谷耕藏

渡邊剛八

長岡謙吉

佐柳高治

腰越次郎

森田晉三

橋本麒之助

一紀圖ヲ按シテ論シ云我船ハ航海ノ定則ニ由テ圖線上ヲ走リ而ルニ貴方ヨリ走テ六島ニ向フ我之ヲ右ニサケント欲シ船ヲ右廻スレバ貴船仍六島ニ向ヒ進ミ來リ我船ニ迫近ス故ニ遂ニ左廻ス其時貴船仍進來ル故ニコノ難アリシナリ

一土圖ヲ按シ答テ云是衝突ノ難アル所以ナリ我右舷ノ青燈ヲ認メテ既ニ替リタルヲ知ル而貴船右旋シ來テ忽左廻ス我左避スレバ及ハス因テ此難有シ也

一紀ノ水先長尾云初メ我漁燈ナルカ商船ナルカヲ辨セス既ニシテ蒸氣船ナルヲ知ル因テ右廻シテ左舷ノ赤燈ヲ認メシテ避ントス而貴船愈益進ミ來ル故ニ此難アリシ也

一土ノ當番士官云何ソ赤燈ヲ出シテ他船ニ示スヲ煩ハサンヤ唯定則ニ由テ船ヲ進ムヘキナリ且君云初メ漁火カ商船カヲシラス近ニ及テ急ニ避

ントス是此難有所以ニ非スヤ何ソ定則ノ鍼線ニヨツテ船ヲ行ヲヲセサル

此時紀ノ成瀬出來リ左様ニテハ有マシ燈ノ漁火カ商船カヲ知ラサルハ遠方ヨリ見シ時ノヲニテ近ニ及ンテ見シヲニテハ非ルヘシト云シナリ

一土云我船御手洗ノ瀬戸ヲ抜ケ鍼ヲオーストンノソイトニ取リ直路ヲ走ル故ニ南方ヨリ廻リ六島ノ方ニ向フヘキ理ナシ貴方ノ圖線甚タカヘリ

一紀云然レモ南方ヨリ六島ニ向ヒ來リシナリ故此難有リシ也

如此互ニ爭難スレモ理非分別シ難シ云ノ才谷云今船路ノヲヲ互ニ相辨論スルトモ海上ニ證跡無シ遂ニ決シ難カルヘシ暫ク之ヲ置ン

一紀云然リ

一土云再ヒ船ヲ進メテ我船ノ右艦ヲ衝シハ如何

一紀云大艦ハ運轉ニ自在ナラス衝突ノ後愈君ノ船ヲ壞センヲ恐レテ少シク退ケシカ速力加ツテ大ニ退タリ故ニ再ヒ近傍ニ到テ相助ント欲セシニ誤テ右艦ニ當タリシナリ故意ニ衝突セシニハ非ス

一土云曩ニ示サル、圖録ニモ左右ノ舷燈ナシト云ヘリ其事ハ既ニ昨日モ論辨セシカトモ我士官ハ勝房公ニモ從學シ外國ヘモ到リシ者ニテ航海ノ規則ハ略了知セル者ナリ然ルニ左右ノ舷燈ヲ點セスシテ暗夜ニ船ヲ行ルヘキ理ナシ甚怪ムヘシ願クハ其確證ヲキカン

一紀云其時前田岡崎ヲシテ貴船ニ到ラシメ水夫ニ似タル者ニ遇フテ舷燈何ニアリヤト問シニ其人舷燈ハナシト答ヘリ

一土云是答ヘタル者ノ姓名ハ如何

一紀云記セス

一土云應答セシ人ノ姓名ヲモ記セス確證ト爲シ難シ

一紀云然リ

一紀問云大船ト小船ト海上ニテ相遇フルハ小船ハ運轉自在ナレハ避ヘキ理ニ非スヤ

一土云既ニ橋上白色ノ號燈ト青色ノ號燈トヲ見テ既ニ船路ノ替リタルヲ知故ニ小船ハ大船ヲサクノ理論ニ關セス

一土云最初船著行當リシ時ホールヨリ我士官等四人躍テ貴船ニ到リシカ左右ニ點燈モナキ船ヨリ上ルヘキ道ヨリモ上ラスシテホールヨリ妄リニ上ル者ハ救フヘキハ救ヒ責ムヘキハ責ムヘキニ誰ソヤトモ問ハサリシハ如何且シキリニ誰船ソヤト甲板上ノ人ニ問ヘトモ答ヘサリシハ如何

一紀船長高柳云突當ルヤ否予自ラ甲板上ニ登リ哨船ヲ出シテ救ヘト命シタリ故ニホールニアリシ者ハ予カ令ニ從ヒ哨船ノフニ掛リテホールニハ少ナカリシモノナルヘシ且其際ノ騷擾筆舌ノ及フヘキニ非ス或ハ貴船ノ人ヲ救フニ急ニシテ認メ得サリシカ凡知リ難キナリ且云其時ノホ

一ル當番ノ者此席ニ在ラサルカ故ニ即答シ難シ

一才谷云昨日予橋本ト拜顔ノ時明日ハ危難ノ一條ヲ精細ニ論辨シテ世界之公法ニ處スヘシト互ニ約セシニ其論判ニ尤關セル者ノ來ラサルハ論決ヲ遲延セシムルニ似タリ高意僕ニ在テ解シ得ス

一高柳云今日ハ唯船路ノ大體ヲ談セント欲セシ也

一紀ノ水先當番云最初ニ我傳五郎ヲ見タリ他人ヲ見ス

一土云傳五郎ハ足痛ヲ憂ヘテアリシ最初ニホールヨリ登ルヘキ理ナシ

一又云船當ルヤ否飛上リタル者ヲ硝船ヲ下ロセトノ命ヲ聞テホールニハ非サリシナルヘシトハ誠ニ曖昧ノ語ナリ點燈モナキ船ヨリ妄リニ飛上リ來ル者ヲ認メサル程ノ者カ當番水先ヲ爲スハ何ソヤ我之ヲ問フ所以ハ之ヲ見タルヤ見サルヤヲキカン

一紀ノ水先云其時ニハ傳五郎ヲ見シノミ他人ヲ見ス

一土云然ラハ甲板上ニ當直ノ士官在ラサリシヲ知ルヘシ當直ノ士官アラ

スシテ水夫輩ニ命シテ暗夜ニ船ヲ行カシム奚ンソ如此危難ニ到ラサルヲ得ンヤ

兩藩士ノ辨難此ニ盡ク而シテ條理錯雜理非分明ナラス恐ラクハ紛々要ノ者ヲ摘出シテ一證紙ヲ作ル其文ニ云

慶應丁卯四月廿三日紀伊公之蒸氣船我蒸氣船ヲ衝突ス我船沈沒ス

其 證

衝突之際我士官等彼甲板上ニ登リシ時一人之士官有ルヲ見スは一ケ條衝突之後彼自ラ船ヲ退事凡五十間計再前進シ來ツテ我船ノ右艦ヲ突ク是二ケ條

五月十六日海援隊文司長岡謙吉應接席上ニ於テ書ス列坐ノ士皆見之

拜誦如貴諭薄暑之候御坐候處倍御清康奉賀候然ハ才谷梅太郎いろは丸航海日誌付録寫御家ニ於テ御入用ノ趣御紹介御座候處乍御面倒別冊御手許

へ差出候條可然御執成ノ義御依頼申上候其來歴ハ左記之通ニ御坐候且又過口櫂尾君へいろは丸乗船中日記ノ抜抄提出仕出候定テ御一覽被成下候事ト相信候然ルニ左記ノ點寫シ漏發見仕候間可然御記入被成下度併テ御依頼申上候右ハ直ニ御報旁提出可致筈之處家事上混雜ノ義有之夫カ爲遲延不惡御宥恕被成下度奉翼候乍末筆時下御自愛專一ニ奉祈候匆々敬具

一才谷梅太郎紀伊蒸氣船明光丸應接書ナルモノハ當時長崎出張ノ土州藩士ヨリいろは丸船將ニ對シ明光丸トいろは丸衝突セシ際ヨリ紀土兩藩士間於テ應接ノ顛末ヲ報告ノ爲ニ幾回ニモ該應接書ヲ回附シ來リタルモノヲ騰寫セシメラレ其都度我輩共ニモ回覽ニ附サレタルヨリ一覽毎ニ不肖ガ膽寫シ置タルモノヲ纏メテ一冊トナシタルモノナリ故ニ自然尙脫落セシヤモ難測素々拙筆誤字多シ宜ク御判覽ヲ仰ク

但紀州藩士高柳楠之助氏ハ明光丸船將ニ非ス紀州藩ノ重役ナル由ニ
傳聞セリ當時長崎ノ紀州藩用立商人が不正ヲ働キタルヲ發覺ノ爲ニ
取調トシテ出張ノ途中ナリシトノヲナリ應接書中ニモ急用アリテ長
崎ニ下ル云々トアルハ此ヲナリ

○

一日記寫中國島氏自裁ノ爲ニいろは丸出船不可能トナリシヨリ玉井俊次
郎氏が長崎ニ滞留セラレルヲトナリ氏ハ次航海著船迄其儘長崎ニ滞在
セラレタルモノナリ

一國島氏ノ割服ハ胸下ニ突キ疵アリ咽喉ヲ三刀左ヨリ右ニ搔キ切り居ラ
レタリ

但仰合ニ非サレタル儘ノヲナリシモノナリ

右可然御記入可被成下候

五月卅日

豊川 涉

村 上様

玉机下

拜啓特ニ暑氣ニ向はんとする氣候ニ候へ共愈御健昌御勤務之段奉大賀候
降テ迂生無事消光候間乍他事御放神被下度過日ハ御職務之爲メ御出松之
旨傳聞候へ共折柄御宿所ヲ聞漏シ乍遺憾御不沙汰申上候扱テ前會之問題
トナリシ（いろは丸）一件郡中在豊川士ニ就キ去ル十七日依頼候所早速
別紙之通り送付致費ヒ候ニ付御回送申候條尙御不審之廉ハ松田士等ニ據
リ爲御聞合相成候へバ如何ト愚考仕候間爲念申進候且今會ハ小生事も都
合上出會致シ得サルニ付老人會員諸君へも可然御鶴聲奉願候尙幾重ニモ
御盡力著々進捗之義切望仕候何れ他事ハ御面談之節と匆々不具

五月八日

櫛尾調藏

村上 是哉様

尙時下御自愛專一ニ相祈

拜啓晴和御同慶奉存候陳ハ過日ハ御來訪被成下奉謝候其刻被仰聞候いろ
は丸一件老生當時ノ記事ヨリ別紙之通抄寫仕候得共御了知被成候身分特
ニ海員トシテ乗船ニ付重要ノ點ニハ關係不仕何等御參考ニモ相成間敷愚
案仕候得共折角ノ御示諭ニ付御手許迄差出候尙篤と御賢考之上可然御取
捨御取計被成下度偏ニ奉冀候乍末筆時下御自愛專一ニ奉祈候匆々敬具

四月廿二日

櫛尾様

豊川 涉

玉机下

いろは丸終始顛末

豊川 涉日記抜抄

慶應二年六七月頃國島六左衛門氏ニ井上將策氏ガ隨從シテ軍用小銃購入トシテ長崎ニ出張ニナツタ國島氏ハ豫テ某々二三ノ同志ト謀議ガアツタモノト見エテ薩州士五代才助氏ノ周旋テ長崎出島ニ商館ヲ構ヘテ居タ「ボ！ドイン」ト云フ和蘭陀人ノ所有蒸氣船長サ百八十尺約四百五十噸六十五馬力大洋中航海ニハ帆ヲ用フルカ故ニ三本橋ノ鐵船ヲ船價約三万圓デ買受ノ契約ガ成立ツタ然ルニ大洲藩ノ廳議ヲ經タモノデナイカラシテ大洲藩船ノ名義ニスルコトカ不可能デアル(當時ハ蒸氣船所有ハ各藩ニ限ル)故ニ薩摩藩ノ船トシテ橋頭ニ白地ニ黒ノ轡ノ紋ノ旗ヲ掲ケテ其海員ハ土佐ノ浪士坂本龍馬(才谷梅太郎)氏ガ隊長ノ長崎龜山隊中カラ山本謙吉實ハ土佐ノ藩士菅野覺兵衛(柴田八兵衛)實ハ越前ノ浪士渡部剛八(橋本久太)夫野村幸治郎(共ニ幕府軍艦ノ脱走者)等ノ諸氏ト國島井上兩氏カ乘組デ同年九月

ニ長濱港ニ著船シタ時恰モ好シ大洲君侯ガ江戸表カラ御歸國ノ折柄テ其御召船ヲ曳キ運轉ノ自在ト速力トヲ親シク君侯ノ御覽ニ入レルト云フ計畫テアツタガ夫ハ從來ノ漕キ船カ無用ニナツテ舟子ノ者ガ失望スルト先例ニ背クト云フ處カラ御廳許ニナラナイノデ青島沖カラ態ト御召船ノ前面ニ進ンデ忽チニシテ後退シ其運轉ヲ止メ御召船ノ通過ヲ待チ再ヒ前進シテ御召船ヨリ遙カニ先キニ長濱港内ニ投錨シ夫カラ數日間碇泊シタ其間ニ國島氏カラ密使カ來テ窃カニ船中ニ同行シテ國島氏ニ面謁シタ實ハ其折ニ追テ乗船ヲ内約シタノデアル船ハ其儘長崎ニ同カ滯航シタ同年十一月ニ至テ正面大洲藩ノ所有船トシテ橋頭ニ赤地ニ白ノ蛇ノ目ノ紋ノ旗ヲ掲ケテ長濱ニ歸港シタ余ハ同月十二日命セラレテ同十四日ニ乗船シタノデアアル

長崎テ船名ヲ改メテいろは丸トシタ時ニ「ボードイン」ガ國島氏ニ向ツテせず迄ヤレト云フタトノ「デアル夫迄ハ「アビソ」ト云フタ「アビソ」ハ和蘭

陀ノ美人ノ名デ其美人ノ像ガ船尾ニ彫刻シテアツタ「ボートイン」ガ船ヲ引
繼テ通船ニ移ツタ時ニ其像ニ對シテ「アピソ」サラバト云フテ泣ク眞似ヲシ
タトノコデアル

十一月十四日ニ役員ガ悉ク乗船ニナツタ左ノ如シ

船將 松田 六郎 玉井俊治郎 一等士官 簗島利兵衛

二等士官 井上將策 井上謹吾 後藤亮一郎

俗事方 豊川覺十郎 同下役 和泉屋金兵衛 播磨屋源助

運用方 橋本久太夫 機關方 山本謙吉 柴田八兵衛

小頭 木村傳五郎以下水夫十七人小頭篠原力松以下火夫廿人機關見習ト
シテ喜多山半兵衛運用方見習トシテ大江益之進同長濱大船頭ヨリ西村榮
安部亮之助機關油指見習豊川嘉一郎其外長濱御船手ノ者六人生晒蠟木附
子、松板等ヲ搭載シテ同十八日出船ト決シタ大洲藩船ニナツテノ初航海デ
アル然ルニ十七日ノ夕刻長濱町ノ某割烹店デ水夫ノ和助ナル者ガ藩士ノ

大庭三右衛門氏ニ斬殺サレタ爲ニ出船カ延引ニナツテ同十九日朝七ツ時
(午前四時)拔錨シテ長崎ニ向ツテ航シタ

但當時長州藩ガ國難中デアツテ關内海狭ヲ通過スルヲハ藩ニヨツテ危
險デアツタ松山藩ノ如キモ太胡丸ト云蒸氣船ガアツテ長崎カラ東回
リヲシテ居タガ大洲藩ハ何等ノ故障モナク下ノ關ニモ自由ニ上陸カ
出來タノデアル

同月廿二日朝五ツ時(午前八時)長崎著積荷ハ漸次ニ陸揚ケシテ石炭其他ヲ
搭載シテ後出船ガ決定セヌ爲ニ徒シク碇泊シタ稍ク十二月廿五日出船ト
決シタ處カ其朝トナツテ遽カニ延引ニナツタ其實國島氏ガ突然割服セラ
レタ故デアルヲガ窃カニ少數者ニ知レタ

但恩人國島氏ノ自裁ニ就テハ遺書モナク誰モ事情ヲ知ル者ハナカツタ
ガ既ニ一ケ月余モ徒シク碇泊シタルモ實ハ金融上カラ出船ノ運ヒニ
ナラズ幾回モ出船ノ延引ヲ重子タ年末ノ廿五日ト發表ニハナツタ

モノ、氏カ數百圓ノ責任ヲ負フテ居ラレタトノコトデアル氏ハ前航海
カラ長崎ニ滞在シテ居ラレテ此航海ニモ乗船ハセラレヌ筈デ井上將
策氏ト共ニ下宿ノ二階ニ一間隔ニ就寢中廿五日ノ雞明將策々々トノ
聲ガ井上氏ノ寢耳ニ入テ驚キ覺テ國島氏ノ室ニ入ツタ時ハ仰向ニナ
ツテ鮮血淋漓タル手ニ短刀ヲ振りツ、煩悶シテ居ラレタトノコトデア
ル事件ハ最モ秘密ニシテ二階ノ上リ口ニ番人ヲ附シテ大洲人ト雖ト
モ特別關係者ノ外ハ出入ヲ拒絶シテアツタ然ルニ如何ニシテ知ツタ
カ坂本龍馬ト五代才助兩氏カ來ツテ坂本氏ハ國島氏ノ死體ヲ檢シ胸
下ノ刀痕ヲ己ガ指頭ヲ以テ探リナドシテ武士タルモノガ己ノ所存ガ
成立子バ死ヌルノ外ハナイ嗚呼一知己ヲ失ツタト嘆息シテ辭シ去ツ
タ死骸ハ其儘白金巾デ包ミ絹蒲團ノ儘箱ニ納メ石灰詰ニシテ國島六
左衛門小銃入ト箱ノ表ニ記シテいろは丸ノ甲板ニ運ンダ小銃購入ト
シテ長崎ニ出張シテ蒸氣船ヲ買入夫カ爲ニ斃レテ己ガ小銃トナツテ

歸ラレルトハ如何ナル因縁ゾヤ尤關係者ノ外ハ船中誰一人其實ヲ知ツタ者ハナカツタ故ニ其儘小銃トシテ翌年正月二日ニ大洲ニ送ラレタ

同廿六日出船三十日長濱歸港船將始メ悉ク上陸船中ニ居殘リタルモノハ大洲人ハ御船手中ノ四五名ト余トノミニナツタ

此時彼ノ人體模形(キンストレイキ)長崎カラ積歸ツタ該品ハ佛蘭西製デ未タ日本ニ三個ノ外ハナイト云フ貴重品デ是モ國島氏カ豫テ購入シテ置カレタモノデアル

慶應三年正月廿日出船長崎ニ航ス船將大橋采女士官神野官太夫高橋助右衛門俗事方小野充之助海員運用方代理木村傳五郎機關方柴田八兵衛其他ニ長濱ノ大塚明之助氏ガ乗ツタ氏ハ是迄幕府ノ軍艦ニ測量方トシテ乗組デ居タノヲ呼戻サレタノデアル余ハ機關見習ニナツタ積荷ハ又蠟、木附子板等ノ外尙醬油ヲ積ム爲ニ宇和島ニ回船シテ同藩士ノ便乗モアツタ同月

廿七日長崎著石炭或ハ輸入白砂糖等ヲ積込二月七日出船同十日未明長濱
ニ歸港ス同十七日出船兵庫ニ航ス船將玉井俊次郎士官田垣慎六兩氏ニ交
代翌十八日朝兵庫ニ著船然ルニ前日長濱港内ニ投錨ノ際誤テ突堤ニ衝突
シタ破損ケ所修繕ニ日數ヲ要シ稍ク三月廿八日清酒其他ヲ積入出船四月
朔日長濱歸港今回始テ船將士官其儘俗事方ガ井上勘助氏ニ代ツテ同五日
出船同八日長崎ニ著シタ然ルニ土佐藩士後藤象二郎氏カラノ交渉デいろ
ハ丸ヲ大坂ヘ一航海同藩ニ貸渡スヲニナツテ龜山隊ハ（長崎ノ龜山ニ屯集シ
テ居タ故ニ龜山隊或
ハ龜山社
中ト云フ）坂本龍馬氏ヲ始メ社中ノ面々乘組同月十九日ニ出船シタ乘組員
中大洲人ハ長濱ノ御船手ノ水夫見習ノ外ハ悉ク上陸シテ市中ニ下宿シタ
然ル處同月卅日ノ朝薩州ノ用立商人小曾根英四郎ナル人ガ突然來ツテ去
ル廿三日夜半輒ノ津ヲ距ル約六里ノ沖合デ紀州蒸氣船明光丸ト云フ大船
ト衝突シいろハ丸ハ間モナク沉没セリ幸ニ死者ハナキモ負傷者四人アリ
坂本氏ヲ始メ一同ハ和船デ後カラ歸著ノ筈ナリ拙者ハ直ニ出發シテ只今

歸レリトノ意外ノ報告ニ一同大ニ驚ク就テハ井上勘助氏ヲ大洲ニ歸サレ
ルヲニナツタ氏ハ直ニ出立シタガ途中デ邂逅シタトノコトデ五月十日大橋
采女氏が小野充之助氏ヲ隨エテ著サレタ以來土州藩トノ交渉ヲ開キ夫ガ
六月十一日ニ纏ツタ如斯日數ヲ經タノハ土州ト紀州間ノ談判カ解決セヌ
爲デアル同十六日出立陸路一同引拂フヲニナツタ余ハ田垣氏ト共ニ尙殘
務ヲ處置シテ同十九日出發島原カラ肥後ニ渡リ豊後ヲ經テ歸宅シタ

但いろは丸衝突ニ就テハ鞆津以來長崎ニ於テ坂本龍馬氏ト紀州藩士高
柳楠之助氏等トノ間ニ談判ヲ開クコト數回テアツタガ何分當時ハ未タ
航海規則カナイ處カラ所謂水掛論デ結局外國人ノ比判ヲ請フタ末明
光丸ノ曲ニ決シテ土佐藩ハ紀州カラ四万幾千圓ノ償金ヲ得テ大洲藩
エハいろは丸原價ノ壹割引ノ代金ヲ年賦デ償フヲニナリ其幾分ヲ同
年十月ニ受取ルヘキ筈從テ蘭人ニ支拂船價ノ殘金モ十一月ニ拂渡ス
コトニ契約ガ成立タトノコトデ其扱ハ五代才助デアツタ尤いろは丸貸渡

ノ際後藤象二郎氏カラ萬一ノ場合ハ汽船ヲ以テナリト現金ナリト望
ニ應シテ辨償スヘシトノ證書ガ取テアツタトノコトデアル土州藩ニハ
横笛胡蝶夕顔等ノ蒸氣船ガアツタ故ニ定テ其内ノ一艘ヲ代船ニ申受
ケニナルデアラウト余等ハ幾分ノ望ヲ存シテ居タノデアツタ實ニ國
島氏カ生命ヲ賭セラレタいろは丸ノ最期ハ悲慘ナモノデアツタ紀土
談判ノ詳細ハ

航海日記附錄 土佐守内海援隊長才谷梅太郎紀伊蒸氣船明光丸應接

書ノ寫カアル

坂本龍馬關係文書 第二

坂本龍馬海援隊始末一

自天保六年己未十一月
至慶應元年乙丑十一月

土佐 坂崎 紫 瀾編

夫レ海援隊ナルモノハ維新前土佐ノ人坂本龍馬ガ當時時脫藩者ノ同志ヲ以テ組織スル所ノ一團體ナリ而シテ當初ハ隊名ヲ有セス單ニ「社中」ト稱セリ其ノ海援隊ト號セシハ實ニ土藩ノ附屬タリシ以後ニ在リ抑モ坂本ハ彼ノ武市半平太ヲ首頂トセル土佐勤王黨ノ一劍客タリト雖凡夙ニ開國ノ思想ヲ養成セルモノアリ乃チ他日勝安房守義邦ノ海軍論ニ心折セル固ヨリ一朝夕ノ故ニ非ス故ニ今本編ヲ草スルニ臨ミ坂本ノ郷里ニ在リシ時ノ事情ニ溯リテ之ヲ叙セサルヲ得ズ即チ茲ニ一言シテ先ツ讀者ニ告クコト爾リ

一天保六年己未十一月十五日坂本龍馬土佐國高知城下本町ニ生ル

龍馬ノ父八平諱ハ直足母幸子谷氏格式ハ郷士ニシテ其長男權平直方ト云ヒ龍馬ハ即チ其ノ二男ナリ

一嘉永四年辛亥正月土佐國幡多郡漁父萬次郎米國ヨリ歸朝シタルヲ以テ長崎奉行ヨリ土佐藩廳ニ引渡サル

萬次郎無人島ニ漂流シ米國漁獵船ニ救ハレ隨ヒ往テ米國ニ在ルコト十年普通教育ヲ受ケ米婦ヲ娶レリ當時高知ノ畫師ニ河田小龍ナル者アリ萬次郎ニ就キテ海外ノ事情ヲ聽取シ之ヲ圖畫ス藩廳及ビ土佐士民之レガ爲メニ初テ開國ノ思想ヲ萌芽スルニ至レリト云フ

(右河田小龍覺書ニ據ル)

一嘉永六年癸丑三月龍馬劍道修行ノ爲メ江戸ニ遊フ

龍馬發スルニ臨ミ父八平爲メニ左ノ訓戒ヲ與ヘタリ

一片時モ不忘忠孝修業專一ノ事

一諸道具ニ心ヲ移シ銀錢ヲ不費事

一色情ニウツリ國家ノ大事ヲ忘レ心得違アル間敷事

右三個條胸中ニ染メ修業ヲツミ日出度歸國專一ニ候以上

丑年三月吉旦

老

父印

龍 馬殿

此年米艦渡來江戸人心洶々龍馬亦水戸人等ト交ルニ至レリ

一安政元年甲寅十一月土佐大地震高知城下火災アリ龍馬變ヲ聞キテ歸省

シ河田小龍ニ會ス

是レヨリ先即チ此年八月藩廳筒奉行池田歡藏砲術指南役田所左右次
ヲ鹿兒島ニ遣ハシ反射爐ヲ視察セシム河田小龍其隨員タリ地震後小
龍歸國シ舊宅燒失スルヲ以テ上町築屋鋪三丁目新越戸ニ寓ス坂本家
本町ノ宅ト甚タ近シ龍馬即チ往キテ薩藩ノ武備ノ狀ヲ聞キ日本刀ノ
ミヲ以テ攘夷ノ効ヲ見ルヘキニアラサルヲ悟ル

一安政二年乙卯正月大里長次郎(後ニ上杉宗二郎)今井純成(後ニ長岡謙吉)寺内(後ニ新宮馬之助)等河田小龍ニ學ブ龍馬之ト交ヲ結ブ

一夕小龍從容トシテ龍馬ニ告ケテ曰ク今後ノ事ハ航海術ニ在リ自ラ金策シテ一汽船ヲ購ヒ運輸業ニ從事シ兼テ其術ヲ練習ス即チ海軍ヲ興スノ端緒ナリト龍馬曰ク我レ他日必ス其ノ目的ヲ達セン唯人ナキニ苦ムト小龍曰ク何ソ其ノ人ナキヲ憂ヘント即チ其ノ門ニ來リ學ブ平民ノ秀才ヲ鼓舞ス

大里長次郎今井純成寺内馬之助等即チ是レナリ當時長次郎ノ家ハ饅頭屋ニシテ寺内ノ家ハ燒繼屋ナリシト云フ

一安政二年乙卯九月龍馬再ビ江戸ニ遊ブ

同年十二月四日父八平本町ノ家ニ沒ス

一安政三年丙辰七月武市半平太勤番トシテ江戸ニ來ル

此年龍馬初テ武市ト交リヌ從弟澤邊琢磨カ事ヲ以テ罪セラレントス

ルヤ武市ト謀リテ藩邸ヲ脱セシムルノ事アリ

一安政四年丁未十一月藩主豊信大廣間諸侯ト連署建白幕議ニ反對ス

是レヨリ先卽チ九月中武市ハ祖母ノ病アルヲ聞キ土佐ニ歸ル

一安政五年戊午三月龍馬東海道諸藩ノ城下ヲ歷遊シテ土佐ニ歸ル

此月京師堂上八十八人參内堀田閣老ノ奏請ニ反對シ堀田空シク東歸

ス

一安政五年戊午十月六日幕府伊達宗城ヲシテ藩主豊信ニ致仕ヲ諭示ス

同十一月二十二日ニ至リ豊信致仕ヲ幕府ニ請フ

一安政五年戊午十一月廿三日水戸藩士住谷寅之介大胡聿藏變名シテ土佐

ノ國境立川ニ來リ藩情ヲ訴ントシ入ルヲ得ス龍馬往キ之ニ會ス

住谷寅之介日記ノ一節ニ曰ク

夕刻龍馬來ル寛話頗可愛人物也郷士ニテ他國ノ比ニアラズ國中へ入

候事色々周旋ノ處六箇敷弟依る態々來訪ス云々龍馬爲メニ頗ル江戸

ノ時勢ヲ知ルヲ得タリ

一 萬延元年庚申三月三日幕府大老井伊直弼水戸十七士要撃ノ爲メ櫻田門外ニ斃ル

右警報高知城下ニ達スルヤ龍馬同志ニ向ヒテ曰ク我レ已ニ此變起ルヲ察セリ我ガ同志ノ國ニ盡ス此ノ如キノミト人始テ龍馬ノ大志ヲ抱クヲ知ル

一 萬延元年庚申七月武市劍道試合ヲ名トシテ中國九州遊歷ノ途ニ上ル

當時龍馬之ヲ聞クヤ笑テ曰ク最早武者修行ノ時代ニ非スト未タ武市ノ目的實ハ時勢視察ニ在ルヲ知ラサリシナリ

一文久元年辛酉三月三日高知城外井口村乃傷事件起ル龍馬ハ同志ト共ニ奔走盡カスル所アリ

上士ニテ劍客ノ名アル山田廣衛ナル者下士池田忠一郎ト途中衝突シテ殺サル池田ノ實兄寅之助警ヲ聞キ馳セ至リ不意ニ山田ヲ背後ヨリ

斬リ倒シ更ニ其同行者上士松井繁齋ヲ殺シ從容弟ノ死體ヲ葬リテ後
ニ剖腹ス其間山田ノ親族來リ襲フノ報アリ龍馬同志池田ノ家ニ集會
シテ之ニ聲援ス是レ高知城下ニ於ル上士ト下士ノ相軋轢セシ始ナリ
一文久元年辛酉七月武市江戸ニ至リテ水戸薩長ノ志士ニ交ル
是レ在江戸大石彌太郎カ時勢切迫ヲ報シ武市等ノ出府ヲ促カシニヨ
ル而シテ龍馬ハ土佐ニ在リテ未タ起タサリシナリ

一文久元年辛酉九月武市大石等土佐同志ノ血誓書ヲ作り歸國シ龍馬及ヒ
各郡郷士多ク之ニ加盟ス

是レ土佐勤王黨ノ開端ニシテ下士ノ之ニ應スル者忽チ數十名ノ多キ
ニ達セリ

一文久元年辛酉十月十一日長藩士長嶺内藏太山縣範藏ハ久坂玄瑞ノ意ヲ
受ケ土佐ニ來ルモ國境ヨリ入ルヲ得ス此日武市ハ龍馬ヲシテ往キ之ト
應接セシムルヤ徵行シテ之ヲ長州ニ送ル

一文久元年辛酉十一月龍馬長州ヨリ大坂ニ至リ繼テ歸國ス

望月清平陣營日記ニ曰ク

一文久元年十一月六日坂本龍馬旅宿新町ヨリ書狀來(小生宛)長州ヨリ來ル趣同十一日旅宿ニ訪ヒ面會

一文久二年壬戌正月上旬龍馬國境ヲ潜行シ同十四日長州萩城下ニ至ル武市ノ密囑ヲ受ルナリ

久坂玄瑞ノ日記ニ曰ク

十四日翳 土州坂本龍馬携武市書翰來托松洞夜前街ノ逆旅ニ宿セ

シム

十五日晴 龍馬來話午後文武修行館へ遣ス(下略)

一文久二年壬戌正月二十三日龍馬萩城下ヲ發ス久坂爲メニ武市宛ノ密書ヲ託ス

右密書中ノ要領ハ左ノ如シ

此度坂本君御出遊被爲在無腹藏御談合仕候事委曲御聞取奉願候竟ニ
諸侯不足恃公卿不足恃草莽志士糾合義舉ノ外ニハ迎モ策無之事ト私
共同志中申舍居候事ニ御座候乍失敬尊藩モ弊藩モ滅亡シテモ大義ナ
レハ苦シカラス兩藩共ニ存シ候共恐多モ皇統綿々萬乗ノ君ノ御叡慮
相貫不申而者神州ニ衣食スル甲斐ハ無之歟ト友人共申居候事ニ御座
候就而ハ坂本君へ御申談仕候事トモ篤ク御熟考可被下候尤モ沈密ヲ
尊フハ申迄モ無之候樺山ヨリモ此内書狀來ル彼藩モ大ニ振申候ヨシ

(下略)

(編者云樺山ハ即チ武市等ノ同志薩藩ノ樺山三圓ナリ)

一文久二年壬戌二月八日龍馬大坂ニ至リ住吉陣營ノ同志安岡覺之助等ト
會シ更ニ京師ニ至ル

當時島津久光將ニ兵ヲ率キテ鹿兒島ヲ發シ上京セントシ平野二郎等
其機ニ乘シテ義舉ヲ企ツ故ニ龍馬ハ其ノ形勢視察ノ爲メニ上國ノ間

ヲ奔走シタルナリ

一文久二年壬戌三月朔日龍馬高知ニ歸著シ武市ニ報告スル所アリ

此日龍馬平野二郎義舉ノ計畫及ヒ上國ノ形勢ヲ告ケ藩論ノ如何ヲ問
フ武市大息シテ曰ク今尙ホ盡力中ナリト龍馬頗ル失望ス

一文久二年壬戌三月四日吉村寅太郎宮地宜藏澤村總之丞前後相繼キテ脱
藩ス

是レ土佐人脱藩ノ始メニシテ澤村ハ遂ニ海援隊中ノ一領袖タリ

一文久二年壬戌三月二十四日龍馬遂ニ脱藩ス

是ヨリ先キ澤村ハ吉村ノ囑ヲ受ケ上國ノ形勢ヲ武市ニ報セン爲メ潜
行シテ高知ニ歸リ深夜武市ノ門ヲ叩ク武市之ヲ屏中ニ匿クス偶々龍
馬來リテ之ヲ聞キ心動ク遂ニ澤村ト相携ヘテ脱藩スルニ至ル

一文久二年壬戌四月朔日龍馬ハ澤村ト共ニ下關白石正一郎ノ家ニ達ス翌

二日澤村ト東西ニ手ヲ分チ九州遊歴ノ途ニ就ク

此日龍馬ハ島津久光已ニ汽船ニテ東上セルヲ聞キ義舉ニ投スルノ機ヲ失スルヲ悟リ澤村ト東西ニ手ヲ分チタリト云フ

爾來數十日ハ龍馬ノ消息ヲ傳ヘズ唯薩藩ニ入ラントシテ關吏ニ拒マレ空シク踵ヲ返シテ東上シタルヲ知ルノミ其ノ豐筑肥ヲ經過スル間ニ志士ニ會セシモノアランモ未タ之ヲ探知スルノ端緒ヲ得サルナリ

一文久二年壬戌六月十一日龍馬大坂ニ至リ澤村ヲ京師ヨリ迎ヘ又一書ヲ住吉陣營ノ望月清平ニ投ス戒心アルヤヲ以テ更ニ京師ニ入ル

當時澤村ハ京師河緒家ノ青侍トナリ朝廷ノ動靜ヲ探リ大河原刑部ト變名ス又望月清平ハ龍馬ノ書ヲ得テ大ニ驚キ田中作吾ヲ龍馬ノ旅宿ニ遣ハシ之ニ告ケテ曰ク去ル四月八日ノ夜高知城下ニ於テ參政吉田元吉暗殺セラレ御身ニモ亦刺客ノ嫌疑カ、レリ速ニ捕吏ヲ避ケヨト龍馬即時入京シ偶々江戸ヨリ歸國ノ途ニ在ル大石彌太郎ニ邂逅ス龍馬窮スルコト甚シク刀柄ノ縁頭ヲ賣リ手拭ヲ以テ之ヲ卷キ居リシト

一文久二年壬戌八月(日不詳)龍馬京師ヲ發シ江戸ニ下ル

龍馬ノ江戸ニ著スルヤ桶町千葉重太郎ノ家ニ投ス

當時間崎哲馬七律ノ詩ノ小引ニ「壬戌秋日與門田爲之助坂本龍馬上田

楠次會飲」トアリ

一文久二年壬戌十月龍馬千葉重太郎ト共ニ勝安房守義邦ヲ訪ヒ初テ勝ノ門弟トナル

土佐勤王史ニ曰ク

坂本ハ吳服橋ノ越前邸ニ推參シテ春嶽ニ謁ヲ請ヒシ事アリ或ハ大久保一翁(卽チ越中守忠寬)ヲ訪ヒ攘夷ニ對スル意見ヲ質ス又彼ノ勝麟太郎海州ガ類ニ開國說ヲ主張シ肥後ノ横井平四郎ト共ニ攘夷ノ空論ナルヲ嘲笑スルヲ聞キ込ミ千葉ニ謀ルラク彼ハ果シテ世評ノ如ク奸物ナリヤ一タビ之ニ對面シテ其ノ議論ヲ試ミシ上事宜ニヨリテハ卽座ニ天誅ヲ加フヘシト千葉ヲ伴ヒテ勝ノ許ヲ訪問セリ流石ニ勝ハ夫レ

ト悟リテ先ツ初對面ノ挨拶ニ兩君ノ御入來ハ拙者ヲ刺シ爲メナラハ
イヤ御隱シアルトモ殺氣ハ眉宇ニ見ハレ居ル拙者モ敢テ御相手ヲ辭
スル者ニアラズ先ツ我ガ滿腔ノ議論ヲ聞カレヨ然ル後ニ立合ヒ申サ
ント智辯湧クガ如ク滔々トシテ歐洲兵制ノ沿革ヨリ海軍ノ武力到底
封建的大名ノ抗シ得ラルヘクモアラス事實ヲ最モ精巧ニ説明シケレ
バ坂本ハ爲メニ醉エルカ如キニ感服シ謹ンデ今ヨリ先生ノ御指導ヲ
蒙リ誓ヒテ日本ノ海軍ヲ起スヘシト云ヒケレハ勝モ深ク其ノ無我ノ
頓悟ヲ奇トシ茲ニ坂本ハ土佐勤王黨中唯一ノ開國家トハナリニケル
一文久二年壬戌十一月(日未詳)龍馬ハ近藤長次郎ヲ介シテ勝ニ入門セシム
是レヨリ先キ萬延元年中長次郎ハ江戸ニ遊ヒ安積良齋ノ門ニ入ルモ
更ニ洋書ヲ手塚某ニ學ヒ又高橋秋帆ニ砲術ヲ學フ藩廳亦其志ヲ賞シ
金穀ヲ給與シ帶刀ヲ許サル偶々龍馬ノ東下スルヲ聞キ大ニ喜ヒテ來
リ訪フ龍馬自ラ介シテ之ヲ勝ニ入門セシム

一文久二年壬戌十二月五日敕使三條實美副使姉小路公知入城ス乃チ龍馬ハ土佐同志ト共ニ實美ノ扈從ノ列ニ在リ

當時龍馬開國說ヲ賛スト雖モ勤王黨トノ交誼故ノ如シ偶々其說ヲ唱フルモ同志敢テ咎ル者ナシ武市笑テ曰ク龍馬亦例ノ大言ヲ放ツカト一文久二年壬戌十二月二十五日龍馬ハ千葉近藤ト共ニ勝ニ隨ヒ幕府ノ汽船ニテ海路西上ス

翌文久三年癸亥ノ海舟日記ニ曰ク

正月元日 龍馬昶次郎十太郎外一人ヲ大坂ニ至ラシメ京師ニ歸ス昨夜恐存草稿ヲ龍馬子ニ屬シ或ル貴家ニ内呈ス

一文久三年癸亥正月七日京師藩邸望月龜彌太高松太郎千屋寅之助(後ニ菅野覺兵衛)ニ航海學修行ヲ命ス翌七日右三人下坂シ龍馬ノ紹介ニテ勝ノ門ニ入ル

是レヨリ先キ龍馬江戸ニ於テ間崎哲馬ヲシテ航海術ノ必要ヲ土藩大

監察小南五郎右衛門ニ説カシム即チ此ノ藩命アルナリ而シテ右三人亦龍馬ノ説ニ服シテ内望セシ次第ト知ルヘシ

海舟日記ニ曰ク

九日 昨日土州之者數輩我門ニ入ル龍馬子ト形勢之事ヲ密議シ其志ヲ助ク

一文久三年癸亥正月十四日勝海路大坂ヲ發シ東下ス望月等三人近藤ト共ニ之ニ隨ヒ繼テ澤村モ亦東下シテ勝ノ塾ニ寓ス

當時龍馬ハ一人京坂ノ間ニ滞在ス澤村再ヒ姓名ヲ變シ前河内愛之助ト稱ス亦龍馬ノ紹介ニヨリ東下シテ勝ノ塾ニ寓シ大ニ其ノ信用スル所トナル

土佐勤王史ニ曰ク

夫レ坂本龍馬其ノ人ハ土佐勤王黨ノ太陽系統ニ於ル一個ノ彗星タリ故ニ必シモ瑞山(武市)ヲ中心トセル軌道ヲ回轉スルモノニアラズシテ

時ニ或ハ之ニ遠サカリ時ニ或ハ之ニ近ク又此ノ彗星ニ吸引セラル、
一二ノ遊星ヲモ有セリ

一文久三年癸亥正月十六日勝偶々山内容堂ト豆州下田港ニ邂逅ス勝乃チ
容堂ニ龍馬カ脱藩ノ罪跡ヲ赦ルサレンコトヲ請フ

「鯨海醉侯」ニ曰ク

小生ノ門人ニ坂本龍馬ト申ス者ノ候ガ元來勤王派ノ壯士ニテ現ニ御
藩藉ヲ脱シ候由ナルガ昨今頗ル航海術ニ熱心シ西洋ノ事情モ略ホ吞
込ミ居リ面白キ奴ニテ候憐レ亡命ノ咎ヲ御赦免アラハ一廉ノ御役ニ
立チ申スベシト候大ニ興ニ入ラレ流石ハ勝先生ナリヨクゾ彼等ガ頑
冥ヲ破リ玉ハリタレ赦免ノ儀ハ直チニ承知セリト云ハル、ヲ勝ハ醉
中ノ御一言忘レ玉ハンモ知レズ何カ候ノ御直筆ヲ後日ノ證ニ申シ受
ケタシト望ミシヨリ候ハイト易キ事ナリトテ先ツ紙上ニ瓢箪ノ形ヲ
畫カレ其中ニ詩句ヲ題ス逸趣飛動シテ妙云フヘカラズ前年勝伯刊行

ノ亡友帖ニ載セラレシ候ノ遺墨即チ是レナリ

一文久三年癸亥正月二十五日龍馬江戸ニ在リ澤村等同志ト初テ大久保越中守忠寛ヲ訪フ

龍馬手記ニ曰ク

亥正月二十五日大久保越中守ニ拜 顔ス

爾來屢バ同志ト共ニ忠寛ヲ訪ヒ忠寛亦胸襟ヲ開キテ時勢ヲ談セリ

當時大久保忠寛ノ横井平四郎ニ與フル書中ニ左ノ一節アリ

土州有志過日五人拙宅ニ參候ニ付略承唯々歎息極候ヘドモ其來人中坂本龍馬澤村惣之丞兩人ハ大道可解人哉ト見受話中ニ被刺候覺悟ニテ懷相開公明正大之道ハ此外有之間敷ト素意之趣話出候處兩人丈ハ手ヲ打計ニ解得候ニ付サラバ早々上京之上何ト歟可盡力ト話候處及丈ハ盡死力見可云々

一文久三年癸亥二月二十五日京師藩邸龍馬脫藩ノ罪ヲ赦免ス

此月二十日ニ至リ京師藩邸ハ徒目附島村壽之助望月清平ニ命シ下坂
シテ龍馬ヲ拉シ來リ藩邸ノ一舎ニ謹慎セシム乃チ此日左ノ恩命アリ

坂 本 龍 馬

右之者去戌ノ三月御國元ヲ立チ京攝井九州關東邊諸所周旋致罷在
今二月十二日御屋敷へ立歸候段方今ノ形勢ニ付忠憤憂國ノ至情難
默止件之次第トハ乍申御關所越ノ儀御作法モ有之處竊令逃逸長々
罷在事不心得之至依右屹度被仰付筈之處御含之筋有之御叱之上無
別儀被仰付之

一文久三年癸亥四月二日龍馬ハ大久保忠寛ヨリ越前春嶽ニ紹介スルノ書
ヲ託セラレ翌三日江戸ヲ發シテ西上ス

此日忠寛ヨリ春嶽ニ致セシ書中ニ左ノ一節アリ

此度坂本龍馬ニ内々逢候處同人ハ眞之大丈夫ト存素懷モ相話此一
封モ托候事ニ候御一讀可被下云々

一文久三年癸亥四月二十三日姉小路公知攝海防備巡視ノ爲メ下坂ス幕府
爲メニ順動丸ヲ公知ノ座船ニ充テシム

是レヨリ先キ龍馬京師ニ在リ土方楠左衛門ト共ニ初テ公知ニ謁シ其
ノ英邁ヲ識ル公知下坂シ西本願寺ニ館スルヤ龍馬頗ル爲メニ奔走シ
テ便宜ヲ得セシム

海舟日記ニ曰ク

二十四日(中略)夜ニ入り明朝姉小路少將殿へ罷出ベク御書付ニテ被仰
渡且御同人蒸汽船拜借兵庫ニ參ラレ候旨承知直ニ順動船エ申遣ス
一文久三年癸亥四月二十五日午前勝義邦初テ公知ニ謁ス午後龍馬等公知
ニ隨ヒ兵庫ニ航シニ泊ス

海舟日記ニ曰ク

○廿五日

朝姉小路旅館ニ至リ面會攝海警衛之事ヲ問ハル答云海軍ニアラザ

レバ本邦ノ警衛立ガタシ云々長談皆聞カル即刻順動船ニ駕シテ兵庫港ニ到ラルヘキ旨ナリ○午後ニ乗船直ニ出帆從屬百廿余人船内猶前件之事ヲ申陪從ノ諸士ト論辯ス大抵同意ノ旨ナリ同日龍馬等公知ニ隨ヒ京師ニ入ル

一文久三年癸亥五月朔日勝往キテ公知ニ謁ス

海舟日記ニ曰ク

○五月朔日朝姉小路殿へ至リ拜謁海軍井砲臺ノ事ヲ申ス且友ヶ島近傍測量ノ圖ヲ呈ス

一文久三年癸亥五月十六日龍馬ハ勝ノ使者トシテ大坂ヲ發シ越前福井ニ至ル

海舟日記ニ曰ク

○龍馬子ヲ越前ニ遣ス村田生之一書ヲ附スコレハ神戸ニ土著被命海軍教授ノ事ニ付費用不供助力ヲ乞ハン爲也

(編者云當時龍馬越前行ノ不在中即チ此月二十日京師ニ於テ公知
刺客ノ變起レリ)

一文久三年癸亥六月二日土佐藩士岩井磐之助塚ニ於テ父ノ警棚橋三郎ヲ
撃ツ全ク龍馬ノ保護ニヨリテ其ノ素志ヲ遂ルヲ得タルナリ

是レヨリ先キ岩之助復讐ノ爲メニ諸國ヲ巡ルコト數年旅費缺乏シテ
龍馬ノ救フ所トナリ爲メニ勝ニ説キテ左ノ一札ヲ得セシム

拙者門人岩井磐之助ト申ス者父ノ仇有之候ニ付右見當リ次第打果
サセ候間萬事御法ノ通御差配可被下候以上

御軍艦奉行

月 日

勝 麟 太郎

國々御役人御中

此口勝ノ執頭佐藤與之助(庄内藩士)紀藩士田中長衛及ヒ龍馬ノ代理ト
シテ千屋寅之助新宮馬之助出張監視セリ

(編者云新宮ハ即チ河田小龍門下ノ燒繼屋ナルガ當時上坂シ亦勝ノ塾中ニ在リ)

一文久三年癸亥六月上旬(日未詳)龍馬ハ陸奥小次郎ノ請ヒニヨリ乾十郎ヲ救ヒ水戸浪士甲宗助ノ爲メニ決闘ヲ申込マル

當時大和ノ人乾十郎ナル者アリ勝ノ塾生ト交ル水戸藩甲宗助竊ニ勝ノ攘夷ニ反對スルヲ惡ミ之ヲ暗殺セント圖ル十郎亦宗助ト相識ルニヨリ或ハ其謀ノ勝ノ塾生ニ洩スヲ疑ヒ其徒十郎ヲ拉シテ及ヲ加ヘントス十郎ノ友陸奥小次郎(後ニ宗光)龍馬ノ寓ニ走リ救ヒヲ求ム龍馬ハ佐藤與之助ト共ニ安治川堤上ニ追ヒ至リ十郎ヲ白刃ノ下ニ救テ之ヲ西町奉行松平大隅守ニ交付シ逸セシム甲宗助ハ龍馬ノ專斷ヲ怒リ決闘狀ヲ龍馬ニ付シ龍馬亦已ニ之ヲ諾ス澤村総之丞爲メニ急ヲ勝ニ告ク勝即チ東町奉行小笠原壹岐守ニ謀リ調停セシメ決闘ヲ中止セリ是レヨリ小次郎深ク龍馬ノ俠氣ニ感シ後日海援隊ニ身ヲ投スルニ至ル

一文久三年癸亥六月十一日勝ハ乾十郎等義舉企アリト聞キ龍馬等ヲシテ之ヲ詰問セシム

海舟日記ニ曰ク

○大和ノ浪士乾十郎大義企ノ事アリ此義ヲ塾中紀藩ノ者エ密告スル者アリ坂本新宮佐藤ノ三子ニ詰問セシム

一文久三年癸亥七月中旬(日不詳)龍馬大坂塾頭佐藤與之助ト共ニ町奉行松平大隅守信敏ニ謁シテ攘夷ニ對スル意見ヲ陳述ス

當日勝東下シテ江戸ニ在リ大坂塾頭佐藤與之助ヨリ勝ニ致セシ書中ニ左ノ一節アリ

龍馬京師ヨリ歸坂候テ同道仕大隅守様エ罷出時勢ノ儀申上候長州ニテ戰爭ノ異船橫濱ニテ修補手負人等療養爲致候事ニテ夷ノ手ヲ借リ薩長ヲ打タシムルト風評仕候事既ニ攘夷ノ儀敕答有之未タ命令不行渡候故誠義ノ徒ハ奮激奸佞者虛ニ乘シ候テ人氣四分五折ノ勢ニ到ル

ノ基ヒ且又天朝ニテ夷船ニ候ヘバ英佛荷露ヲ不論打拂ヒ候事只夷ヲ
惡ミ天下ニ寇讎ヲ擴ムルノ理然ル時ハ終ニ皇國衰微ノ兆是ヲ防クニ
術無ラン依之内直ヲ舉ケ扨ヲ黜ケ清潔ノ政ヲ施シ賞罰ヲ明ニシ又朝
廷ヨリハ熟視仇讎ヲ辨別シテ戰鬪スルノ命アラズンハ能ハス候ト申
上置候右等ノ義ニ付愛之助(前河内卽チ澤村)ヨリ巨細可申上候依之只
其縷ヲ奉申上候

一文久三年癸亥七月下旬(日不詳)龍馬大坂町奉行松平大隅守ト謀リ其旨ヲ
受ケテ越前ニ下リ春嶽ヲ起シテ上京セシメントス一夕横井平四郎ノ寓
ヲ訪ヒ相携ヘテ三岡八郎(卽チ由利公正)ヲ訪ヒシ後去テ江戸ニ向フ
後八月十一日江戸ノ勝ノ許ヘ達シタル大坂町奉行松平大隅守ノ書中
ニ左ノ一節アリ

扱今般坂本龍馬大義ヲ論ジ越公モ上京ノ積然ル處宿所高臺寺ヲ被
燒遲行難計且氣力少キヲ憂ヒ云々

芳野八彌著「山利公正」ノ書中坂本龍馬來訪ト題スル條下ニ左ノ一節アリ

翁ト小楠ノ邸宅ハ一葦帶水近ク川ヲ隔テ南北戸ヲ開ケバ聲相通ス或日翁親戚ノ招キニヨリ夕刻家ニ在ラス夜半大聲戸ヲ叩クモノアリ即チ主客三人爐ヲ擁シ互ニ大醉時事ヲ論シテ夜ヲ明ク事ヲ知ラス翌朝坂本ハ勝大久保ニ會ントシテ江戸ニ出發セリ

(編者云高臺寺ノ激徒ニ燒カレタルハ七月二十七日ノ事ニ係ル)

一文久三年癸亥八月十三日天皇攘夷親征大和行幸ノ詔出ツ同十七日吉村寅太郎等五條代官ヲ襲殺シ義兵ヲ舉ク同十八日中川宮伏奏ノ次第アリ
敕シテ三條實美等ノ參朝ヲ停メ長藩堺御門ノ警衛ヲ免ス實美以下七卿長藩人數ト共ニ京師ヲ去リ西下ス形勢爲メニ一變セリ
一文久三年癸亥九月九日龍馬ハ勝ト共ニ西航シテ著坂セリ

海舟日記ニ曰ク

九月九日曉天保沖エ入津

一文久三年癸亥九月十日勝ヨリ近藤長次郎等ヲ越前ニ遣ハシ京師政變ノ機ニ乘シテ入京ノ事ヲ勸告セシム

後二十一日近藤ハ春嶽ノ返翰ヲ携帶シテ復命ス書ノ末尾ハ左ノ如シ書ハ不盡言大略ノ趣意而已申陳候書外縷々ノ余緒ハ近江ヨリ昶次郎エ篤ト申聞候様申付置候間昶次郎ヨリ詳ニ御聞取可給候(下略)

秋晚十七日

一文久三年癸亥九月二十一日土佐藩廳初テ勤王黨首領武市半平太等ヲ獄ニ下ス爾來脫藩長州ニ走ル者多シ同二十四日大和義舉ノ同志鷺家口ニ敗散ス

一文久三年癸亥十月(日不詳)龍馬神戸海軍所ノ塾長トナリ勝ヲ助ク

當時勝ハ龍馬ト謀リ廣ク四方ノ志士ヲ招キ海軍士官ヲ養成セントス勝ノ手記ニ曰ク

當時ノ國勢謗議益盛ニシテ彼我相疑相忌同志ヲ募リ黨ヲ立テ國トシテ紛擾セサルハナシ在官有司其如斯ヲ憂ヒ法ニ因テ之ヲ縛シ之ヲ刑シ大ニ悔心ヲ生セシメントス曷ソ圖ラン從是相激怒シ相怨望シ益其數ヲ増ス卑職草莽之徒ハ身ヲ以テ犠牲トシ其衝ニ當リ高潔ヲ以テ自ラ期ス人心ノ向フ所如此我是等ニ關セズ之ヲ殺スノ拙ナルヲ以テ唯其ノ用ヲ期スルニ在リ故ニ先ツ神戸ノ地ニ海軍局ヲ設ケ此輩ヲ集合シ船舶ノ實地運轉ニ從事セシメ遠ク上海天津朝鮮地方ニ航シ其地理ヲ目撃シ人情ヲ洞察セシメントス幸ニ土州之人坂本龍馬氏我が塾ニ入リ此舉ヲ可トシ激徒ヲ鼓舞ス又邦内ノ有志輩大ニ賛成スル者多シ

一文久三年癸亥十月二十六日龍馬ハ勝ニ從ヒ海路大坂ヲ發シテ東航シ同晦日浦賀ニ投錨シ繼テ江戸灣ニ入ル

一文久三年癸亥十二月二十七日將軍江戸ヲ發シ海路西航シ勝及ヒ龍馬亦

其ノ軍艦ニ搭ス

一元治元年甲子正月八日龍馬ハ勝ト共ニ大坂ニ入港ス

即チ勝ハ將軍家茂ノ海路上洛ニ扈從セシナリ

一元治元年甲子正月中旬(日不詳)龍馬ハ金策ヲ爲メニ入京ス

舊識河田小龍製鹽ノ資本ヲ得ント舊獵實弟壬生撥ヲ上坂セシム龍馬之ヲ携エ入京シ三條柳馬場田中三郎兵衛ニ謀リ出資ノ事ヲ諾セシメ壬生ハ其契約草案ヲ作りテ土佐ニ歸ル

一元治元年甲子二月上旬(日不詳)龍馬再ヒ望月龜彌太千屋寅之助高松太郎等ト共ニ脱藩ス

當時藩廳命ヲ下シテ海軍修行生一同ニ歸國ヲ命ス龍馬即チ同志ト脱藩ノ決心ヲ爲スニ至レルナリ

一元治元年甲子二月十三日勝幕命ヲ承ケ長崎ニ出張シ龍馬之ニ從フ同十四日豊後佐賀關ヨリ上陸シテ長崎ニ向ヒ同二十三日長崎ニ著ス

右幕命ノ内意ハ英、蘭兩國艦隊馬關砲撃ノ企テアルニヨリ勝ヲシテ之ヲ諭止セシメンガ爲メナリ

一元治元年甲子四月四日龍馬ハ勝ニ從ヒ長崎ヲ發シ同六日熊本ニ著シ勝ノ使者トシテ横井平四郎ノ宅ニ至ル

海舟日記ニ曰ク龍馬ヲ横井先生方エ遣ス

一元治元年甲子四月十三日勝ト共ニ歸坂ス

(編者云此以後六月十七日マテ龍馬ハ京坂ノ間ニ在リシモノ、如キモ事實ノ據ルヘキモノナシ尙ホ考フヘキナリ)

一元治元年甲子六月七日龍馬海路江戸ニ下リ激徒ヲ北海道ニ移スノ策ヲ

畫ス

是レヨリ先キ龍馬同志ノ土佐人北添信摩能勢達太郎北海ヲ視察シテ歸リ龍馬ト謀リ此ノ策ヲ畫スト云フ

海舟日記ニ曰ク

同十七日 爲乗替船翔鶴丸長崎丸爲引船黑龍丸入津坂本龍馬下東右船ニテ來ル聞ク京攝ノ過激二百人程皆蝦夷地開發通商爲國家憤發ス此輩悉ク黑龍船ニテ神戸ヨリ乘廻ハスベク此義御所并水泉公モ御承知ナリ且入費三四千兩同志ノ者所々ヨリ取集タリ速ニ此策可施ト云志氣甚盛ナリ

一元治元年甲子七月十八日九門ノ戰爭起ル

當時龍馬ハ勝ト共ニ神戸ニ在リ

一元治元年甲子八月中旬(日不詳)坂本入京シ初テ西郷吉之助ニ面會ス

土佐勤王史ニ曰ク

「西郷ハダウダ」ト輕ク問ヒカクルヤ坂本口ヲ開キテ「西郷ハ馬鹿デアアル併シ其ノ馬鹿ノ幅ガドレ程大キイカ分ラナイ小サク叩ケハ小サク鳴リ大キク叩ケバ大キク鳴ル」ト答フ勝唯首肯セルノミ

一元治元年甲子九月五日土佐藩廳野根山屯集同志兵器ヲ携ヘ噉訴セシヲ

罪シ清岡道之助以下二十三人ヲ田野河原ニ斬リ道之助ノ首ヲ高知城外ニ梟ス

一元治元年甲子十月二十一日勝江戸へ召喚セラレ繼テ神戸海軍所閉鎖セラレシニヨリ龍馬等同志薩藩ノ保護スル所トナル

勝大坂ヲ去ルニ臨ミ龍馬等ヲ薩藩ノ家老小松帶刀ニ托セリ當時千屋寅之助ノ如キ觀光丸ノ乗組員タリシガ幕吏ノ縛ニ逢ハントシ脱シテ龍馬ノ寓ニ投ス

龍馬是レヨリ頭髮服飾悉ク薩人ノ風ニ擬シ以テ幕吏ノ指目ヲ避ケタリ

一元治元年甲子十二月四日中岡愼太郎ハ筑前藩士早川養敬ノ僕トナリ馬關ヨリ小倉ニ渡リ西郷ヲ訪ヒ談論スル所アリ

當時龍馬未タ其事ニ關セザリシナリ

一慶應元年乙丑四月二十五日龍馬薩藩汽船胡蝶丸乗組員トナリ西郷小松

ヲ搭セシメテ大坂ヲ發シ鹿兒島ニ南下ス

坂本手記ニ曰ク四月廿五日坂ヲ發ス

一慶應元年乙丑五月朔日龍馬胡蝶丸ニテ鹿兒島ニ著シ同十七日陸路鹿兒島ヲ發シ太宰府ニ向フ

坂本手記ニ曰ク

五月朔鹿府ニ至ル五月十六日鹿府ヲ發ス時午ヲ過ク鹿兒ヨリ四里伊集院四里市來港止宿四り川内二り十七日川内川アリ海邊迄三里計ト云然ニ海船ヲ入ル水深シ大川泊二り余阿久根宿二り十八日野田二り半此邊野田島町皆地著士也泉米津マデノ間平原(下略)

十九日朝肥後ニ入ル右泉口米津ヨリ乗船

一慶應元年乙丑五月二十三日龍馬太宰府ニ至リ三條實美等ノ諸卿ニ謁シ又長藩小田村文助ニ會ス

坂本手記ニ曰ク

廿三日宰府ニ至ル澀谷彦助ニ會ス廿四日傳法(即チ實美等ノ館スル傳法院)ニ謁ス

○小田村ニ會ス廿七日又謁ス

(編者云フ當時龍馬ハ薩藩ノ國論全ク幕府反對ニ決定セシコトヲ實美ニ告グ此機ニ乘シ薩長和解ノ策ヲ言上シタリ即チ龍馬カ兩雄連合ニ著手シタル發端ト見ルヘシ)

一慶應元年乙丑五月二十八日龍馬太宰府ヲ發ス

龍馬手記ニ曰ク

廿八日宰府ヲ發ス二り山家宿^{止宿三}廿九日三り内野三り飯塚五り大川

アリ木屋之瀬宿^{止三}

一慶應元年乙丑閏五月朔日龍馬黑崎ヨリ馬關ニ渡海シ病アリ滞在スルニ至ル

龍馬手記ニ曰ク

朔日黒崎乗船赤間ニ至ル西ノ端町入江和作ヲ尋但小田村ノ示ニヨル
城ノ腰綿屋彌兵衛ニ宿ス但シ官ノ
差宿也

一慶應元年乙丑閏五月五日龍馬ハ土方楠左衛門ノ京師ヨリ來ルニ邂逅シ
共ニ薩長和解ニ盡カス同六日桂小五郎ト會ス

土方ノ「回天實記」ニ曰ク

同五日坂本龍馬安喜守衛(黒岩直方)ニ面會宰府之事情共承ル時田庄輔
亦來ル

龍馬手記ニ曰ク

五日長府時田重次郎馬上ヨリ來ル

六日桂小五郎山口ヨリ來ル

一慶應元年乙丑閏五月二十一日夜中岡慎太郎鹿兒島ヨリ馬關ニ來リ西郷
ハ京師ノ飛報ニ接シテ土佐海ヲ直航セシコトヲ龍馬ニ告ク

土佐勤王史ニ曰ク

中岡ハ同十五日西郷及ヒ岩下佐次右衛門等ト同船解纜シ同十八日豊後佐賀關ニ著スルヤ西郷等ハ京師ノ急信ニ接スルヲ以テ俄ニ馬關寄港ノ豫定ヲ變更セリ中岡ハ必ス桂ノ待チ居ルヘキヲ告ケ切ニ之ヲ爭ヒシモ西郷等ハ遂ニ土佐海ヲ南航スルニ至レリ中岡爲メニ悄然同二十日漁船ヲ雇ヒ止ムナク唯一人馬關ニ來リ其ノ事情ヲ報告セルナリ一慶應元年乙丑閏五月二十九日龍馬ハ中岡ト共ニ使船ニテ東航スルモ天候不順ナルヨリ更ニ陸路ヲ取ル

當時二人ハ木戸ノ怒ニ逢ヒ長藩ノ名義ヲ立ル爲メ薩藩ヨリ先ツ和解ノ使者ヲ出サシメ且ツ薩藩ノ名義ヲ以テ長藩ニ汽船ヲ購入スルノ事ヲ交渉セシム

六月六日附伊藤ヨリ桂ニ致セシ書ノ要領左ノ如シ

良馬誠之助兩人上京之節彼ノ蒸汽船之儀及談判候處何邊盡力仕候テ被行候事ニ候得ハ良馬歸關可仕候約束仕置候汽船買入ニ付名ヲ

借リ相求候等之事ハ狂介モ至極同意仕居申候

一慶應元年乙丑六月十四日龍馬等備前西大寺驛ニ宿シ同十五日藤井驛ニ宿ス備前藩士津田彦左衛門小松源治來訪シ因備諸藩ノ近狀ヲ語ル

一慶應元年乙丑六月下旬(日不詳)龍馬ハ中岡慎太郎ト共ニ京師薩藩ノ邸ニ入ル

當時龍馬ハ慎太郎ト共ニ西郷小松ニ説キ薩長和解ノ爲メニ薩藩ヨリ使者ヲ長州ニ下スコトヲ主張スルモ其言未タ行レス

一慶應元年乙丑七月上旬同志田中顯助十津川ヨリ入京龍馬等ヲ助ケテ薩長和解ニ盡力ス

繼テ田中顯助ハ同十九日中岡ト共ニ京師ヲ發シ長州ニ下ル諸隊遊説ノ爲メナリ

一慶應元年乙丑七月十八日井上聞多伊藤俊助太宰府ニ來リ薩藩ノ名義ヲ借リ楠本文吉郎ト共ニ翌日出發長崎ニ赴ク

右ノ目的ハ全ク銃器彈藥及ヒ汽船ヲ外商ヨリ購入センカ爲メナリ
一慶應元年乙丑七月二十一日井上伊藤長崎ニ著ス龍馬ノ同志即チ社中上
杉宗次郎(即チ近藤長次郎)等小松ニ説キ二人ヲ薩邸内ニ潜匿セシム繼テ
井上ハ小松ト共ニ鹿兒島ニ至ル

井上伯傳ニ曰ク

時ニ小松帶刀ハ新ニ購入シタル汽船(後ニ海門丸ト名ク)ニ乘シテ鹿兒
島ニ歸ラントス上杉宗次郎等其ノ機ニ乘シ君等二人ノ内一人ヲシテ
小松ニ同伴セシメ以テ兩藩ノ意思ヲ疏通シ從來ノ感情ヲ和融セント
欲ス乃チ小松ヲ見テ之ヲ謀ル小松モ亦大ニ上杉ノ意見ヲ賛ス於是君
ハ鹿兒島ニ赴キ伊藤ハ長崎ニ留マルコトニ決ス

當時ノ龍馬ノ同志即チ社中ハ長崎ノ字龜山ト云ヘル處ヲ根據トシ上
杉宗次郎前河内愛之助(即チ澤村)高松太郎菅野覺兵衛(即チ千屋寅之助
等專ラ航海貿易ノ事ニ從フ

一慶應元年乙丑八月二十六日社中上杉宗次郎ハ井上伊藤ト共ニ馬關ニ著シ繼テ長藩主毛利敬親ニ謁シ汽船購入ノ儀ニ付キ薩藩へ使者ノ事ヲ囑セラル、ニ至ル

土佐勤王史ニ曰ク

是レヨリ先キ薩長和解ノ事漸ク其端ヲ開クヤ坂本ハ計畫スル所アリ竊ニ社中ニテ世才ニ長セル上杉宗次郎(即チ近藤長次郎)ニ意ヲ授ケ井上伊藤ニ親近シ薩藩ノ名義ヲ假リテ汽船ヲ購ヒ之ニ薩藩ノ旗ヲ立テ而シテ坂本等ノ同志ヲシテ其ノ乘組員タルノ策ヲ説カシム(中略)井上伊藤共ニ手ヲ拍チテ妙ト稱シ曰ク果シテ此ノ如キヲ得バ第一ニ銃器ノ購入モ自由ニシテ縱令不時ニ開戦スルモ其ノ汽船ハ幕艦ニ捕拿セラル、ノ虞ナシト

(編者云當時井上伊藤ハ上杉ニ對シ私ニ坂本等ノ社中ヲ其ノ乘組員タラシムルノ内約ヲナセシモノ、如シ)

一慶應元年乙丑九月上旬(日不詳)前河内愛之助ユニオン號ニ搭シ馬關ニ來
リ繼テ修覆ノ爲メ横濱ニ航シ上杉宗次郎長崎ニ來リ社中ト評議シ長藩
ニ對スル櫻島丸條約草案ヲ作ル

櫻島丸條約

一旗號者薩州侯御拜借之筈

一乘組之者ハ多賀松太郎菅野覺兵衛寺内信左衛門(即チ新宮馬之助)早
川三郎白峰駿馬前河内愛之助水夫水焚者從來召連之者ヲ以航海仕
リ候筈

尤御國ヨリハ士官二人乗組可申筈其他水夫火焚等不足之分ハ加
入可申候

一船中賞罰之權士官共承可申筈

但始テ馬關到着ノ節前河内愛之助上杉宗次郎井上氏ニ對座之節
御國ノ御方ト雖モ無差別差配申様御沙沙有之候事

一六六兩金子ハ士官共預リ可申筈

右者前河内愛之助多賀松太郎上杉宗次郎三人井上氏ニ對談之節
相極候事其子細ハ兼テ商賣之權ハ士官共承候筈之處俗事方乘組
ニ相成筈ニ相定候ニ依テ右様相極候事

一船中諸修覆食料薪水等士官水夫火焚之給料其他總テ之雜費ハ御國
ヨリ御賄之筈

一御國御用明之節ハ薩州侯御用向相辨可申筈

右六個條者御國御產物當時諸國御差問ニ付御章御拜借之上社中
乘組候様御頼ニ付右之次第盟約ニ相極候事

慶應元丑九月

上杉宗次郎

中島四郎殿

坂本龍馬殿

(編者云中島ハ長藩海軍局ノ長ナリ)

一慶應元年乙丑九月中旬(日不詳)上杉宗次郎長崎ヨリ毛利家ノ使者トシテ鹿兒島ニ至リ小松ニヨリ汽船買入ノ承諾ヲ得テ長崎ニ歸レリ

當時上杉ノ盡力ニ就キテハ京師薩藩邸ヨリ品川彌次郎カ桂ニ送リシ書中黒田了介ノ談話ヲ敍スルモノ證トスヘシ

上杉氏山口ニオキテ君公ニ拜謁イタシ候處蒸汽艦買入之事直々御頼ミニ相成候ニ付直ニ歸國此段修理大夫井小松ナドへ相談致シ候處諸器械之儀ハ如何様トモ可仕候得共艦ト申モノハ何國ヨリ何國某ニ賣渡イタシ候段諸方へモ達シ候位ノ事ユヘタヤスク買得不相成段斷候處上杉氏國情井君公ヨリ御頼相成候邊ヲ以テ縷々説得セラレ漸買入候云々

一慶應元年乙丑九月二十四日龍馬ハ

京師ヲ發シ同二十六日胡蝶丸ニ搭シ兵庫ヲ發シ同二十九日長州上關ニ上陸ス

以上坂本書翰及ヒ廣澤書翰ニ據ル

一慶應元年乙丑十月三日龍馬ハ宮市ヨリ小田村素太郎ト同道ニテ山口ニ入ル薩藩兵糧買入シノ使命ヲ帶ヘリ

同四日廣澤藤右衛門ヨリ馬關ニ在ル桂ノ許ヘ送リシ書面ノ要領ハ左ノ如シ

此内大樹俄ニ上京ニテ其事情御承知之通不相分候處實ハ討長ノ敕ヲ乞ヒ被爲於朝廷候テハ至テ御六個敷有之候得共例之御微力不被爲得已終被下敕候由就テハ大樹モ泰然トシテ早速下坂ニ相成候薩藩西郷等大ニ盡力致候得共其詮無之右ニ付早蒸汽ニテ早急歸國卒兵而登坂兵力ヲ以テ再度押止メ度トノ策之由然處薩藩糧米不足ニ付於馬關乞請度ニ付旁之意味傳達トシテ良馬事罷越候由

一慶應元年乙丑十月十八日長崎ニ於テ社中ハ英商ガラバト交渉シ薩藩名義ヲ以テ「ユニオン」號購入ノ約成リ上杉宗次郎之ヲ馬關ニ在ル井上聞太

ニ報ス

上杉ノ井上ニ送リシ書翰ノ要領ハ左ノ如シ

御拜別後ハ益御安全成ル可シ珍重々々然ハ第一船之義是ハ其ノ御地ニ於テ兼テ御示談申上候貴兄御存慮之如ク船印國號彼之國之名前ヲ借用仕リ社中乗組ミ水夫ヲ其之通ニテ航海仕リ候事ニ談決仕リ今日漸ク船受取仕リ候夫ヨリ一先本國ニ乘リ返リ夫ヨリ御地ニ罷リ出テ御談判可仕候間此段ハ左様御安心可被下候

一船之代金ハ三萬七千五百兩也彼之家之役人六ツカシク言立困ル也此ノ代金不苦ハソノ御地ヨリ彼ノ家之大坂屋敷迄御積廻シ被下度ノ願ヒ也

一慶應元年乙丑十一月上旬(口不詳)上杉宗次郎社中ハ櫻島丸(即チ「ユニオン號」ナリ)ニ搭シテ馬關ニ著シ一書ヲ桂ニ投ス

先達ヨリ御頼ミノ蒸汽船社中一同今曉馬關著仕候間左様御安心可被

下候右ノ事件ニ付テハ大急ニ貴君カ井上氏へ拜面萬々申上度數々御座候へバ何トソ聞多子ヲ馬關へ御返シノ御指揮吳々モ奉願候何レ不遠御拜顔萬々可得御意候

卽刻

宗次郎

小五郎様

一慶應元年乙丑十一月十日伊藤俊輔ハ上杉ノ功勞ヲ賞スヘキコトヲ桂ニ警告ス

此度上杉蒸汽艦乘組到著委細大塚正藏ヨリ御報知申上御承知之御事ト奉存候上杉モ今度ハ不一方苦慮薩崎陽邸監林隨分俗論ヲ吐キ候由ニテ別テ苦心仕候尙同人英國行之志ニ御座候處爲我藩兩三日遲延仕候位ノ事故何卒御疎ハ有御座間敷候得共政府ヨリ屹度御禮有之度愚考仕候金ナレハ百金也二百金位ハ賜リ候テモ宜敷乎ト奉存候

一慶應元年乙丑十一月中旬薩藩使者黒田了介初テ池内藏太ト共ニ馬關ニ

來リ繼テ龍馬亦來リ諸隊ニ薩長和解ノ事ヲ遊説ス

去月龍馬偶々黒田了介ト兵庫ニ邂逅ス黒田ハ其論ニ賛シテ入京主張スル所アリ遂ニ自ラ使者トシテ長州ニ下レリト云フ

當時龍馬ハ同志池内藏太ヲシテ黒田ヲ同伴セシム池ハ大和及ヒ九門ノ役兩度ノ戰場ヲ經タル者今ハ專ラ龍馬ト共ニ海軍ヲ興スニ熱心セ
ルナリ

一慶應元年乙丑十一月下旬(日不詳)龍馬ハ薩藩ノ小松ニ説キ長崎ニ於テ西洋形帆前船「ワイルウエフ」號一隻ヲ購ヒ社中ノ運用ニ供ス船將黒木小太郎乗組士官細川左馬之助(即チ池内藏太)浦田運次郎ナリ

坂本手記ニ曰ク

船買主與三郎 請人小曾根英四郎 周旋多賀ナリ(即チ多賀松太郎)

廿二日 フロイセン商人「チヨルチー」ニ面會ス船買入商法ヲ談ス

廿三日 船見分此日夷人ヨリ奉行へ引合邸留守居へ談ズ

廿四日 朝留守居へ行

但留守居ハ汾陽五郎右衛門也

廿八日 船受取

一慶應元年乙丑十二月上旬(日不詳)龍馬ハ櫻島丸條約ニ就キ社中ト長藩海軍局トノ衝突ヲ調停セン爲メ更ニ長藩海軍局長總管中島四郎ト共ニ新約束書ヲ作り其ノ紛議ヲ解決ス

約束

一旗號ハ薩州侯御章拜借之事

一毎日の事務當番士官關轄勿論ニ候得共賞罰其外有廉事件ハ總管へ御相談之事

一薩州ヨリ御乗込士官月俸只今迄之通ニ相定候事

一水夫火焚等薩州ニオイテ被相定候通有之候共此以後働ニ應シ差引可致候事

一 商用之儀越荷方ヨリ一人乗組取捌之義ニ付船中一統關係不致候得共積荷出入之義ハ當番士官へ相談之事

一 當船之義者海軍局規則外タリトイへ共大略海軍學校之定則ニ從ヒ度候事

一 碇船中其外一統月俸之外不條理之失費一切存不申候事

一 船中一切之失費ハ會計方引請之事

一 當藩商用間暇之節ハ薩州候運漕物相辨可申候得共其節之失費ハ薩州ヨリ可被差出候事

丑十二月

坂本龍馬

中島四郎

多賀松太郎様 菅野覺兵衛様

寺内信左衛門様 早川二郎様

白峰駿馬様 前河内愛之助様

(編者云白峰ハ勝ノ門弟ニテ越後長岡藩士三島億二郎ノ實弟
ナリ)

坂本龍馬海援隊始末二

慶應二年丙寅正月ヨリ
同 三年丁卯九月ニ至

一慶應二年丙寅正月十日龍馬ハ細川左馬之助寺内信左衛門及ヒ長府藩士

三吉慎藏ト海路上京

舊臘桂即チ木戸ノ一行已ニ藝州人ト稱シテ上坂シ京師薩藩邸ニ入り
西郷等ト攻守同盟ヲ締結セントス故ニ龍馬ハ其跡ヲ追ヒテ上坂スル
ナリ

一慶應二年丙寅正月十四日上杉宗次郎竊ニ洋行ノ途ニ上ラントシ社中ニ
違約ヲ詰責セラレテ長崎ニ割腹ス

當時龍馬等ノ社中血判ノ盟約ニ凡ソ社中ノ事大小トナク協議シ一己
ノ利ヲ謀ル可ラス背ク者ハ割腹ニ處ストノ條アリ上杉ノ長州ヲ去ル
ニ臨ミ毛利家ヨリ贈金ヲ受ケ竊ニ帆前船ニ上海ニテ航シ英國行ノ郵

船ニ投セントス偶マ同志ノ知ル所トナリ割腹スルニ至ル
龍馬手記ニ曰ク

○術數有余而至誠不足

上杉氏ノ身ヲ亡ス所以ナリ

一慶應二年丙寅正月十六日龍馬等神戸ニ著シ同十八日著坂夜ニ大坂城代
大久保越中守忠寛ヲ訪ヒ初テ幕吏ノ己ヲ捕ヘントスルヲ知ル

三吉慎藏ノ日記ニ曰ク

夜ニ入り大久保越中守宿所へ坂本氏訪問ニ付同行ス越中守ヨリ内密
示談ノ趣ハ坂本等事ハ探索嚴密ニテ目下長州人同行ニテ入京ノ旨相
知レ其沙汰アリ手配致シタルニ付早々立退キ候方然ルヘシトノコト
云々

一慶應二年丙寅正月十九日坂本等竊ニ武装シ伏見寺田屋ニ三吉カ留メテ
即夜入京ス

此夜龍馬ハ木戸ヨリ薩カ未タ攻守同盟ノ提議ヲ爲サ、ルヲ聞キテ慨然西郷ニ向ヒ痛論スル所アリ爲メニ六個條ノ秘約ヲ結フニ至ル是レ薩長同盟ノ始ナリ

一慶應二年丙寅正月二十三日幕吏龍馬ヲ寺田屋ニ襲フ龍馬三吉ト共ニ奮闘シ圍ヲ脱シテ走り翌二十五日伏見薩藩邸ニ投シ繼テ兵隊ヲ以テ龍馬ヲ京師薩邸ニ護送ス

一慶應二年丙寅正月二十三日木戸大坂ヨリ龍馬ニ書ヲ寄セ薩長秘約六個條ノ裏書ヲ請求シ來ル

木戸書中ヨリ右六個條ヲ抜抄スヘシ

一戰ト相成候時ハ直様二千余ノ兵ヲ急速差登シ只今在京ノ兵ト合シ浪花ニモ千程ハ差置京坂兩所ヲ相固メ候トノ事

一戰自然モ我勝利ト相成候氣鋒有之候時ハ其節朝廷へ申上屹度盡力之次第有之候トノ事

一 萬一負色ニ有之候トモ一年ヤ半年ニ決シテ潰滅致シ候ト申事無之
事ニ付其間ニハ必盡力之次第屹度有之候トノ事

一 是ナリニテ幕兵東歸セシトキハ屹度朝廷ニ申上直様冤罪從朝廷御
免ニ相成候都合ニ屹度盡力可致トノ事

一 兵士共上國ノ上橋會桑モ如只今次第ニテ勿体ナクモ朝廷ヲ擁シ奉
リ正義ニ抗シ周旋盡力ノ道ヲ遮リ候時ハ終ニ及決戰候外無之トノ
事

一 冤罪モ御免ノ上ハ双方誠心ヲ以テ相合シ皇國ノ御爲ニ碎身盡力仕
候事ハ不及申何レノ道ニシテモ今日ヨリ双方皇國ノ御爲皇國相輝
キ御回復ニ立至リ候ヲ目途ニ誠心ヲ盡シ屹度盡力可仕トノ事

一 慶應二年丙寅二月五日龍馬京師藩邸ヨリ祕約六條ノ紙背ニ朱書シテ木
戸ノ請求ヲ充ス

表ニ御記被成候六條ハ小西兩氏及老兄龍等モ御同席ニテ談論セシ所

ニテ毛頭相違無之候後來トイヘトモ決シテ變リ候事無之ハ神明ノ知ル所ニ御座候

丙寅二月五日

坂本龍

慶應二年丙寅二月二十四日薩藩使者村田新八櫻島丸乗組員即チ社中ノ者ト協議ノ上一タヒ鹿兒島ニ歸航シ更ニ乗組員ヲ解キテ長藩ニ廻航スヘキニ決定ス

當時木戸ヨリ廣澤等へ與へシ書中ノ一節ニ曰ク

一薩人罷越候儀不別事先達乗組之人數如御承知議論沸騰始終之處治リ兼候様子ニ被相察候間必竟彼ノ乗組人數彼方へ引受吳候様相賴置候處於國許評決候事ニ付歸國ノ上得ト寡君へモ申入何トカ評決可仕ニ付乗組人數ヲ何卒乙丑丸ニテ彼國迄送り届候様ニトノ事ニ御座候

此日薩藩使者ヨリ櫻島丸乗組士官へ左ノ通知書ヲ發セリ

先日粗御咄申上置候乙丑丸御船弊國へ此節廻船之儀山口ニテ及御談

判候處御方御一列ニテ廻船彌以聞濟被下別テ仕合之至ニ御座候就テハ馬關へ差卸シ相成居候俵米之儀モ其節積込方御取計ヒ被下候筈ニ御座候ニ付左様御心得被下度尤此御方様是迄御乗組之人數ハ廻船之節ハ別テ御斷申上置候事御座候是以其通木戸君御承知被下居候ニ付此段用事マテ一筆爲御心得如此得御意候以上

二月二十四日

村 田 新 八

小 谷 耕 造 様

川 村 與 十 郎

菅 野 覺 兵 衛 様

要用

(編者云社中ト長藩トノ衝突ハ最初乗組員ヲ社中ノ者ニスルトノ井上ノ私約ニ關シテ海軍局ノ異議ニヨリ之ヲ果ス能ハサリシニ因ル又櫻島丸ハ社中ノ命名スル所ニシテ長藩ハ之ヲ乙丑丸ト命名セシ

ナリ)

一慶應二年丙寅三月四日龍馬ハ西郷小松及ヒ三吉慎藏池内藏太ト共ニ薩藩汽船三邦丸ニ搭シ大坂ヲ發シ同七日馬關ニ達シ三吉上陸ス同八日長崎ニ達シ池内藏太上陸ス同十三日鹿兒島ニ著ス

當時龍馬妻良子ヲ同伴シ來リ小松ノ宅ニ寓ス

一慶應二年丙寅三月十八日龍馬夫妻鹿兒島ヲ發シ霧島山温泉等ニ遊浴ス
伏見ニ傷ク拇指療養ノ爲メナリ

一慶應二年丙寅四月二十二日龍馬夫妻鹿兒島ニ歸ル同十四日龍馬開成所ヲ參觀ス

此日龍馬薩藩有力者ニ向ヒ海軍養成ノ必要ヲ説ク所アリシト云フ
一慶應二年丙寅五月朔日櫻島丸長藩進物ノ米穀ヲ積ミ馬關ヨリ長崎ヲ經テ鹿兒島ニ廻航投錨ス

此日乘組員寺内信左衛門上陸シテ龍馬ヲ訪ヒ木戸ノ書ヲ致シ且ツ途

上「ワイルウエルウエフ」號遭難ノ急ヲ告ク

一慶應二年丙寅五月二日曉「ワイルウエルウエフ」號五嶋沖ヲ過キ塩屋崎ニ
テ難破船將黒木以下溺死スル者多ク乗組員池内藏太亦死ス

瑞山會編纂池内藏太傳ニ曰ク

櫻島丸ヲ以テ「ワイルウエフ」帆船ヲ牽キ長崎ヲ發ス途中風浪惡ク帆船
進ムヲ得ス聯索ヲ斷チ汽船ハ進ミ帆船ハ風ニ隨テ廻航シ肥前五島ヲ
過キ塩屋崎ニ至リテ天將サニ明ケントシテ颶風俄ニ起リ乗組員皆力
ヲ極メテ防護スト雖モ風力益ス暴烈ニシテ之ヲ避ル術ナク漂蕩中船
体破壊シ内藏太及ヒ船將黒木小太郎等遂ニ溺死云々

一慶應二年丙寅五月二十九日龍馬將サニ鹿兒島ヲ發セントスルニヨリ西
郷ヲ訪フ

此日「ワイルウエフ」號生存者浦田運次郎及ヒ水夫二人ヲ小松ニ託ス

一慶應二年丙寅六月二日龍馬櫻島丸ニ搭シ鹿兒島ヲ發ス

長藩四境幕軍ト開戦ノ期漸ク迫ルカ故ナリ

一慶應二年丙寅六月十四日龍馬ハ塩屋崎海濱ニ至リ池以下十四人溺死者ノ墓碑ヲ建ツ

一慶應二年丙寅六月十五日龍馬櫻島丸ニ搭シ長崎ヲ發シ同十六日馬關ニ至ル

此日櫻島丸初テ長藩ノ有ニ歸シ單ニ乙丑丸ト稱ス當時已ニ幕軍ト開戦中ナルヲ以テ高杉晉作ハ龍馬ニ謀リ乙丑丸乗組員菅野覺兵衛ヲシテ高杉ノ指揮ヲ受ケシム

一慶應二年丙寅六月十七日曉長藩ノ乙丑丸ハ丙寅丸ト共ニ他ノ汽船帆船ヲ率キ田之浦及ヒ門司沿岸ヲ砲撃ス

龍馬土佐ノ實兄權平ニ送リシ書翰ノ一節ハ左ノ如シ

一七月頃蒸汽ヲ以テ薩州ヨリ長州へ使者ニ至ル時頼マレテ無據長州ノ軍艦ヲ率ヒテ戦争セシニ是ハ何ノ事モナク面白キ事ニテアリシ

一慶應二年丙寅六月二十日龍馬ハ高杉ト謀リテ九州諸藩操縱策ヲ畫ス

馬關白石正一郎ノ日記ニ曰ク

廿日朝土州坂本良馬君入來高杉ト談話其末高杉同道ニテ出關薩人右田傳兵衛今朝ヨリ太宰府迄可差出筈之處薩人山田孫一郎來關ニ付止めに相成是は兩肥、筑、久留米、柳川へ書翰届方頼ムノ策也右ニ付高杉坂本同道馬關へ行かれ候夜遅く此方へ歸ル

一慶應二年丙寅七月(日不詳)龍馬一書ヲ兄權平ニ寄セ薩藩ノ保護ニヨリ航海業ニ從事スルヲ告ク

龍馬ノ兄權平ニ送リシ書中ノ一節ニ曰ク

一私今志延テ西洋船ヲ取リ入タリ又ハ打破リタリ致シ候元ヨリ諸國ヨリ同志ヲ集メ水夫ヲ集メ候ヘドモ仕合ニハ薩州ニテハ小松帶刀西郷吉之助ナトガ如何ホドヤルカヤリテ見給ヘナド申クレ候甚々當時ハ面白キ事ニテ候

一慶應二年丙寅八月(日不詳)龍馬長崎ニ在リ越前藩士下山尙ニ幕府政權奉還ノ策ヲ説ク

下山尙西南紀行ノ一節ニ曰ク

(前略)一夕余氏カ門ヲ叩ク出テ迎ヘ坐久シテ談天下ノ事ニ及フ氏危坐低聲語テ曰ク方今鎖攘ノ説一變シテ討幕ノ議踵キ起ル而シテ幕府自反ノ念ナク專横日ニ甚タシ恐クハ救フベカラズ中略

政權奉還ノ策ヲ速カニ春嶽公ニ告ケ公一身之レニ當ラバ幸ヒニ濟ヘキモノアラシ云々

一慶應二年丙寅九月二十三日豐信ノ内命ニヨリ佐々木三四郎毛利夾輔等時勢探索ノ爲メ太宰府ニ至ル

是レヨリ先キ征長ノ幕軍連敗遂ニ將軍ノ喪ヲ以テ停戰ノ令ヲ下シ天下ノ形勢一變セントス乃チ此ノ舉アリ始テ薩長兩藩攻守同盟ノ秘密ヲ探知シ藩論亦佐幕ニ局セサルニ至ル

一慶應二年丙寅十月(日不詳)中岡慎太郎時勢論ヲ著シ土藩在京ノ重役毛利等ニ諷スル所アリ

當時土藩重役福岡藤次小笠原唯八ハ出京シテ專ラ薩藩ト交誼ヲ結フト云フ

一慶應二年丙寅十一月下旬(日不詳)龍馬長崎ニ在リ薩藩ノ勘定方五代才助ヲ伴ヒ馬關ニ來リ長藩重役廣澤等ト謀リ兩藩協同ノ一商社ヲ創立ス
慶應二年寅十一月於馬關相對候事

薩藩五代ヨリ長藩廣澤請取

商社示談箇條書

- 一商社盟誓之儀者御互之國名ヲ不顯商家ノ名號相唱可申事
- 一同社中ノ印鑑ハ互ニ取替置可申事
- 一商社組合ノ上ハ互ニ出入帳ヲ以テ公明之算ヲ顯ハシ損益ハ半折ス

ヘキ事

一 荷方船三四艘相備薩藩之名號ニシテ國旗相立置可申事

一 馬關通船之儀ハ何品ヲ論セス上下共ニ可成差止メ譬へ不差通候而不叶船ト云へトモ改不相濟趣ヲ以テ可成引止置候儀同商社之最緊要タル眼目ニ候事

一 馬關通船候節ハ日數二十五日前同社中へ通信之事

一 慶應二年丙寅十二月中旬(日不詳)龍馬土藩探索溝淵廣之丞ヲ木戸ニ介シ時勢視察ノ便ヲ得セシム

當時木戸ヨリ溝淵ニ託シテ龍馬ニ致セシ書中ニ左ノ一節アリ

貴國ノ弊國ヲ御疑惑被成候事ハ中々容易ニ無御座候間御氷解ナド申候事ハ六個敷事ト元ヨリ奉存候乍然溝淵君ニ態々御出被下候儀ハ難有奉存候事ニ御座候

(按スルニ去ル亥年八月十八日京師政變以後土藩ト長藩トノ交際ハ全ク斷絶シ居タルヲ以テ木戸ハ此言アルナリ)

一慶應三年丁卯正月三日龍馬馬關止宿所ヲ阿彌陀寺伊藤助太夫方ニ定ム

此日龍馬ノ木戸ニ致ス書中ノ一節左ノ如シ

兼テ御示ノ如ク越荷方久保松太先キニ御目ニ掛リ止宿所ヲ御頼ミ則チ伊藤助太夫方ニ相成申候

一慶應三年丁卯二月下旬(日不詳)龍馬初テ土藩參政後藤象二郎ト長崎清風亭ニ會シ遂ニ相許スニ至ル

是レヨリ先キ後藤艦船購入等ノ爲メ土佐ヨリ長崎ニ出張シ更ニ上海ニ航シテ歸ルヤ後藤ヨリ之ヲ招待ス龍馬來ル時戒心アリシモ一見舊ノ如シ

翌月十日龍馬ガ馬關ヨリ長府ノ三吉ニ致セシ書中ノ一節左ノ如シ

○其内土佐國ノ勢ガナヲリ長崎ニ出テタル參政後藤庄次郎共小弟ハ面會十分議論シタリシニ大ニオモシロキ勢當年七八月ノ頃ニハ土佐モ立ナホリテ昔日ノ薩長土ニナリハスマイカト相樂ミ申候

又當時龍馬ガ姉乙女へ送リシ書中ニモ左ノ一節アリ

先日中私ノ手本ツガフアシク一萬〇五百兩トイウモノナケレバナラヌト心ヲツカヒシニ不計モ後藤庄次郎ト申ス人ガ出シクレ候此人ハ

同志中ニモオモシロキモノニ候

(編者云從來社中ノ資金ハ小松ノ手ヲ經テ薩藩ノ資給ニ頼リシモ後藤ト會見以後ハ土藩貨殖局ノ資給ヲ受クルニ至リシナリ)

一慶應三年丁卯三月朔日土藩參政福岡藤次長崎ニ出張シ龍馬ト交ル

福岡ハ去ル二月二十五日海路高知ヲ發シ勤王黨同志門田爲之助亦其ノ隨員トシテ來レリ

一慶應三年丁卯四月初旬(日不詳)龍馬ノ社中初テ土藩ニ附屬スルノ名義ヲ得テ海援隊ト稱シ龍馬其ノ隊長ニ任セラレ更ニ海援隊約規ヲ定ム

海援隊日史ニ曰ク

一慶應三丁卯四月本藩參政福岡藤次命ヲ奉シテ長崎ニ來ル時ニ才谷

梅太郎馬關ヨリ來リ命ヲ拜ス其文ニ

覺

坂本龍馬事

才谷梅太郎

右者脱走罪跡被差免海援隊長ニ被仰付之

但隊中ノ處分一切御任セ被仰付之

卯ノ四月

海援隊約規

凡嘗テ本藩ヲ脱走スル者及他藩ヲ脱走スル者海外ノ志アル者此隊ニ
入ル運輸射利開拓臨機本藩ノ應援ヲ爲スヲ主トス今後自他ニ論ナク
其志ニ從テ撰テ入之

凡隊中ノ事一切隊長ノ處分ニ任ス敢テ或ハ違背スル勿レ若暴亂事ヲ
破リ妄謬ノ害ヲ引クニ至テハ隊長其死活ヲ制スルモ亦許ス

凡隊中忠難相救ヒ困危相護リ義氣相責メ條理相糺シ若クハ獨斷果激
儕輩ノ妨ヲ爲シ若クハ儕輩相推シ乘勢強制シ他人ノ妨ヲ爲ス是尤モ
慎ム可キ所敢テ犯ス勿レ

凡隊中修業分課政法火技航海機械學語等ノ如キ其志ニ隨テ執之互ニ
相勉勵敢テ或ハ懈ルコト勿レ

凡隊中所費ノ錢糧其自營ノ功ニ取ル亦互ニ相分配私スル所アル勿レ
若舉事用度不足或ハ學科缺乏ヲ致ス隊長建議出崎官ノ給辨ヲ竣ツ(下
略)

慶應三丁卯四月

是ニ於テ隊員漸ク増ス前後來リ加ル者菅野覺兵衛澤村總之丞高松太
郎安岡金馬石田英吉中島作太郎長岡謙吉渡邊剛八小谷耕藏佐柳高次
腰越次郎白峰駿馬三上三郎山本復輔野村維章等數十人ニ至ル長岡ハ
其ノ書記タリ又小谷常ニ佐幕ヲ主張シテ屈セス同志之ヲ除名セント

龍馬ニ迫ル龍馬曰ク一人ノ異論者ヲ隊中ニ容ル亦可ナラスヤト同志却テ其ノ度量ニ服シテ復タ云ハス

一慶應三年丁卯四月十九日龍馬等銃器彈藥ヲ豫州大洲藩汽船伊呂波丸ニ積ミ長崎ヲ解纜シ同二十三日夜備後鞆ノ沖ニテ紀藩軍艦明光丸ト衝突シ伊呂波丸沈没シ龍馬纔ニ身ヲ以テ遁レ鞆ノ津ニ達ス

是レヨリ先キ龍馬大洲藩ニ説キ一汽船ヲ購ハシメ之ヲ伊呂波丸ト名ツケ國島六左衛門ヲ船將トシ渡邊剛八小谷耕藏等ヲ士官トシ航海ニ從事セシメシナリ

海援隊航海日記ニ曰ク

慶應丁卯四月十九日いろは丸紅白紅ノ旗章ヲ揚ケテ長崎港ヲ發ス同廿三日第十一字鍼ヲオーストレンワイト東南一點ニ取リ讚州箱ノ岬ノ沖ヲ過ク時ニ蒸汽船一艘東方ヨリ來ルアリ橋上白色ノ號燈ト右舷ニ懸リタル青色ノ號燈トヲ右斜形ニ見タリ彼船進駛右ニ斜回シ我右舷ニ

迫近ス因テ我船ヲ左方ニ開ク然ルニ彼船仍右旋シ來リ船首ヲ以テ我
右方ヨリ蒸氣室ヲ衝突ス烟筒及中橋一時ニ摧折ス其響雷ノ如シ潮水
混々トシテ船腹ニ入り船首先ツ水中ニ沈マントス當番士官佐柳高次
甲板上ニ在リ頻リニ彼ノ舟人ヲ喚トモ曾テ應ヘス機關者腰越次郎哨
船ノ錨ヲ打掛ケ躍テ船中ニ入ル佐柳高次簿壽官小曾根英四郎水手小
頭梅吉等モ亦登ル騷擾ノ際彼自ラ船ヲ退事凡ソ五十間許再進駛シ來
テ我右艦ヲ突ケリ始メ佐柳等彼船ニ到リシ時甲板上ニ在ルモノ凡二
十人許再三何人ノ船ソト問ヒシカトモ或火役或便船人ナリトテ更ラ
ニ一个ノ士官ヲ見ス由テ彼水手ヲ督促シテ哨船一艘ヲ下ロサシメ先
我便船人ヲ彼船ニ移シ才谷梅太郎モ相次テ到リ彼船長高柳楠之助ニ
遇フ於是始メテ紀伊公ノ運送船明光丸ナルヲ知レリ才谷請テ曰兩船
等シク公事ニ走ル然ルニ我船獨如此願クハ君ノ船モ亦暫ク此地ニ留
メヨ高柳曰ク君カ言宜ナリ然リト雖モ僕カ事モ亦甚急ナリ宜ク先轄

津ニ到リ事ヲ議スヘシト才谷曰諾乃彼ノ哨船ヨリ我船ニ歸リ小谷耕藏渡邊剛八等ト令ヲ水手ニ傳ヘ共ニ明光丸ニ到ル此時月正ニ山頭ニ昇ントス我士官等皆謂フ船ヲ彼船ニ約シ其全没ヲ拒ント蓋シ我公物ヲ存センコトヲ欲シテナリ然レモ彼衆其一併ニ沈没センコトヲ恐レテ敢テ許サス又艦中ニ在ル所ノ公物ヲ彼船ニ移サント議シ兩船ヲ接近セシメントスレモ彼船運轉自在ナラス終ニ巨索ヲ以テ之ヲ牽ク牽ク少時ニシテ全ク沈没ス唯海水ノ蒼々タルヲ見ルノミ忽聞ク號笛ノ聲波間ニ搖クヲ梅吉金兵衛等泳テ明光丸ニ達ス同乗ノ者皆會ス凡三十四人被傷者三人士官等紅白紅ノ旗章ヲ護シ翌廿四日備後ノ鞆津ニ達ス

海援隊文司 長岡謙吉筆記

一慶應三年丁卯四月二十九日龍馬士官水夫ヲ牽キテ馬關ニ至ル

鞆ノ津ニ於テ紀藩乘組重役トノ交渉不調ニ歸シタルヲ以テ更ニ長崎

ニ至リ公裁ヲ受ケントスルナリ

一慶應三年丁卯五月五日龍馬一書ヲ長府ノ三吉慎藏ニ寄ス

右書中ノ要領ハ左ノ如シ

私シ出崎ノ上ハ此度ノ紀土ノ論ガドフカタ付申カモ不被計故ニ小弟
カ命モ又不被計サレトモ國ヲ開クノ道ハ戦スルモノハ戦ヒ修行スル
モノハ修行シ商法ハ商法デ名々カヘリ見ズヤラ子バ不相成事故小弟
出崎ノ上ハ諸生ノ稽古致ス所ダケハシテオキ候云々

一慶應三年丁卯五月八日龍馬長崎ニ向フテ發シ三吉ニ妻ノ事ヲ託ス

此度出崎仕候上ハ御存ノ事件ニ候間萬一ノ御報知仕候時ハ愚妻義本
國へ送り返シ可申然レバ國下ヨリ家僕及老婆壹人御家マデ參上仕候
其間愚妻ヲシテ尊家ニ御養置可被遣候様萬々御願申上候拜稽首

五月八日

龍馬

慎藏様左右

一慶應三年丁卯五月十三日龍馬長崎ニ著シ後藤ニ衝突ノ事情ヲ告ケ紀藩トノ談判準備ニ著手同十五日紀藩ト談判ヲ開始ス

此日紀藩列席者高柳楠之助岡本覺十郎成瀬國助福田熊楠岡崎桂助中谷光助上西米藏尾崎十兵衛中崎市右衛門土藩列席者才谷梅太郎小谷耕藏渡邊剛八長岡謙吉腰越次郎森田昔三橋本麒之助ナリ

一慶應三年丁卯五月二十二日東福寺ニ於テ土藩後藤象二郎紀藩茂田一次郎即チ兩藩代表者ノ資格ニヨリ談判開始遂ニ其ノ筆記ヲ英國水師提督ニ出シ其ノ裁決ヲ仰クヘキヲ約ス同二十六日後藤聖福寺ニ茂田ヲ訪ヒ證書ヲ交換ス

明廿七日英國水師提督ヘ和文ノ儘口上ヲ以テ申見之筈若先方差支有之候ハ、日送之筈致承知候

五月廿六日

茂田 一次郎

後藤 象二郎殿

萬國公法ニ於テ若出金之振合ニ相決シ候ハ、拙者章鑑渡シ置キ其期ヨリ五ヶ月限り金子相渡可申事

五月廿六日夜

茂田 一次郎

後藤 象二郎殿

一慶應三年丁卯五月二十七日紀藩重役和裁ヲ薩藩五代才助ニ託シ同二十

九日紀藩遂ニ損害賠償ヲ約スルニ至ル

今朝ハ御病中昇堂仕候處御痛苦ヲ押テ御用辨被成下奉大謝候拙生モ歸宅仕候處紀藩相待居候ニ付則愚存見込之次第論話ニ及候ヘバ愈其曲ナルヲ知リ只管咤出如何様共小生差圖通畏候ニ付其趣一先拙生御通話致シ吳候様ニトノ趣申出再三辭退致シ候得共頻ニ歎願難默止明光丸船長ヲ始一統ヨリ御咤ト申上候得バ隨分御通話之筋モ可有之候尙又御評議有之度相答今夕總決申出相成筈ニ候就テハ明朝昇堂御直ニ可申上候得共其内奉得貴意候艸々頓首

廿七日

五代才助

後藤象二郎様

昨日御定約中上候沈沒之事今日英國水師提督へ質問之儀ニ付薩州五代才助昨夜已來兩度迄罷越種々及談判最早對薩州不得止事ニ相成暫時五代ニ任シ置キ申候提督ニハ當方ヨリ宜敷申通置候此條御通達申上度如此ニ御座候

五月廿七日

後藤象二郎

茂田一次郎様

又此日龍馬ヨリ士官ニ報告セシ書面ハ左ノ如シ
先達テイロハ丸紀州軍艦之爲ニ衝突被致途ニ及沈沒候儀ニ付薩州五代才助紀ノ内意ニヨリ度々後藤象次郎へ誤出何分對薩州不得止譯ニ相成一先五代之申條ニ任セ候處今日紀之官長後藤へ罷越重々誤入候趣申ニ付許シ遣シ候尤船貨公物并ニ水夫旅人手廻リ之品ニ到迄一切

償金相立候條約ニ候此條官長ヨリ被申聞候間御掛合申候以上

五月廿九日

才谷梅太郎

小谷耕藏殿

渡邊剛八殿

右之通隊長ヨリ通達有之候ニ付御承知之上水夫共へモ御通達可被成候以上

五月廿九日

小谷耕藏

渡邊剛八

佐柳高次殿

腰越次郎殿

一慶應三年丁卯六月九日龍馬ハ後藤ト共ニ長崎ヲ發シ同十日馬關ニ木戸ヲ訪フモ在ラス同十三日ヲ以テ大坂ニ著シ即夜京師ニ向フ

是レヨリ先キ容堂豐信召ニ應シ入京スルニ臨ミ後藤ニ東上ノ命ヲ傳

フルモ偶マ伊呂波丸衝突事件等ニヨリ其期ヲ遷延シタルナリ
一慶應三年丁卯六月十五日後藤初テ大政返上建白ヲ藩論トスルニ決ス龍
馬爲メニ長岡謙吉ヲシテ八策ヲ草セシム

中岡日記ニ曰ク

同十五日晴後藤面會聞昨夜政府議論決ス云々○才谷面會云々
所謂八策ナルモノ左ノ如シ

一天下ノ政權ヲ朝廷ニ奉還セシメ政令宜シク朝廷ヨリ出ツヘキ事

一上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ萬機ヲ參贊セシメ萬機宜シク公議

ニ決スヘキ事

一有材ノ公卿諸侯及ヒ天下ノ人材ヲ顧問ニ備ヘ官爵ヲ賜ヒ宜シク從
來有名無實ノ官ヲ除クヘキ事

一外國ノ交際廣ク公議ヲ採リ新ニ至當ノ規約ヲ立ツヘキ事

一古來ノ律令ヲ折衷シ新ニ無窮ノ大典ヲ撰定スヘキ事

一海軍宜ク擴張スヘキ事

一御親兵ヲ置キ帝都ヲ守衛セシムヘキ事

一金銀物貨宜シク外國ト平均ノ法ヲ設クヘキ事

以上八策ハ方今天下ノ形勢ヲ察シ之ヲ宇内萬國ニ徵スルニ之ヲ捨テ
他ニ濟時ノ急務アルナシ苟モ此數策ヲ斷行セバ皇運ヲ挽回シ國勢ヲ
擴張シ萬國ト並立スルモ亦敢テ難シトセス伏テ願クハ公明正大ノ道
理ニ基キ一大英斷ヲ以テ天下ト更始一新セン

一慶應三年丁卯六月二十三日土藩大監察佐々木三四郎等龍馬ト東山噲々
堂ニ會シ其ノ所見ヲ聽取

佐々木ノ日記ニ曰ク

此ノ日才谷曰ク吾カ藩ハ是迄幾度モ藩論ノ變シタル故薩藩モ未タ疑
念解ケス此度ハ十分目的相立テ變換無之ヲ要スト自分曰尤ナル事也
然レモ此度ハ最早時勢モ切迫セル上ニ後藤ヲ初メ是レ迄ノ佐幕家モ

大政返上ノ事ニ熱心セリ如何様相成候テモ此度ハ孰レニモ踏込子バ不相立場合ニ乗込ミ候間何トカ十分ノ芝居ハ出來ベシ安心アレト才谷笑曰何カハ芝居出來ルトハ名言ナリ何ニモ致セ一ト芝居興行スレバ夫ヨリ事初ルベシ云々

才谷石川兩人ノ考ニモ大政返上等ノ事ヲ吾カ藩主張シ其ノ主人ト相成候ハ、薩藩モ必ス信用スベシ薩長人モ土佐ヨリ何カ主人ニ成ル事ヲ出候事ヲ望ナラン是レハ引ニ引レヌ場合ニ立至ラ令ムルノ心算アラント思フナリ十分盡力アリタシト云々

一慶應三年丁卯七月朔日後藤ハ薩藩邸ニ至リ討幕舉兵ノ期ヲ緩メンコトヲ請フ龍馬其間ニ盡力スル所アリ同三日京師ヲ發シ歸國ス豊信ヲ説クニ大政返上案ヲ以テセンカ爲メナリ

左ニ參考トシテ中岡ノ日記ヲ掲ケン

七月朔日晴才谷ト十津ニ至ル○此日後藤薩邸ニ行ク同二日晴小松大

久保土役ト會ス同三日晴參政等歸國後藤ガ永井主水正ニ至ル

一慶應三年丁卯七月二十日龍馬再ヒ入京ス

中岡日記ニ曰ク此夕才谷上著

一慶應三年丁卯七月二十八日幕府大監察永井主水正土藩重役ヲシテ即時
下坂セシム長崎英國水夫殺害事件ニ付公使ヨリ海援隊士ニ嫌疑アリト
談判セルニ因ル

一慶應三年丁卯七月二十九日龍馬海援隊士嫌疑事件ノ爲メニ京師ヲ發シ
下坂ス

此日龍馬情ヲ越前春嶽ニ訴ヘ其ノ豊信ニ致スノ書ヲ己ニ託セシメテ
發ス

一慶應三年丁卯八月朔日龍馬大坂ヨリ神戸ニ至リ大監察佐々木等ノ搭ス
ル薩藩汽船三邦丸ニ投シテ歸國ス

同二月三邦丸須崎港ニ達スルモ佐々木ハ佐幕黨ノ指目ヲ憚リ更ニ龍

馬ヲシテ港内碇泊ノ夕顔丸ニ潜匿セシム而シテ其ノ春嶽ノ書ハ佐々木之ヲ携ヘ豊信ニ呈スルモ豊信敢テ龍馬ノ事ヲ問ハサリシ

一慶應三年丁卯八月六日英國公使ハークス軍艦ニ搭シテ須崎港ニ來ル藩廳後藤等ヲシテ之ニ應接セシメ夕顔丸ニ談判ヲ開ク

當時龍馬其席ニ列スル能サルモ竊ニ後藤ニ告クルニ海援隊士ノ所爲ニ非サルノ事實ヲ以テセリ

一慶應三年丁卯八月八日夜龍馬竊ニ上陸シ同志川原塚茂太郎ヲ訪ヒ時勢ヲ談シ且ツ高知ノ實兄權平ニ一書ヲ奇セ事情ヲ報ス

其書ノ要領左ノ如シ

先頃長崎ヨリ後藤參政ト同船ニテ上京仕候處此頃英國船御國ニ來ルヨシナレバ又由井參政ト同船ニテ須崎港マデ參リ居申候ヘトモ窃ニ事ヲ論シ候ヘハ今マデ御無音申上候此度英船ノマキリ候故ハ長崎ニテ英ノ軍艦水夫兩人醉テ居リ候處ヲタレヤラ殺シ候ヨシ夫ヲ幕吏ニ

土佐國ノ人ガ殺シ候ト中立候ヨシ其故ニテ御座候其ノ英ノ殺サレル
時ハ去ル七月六日ノ夜ノコトニテ同七日朝私持ノ風帆船横笛ト申ガ
出帆致シ又御國ノ軍艦カ同夜ニ出帆仕候右ノツガフヨ以テ幕吏ガ申
ニハ殺シ候人ガ先ツ横笛ニテ其場引取リテ又軍艦ニ乘リウツリ土佐
ニ歸リ候ト申立候ヨシ也夫レニ幕軍艦英軍艦トモニ參リ候ヨシ也然
レトモ先ツ後藤山井佐々木ノ談判ニカタ付申候

一慶應三年丁卯八月十二日龍馬ハ大監察佐々木及ヒ隨員松井周助岡内俊
太郎等ト共ニ夕顔船ニテ須崎港ヲ發シ長崎ニ向フ英國書記官「サト」モ
亦同船ス

是レ海援隊士取調ノ爲メ土藩重役長崎ニ出張スルノ件ヲ以テ一先ツ
談判ヲ中止シタレバナリ

一慶應三年丁卯八月十四日龍馬等馬關ニ寄港ス即チ一書ヲ長府ノ三吉ニ
致シ上國ノ形勢ヲ報ス

薩此頃^{大凡吉}之助等決心幕ト一戰相心得候得トモ土佐後藤庄次郎カ今一度

上京ヲマチ居申候先頃私後藤庄次郎上京シテ西郷小松ト大ニ約シ候

事有之候故ナリ○^{後藤庄次郎ハ今月十七日上京}私事ハ是ヨリ長崎へ出テ蒸氣船ヲ求

候テ^{使者又ハ飛脚ニ用ヒ候爲メ小ナル蒸氣船ナリ}早々上京ト相心得申候思フニ一朝幕ト戰爭致

シ候時ハ御本藩御藩薩州土佐ノ軍艦ヲアツメ一組ト致シ海上ノ戰仕

候ハスハ幕府トハトテモ對戰ハ出來申間敷御ウチ合モ仕度候得共何

レ長崎ヨリニ致シ可申カ近日京師ノ戰ニ出候人々少々御出シ被成地

利ナド御見合可然ト奉存候

一慶應三年丁卯八月十五日龍馬等長崎ニ著シ海援隊士嫌疑事件ニ付貨殖

局出張員岩崎彌太郎等ト商議スル所アリ

佐々木ノ日記ニ曰ク

八月十五日曇夕七ツ^{下上}半時頃長崎へ入港商會ニ至リ夫ヨリ池田屋ニ寓

ス夜中松井周助才谷梅太郎岩崎彌太郎來會英人事件相談シ鷄鳴過キ

臥床ス

一慶應三年丁卯八月廿日夜龍馬ハ佐々木ヲシテ長藩ノ木戸ト玉川亭ニ會合セシメヌ水戸ノ爲メニ藩金千兩ヲ借ス事ヲ周旋ス

夕方才谷梅太郎迄同伴玉川ニテ長崎木戸氏ニ面會時勢ノ事ヲ談ス此頃木戸ハ薩人ト表向ハ名乗出崎致候處長藩船修覆ニ俄ニ取掛リ出來ノ處金千兩不足ニテ大ニ困却ニテ才谷へ相談ニ相成才谷ヨリ自分へ申來候處役場ニ無之ニ付商會へ相談致シ右金子相調へ木戸へ送りタリ(中略)其節木戸ノ咄ニ此頃英ノ「サト」ニ面會候處同人曰此度三藩盡力ニテ大變革ノ事ヲ周旋ノ由此ノ事若シ出來不申候ハ、歐洲ノ諺ニ老婆仕事ト申候十分御盡力アリタシト英ノ一書記ヨリ如此事ヲ聞ク此度ノ事不相成候ハ、最早内外ニ對シテ面皮ナシ御互ニ此度憤發セズハ千歳ノ遺憾ナリ大政返上ノ事モ六ヶ敷歟七八步迄運候ハ、其時ノ模様ニテ十段日之砲擊芝居ヨリ致方ナシ杯ト、色々相談シテ夜ニ

入リ歸宿ス

一慶應三年丁卯八月二十五日佐々木ハ龍馬ト謀リ岡内俊太郎及ヒ石田英吉佐柳高次等ヲシテ幕府汽船長崎丸ニ搭シ鹿兒島ニ向ハシム海援隊士佐々木榮ヲ拉シ來ラシム

先月英國水夫殺害セラレシ時偶マ横笛船奉行航行ヲ停メラレシニ拘ラス告ケスシテ出發シ又佐々木榮同時ニ他船ニ搭シ鹿兒島ニ航セシヲ以テ幕吏頗ル之ヲ疑フ故ニ龍馬等隊士ヲ會シテ審議シ先ツ横笛船出發始末書ヲ奉行所ニ出シ更ニ幕府汽船長崎丸ヲ借用シテ岡内以下鹿兒島ニ遣ハシ右ノ嫌疑者佐々木榮ヲ拉シ來ラントスルナリ

一慶應三年丁卯八月二十六日龍馬ハ木戸カ去ル二十一日附ノ書ヲ得テ之ヲ佐々木ニ致ス

一筆啓上仕候然ハ今日木圭ヨリ一紙相達候間入御覽候同人耳ハ御國ノ情ニ能通居申候モノニテ彼初強ク後女ノ如ナトハ尤音病ニサシ當

リ申候何卒御國ノ議論モ根強ク仕度候此處一向ニ御盡力奉願候

八月廿六日

直 柔記拜

佐々木大先生

左右

(編者云木戸ノ書長文ナルヲ以テ茲ニハ略ス)

一慶應三年丁卯九月二日岡内石田等佐々木榮ヲ拉シ鹿兒島ヨリ歸航ス翌
三日榮等奉行所ノ訊問ヲ受ケ同日龍馬ハ榮ヲシテ始末書ヲ奉行書ニ
呈出セシム

當時幕吏ハ榮カ解纜スルニ臨ミテ新衣ヲ著セシ事ヲ深ク訊問シタリ
ト云フ

一慶應三年丁卯九月十日龍馬ハ大監察佐々木ト奉行所ニ召喚セラレ海援
隊士ニ無構ト申渡シ嫌疑事件初テ落著ス

龍馬ハ幕府ノ證據ナクシテ妄ニ海援隊士ニ嫌疑ヲ蒙ラシメタルヲ詰

ラント佐々木ニ謀リテ翌日詰責 伺書ヲ奉行書ニ呈出セシム

一慶應三年丁卯九月十一日諏訪神社祭禮ニテ藩士島村雄二郎田所安吾英米人二名ト衝突シ之ヲ傷ク龍馬ハ佐々木ニ謀リテ自首セシメタルカ爲メニ釋放セラル

瑞山會編纂坂本龍馬傳ニ曰ク

龍馬三四郎ト謀テ曰ク英國水夫被害事件今僅ニ一段落ヲ告ケ未タ全局ヲ結ハサルモ本藩ノ嫌疑稍々解ルニ際シ若シ二人ヲ避ケシメ他日發覺セハ或ハ前日ノ事ニ牽連シ如何ナル葛藤ヲ生スルヤ測ルヘカラス這般ノ事渠レ固ヨリ暴ニ出テ我レ正當防禦ヲ爲シ誤テ傷ヲ負ハス者ニシテ條理既ニ明カナリ宜シク公然之ヲ奉行及英米領事ニ告ケ一モ隱スコトナカルヘシト議遂ニ決ス三四郎由井畦三郎ヲシテ英米領事館ニ抵リ之ヲ報セシメ又其顛末ヲ書シ奉行所ニ告ク奉行大ニ悅テ曰ク朝來英米領事ノ照會嚴ナルヲ以テ加害者探索ニ苦メリ今公然ノ

報告ヲ得テ大ニ心ヲ安ス且ツ這般ノ事タル曲彼ニ在リ假令ヒ談判ヲ開クモ亦容易ナリ若シ隱匿シテ後日發覺セハ事大ニ處シ難カラント憂慮中此公報ヲ得ルハ眞ニ喜フヘシト既ニシテ畦三郎モ亦歸リ來リ曰ク其英領事ニ通知スルヤ領事意外ニ出ツルヲ喜ヒ云フ從來貴邦人ノ外國人ヲ傷害スルヤ往々蹤踪ヲ匿シ爲メニ外人ノ感情ヲ傷ルモノ多シ今日圖ラサリキ公然貴藩ノ通知ヲ得タリ實ニ兩國交際上親密ノ徵ナリト

一慶應三年丁卯九月十四日龍馬ハ丹後田邊藩代表者松本檢吾ト商法條約ヲ結ヒ金五百兩ヲ貸與セリ

條約

- 一 今般貴藩ト商法御取組致候上者以後永續シテ互ニ平等公道ヲ守リ信實ニ取計ヒ可致候ニ付左ノ條目ヲ相定候
- 一 貴藩御產物長崎へ御出相成候節者賣捌等此方屋鋪ニテ一切引請御

世話可申候若亦品物ニ付時價不當之品有之候ハ、其品物代價ニ應
シ世界定則之步割金ヲ指出シ置直段引合之上惣會計ヲ相立可申候
一 貴藩御産物御仕入ニ付金子御入用之節者此方ニ於テ御相談可申候
尤品物長崎へ到着之上ニ而會計相立可申候

一 貴船ヨリ御産物御運送相成候得者此方ニ而商船等御用立可申候
一 二丹州并但若兩國之産物等此方ニ買入致度節者御隣國之譯ヲ以貴
藩ヨリ御世話被成下度候

一 貴藩ニ於テ西洋器械及ヒ諸品物等御入用之節者此方兼而取引之洋
人ヨリ買入可指出候

右之通互ニ相守違背有之間舖仍而定約如件

慶應三年

松平土佐守内

卯九月

才谷 棧太郎

牧野豊前守様御内

松本檢吾殿

證書

一金五百兩也

右者此度商方御取組相頼候ニ付産物仕入金之内借用仕候處實正也然上者大坂表ニオイテ御融通相成候分ト共ニ十一月中旬迄ニ産物長崎表へ指出シ御返金可仕候條明白ニ御座候爲後日證文仍亦如件

丁卯

牧野豊前守内

九月十四日

松本檢吾

松平土佐守様御内

才谷榎太郎殿

一慶應三年丁卯九月十五日龍馬ハ外商ヨリ新式銃千挺ヲ購フ其ノ代價壹萬八千余兩薩藩ノ附人役汾陽次郎右衛門ヲ説キ佐々木ノ奥印ヲ以テ五千兩ヲ借リ手金トシテ之ヲ得タリ

海援隊商事祕記拔萃

丁卯九月十四日 蘭商ハットマント條約ライフル一千三百挺買入ノ事ヲ談ス尤モ四千兩入置余分ハ當日後九十日ニ拂渡ス筈九月十五日左ノ條約及ヒ金子四千兩持參陸奥陽之助及ヒ請人鉄屋與一郎廣世屋丈吉^{其外人}通事末永猷太郎同道ニテ出島ハットマン商會ニ至リ昨日約定ノ通リライフルヲ請取ル事ヲ談シ直ニ引替タリ其ハットマン商會ヨリライフル目錄書付并ニ品位請合書ヲ出セリ末永氏翻譯書モ相添ヘリ

此間種々混シタル事アリ
ハットマンニ出セル證文ニ記ス

但九十日延拂之事

代價壹萬八千八百七拾五兩

内金四千兩入

又金參百六拾兩九十日分歩引

差引殘リ

金壹萬四千四百九拾兩

右ハ今般入用ニ付其許ヨリ買受候處實正也九十日限り皆納可申候

三年九月十四日

松平土佐守内

才谷梅太郎

ハットマン商社

前書之通り相違無御座候若万一延引及ヒ候節ハ我等ヨリ相辨可申候
爲後日請印仕候以上

廣瀬丈吉印

鉄屋與一郎印

一外九月中旬長崎商人八幡屋兵右衛門ヲ以テ薩州藤安喜右衛門ヘ大

坂爲替金五千兩ヲ相談ス卽チ才谷梅太郎借主ニシテ佐々木三四郎奥印ス其始末左ニ記ス

一金四千兩

右ハハットマンニライフル代價ノ内拂入

一金壹千兩

内五百兩田邊藩松本檢吾ニ相渡ス

證書別ニ有之候

又金貳百兩

長崎ニ於テ口入料トシテ菅野吉田ガ八幡屋兵右衛門へ遺スト云

又金百五拾兩

菅野陸奥兩人上坂ノ入用持參細記ハ別ニ有之但此内ヨリ末永并ニ

商人謝儀等相遣且積荷入用モ相籠リ居候

一才谷梅太郎取入候ライフル千三百挺之内百挺丈ケ長崎商人鉄屋與

一郎廣瀬屋丈吉兩人ニ相預ケ置候始末

覺

一先日才谷梅太郎買主ヲ以テ蘭人ハットマン商社ヨリ取入り一千三百挺之ライフル銃之内百挺丈其許御兩人へ御任セ申候間惣金拂入之期限迄可然御取揃被下度候爲念證書仍る如件

年號月日

陸 奥 源 二 郎 印

菅 野 覺 永 無 印

(但此節不居合故
ニ印形無之候)

缺 屋 與 一 郎 殿

廣 瀬 屋 丈 吉 殿

右之通り相渡シ又缺屋廣瀬屋兩人ヨリ預リ一札取ル

坂本龍馬海援隊始末三

自慶應三年丁卯九月
至同 三年丁卯九月
年十二月晦

一慶應三年丁卯九月(日不詳)陸奥源二郎海援隊ノ運輸擴張ニ關スル意見書

一篇ヲ龍馬ニ呈ス

商方ノ愚案

陸奥源二郎

商舶運送之事

一商舶運送ニ兩様アリ店引負ト船爲替トナリ店引負トハ譬ハ荷主ヨ
リ若干金高ノ品物ヲ某船ニ積ミ運送センコト望ムキハ定則ノ運賃ヲ
船持ニ拂ヒ了スレバ船持ノ店ヨリ破船引負ノ券書ヲ出スナリ而シテ
船爲替ト云モノハ兼テ船中ニ若干ノ金高ヲ貯ヘ置キ荷主ノ求ニ應
シ荷物ノ金高ニ七八分ノ金子ヲ出シ先方マテ送り届ケ其ノ上ニテ
運賃ハ勿論爲替金ノ元利共相違ナク請ケ取ル可シ乍併萬一海上ニ

破船ニ及ブキハ船ヨリ出シタル爲替金ハ船持ノ損失トナル也

愚案スルニ洋人ノ運送ハ惣テ店引負ナリ譬ハ在崎ノ商人ガラバ
或ハヲールト、ノ徒ノ商船ヲ借り何地ニ某ノ品物ヲ運送センニハ
其ノ荷物ノ金高ヲ定メ運賃ヲ極メル上ニ於テ破船之時ハ荷主ニ
毫末モ損亡ヲ掛ケザル様ノ券書ヲ長崎ガラバ又ハヲールト、ノ商
會ヨリ出シ置ク故ニ其船無事ニ著船スレバ論ナク萬一破損ニ及
フモ荷主ニ於テ荷物ノ元價ヲ失却スルニ至ラズ此ノ仕方ハ西洋
人一般ノ定則ニシテ日本運送船ニハ未曾有ノ事ナリ乍併即今我
カ海援隊ノ商船モ段々增多ニ及ヘバ日本海中ノ航海ノミニテハ
事足ル可カラス必ス外國人ノ荷物ヲ運送スルニ至レバ此ノ引負
所ナケレハ其ノ荷物ヲ積マシムルヲ許ス而シテ外國人運賃ノ高
料ナルヲ世人ノ辨知スル事然リ

船爲替ノ事ハ淡路船ヲ始メ諸國ノ運送船ニ於テ是迄既ニ行レ來

レリ是ハ荷主ニ於テハ運賃ノ外高利ノ爲替ヲ借ルヲ故ニ甚々高
運賃ノ様ニナレ_レ時々大ニ便利ナルモノナリ其譯ハ凡ソ東西ニ
品物ヲ運ヒ利得ヲ千里之外ニ射ント欲スルモノハ萬金ヲ以テ萬
金ノ商賣ヲスルモノナラズ萬金ノ商賣ハ自三四千金ニ辨シ千金
ノ商賣ハ四五百金ニシテ足ルベシ其ノ不足ヲ補フ爲ニ必ス船爲
替ヲ要ス故ニ船ニ爲替金ヲ貯ヘザレハ運送少シ運送少ケレバ空
ク雜費失却シテ港内ニ滯泊スルヲ多カル可シ是レ當今商船ヲ所
持スト雖モ甚々利益ヲ見ザル所以ナリ我隊ノ商船モ殆ント三艘
ニ及ベ_レ常時滯泊ノ日多キ譯ハ船中ニ有金少キ故ナリ三艘ヲ減
シ一艘ナリテモ若干ノ中荷金爲替金ノ事ヲ積ミ貯ヘ常時荷主ノ求ニ
應シ間斷ナク諸方ニ運送ヲ務メル様ス可シ是則チ利益ヲ弘シ冗
費ヲ省クノ一法ニシテ當隊ノ基ヲ開カント望ムモノナリ

取組商賣之事

一 取組商賣ハ是迄日本中ニモ儘々有之所謂取組先或ハ中間問屋等ノ名目ナルモノ也併シ是等ハ其ノ組中ニ互ニ隱利私益ヲ恣ニスルノ心ナル故ニ動モスレハ爭端ヲ開キ事ヲ破ルヲ多シ西洋諸國ノ所謂コンペニー、コンメンス同盟商方トノ如キハ大ニ是ト異ナリ凡ソ同盟ノ商社ニ於テ興廢利害ヲ共ニシ公平至當ノ道ヲ踏ミ少シモ奸曲ヲ生スルヲ得ズ其詳ナルヲハ商社盟論ト云フ譯書ニ載タリ

愚案スルニ西洋諸國ノ同盟商方コンペニーノ事也ノ仕方ハ同社中利益ヲ大ニシ損失ヲ少クシ大融通ヲ付ル所ノ良法ニシテ商方ノ根本是ニ過ルモノナシ然リト雖モ其ノ盟約至嚴至明ニシテ今俄ニ日本ニ採用シ難キ事件モアル可シ故ニ我隊ニ於テ取組商賣ヲセント欲スレバ是迄日本中ニ行ハレ來ル處ノ取組先又ハ中間問屋等ノ仕方ニ少ク潤色シテ組合ヲ建ツ可シ

大坂兵庫下之關北國要地敦賀三國新瀉等 宮館

此等ノ地方ニハ必ズ組合ナカル可カラズ故ニ此ノ組合ヲ立ツル
爲ニ長崎ニ一之商社ヲ建テ其ノ家ヲ商人名前ニシ其ノ家主ニ隊
士一員ヲ降シ家計商事ヲ司ラシム可シ而シ西洋ノ商方ヲ取り交
ヘシム此事ハ隊中ノ外他人ニ任ズ可カラス必ズ奸曲ヲ生スルノ
患アラシ

其ノ家主ト定メラレタル隊士ハ閑時ヲ以テ諸國ニ往來シ商事ヲ
帶テ前文ニ載タル地方ニ往キ親シク自カラ取組ヲ結ヒ來ルベシ
此ノ商事ニ預ル隊士ハ商事ノ外決テ他事ニ關係ス可カラス故ニ
兵商ヲ兩ツニ分チ商事ヲ司ル者ハ兵事ニ關セズ兵事ニ關スル者
ハ商事ヲ司ラズ而シテ兩方ニ隊長ノ選舉ニ任シ指揮ニ從フ可シ
此ノ商社ヲ建テ此ノ取組ヲスルニモ多ク煩雜スルニモ及ハズ又
タ多財失却スル可カラズ唯タ最初ニ三四千兩ノ元金ヲ得レバ爾
後永續シテ興榮ス可ク思フ

商船ヨリ船持エ運上ヲ出セシムル事

一此ハ船長ヨリ船持ニ運上ヲ出スト云フハ諸洲ニ希ナルヲニシテ其ノ利害得失ヲ詳ニセズ然レモ士瑞國歐羅巴洲中之一國名ノ船持ハ自分ノ船ヲバ一切船長ニ任ジ其ノ利害損得トモ元ヨリ關知セズ唯タ一年中若干金ノ運上ヲ課了スト云近時英國ニモ此ノ仕方ニ慣フテ商船ヲ使用スル商人モアリト云

愚案スルニ此法ハ我隊ナドニ行ヘハ頗ル便利ノ様ニ思フ如何トナレバ我が隊長ハ自カラ事務多忙ニシテ常時ニ同地ニ在留ヲ得ズ且ツ些々タル一船之商事ニ管知スル暇モナカルベシ左スレバ一船ノ事ニ一隊ノ談議ヲ費スルハ事件繁雜ニシテ大ニ商方ノ懸ケ引キヲ誤ル可ク此ノ如クシテ隊中ニ船數增多ニ及ベハ隊中ノ俗務益々增多ニナリ各士モ各業ヲ廢スルニ至ル可シ故ニ本文ノ仕方ニ習ヒ船中ノ諸業都テ船長ハ商事ニ關知スル者ニ任ジ他人

ノ商量ヲ待タス船ヨリ働キ出シタル利益ハ船中ニ分配シ給金諸
色ノ料ニ備へ而シテ一年定額ノ運上若干金ヲ無相違船長ヨリ隊長
ニ上納ス隊長ハ是ヲ以テ隊士ヲ教育スルノ料トス可シ此法一度
建ツ上ニ於テ船長ヨリ定額ノ運上ヲ忘ルルハ其ノ船長ヲ退職セ
シメテ可ナルベシ

斯ノ三條ハ今時我カ海援隊ニ急ニ取行フベキ商方ノ根本ニシテ敢テ
世間ニ公行セラレヘキ否ヤハ知ラス勿論我カ隊中トハ云モノ、畢竟
予ガ固陋ノ獨考ナレハ其ノ事件ノ彌々適當セルヤ否ハ又々知ラズ唯
タ思フニ自言シテ自行スル能ハズ是レ古人ノ愧ル所ナリ故ニ此ノ三
條ハ予ガ自カラ行ヒ能フ所ニシテ空談スルニ非ザルモノヲ記ス時惟
慶應三年丁卯七月旬八夜將二更風清月明ナリ因テ大浦第十二館ノ寓
樓ニ思ヒ出ス儘ヲ筆スト云爾

海援隊士

陸奥源二郎宗光

一慶應三年丁卯九月十八日龍馬ハ岡内俊太郎ト土佐ニ歸國スル爲メ藝藩ノ震天丸ヲ借り新銃ヲ積込ミ長崎ヲ發ス

此日同船者ハ菅野覺陸奥源次郎中島作太郎戸田雅樂及ヒ丹後田邊ノ松本檢吾等ナリ

一慶應三年丁卯九月二十日震天丸馬關ニ寄港シ菅野陸奥別船ニテ上坂龍馬ハ發スルニ臨ミ木戸ニ一書ヲ留メテ去ル

一筆啓上仕候然ニ先日ノ御書中大芝居ノ一件兼テ存居候處トテ實ニヲモシロク能相ワカリ申候間彌奮發可仕奉存候其後於長崎モ上國ノ事種々心ニカ、リ候内少々存付候旨モ有之候ヨリ私シ一人ノ存付ニテ手銃一千挺買求藝州汽船ヲカリ入本國ニツミ廻サント今日下ノ關マデ參候處不計モ伊藤兄上國ヨリ御カヘリ被成御目ニカ、リ候テ薩土及云々且大久保ガ使者ニ來リシ事迄承リ申候ヨリ急ニ本國ヲスク

ワン事ヲ欲シ此所ニ止リ拜顔ヲ希フニヒマナク残念出帆仕候小弟思
フニ是ヨリカヘリ乾退助ニ引合置キ夫ヨリ上國ニ出候テ後藤象次郎
ヲ國ニカヘスカ又長崎へ出スカニ可仕ト存申候先生ノ方ニハ御ヤク
シ申上候時勢云々ノ認モノ御出來ニ相成居中候ハント奉存候其上此
頃ノ上國ノ論ハ先生ニ御直ニウカバヒ候得バハタシテ小弟ノ愚論ト
同一カトモ奉存候得共筆ニハ盡カネ申候彼是ノ所ヲ以テ心中御察可
被遣候猶後日ノ時ヲ期シ候誠惶謹言

九月廿日

龍馬

木 圭 先 生 左 右

一慶應三年丁卯九月二十四日震天丸土佐浦戸港外ニ碇泊ス龍馬ハ桂濱ニ
上陸シ岡内ニ托シテ一書ヲ參政渡邊彌久馬ニ致ス

一筆啓上仕候然ニ此度云々ノ念有之手銃一千挺藝州蒸汽船ニ積込候
テ浦戸へ相廻申候參カケ下ノ關ニ立ヨリ申候處京師ノ急報有之候中

ニサシセマリ候勢一變有之候モ今月末ヨリ來月初ノヨウ相聞ヘ申候
二十六日頃ハ薩州ノ兵ハ二大隊上京其節長州人數モ上坂是モ三大隊計
カトモ被存候
トノ約定相成申候小弟下ノ關居ル日薩大久保一藏長ノ蒸汽船ヲ以テ
本國ニ歸リ申候御國ノ勢ハイカニ御座候ヤ又後藤參政ハイカバニ候
ヤ京師ノ周旋クチ下ノ關ニテウ
ケタマワリ實ニ苦心ニ御座候 乾氏ハイカバニ候ヤ早々拜顔ノ上萬情申
述度一刻ヲ爭テ奉急報候頓首

九月二十四日

坂本龍馬

渡邊先 生左右

一慶應三年丁卯九月下旬龍馬ハ先ツ吸江ノ一寺庵ニ潜居シ繼テ參政渡邊
大監察本山只一郎等ト松ヶ鼻ノ某家ニ密會新銃千挺献上ノ譯ヲ以テ再
脱藩ノ罪ヲ赦免セララル

一慶應三年丁卯九月二十九日龍馬ハ本町ノ家ニ歸リ兄權平及ヒ姉乙女ニ
對面ス

家ニ止ルコト纔ニ兩日戸田雅樂モ亦龍馬ト共ニ投宿セリ

一慶應三年丁卯十月朔日龍馬ハ岡内中島三澤ト共ニ震天丸ニ搭ス解纜セシモ室戸岬ニテ舵機ヲ損シ須崎ニ逆航ス

此日岡内ハ須崎ヨリ陸行高知ニ至リ藩廳ヨリ胡蝶丸ニ轉搭スルノ許可ヲ得タリ

一慶應三年丁卯十月五日龍馬等胡蝶丸ニ搭シ上坂ス

胡蝶丸事務員ハ勤王黨同志上田楠次ナリ

土佐勤王史ニ曰ク

坂本ハ長崎ヲ發スルニ先チ石田英吉ニ命ジ横笛船ニ石炭ヲ滿載シテ神戸ニ回航セシメタルガ此日亦上田ニ説キテ曰ク近日薩長兵隊輸送ノ爲メニ多量ノ石炭ヲ要スルニヨリ其ノ價格必ス一時ニ騰貴スヘシ足下宜シク今ニ及ンデ其ノ準備ヲ爲シ置クヘキナリト

一慶應三年丁卯十月九日龍馬等京師ニ入ル

此日龍馬ハ陸援隊長中岡ヲ北白川ノ藩邸ニ訪ヒ更ニ後藤ヲ訪ヒテ大政返上ノ模様ヲ聞ク

一慶應三年丁卯十月十日龍馬ハ福岡ノ紹介ニ寄リ幕府若年寄永井主水正ニ説ク所アリ

土佐勤王史ニ曰ク

坂本ノ永井ヲ訪フコト前後三度ニ及ヒシカ最後ニ坂本ハ聲ヲヒソメテ永井ニ一問ヲ發セリ「言太々露骨ナレド貴君自ラ幕府ノ兵力ヲ量リテ薩長兩藩ノ連合ニ當リ得ヘシト思考シ玉フカ」ト永井大息シテ曰ク殘念ナカラ勝算ナシト坂本短刀直入ニ然ラハ容堂ノ建白ヲ御採用ノ外ニ道ナキニ候ハスヤト永井爲メニ首肯セリ

(編者云右ハ福岡子爵ノ談話ニ係ルモノナリ)

一慶應三年丁卯十月上旬(日未詳)龍馬一書ヲ後藤ニ致シテ其ノ進退ヲ警告ス

去ル頃御建言書ニ國体ヲ一定シ政度ヲ一新シ云々ノ御論被行候時ハ先ツ將軍職云々ノ御論ハ兼テモ承リ候此余幕中ノ人情ニ不被行モノ一箇條有之候其儀ハ江戸ノ銀座ヲ京師ニウツシ候事アリ此一個條サへ被行候得者カヘリテ將軍職ヲ其マ、ニシテモ名アリテ實ナケレバ恐ル、ニタラズト奉存候此所ハ慥ニ眼ヲ御ソ、ギ紗成不行ト御見トメ被成候時ハ議論中ニ於テ何カ證トスヘキ事ヲ御認メ被成ソシテ破談トハナラサルウチ御國ヨリ兵ヲメシ御自身ハ早々御引取老候ニ御報シ可然ト奉存候破談トナラサル内ニ云々ハ兵ヲ用ルノ術ニテ御座候謹言

十月

榎

拜草

後藤君

左右

一慶應三年丁卯十月十三日龍馬一書ヲ後藤ニ致シテ之ヲ激勵ス後藤二條

城退出後大政返上案ノ成功ヲ龍馬ニ報ス

御相談被遣候建白之儀萬一行ハレサレバ固ヨリ必死之御覺悟故御下
城無之時ハ海援隊一手ヲ以テ大樹參内ノ道路ニ待受社稷ノ爲不俱戴
天之讐ヲ報シ事ノ成否ニ無論先生ニ地下ニ御面會仕候○草案中ニ一
切政刑ヲ舉テ朝廷ニ歸還シ云々此一句幕府ヨリノ謝表中ニ萬一遺漏
有之歟或ハ此一句之前後ヲ交錯シ政刑ヲ歸還スルノ實行ヲ阻礙セシ
ムルカ從來上件ハ鎌府以來武門ニ歸セル大權ヲ解カシムルノ重事ナ
レハ幕府ニ於テイカニモ難斷ノ儀ナリ是故ニ營中ノ議論ノ目的唯此
一歎ニアリ萬一先生一身失策ノ爲ニ天下ノ大機會ヲ失セハ其罪天地
ニ容ルベカラス果シテ然ラハ小弟儀薩長二藩ノ督責ヲ免レス豈徒ニ
天地ノ間ニ立ツヘケンヤ誠恐誠惶

十月十三日

龍馬

後藤先生

左右

華書拜披於僕萬々謝領ス文中政度ヲ朝廷ニ歸還云々之不被行時者勿論生還スルノ心無御座候併今日之形勢ニ依リ後日舉兵之事ヲ謀リ飄然トシテ下城致哉モ不被計候得共多分以死廷論スルノ心事若僕死後海援隊一手云々ハ君之見時機投之ニ任ス妄輕舉勿破事已ニ登營程度ニ迫レリ大意書之奉答頓首

十月十三日

後 藤 元 燁

坂 本 賢 契

唯今下城今日之趣不取敢奉申上候大樹公政權ヲ朝廷ニ歸スノ號令ヲ示セリ此事ヲ明日奏聞明後日參内敕許ヲ得テ直様政事堂ヲ假ニ設ケ上院下院ヲ創業スル事ニ運ヘリ實ニ千載之一遇爲天下萬性大慶不過之此段迄不取敢奉申上候勿々頓首

十月十三日

後 藤 象 二郎

才谷梅太郎様

一慶應三年丁卯十月十六日龍馬ハ戸田雅樂(後ニ尾崎三郎)ト謀リ新官制ヲ擬定ス

尾崎三郎手扣ニ曰ク

坂本龍馬中島作太郎岡内俊太郎等ト共ニ河原町三條醬油屋某方坂本等ノ旅宿ニ會シ與ニ事ヲ謀ル天下ノ大政朝廷ニ歸スルト聞キ坂本等ト事ヲ議シテ朝廷大政總綱ニ關スル制度ヲ畫策シ之レヲ其筋ニ致ス其制度ノ大略左ノ如シ

關白 一人

公卿中尤德望智識兼修ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

上一人ヲ輔弼シ萬機ヲ關白シ大政ヲ總裁ス(暗ニ公ヲ以テ之ニ擬ス)議奏 若干人

親王公卿諸侯ノ尤モ德望智識アル者ヲ以テ之ニ充ツ

萬機ヲ献替シ大政ヲ議定敷奏シ兼テ諸官ノ長ヲ分掌ス(暗ニ島津毛利山内伊達宗城鍋島春嶽諸侯及岩倉東久世嵯峨中山ノ諸卿ヲ以テ之ニ擬ス)

參議 若干人

公卿諸侯大夫士庶人ヲ以テ之ニ充ツ大政ニ參與シ兼テ諸官ノ次官ヲ分掌ス(暗ニ小松西郷大久保木戸後藤三岡八郎横井平四郎長岡良之助等ヲ以テ之ニ擬ス)

一慶應三年丁卯十月十九日龍馬紀藩ト伊呂波丸賠償事件交渉ノ爲メ中島作太郎ヲ京師ヨリ長崎ヘ遣ハス

右事件參証トシテ薩藩五代才助長崎ヨリ後藤ニ致セシ書翰ノ要領ヲ左ニ掲ク

先達而紀藩岩橋何某出崎イタシ紀土之火船行違一條ヲ再ヒ論破イタシ度趣意紀藩云茂田一次郎不條理ノ取扱イタシ候處ヨリ國民沸騰人

心之沈撫不相成ニ付横濱ニ來ル各國異人且勝安房守等へ質問イタシ何處迄モ萬國ニ押出シ時宜分明條理立候様イタシ度ト云々然ニ拙生へ周旋イタシ吳候様ト云又勝ヨリノ書翰ヲ出ス勝ハ紀藩ノ說而已ヲ知テ尊藩拙生等ノ取扱ヲ不知拙者ヨリ周旋イタシ候様ト云々拙答ルニ其時之始末ヲ詳ニ述英國水師提督ニ決問イタシ候様拙生ヨリ縷々相進メ尙拙者紀藩ト成リ土人へ對話可致ニ付誰カ一人檢使ヲ御出可給ト迄申上候得共御用無之偏ニ平穩至當之所置イタシ吳候様頻ニ御依頼ニ相成候ニ付不得已事右邊ノ所置相及候段相答今更拙生へ條理ヲ以テ周旋抔トハ土藩ニ對シ一言モ無之勿論土人へ發言イタシ候面皮モ無之候ニ付此上ハ尊藩ニテ御隨意ニ御取扱可然ト取合不申云々

一慶應三年丁卯十一月朔日龍馬ハ福岡ト謀ル所アリ慶永ヲ入京セシメンガ爲メ岡本謙三郎ト共ニ越前福井ニ至ル同二日由利公正來リテ龍馬ニ面會シ財政ノ事ヲ談ス同三日龍馬福井ヲ去リ同五日歸京ス

山利公正ノ手記ニ曰ク

慶應三丁卯年十一月朔日君福井ニ來リ藩主ニ請フテ余ニ面話ヲ望ム
藩主之ヲ聽ルス茲ニ於テ余謂ラク時勢如斯他日或ハ疑議スルモノア
ラン亦慮ラスンハアルヘカラス依テ立合ノ同行ヲ乞ヒ而メ明日辰刻
相會スルヲ期ス則翌二日立合人用人松平源太郎日付出淵傳之丞ナル
者ト同伴シテ君之旅寓山町烟草屋某ノ亭ニ到ル君歡迎把手云今ヤ國
家多難之時有志輩宜シク坐視スヘキ時ニアラス緊急共ニ談セント欲
シテ來ル先坐ニ著クベシト余答云ク身譴責ニアリ而メ君ニ接對スル
聊嫌ヒ無キヲ能ハス故ニ二人ノ立合人ヲ同行セリ願クハ坐ヲ同フセ
ン君云ク善シ予亦同藩岡本健三郎ヲ同行セリ與ニ語ラント則爐上圍
欒シ時勢日下之概略^{徳川政權返上王政復古}ヲ語ラル余云ク事爰ニ及フ幸ヒ甚シ今
ヨリ大イニ爲スアルヘシ然ルニ目前只恐ル戰鬪ノ起ランヲ豫メ之
ニ備フルモノナクンハ有ベカラズ如何ン君云ク不戰ナリ余云ク戰ヒ

我ヨリ爲サルハ既ニ解セリ若彼戰ヲ起サハ之ニ應スルノ策何レニ在ルヤ君云ク之最至難事ナリ

朝廷金穀ノ蓄ヘナク又信任ノ兵ナシ有志ノ士之ヲ贊ルモ所謂烏合ノ衆天下ニ敵スルニ足ラス兄必ス豫メ此ニ慮ル處アラン請審ニ之ヲ語レト余云ク金穀兵力ハ即天下ノ金穀兵力ナリ集散道ニヨリテ變ス賴ムヘク又賴ムヘカラス今ヤ天皇位ニ在シテ自ラ天下ニ命シ亂ヲ治メ治ヲ圖リ暴ニ換ルニ仁ヲ以テス宜シク信義天下ニ明ナルヘシ天皇ノ位ハ天下ノ至寶也信義ハ皇國ノ精神ナリ精神明ニシテ至寶ヲ持シ天下ノ財ヲ以テ天下ノ民ニ臨ム焉ソ金穀ノ闕乏ヲ憂ンヤ庶政多事ナルモ民ヲ安スルヨリ先ナルハナシ民ヲ安スルノ要ハ財制其宜ヲ得ルニアリ我國未タ財制其宜ヲ得ス今ヤ革命ヲ利用シテ融通ノ道ヲ開キ開國ノ機ニ投シテ國ヲ富サハ王政復古ノ實舉ラン余竊ニ謂ヘラク日下天下ノ財用ヲ補フハ只金札ヲ發行スルニ在ル而已余思フニ經濟ノ道

ハ獨糸ヲ治ルカ如シ其條理ヲ得レハ知者ヲ俟タスシテ辨ス若條理ヲ
誤レハ棼亂シテ停止スル處ヲ知ラス

天皇民ヲ愛スルノ誠ヲ以テシテ有司智術ヲ用ヒスンバ條理自ラ備具
リ財舉テ用ユヘカラサルニ至ンカ君乞之ヲ思ヘ君大イニ之ヲ善トシ
自ラ擔任讓ラス其細目手段應用事實ニ至ル迄詳論遺サス語ルヲ數刻
辰ヨリ子ニ至リテ辭ス翌三日君京ニ歸ル嗚呼一訣既ニ二十三年往事
追感ニ堪ヘス

一慶應三年丁卯十一月上旬(口不詳)龍馬ハ諸侯會議ノ爲メ八個條ノ覺書ヲ
草シ土藩重役等ニ示ス

第一義 天下有名ノ人材ヲ招致シ顧問ニ供フ

第二義 有材ノ諸侯ヲ撰用シ

朝廷ノ官爵ヲ賜ヒ現今有名無實ノ官ヲ除ク

第三義 外國ノ交際ヲ議定ス

第四義

律令ヲ撰ミ新ニ無窮ノ大典ヲ定ム律令既ニ定レハ諸侯伯皆此ヲ奉シテ部下ヲ率ユ

第五義

上下議政所

第六義

海陸軍局

第七義

新兵

第八義

皇國今日ノ金銀物價ヲ外國ト平均ス

右預メ二三ノ明眼ノ士ト議定シ諸侯會盟ノ日ヲ待テ云々○○○自ラ盟主ト爲リ此ヲ以テ朝廷ニ奉リ始テ天下萬民ニ公布云々強抗非禮公議ニ違フ者ハ斷然征討ス權門貴族モ貸借スルコトナシ

慶應丁卯十一月

坂本直柔

(右眞蹟谷子爵家藏)

一慶應三年丁卯十一月月上旬(日未詳)土藩長崎出張ノ大監察佐々木三四郎時勢切迫或ハ事ヲ生スルノ虞アルヲ以テ海援隊士一同ヲ土佐ニ引揚ケン

ト請フ藩廳之ヲ許サス

此月十日佐々木ヨリ參政山比猪内ニ致セシ書ノ要領左ノ如シ

一海援隊御國人之儀御差支之趣ニテ相成丈長崎へ差置可申候得共不
工面ノ筋出來候節權宜ノ取計致シ「まきれ」乘り致候間左様御承知可被

下候

一慶應三年丁卯十一月中旬(日不詳)中島作太郎紀藩ト談判ヲ結了シ賠償額
ノ内金六千五百兩ヲ携帶シ長崎ヲ發ス

一慶應三年丁卯十一月十五日ノ夜龍馬ハ京師ニ於テ幕府見廻組頭佐々木
只三郎等ノ爲メニ襲ハレ陸援隊長中岡慎太郎ト共ニ鬪死ス

土佐勤王史ニ曰ク

彼ノ見廻組ノ佐々木唯三郎ハイヨク坂本ガ才谷ト變名シテ河原町
醬油屋ノ樓上ニ寓スルヲ探知シタレバ此ノ日今井信郎渡邊吉太郎高
橋安次郎(元桑名藩士)桂隼之助土肥仲藏櫻井大三郎ノ六人ヲ呼ビ不意

ニ坂本ヲ襲撃スベキ手筈ヲ定メ此ノ日ノ晝過キニ至リ先ツ隼之助ヲシテ坂本ノ寓ヲ窺ハシメシニ外出ノ様子ナルヨリ更ニ先斗町ノ某旗亭ニ會飲シ夜ノ五ツ時ヲ以テ醬油屋ニ向ヒタリ佐々木先ツ一人内ニ入り取次ノ僕藤吉ニ向ヒ松代藩士某ト稱シテ名刺ヲ出スヤ直チニ今井高橋ノ二人ト共ニ竊ニ藤吉ニ尾シ梯ヲ登リ忽チ其ノ一人藤吉ヲ背後ヨリ斬リ倒シ同時ニ二人ハ奥ノ間ニ突進ス坂本咄嗟刀ヲ執リ中岡ハ短刀ヲ揮ヒ刺客ノ及ヲ支フルモ共ニ鞘ヲ脱スルニ暇アラズ電光石火一瞬時ニ坂本頭ニ二重瘡ヲ負ヒ氣盡キテ先ツ倒ル中岡奮闘セルモ亦十一瘡ヲ蒙リテ倒ル刺客去ラントシテ中岡ノ臀部ヲ一撃ス却テ其ノ痛ヲ感ジテ蘇ルモ偽リ死シテ動カズ刺客已ニ去ルヲ見テ中岡ハ中敷居ニ這リ上リ急ヲ憐家ニ呼ハントスルニ忽チ身体寒戰シテ元ノ席上ヘコロビ墜ツ坂本亦蘇リ刀ヲ杖キ燈火ノ前ニニジリ寄り及ヲ拔キテ火ニ照ラシ遺憾々々ト獨語ス又中岡ヲ呼ビテ曰ク清君ハ如何手カ

利クカト中岡ガ利カヌト答フルヤ坂本永訣ノ一語ヲ發シテ曰ク僕深ク頭腦ヲヤラレタト言畢リテ席ニ伏ス

海舟日記明治二年四月十五日ノ條ニ曰ク

松平勘太郎ニ聞ク今井信郎糺問ニ付去ル卯之暮於京師坂本龍馬暗殺ハ佐々木唯三郎首トシテ信郎杯ノ輩亂入ト云尤モ佐々木モ上ヨリノ指圖有之ニ付舉事或ハ坂本對馬ノ令歟不可知ト云々

一慶應三年丁卯十二月七日ノ夜陸奥陽之助ハ陸援隊士岩村精一郎等ト謀リ同志十四人紀藩重役三浦安ヲ其寓ニ襲ヒ安ヲ傷ケ新選組ト闘フテ去ル

當時三浦伊呂波丸事件ノ遺趣ヲ含ミ新選組ヲ教唆シ龍馬等ヲ暗殺セシメタリトノ風説アリ爲メニ復讐ノ舉ニ出テシナリ

一慶應三年丁卯十二月晦日佐々木長崎ニ於テ海援隊ヲ解散シ伊呂波丸紀藩償金ヲ隊士ニ分配セシム

海援隊請書ノ寫

伊呂波丸沈沒之償金壹萬五千三百四十五兩餘當隊中へ御渡被仰付趣
奉畏候以上

卯十二月卅日

海 援 隊

(編者云伊呂波丸償金ノ全額今之ヲ知ル能ハス前日中島ノ携帶セル
内金五千五百兩ノ外ニ尙ホ藩廳ニ之ヲ收メシモノアリ右ノ壹萬五
千三百四十五兩餘ハ其ノ幾分ヲ交付セシニ過キス要スルニ紀藩償
金ノ全額ハ蓋シ四萬圓以上ナラン猶ホ考フベシ)

薩長同盟實歴談

(坂本中岡兩氏五十年祭典に際して回顧)

伯爵 土方久元

今夕は坂本中岡兩君の祭典につきましてこの所に講演會を開き諸君と相見ゆることは私にとりまして非常に本懐とする所で御座ります、私にも何かと兩氏に關係あることを御咄しせよとのことで御座りますから私はこゝに兩氏と共に國事に奔走しましたる大略を述ぶるにあたりましてまづ自分の感想を述べたいと思ひます。

坂本中岡兩君が慶應三年十一月十五日刺客の兇刃に罹りました時が坂本君が三十三歳、中岡君が僅に三十歳である、其間兩氏は如何なることをしたかといふに、かの薩長連衡の大業といひ海援隊陸援隊の創設といひ、討幕

の密盟といひ大政返上の献替といひ、みな王政維新の基礎となり樞機となるものであつて其功績は歴史の上に炳焉たるものである。一體私は維新の諸豪の中に就て、西郷隆盛、高杉晋作、ソシテ坂本龍馬君を以て英氣潑瀾の三傑と稱したいのである。この三君の爲す所は實に天授であつて容易に他人の企求すべからざるものがある。中岡君はまた至誠剛直の眞丈夫であつて是も儕輩に一頭地を抜て居つた。それが年齢はどうかといふに今申す通り坂本君が三十三歳、中岡君が三十歳である。如何に是等の諸君は其才に於て天授であつたとは云へ、自然にして其能を發揮したものでない、必ずや刻苦精勵の修養を積たものである。所謂玉琢かざれば器を成さずであつて、英雄豪傑と雖も自然に出来るものでないが、其根本となるものは何であるかといへば即ち國家の重きを双肩に擔ふといふの意氣精神である。其他維新の諸豪を見渡した所で、明治元年に西郷隆盛が四十歳、大久保利通が三拾八歳、木戸孝允が三十四歳、伊藤博文が二拾七歳、品川彌二郎が二十六歳である。私

などは稍年長の方であつたけれども夫でも三拾六歳であつた。是等の人々は二十歳から二十四五歳頃には随分何藩の某と天下に名を知られて一廉の働きをなしたものであるが其根本は全く今申す通り一身を以て國家に許すといふ意氣精神であつたのである。

然るに今の青年はどうかといふに、三拾歳になつてもまだ獨立の出來ぬものが多い平氣で親の脛を嚙て居る、髪は油をつけて蜻蜒の様に頭ばかり光らし眼には金縁の眼鏡をかけて杖をついて歩いて居る吾輩は八拾五歳になるがまだ杖などついて歩いたことにはない……ホントに見ても胸糞の悪い格好をして居る夫で學問はどうかいふに横に字を讀むことを知て縦には讀むことを知らない、字をかゝすれば萬年筆か鉛筆ならば書くが筆では書けない、ウツ字ばかり書いて満足に手紙の一本も書けるものが尠ないソシテ平生どういふ事を心掛けて居るかといへば學校を卒業したならば月給幾何かを貰て官員にならうか會社員にでもならうかと芋堀見た様に

蔓ばかり探して歩いて居る、一も天下國家の爲めに身を殺して迄も盡瘁しやうといふ抱負といふものがない、偶々少しく氣概のあるものは爆裂彈位は抛げるが夫も遠方に隠れて居つて、逃腰を構へてやる、ソナ事て人を殺せるものでない到頭待合で藝妓と戯れて居る所を捕へられたといふ咄實に情ない次第である我々は國事に奔走する時分には老人は勿論四拾以上の人には大事は相談せぬと極めて居つたヤレ家督がどうの、妻子がどうのと因循姑息な事ばかり云て眞逆な時に腰をぬかすからまづ大事は謀らなかつたのであるが今一國の元氣を代表し、未來に於て國家の柱石とならなければならぬ青年が斯く迄に腐敗し萎縮して居るといふことは眞に心概に堪えぬのであるどうか青年が自覺し貰いたいまた國家の教育も單に形式ばかりでなく眞に精神ある教育を施して將來國家の爲めに有爲の材を作て貰いたいのである。

坂本中岡兩君の事業功蹟は種々の方面に於て夥しい事であつて其一端

を御話するとしても中々一朝一夕には盡されぬ事であるが今夕は兩君の事業中の事業たる薩長連衡のことを御咄して見たいと思ふこれには自分も聊か關係する所があつて其時分の事情を知悉して居るからである。慶應元年二月五日のことでありましたが私は筑前の赤間といふ所に三條公に従て居りますと中岡君と共に京師の事情を探索する様にとの三條公からの内命を受けて上京することゝなりましたが折柄薩摩の吉井幸輔後に友實といつた人である其吉井が参りましたから京都へ赴くとのことでありましたからこれと同行することゝなり黒崎を出帆しまして七日に下關に到着し八日に白石正一郎といふ勤王家の商人の家に投宿しました。すると其處へ長府藩の家老三好内藏助、直目付井上少輔報國隊長の原田順次夫から本藩の奇兵隊長の赤根武人などが尋ねて参り吉井や中岡君と一坐になり國事の話に及びますと「天下の形勢は甚だ危急に迫て居る、この際薩長兩藩の間が是迄の通り反目軋轢して居ては何事も出来るものではな

いこれはどうしても兩藩の間を和解させ聯合させる様にせなければならぬ』との話が出た幸ひ薩藩の吉井も其處に居るものであるから『如何にも其通である』といふことになり私も『微力ながら共に盡力しやう』と約束をして三好や井上と分れましたが私共三人は十五日に入京し、私は二本松の薩邸に潜伏し諸方に出入し事情を探索して居る内中岡君は一先づ立ち歸て三條公にこの地の有様を報告することになり三月三日に太宰府に歸著致しましたが再び復た上京することゝなつて五月十五日に入京して参りました夫より少し前のことでありますが江戸の薩摩屋敷から京の薩邸へ急飛脚が参りまして幕府が再度の長州征伐を發令して將軍は不日江戸城を出發せらるゝといふことでした私は愈々薩長連盟の必要を感じましたので中岡君が参りますと早速にこの事を談じますと中岡君も大に同感であるといふので相携へて薩藩の大久保市藏即ち後の利通に面會し『一つ天下の爲めに舊來の惡感を一掃して長藩と手を握てやつて貰いた

い』と熱心に説きました所が大久保も尤と聞込むで呉れた様子であるから、其他在邸の同志共と相談をしまして何は兎もあれ將軍親發といふことを薩摩に居る西郷吉之助即ち隆盛に告げて京都へ呼寄せなければならぬ。夫に付ては西郷が上京がけに馬關に立寄り長藩の桂小五郎即ち後の木戸孝允と會見して前途の見込の所をも協議し兩藩同心協力を以て大に盡力する様にさしたいものである』といふと何れも同意でありましたから。然らば中岡君と自分とは共に西へ下り途中から立ち分れて自分は長州に寄つて木戸を馬關まで呼び寄せ中岡君は鹿兒嶋に行て西郷を東上の途次に馬關まで誘ひこゝで木戸に面會をさするといふ手筈をきめました折柄大坂の川口には薩摩の汽船で胡蝶丸といふのが繫でありましたから夫に乘ることになりました。この月の廿四日に京都を出發しまして廿五日大坂の薩摩の濱屋敷へ到着しましたが吉井幸輔の父嘉右衛門もこの船で歸ることになりましたから吉井も途中迄父を見送旁送て參りました。

一行は廿八日に大坂を出帆、閏五月二日に豊前の田の浦に到着しました。が、當時薩長の間はまだ軋轢して居りましたから、薩摩の船で長州領へ寄港は出来ないよつて、自分はこゝから中岡君と分れて上陸し、一泊の上、翌朝船を雇いまして、福岡へ上陸し、長府一泊、四日に馬關まで参りますと、恰もよし、坂本君が薩摩からやつて来て滞在中とのことであるから、白石正一郎の宅で坂本君及安喜盛衛(黒岩直方)等と面會し、太宰府や薩摩の事情を聞き、猶『今度西郷を迎への爲め、中岡君が鹿兒嶋へ赴いた』ことを話しますと、坂本君も夫は好都合である、何にせよ桂を此處へ呼び寄せねばならぬ』と共に力を盡すことゝなりましたが、長府の直目付の時田庄輔といふものが、其處へ出て参りまして、桂との間を頻りに往復しまして、六日に時田が桂を連れて馬關へ参りました。夫から私は坂本君と共に『既往の小忿は國家の大事には換へ難いのであるから、こゝは一つ國家の爲めに忍で、今度西郷が上京がけにこの地に立寄るを幸、互に城壁を撤して腹心を敷て、將來兩藩提携して

國家の爲めに盡力ありたい』と説きますと長州の方にも段々六ツヶ敷事情がありました。が桂も漸の事に承諾をして呉れました。だから九日に馬關を出發して十二日に太宰府へ歸著し右の成行を三條公に申上げますと公にも大に喜ばれました。

扱私が馬關を立ち去りました後の事を聞きますと坂本君は桂と共に西郷の寄港を待ち合はして居りますと、中々に西郷が出で來ない、廿一日に中岡君が漁船に乗て茫然とやつて參りました。坂本君は喜び迎へまして、『西郷はどうした一緒に來たか』といふと中岡君は大息しまして、『自分は土方と別れてから鹿兒嶋に參り西郷を説て漸く納得させ十五日に鹿兒嶋を出帆し十八日に佐賀藩まで來たが西郷はこれからさきはどうしても馬關の方へ來ようといふことを承知しないツシテいふのに幕府が二度目の長州征伐をするといふことは無謀も甚しい。これは無名の師である前の長州征伐の時には我が薩摩も出兵はしたけれども今度は出兵するには當らな

いそれにつけては關白を始め朝廷の人々がしつかりして居て貰はなければ困る就ては桂と會見も大事であるがこの事がより大事であるから豫め朝議を固めて置かねばならぬ一刻もじつとしては居られぬ早々京都へ上らねば不可けぬといふから種々に勸めて見たけれども斷乎として動かないからやむを得ず自分は佐賀關へ下して貰い西郷は京都を指して直航した自分は別に舟を雇うてこゝまで來たのである』との話しであつた坂本君も大に失望したけれども桂へ黙て居る譯には行かないから兩君相携へて桂の許に參り其事を告げますと桂は怫然として色を作していふことには『ソレ見給へ僕は最初からコンナ事であらうと思つて居つたが果して薩摩の爲めに一杯喰はされたのであるもうよろしい僕はこれから歸る』と袂を拂うて去らうとするので、兩君は『マア〜』と止めて『君の顔の立つ様にするからこの後のことはまづ我々兩人に任せて貰いたい』百方陳謝しますと桂も『夫ならばこの後薩摩の方からまづ使者を我藩によこし

て和解のことを申込まれたいさうしない時は我諸隊は必ず反對するで御座らう』との話であつた。

六月の下旬に坂本君も中岡君も京へ出て西郷や小松帶刀等に面會して薩摩の方から長州へ使を差立てることについて協議したけれども其處には種々の事情が纏綿して容易に行はれない七月の中旬には中岡君は京都を出發して諸隊遊説の爲めに長州に下り九月下旬には坂本君も長州へやつて來て廣澤藤右衛門(後眞臣)小田村素太郎(後男爵楫取素彦)等と面會して兩藩の間の調停に勉めて居りましたが十一月中旬に至り薩藩黒田了助(後に伯爵清隆)は西郷の内意を受け土佐の池藏太(細川左馬之助)と共に馬關に參りまた坂本君もまた其處へやつて來て中岡君と共に長州の桂高杉(晋作)は勿論伊藤俊輔(後公爵博文)井上聞多(後侯爵馨)等諸士に和解同盟のことを勧めまた諸隊の間を遊説しましたが爲めに長州人の薩藩に對する疑惑も漸く解くことゝなりましたさうなると黒田のもて方は非常なもので終に

山口へ行て長州侯にも拜謁し其際手づから差料を給はれたが此時分に諸侯から刀を貰ふといふことは非常な名譽で今日の勳一等を頂戴した様なものであつた。

夫から一日黒田は桂を訪うて『かうして互の心が解けた以上は速急に薩長の聯合を進めて天下を回復したいと思ふ就ては西郷は一日も京都を離れられぬ事情があるから甚だ恐縮の至り乍ら貴公に京都に登つて貰ひ西郷と會合をして貰ひたい』と勸めると桂も早速承知をしてこの年の十二月の廿八日に品川彌次郎、三好軍太郎(後子爵重臣)及び筑前藩の早川涉、土佐の田中顯助(後伯爵光顯)等を従へまして三田尻を出發して翌二年正月の八日に京都の薩邸に着しましたさて到着して見ると毎日所謂善至り美盡すの饗應ではあるが肝甚の仲裁人が其處に居ないので薩長和解同盟の話は西郷からも大久保からも出ないまして桂(當時藝藩人木戸準一郎と稱す)の方から出し様がない甚だ手持無沙汰で桂はもう歸ると云ひ出して居る

處へ正月の廿日に坂本君が長州の方から入京して參りまして、西郷大久保を始め薩藩の重立つものと桂との間を調停しまして眞の所謂薩長同盟といふものはこゝに成立致しました。

委しく御話申ますならばこの間にも種々の事柄がありますが坂本中岡兩君が薩長連衡の爲めに盡されました大略は右の通りであります。薩長同盟が出来て居つたから長州再征の時にも長州が幕府に勝つた、鳥羽伏見の戦争にも勝つた討幕の大詔も煥發せらるゝことが出来た、王政維新も出来た。單にこの一事を以てしても兩君が國家に盡された功績といふものは歴史の上に赫灼たるものである夫がどうかといへば坂本君が三十一二歳の頃中岡君が二十七八歳の頃の仕事である今の青年ならば大學を出たか出ないかの時分である。私は是非共天下の青年が是等の事蹟に感憤して國家の爲めに有用の人間となつて貰ひたいことを渴望するものであります。

私は終に臨で兩君の英靈に感謝して演壇を下ります(拍手喝采)

坂本中岡兩君と薩長同盟に就て

維新史料編纂局常任委員
毛利家編輯長

中原邦平

今日は坂本龍馬中岡慎太郎兩君の五十年の祭典を御執行になつて我々も幸に參拜の光榮を得ました就きましては私に兩君の事蹟に就て話をする様にといふことでありますが兩君の事蹟は中々澤山ありまして到底短時間にお話は出来ませぬから其の中の最も顯著なるものに付てお話を致します抑々二百六十餘年に涉つた徳川幕府を打潰しさうして七百年前の王政に恢復して維新の大業が成つたのは勿論孝明天皇御父子の御稜威と列祖在天の御神靈の冥助に據たことは申迄もございませぬが其の大事業を翼賛した一大勢力といふものは何かと申しますと薩長聯合であらうと

考へますさうして三條公岩倉公合體の事も至大の關係を持って居ります此の二大勢力を作成したのは誰の力であるかといふと坂本中岡兩君の力多きに居ると信じますそれで先づ薩長聯合の事に付て兩君の働きをお話して次に三岩兩公の事に及びますが皆さんも御承知の通り長州と薩州とは文久二年以來屢々軋轢を生し文久三年八月十八日の堺町門の政變以後は其軋轢は極點に達し長州人は薩賊會奸といふことを申して居ります故品川子爵の話にも吾輩は薩賊會奸と言ふ字を左右の下駄に書いて踏み附けて歩行した位であると言はれましただから薩州の方でも會津の方でも長賊長奸位のこととは言ふて居たかも知れませぬ斯様に仲の悪い薩長兩藩を聯合させるといふことは中々困難の事であつたと考へます所が時勢の變遷に連れて薩藩の態度は大に違つて來て最早幕府は佐けられぬ之を佐けるよりも寧ろ幕府を討ち滅ぼして王政復古を圖る方がよいと云ふ考へで大に幕府に反抗の態度を取りました其機に乗じて坂本中岡の兩君が小松

帶刀西郷吉之助等に説きまして王政復古の大業を成すには迎も一藩の力では六ヶしい今長州は孤立して幕府と對抗して居るが他の援助を得れば頗る利益であらうと思ふ故に長州と聯合して彼を助けてやればあなた方の希望を達することも出来やうと思ふと云ふ主意を話した處が小松西郷等も如何にも同意であるシカシ長州とは從來の關係もあるから此方から手を下すと云ふことも如何であるどうか貴君等が薩長二藩の間に立て聯合の周旋をして呉れる様にといふことであつたそれで坂本君が五月十六日鹿兒島を發し廿三日太宰府へ參りました太宰府へ參つたのは三條公等五卿に謁見して三條公等を介して長州へ入説する積りであつたと見えます折しも丁度都合の宜かつたのは長州の小田村素太郎が鹽間鐵藏と變名して長府の時田少輔といふ者と共に五卿の見舞の爲め太宰府へ往つて居りましたそれで坂本君は五卿に謁して其意見を述べた上先づ小田村に遇ふて自分の意思を通じどうか國へ歸られたならば此意味を桂小五郎君な

どに話して呉れ何れ近日私も馬關に行つて桂君に遇ふて委細を話す積りであるからと頼みました其時桂は馬關に出て居りましたので小田村は歸途桂に面會して坂本の旨趣を話しましたが桂も其時はまだ半信半疑であつて先づ内々高杉晋作村田藏六井上聞多伊藤俊輔杯に話して見るとそれは聯合するが宜い今長州は四境に敵を受ける勢になつて居るから武器も必要である軍艦も必要であるけれども長州の名義で之を買入れることは誠に六ヶしい薩藩と聯合したならば薩の名義で之を買入るれば頗る便宜であると云ふので皆々が賛成しましたそこで桂は政府へ内々協議したと見へまして其時廣澤兵助から桂に贈つた手紙があります但其大意は薩摩の西郷吉之助等が皇國の爲め盡力して共に天下の事を成さうと言ふて我藩の方へ來り求むるならば決して拒みはしないけれども此方より手を下げて頼むといふことは甚だ好まぬ且つ薩州の眞意が果してどうであるか其邊も不明なことであるし旁々是迄の行掛りで薩州から何とか申して來

たならば吉川監物公の方から相當の挨拶をなさつたらば宜からうといふ様な意味で餘り大賛成ではない其手紙の内に四境相迫るに従ふて畏縮より出でし説ならんかと云ふ一句もあります其時長州人一般の意向といふものは薩摩と聯合することなどは夢にも思つて居りませぬ矢張薩賊會奸で意氣天を衝くの勢でありました故に政府員の廣澤でも餘り賛成でもなかつたらしい其内に慶應元年閏五月朔日に坂本君が安藝守衛(後の黒岩直方)といふ人を連れて馬關へ参りました先づ長府の時田少輔に會見して豫て太宰府で申した通り桂小五郎君に是非お目に掛りたいどうか紹介の勞を取て呉れといふことでありました其時桂は山口へ行て居りましたので使を以て申してやると桂の方では既に小田村からの通告にも接して居るから政府へ申出で直目付の林主税を以て毛利侯にも伺ひますと毛利侯にも早速御許可になつて坂本と善く協議して見るが宜い其協議の都合に依ては筑前の太宰府へも行て五卿の意見を聞く必要も生ずるかも知れぬと

いふので馬關出張の辭令書中には都合に依ては筑前太宰府へ差越すといふことを書加へてあるそれで桂が閏五月四日山口を發して馬關へ出で坂本に會見して見ると薩州の態度は斯様々々の事であるから兩藩提携して事を爲すが宜からうと申しましたので桂も成程と賛成したけれども何分薩賊會奸といふ一藩の形勢であるから公然と發表することは出來ぬ高杉晋作等と内々で坂本と話をして居る内に土方楠左衛門即ち今の土方伯が馬關へ來られた土方がどういふ譯で來られたかといふと土方は此年の二月以來京攝の間に在て上國の形勢を視察して居たのであるが幕府が長州再征の師を起して來る何日かに將軍家が御進發になるといふ報知が來たので薩州の小松西郷岩下杯は是非此再征の師には反抗しやうといふ考で相踵いで歸國することになつてそれで土方と中岡慎太郎の二人は薩摩の船へ同乗して中岡は直様薩州へ行き土方は田の浦から彦島の福浦へ上陸して馬關へ來たのでありますさうして薩州の意向は斯ういふ次第である

からどうか事を共にしたら宜からう且つ西郷も今度京都へ上る時には馬關へ寄港して直に御相談も致す積りであるといふことを傳へましたそれで桂は馬關に滞在して西郷の來るを待つて居ると暫らくして閏五月廿日に中岡君が参りまして西郷が上京の途中馬關へ立寄る積りであつたが何分急用で京都へ上るから此度は立寄ることは出來ぬそこで私に其斷はりの爲に行て呉れといふので私は佐賀關から上陸して態々來たのであるどうか惡からず思つて呉れと申した所が諸隊の長官杯はソレ見たか又薩摩の爲に欺されたと非常に怒つたので中岡土方杯も大に困つたといふことであるけれども桂はそれ等の事に構はず高杉村田井上伊藤等と坂本中岡二君に協議して今や幕府は再征の師を起し四境に攻め寄するも近々である之に對抗するには堅艦利器が必要である政府でも既に青木群平なる者を長崎に遣つて武器の購入を交渉させて居るがそれが運ぶかどうか分らぬ薩州と相提携した以上は薩州の名義で軍艦武器を買入れてもらひたい

貴君等が京都へ上られたならばどうか其事を小松西郷等に話をして急に其諾否を返答して呉れる様にと頼みますと兩君は宜しい其手筈に及ぶと云ふて六月下旬に京都へ上りました兩人使長の事を説くも未だ行ハれず其後桂は藝州へ使に行かなければならぬといふので藝州行を命せられましたが既にして廟議が變じたので途中から山口へ歸つて來まして再び馬關に出ることになりましたそれは英國船と應接の爲めであり桂が馬關へ出て來ると武器買入の爲め長崎に出張した青木群平は幕吏の爲に妨げられて買入れることが出来ぬといふ報知がありましたそこへ土佐の浪士楠本文吉(本名谷晉)といふ人が京都から馬關へ參りました坂本中岡二君の返答を持って薩州の名義で軍艦武器を買入れることは小松西郷杯も同意であるといふことを傳へました然らば軍艦武器の買入に早速著手するが宜といふので井上伊藤の兩人を長崎へ派遣することになりましたそれは桂が政府に伺はずに獨斷で決したのであります井上は山田新助伊藤は吉

村庄藏と變名して慶應元年の七月十六日馬關を發し翌十七日太宰府に著し土方楠左衛門の紹介で薩藩士篠崎彦十郎澀谷彦助に面會して來意を述べ又三條公等五卿に謁見して同様の事を上申しそれから楠本文吉を同伴して長崎へ行く事になりました此時伊藤井上兩人は御警衛をして居る薩州の人の内一人を同行したいといふ事を交渉しましたが薩州の方では警衛の人数が少数であるから御求めに應ずることが出來ぬといふて斷りましたので楠本一人を同行することになり十九日に太宰府を發して二十一日に長崎へ著しました此間に長州の方に紛議が起りましたといふのは長州の海軍局から不平を言出したからである其譯は海軍局より軍艦を買ひたいといふことは是迄申出たけれども政府では財政が許さぬと言ふて許しなかつたのに此度井上伊藤が軍艦買入の爲め長崎へ行たのはどういふ次第だと言ふて政府へひどく論し込んだ一件でありますが此事件は中岡坂本兩君には關係のないことでありますから略します井上伊藤の兩人

が長崎へ著すると直様楠本文吉の紹介で海援隊の千屋虎之助高松太郎上杉宗次郎新宮馬之助といふ様な人々に遇ふて斯ういふ次第で當地へ参りましたと云ふて委細を話すと上杉等はそれは至極結構なことである我々の首領と戴いて居る坂本君が希望して居た薩長聯合の機會が來たと云ふて大に喜びました併し今長州人を町屋に置いては危険であるから先づ此兩人を薩摩の藩邸へ潜伏させるが宜からうといふので丁度小松帶刀が長崎に來て居たから其事を交渉すると快諾して宜しい此方で匿まつて上げやうと言ふて兩人を薩邸へ潜伏させることになりましたそれから海援隊の高松太郎の案内で夜中密に英國の商人グラバの所へ行て軍艦武器を購入するの約束をしました其時井上は上杉等の忠告に従ひ小松と同船(海門丸)で鹿兒島に行きまして要路の人々と懇談して歸りましたが井上が歸て來ますと伊藤は「グラバ」と交渉して小銃の買入を終了して蒸汽船購入の事も略ぼ約束が出來ましたそこで其買れた小銃を運搬するにはどうす

るかといふと薩州の汽船胡蝶丸海門丸などで馬關及三田尻の兩所へ送つて呉れました此時長州が買入の約束をしたユニオン號も來り八月廿六日上杉も伊藤井上同行して馬關へ參りました其事を山口へ報告すると毛利侯は上杉を山口へ呼び寄せて拜謁を賜ひ厚く禮を述べられてさうして三所物(日貫、筭、小柄)を賜はりました上杉は餘程感激して又再び馬關へ出で桂高杉井上伊藤等と會合して軍艦使用の事を相談しましたがどうも長州の旗章では外に出られぬから薩州の旗章を借用し乗組士官は海援隊の人々を用ゐる費用は長州から出すことにして薩長二藩の氣脈を通ずる機關となし平時は北國九州大坂地方を回航して貿易を營むことにしやうといふことに極めましたそれで上杉宗次郎は長崎へ往き長崎から九月中旬又鹿兒島へ往きまして島津侯へも拜謁しそれから海軍奉行の本多彌右衛門を同道して再び長崎へ歸つて來ましたそこで愈々「グラバ」と交渉して薩摩の名義で買入れるといふことにいたしました其時(九月廿四日)坂本君は京都の方が

ら馬關へ來られました。それはどういふ譯かといふと是より先き坂本中岡兩君が上京して小松西郷等と會見して薩長聯合のことを熟談して居ると其時將軍が進發して一旦京都へ出て長州再征の救命を朝廷へ奏請したので薩州の方では救命の出ない様に妨害運動をしましたが何分朝廷が御威力であるので征長の勅命が降りました。それで西郷等は是は迎も口頭ではいけない兵力を以て長州再征の敕諭を撤回して貰はうといふので急に國へ歸ることになりました。所が多數の兵隊を京都へ上ぼすに付ては糧食の供給が十分でなければならぬからどうか馬關で長州から糧食を供給して貰ひたい其事を長州へ下つて交渉して呉れといふことで坂本君が九月二十四日に京都を發して十月三日に三田尻に著いて居ります。其時丁度小田村素太郎が三田尻に居つたので其の事を告げましたから小田村が然らば山口へ同道しやうといふて山口へ出て政府へ其事を申出ると廣澤兵助松原音三の二人が應接して其要求に應ずることに致しました。併し今桂が馬

關に居るから貴君もどうか其方へ行て桂と能く話をして呉れる様にといふことでありましたそこで坂本君は馬關へ出て來て桂と相談して吉田邊の米を馬關へ出してそれを薩摩へ供給することになつて使命は終了しました但其時上杉宗次郎が鹿兒島からやつて來るといふ報知があつたので之を待つて居られた上杉は長崎から「ユニオン」號に乗て鹿兒島に行き其の船號を櫻島丸と名つけ十一月初めに馬關へ參りました坂本君は上杉と會合して薩長の聯合が大に進んだのを喜び直ちに去つて京都に上り小松西郷に糧食其他の事を報告に及びました小松西郷は其の以前即ち十月十七日に長崎を發して上京して居りますそれから上杉宗次郎は伊藤と同行して山口へ行き毛利侯に拜謁して軍艦買入に付てはお骨折だといふお言葉を戴いて相當の賜物もあつて馬關へ歸つて來ると櫻島丸の授受に就いて上杉と長州の海軍局との意見が衝突しましたそれは海軍局の方では長州で金を出して買入れた船だから是非長州の專有にしなければならぬとい

ふ論で既に乙丑丸といふ名を附けて船長は中島四郎と定まつた位である所が上杉がそれは約束が違ふ前に述べた如く薩長兩藩の氣脈を通ずる機關として乗組士官は海援隊士を用ゐる旗章は薩藩の旗章を立て費用は長州から出すといふ協定で三者共有の形であるから長州の專有物としては海援隊の者に對しても相濟ぬと言ふて折合ぬそこで桂も困つて自分が長崎へ行つて其解決を附け様といふことになつたが對幕の形勢が切迫になつて居るから今長崎へ行つては困るといふて政府で許さぬ其所へ十一月中旬薩摩の黒田了介が池内藏太と共に西郷の内意を受け參りましたが坂本君も其前であつたか後であつたか殆ど同時に來て居ります黒田の來たのは薩長聯合の約束をしたから桂に來て呉れといふので桂を呼びに來たのである坂本君は櫻島丸の事に付て上杉と話をして見るとどうも相互の意見が衝突して居るこゝに上杉の案と中島の案とを比較して見ると其相違の點が能く分ります上杉案即ち長州の方では櫻島丸條約と言ふて居り

ますが其大意は船の旗章は薩州より借用する士官は多賀松太郎其外海援隊士を用ゐる船中の賞罰杯は士官が専斷でやるさうして費用は長州で出すといふのである長州の海軍局では此の案には不服であつて中島四郎より一つの案を立ました長州ではこれを新條約と稱しますが其案に據ると旗は薩州のものを借用するが賞罰其他は艦長に相談して呉れなければならぬ商業の爲めには越荷方の役人一名乗組み其他は大略海軍局の規則に據ることとして商用閑暇の節は薩州へ貸すも宜しいか其の時の費用は薩州が負擔するといふ様な案である又上杉は船の代價が未濟であるから長崎へ一應回航すると云ひ海軍局では大坂に回航して桂に託して小松西郷等と交渉せしむると云ひ到底和協がつかぬので政府では山田宇右衛門を馬關へ出張させて調訂をさせました山田の心配で互讓の結果上杉に海軍局の主張即ち中島案を容れさせて其代り船は上杉の主張通り長崎へ一旦廻航させるからといふ事になりましたそこで上杉と中島は其船に乗て長崎

へ行きましたが海援隊士の不平より上杉が遂に自殺することになりました。上杉の自殺したのはどういふ譯かならば海援隊の方では「ユニオン」號を三者共有の形ちにする積りであつたのが長州では既に乙丑丸といふ名を附けて中島四郎を船長として居る實に前約とは相違して居るではないか。是は如何なる次第かと云ふて上杉に迫つた上杉も此の一件から薩長聯合に破綻を生しては濟まぬと言ふて責を一身に引請げて自殺した様であります。が實は海援隊の者が上杉が薩長二藩の間へ立て金を澤山貰つて洋行するといふのを猜んだ感情的のことであつたと思ひます。私は「グラバ」に其時の話を聞いたことがあります。が上杉は英國へ行くことになつて其の費用は薩州の小松帶刀が出し船の切符などは自分が買つてやりまして既に船に乗て長崎を出發する筈であつたので再び上陸して或所で酒を飲んで居た其處へ海援隊の連中が行って詰腹を切らせた其譯は海援隊士は一致團結してやらふといふ盟約があつたのに其盟約に背いて吾々にも相談もせ

す長州あたりから澤山の金を貰つて洋行するとは何事かといふて責めかけたのであると申しました

斯様に乙丑丸のことに付ては紛議に紛議を重ねたが遂に上杉まで自殺するに至りました此問題は桂が京都に上るから桂より小松西郷に協議して決することになりました桂が京都へ行くことに付ても長州では餘程議論があつて殊に諸隊の長官連中は大に不平を鳴らし此方から頭を下げて行く必要はないといふ様な反對論が中々八ヶ間敷かつたそれで諸隊中の長官二三人を連れて行つたら事情も分るであらうといふので奇兵隊からは交野十郎遊撃隊からは早川涉御楯隊からは品川彌二郎が行くことになりました所が交野十郎は軍監山縣狂介が相談相手にして居る男で暫くも手放すことが出来ぬといふので其代りとして三好軍太郎が行くことになりました其時井上侯などは非常に心配されましたが今申す様なことで廟議が一決したので桂は京都へ上り坂本君は長崎へ参りました桂の一行は

黒田了介と同道で十二月二十八日に三田尻を發して途中では藝州人と稱し大坂の天保山沖で薩摩の春日丸に乗移り上陸して大坂の薩摩屋敷へ這入りそれから薩州の御用船に乗込んで淀川を遡つて伏見に著しますと西郷吉之助村田新八などが伏見の薩邸へ迎へました伏見からは薩州の警衛で竹田街道から京都へ入込んで相國寺の近傍なる西郷の寓居に投宿して間もなく近衛公の花畑にある小松帶刀の別荘へ移ることになりました

桂が始めて小松西郷杯と會見した時に桂は是迄薩州と長州との關係は斯様々々であつて長州の意思は此通りであると從來の行掛りを委しく話した所が西郷は始めから終り迄謹聽して如何にも御尤でございませうと言たきりで何事も中さなかつたさうであります故品川子爵の話に自分も其席に列して居たが自分を薩州人にする桂の演説は十分突込む所がある然るにそれを如何にも御尤でございませうと言ふて何事も言はなかつたのは流石西郷の大きい所であると申されたそれから幾日経つても聯合の事

に付ては話しがない桂等は毎日々々美酒佳肴で御馳走になる計りである
それで桂は我々は御馳走になりに来たのではないから聯合の話が出ない
ならば寧ろ歸つた方が宜からうと言ひ出したさうです其所へ坂本君が長
崎から上京して來られましたそれが翌慶應二年正月二十日でありました
が坂本君は桂を見て聯合の話はどうかといふと桂は實は斯様々々の譯で
御馳走に計りなつて居ると言ふたので坂本君はさういふことではいかぬ
と即夜小松西郷に面會して早く聯合の條件を御相談なさるが宜しからう
と説きますとそれでは協議しませうといふことになつて其晩に薩長聯合
の盟約が出来ました坂本君はどうして來たかといふと長崎から馬關へ來
て長府の三吉慎藏を同道して十九日に伏見寺田屋へ一泊して細川左馬介
寺内新右衛門と共に京都へ這入つたのであります其の薩長聯合の盟約と
言ふても何も條約見た様に書いたものもございません只口約束のみであ
りましたか桂かあゝいふ綿密な人でありますからお互に口約束であつて

は他日異議があつた時に困るからと言ふて桂が坂本へ手紙を贈つて私は斯ういふ様に覺えて居るが貴君は立會人であるからこれで間違ひがあれば間違つたと言ふて呉れ間違ひがなければ其通りであるといふことを證明して貰ひたいといふて小松西郷等と約束した箇條を書いて居りますが其箇條が六箇條であります

一戰ト相成候時ハ直様二千餘之兵ヲ急速差登し只今在京ノ兵ト合シ浪花ヘハ千程差置京坂兩所ヲ相固メ候事

一戰自然ニ我勝利ト相成候氣鋒有之候トキ其節朝廷ヘ申上屹度盡力之次第有之候トノ事

一萬一戰負色ニ有之候トモ一年ヤ半年ニ決而潰滅致シ候ト申ス事ハ無之ニ付其間ニハ必ス盡力ノ次第屹ト有之候トノ事

一是ナリニテ幕兵東歸セシトキハ屹度朝廷ヘ申上直様冤罪ハ從朝廷御免ニ相成候都合ニ屹度盡力ノ事

一兵士ヲモ上國之上橋會桑等モ只今次第ニテ勿體ナクモ朝廷ヲ擁シ奉
リ正義ヲ抗シ周旋盡力之道ヲ相遮リ候トキハ終ニ及決戰候外無之ト
ノ事

一冤罪モ御免之上ハ雙方誠心ヲ以テ相合シ皇國ノ爲メニ碎身盡力仕候
事ハ不及申イツレノ道ニシテモ今日ヨリ雙方皇國ノ御爲皇威相輝キ
御回復ニ立至リ候ヲ目途ニ誠心ヲ盡シ屹度盡力可仕トノ事

此の手紙は桂が歸途大坂から正月二十三日に出したのであるが坂本君が
其裏面へ左の如き證明を附けて送り返しました

表ニ御記被成候六條ハ小西兩氏及老兄龍等モ御同席ニテ談論セシ所
ニテ毛ト相違無之候後來トイヘトモ決シテ變リ候事無之ハ神明之知
ル所ニ御座候

丙寅二月五日

坂 本 龍

右の手紙の原書は今木戸侯爵の所に残つて居ります坂本の裏書が二月五

日とあつて餘程遅れて居りますが何せ斯う遅れたかといふとそれは譯が
あります坂本君は二十三日に京都を立て伏見の寺田屋へ歸つて長府の三
吉慎藏と薩長聯合の盟約が成立つた事杯を談じて居る所へ新選組の浪士
が斬り込んで來て大騒ぎとなつて坂本君も負傷された其時の話を三吉君
に遇つて聞きましたたが三吉は鎗を用ひ坂本君は例の短銃を以て一旦防ぎ
止めさうして憐家を打破つて裏口へ出て河畔の材木を積んである所へ匿
れて河の前岸を見ると提灯が頻りに往來してとても逃れることは出來な
い様子であるそこで三吉がこれはどうしても助からぬ彼等の手に掛つて
死ぬよりか自殺しやうぢやないかと申した所が坂本君はイヤサウ死を急
ぐには及ばぬ私は負傷をして居るから仕方がないがお前は無疵であるか
ら潜かに薩邸へ行て此變事を告げて呉れ途中で敵に見付られたら其時こ
そ斬死するより外はないと言ひましたので三吉は暗夜の道を辿り薩邸に
往くと薩邸でも坂本の妾お良の注進により此變事を知つて門を開けて待

て居て坂本はどうしたかと問ふから坂本は河端の材木の積んである所へ
匿れて居ると申すと早速船を出して坂本君を連れて歸つてそれから疵の
手當をして二月一日に伏見より京都の薩邸へ移つたのでありますそんな
ことで返答が遅れたのであります桂は正月二十三日に黒田了介と同道で
大坂から薩州の汽船へ乗込んで歸程に上り途中廣島に立寄りて當時幕府
の目付と應接の爲に出て居つた宍戸備後助に遇ふて委細の事情を話しそ
れから山口に歸りました歸つて來て君公へ復命すると君公は黒田を御引
見なつて此度は誠にお世話になつた且つ聯合の約束も出來て喜ばしいと
鄭重の御挨拶があり手づから差料を賜はりました黒田が又京都へ上る時
には品川彌二郎を同行させることになりました品川が何故上京したかと
言へば長州が幕府と開戦する迄は上國の事情を探偵して之を國元に報告
し開戦となつた時は防長士民の陳情書を朝廷に奉り又其告白書を在京の
諸藩に配るといふ事である其後黒田了介は再び山口へ參つてそれから筑

前太宰府へ往きました。だが彼の乙丑丸一件に付ても黒田は随分心配して居られます。此の乙丑丸一件は桂が小松西郷に懇談したので河村與十郎と村田新八が此の問題解決の爲め長州へ來ました。其時坂本君が兩人に手紙を托して私も此際行く積りであつたが負傷して居るから行くことが出来ぬと云ふて遭難の次第を大略書いて寄越しました。此の村田河村兩人が長州へ來た使命は乙丑丸といふものは毛利侯と島津侯が親裁で買ったものであるから此の紛議を決定するのも矢張り兩藩主間の親裁で決することにすると云ふ主意で長州に於てもそれを承諾して乙丑丸を鹿兒島へ廻航することにになりました。だから長州の方から藩主の親書を齎らして使者をやらなくてはならぬといふ事になりました。其時英國公使の「パークス」が鹿兒島へ行くといふ話がありました。それを高杉晋作などは薩英會盟と言ふて居りますが「パークス」が薩州へ行くならば長州人も其末席へ列つた方が宜いといふので高杉が自分に薩摩行の使者を仰付られたいと申請したので慶

應二年の二月二十七日に使薩の命が高杉に下つて伊藤が隨行する事になりました其時「グラバ」が長崎から横濱へ行く途中馬關へ寄航したので能々話しを聞いて見ると「パークス」公使が鹿兒島へ行くのは「グラバ」が長崎へ歸つた後であるといふ事が分つたのでそれなら「グラバ」の歸便を借りる事にしやうと約束しました其後三月二十一日に「グラバ」が歸途馬關に寄港したので高杉伊藤は其船へ便乗して馬關を發し其夜半に長崎へ著しました其時薩摩の屋敷には市來六左衛門といふ人が居つたので高杉は市來に遇ふて使命の旨趣を話して見ると市來が言ふに今鹿兒島へお出になるのは宜しくあるまい兩藩聯合の事情は一藩に行届いて居らぬから若し間違でもあつては相濟まぬと云ふて其使命は私が此處で受けませうと答へましたそこで高杉は毛利侯の御親書と贈物等を市來に托して使薩の使命を終了しました高杉と伊藤は洋行の志があつたので長崎に滞在して居りました

が此の事は坂本中岡兩君の事蹟に關係がないから略しますが其後六月七

日に薩摩から岸良彦七平田平六の兩人が島津侯の親書を携へて山口へ参りまして毛利侯が湯田の別荘で之を御引見になつて非常に御優遇になつたがこれで始めて乙丑丸の紛議が解けて長州の專有物となりました斯様の次第で薩長二藩が愈々親密となり其強大なる聯合の力を以て幕府を打倒したのであります。此の薩長聯合の強大なる勢力を作成したのは誰の力かと言へば今お話する如く坂本中岡兩君の力が多きに居ると私は考へます。

それから三條岩倉兩公が合體されたのも坂本中岡兩君の力に依つたのであります。皆さんも御承知の通り岩倉公は文久年間には久我内大臣千草少將と三姦物と稱せられ尊攘黨には非常に排斥されて遂に落飾蟄居の身となられた人で三條公とは正反對であつた故に三條公から見れば岩倉公は奸物と見られたに違ひない處が岩公は有爲の傑士であつて種々な計畫をして常々皇威の振張を謀られました。が幕府の長州再征の師が失敗に歸す

ると腹心の士人谷駿河守、小林彦次郎(後の香川敬三)、三上兵部(後の三宮義胤)、樹下石見守(日吉神社神官)、里見次郎、橋本鐵猪(大橋愼三)等の人々を四方に派して同志の公卿を説き、又薩藩にも其主意を述べて後援を頼み、それから御前會議を開く事を計畫されました。それは丁度慶應二年八月三十日でありましたが、親王公卿の多數が參内になつて御前大會議が開かれました。其時大原重徳卿が四箇條の建議をして滔々と論じられて遂に二條關白、中川宮を面責して其職をお退きなさいと迄極言された。此一事が幕府の忌諱に觸れて山階宮正親町三條實愛、岩倉具綱諸公は閉門を命じられました。が後に岩倉公が黒幕であつたことが分つたので幕府は會桑二藩の兵を以て岩倉公を監視することゝなりましたが、慶應三年三月二十九日に至り蟹居赦免になりました。これは孝明天皇崩御の爲めに寛大の令が出たのであります。其所へ坂本中岡の兩君が三條公の命を受けて京都に上つて同志の公卿を説き、太宰府と京都と内外相應するの便を圖らうとして有志の聞えある公

卿方を歴訪したが大事を謀るに足る人がないので兩君も大に失望して歸程に上らんとせられしが會々中岡君が橋本鐵猪に遇ふて實は我々は斯ういふ希望を持って來たが共に談する者かないので落膽したと云ふ話をする
と橋本が言ふに貴君はまだ御承知あるまいが岩倉公は精忠にして偉略に富んだ人であると申ししたのでそれなら紹介して呉れといふので橋本が紹介をして中岡君が岩倉公に謁見しました所が中々議論が面白いこれは偉人であるといふので坂本君に話して同道して再び岩倉公に拜謁し王政復古の方略を談じた所が中々面白い意見を吐露されたので兩君も其人と爲りに感服して此人でなければいかぬといふことで太宰府へ歸つて三條公等に復命した所が條公はあれは奸物であるからいかぬと申された其時東久世伯が私は岩倉と親戚の縁故があるから是迄黙つて居たが彼れは決して奸物といふ男でない忠誠の男であつて才略ある人物であるタトへ奸物であつても過を悔ひて吾々と共に王政復古の事業をやると云ふなら容れ

た方が宜からうと考へると申されたので三條公の意も解けてそれなら互に氣脈を通ずることにしやうと決しましたそれから坂本中岡兩君が東西に往來して太宰府と京都と氣脈を通ずることになつたのでこれが王政復古に至大の關係を有して居ります全體三條公と岩倉公とは性質が丸で違うのでありまして條公は玉の如く岩公は劍の如しと云ふ評があります。條公は實に精忠の人で純良無比の美玉であつて廟堂の棟梁たる器量がある。岩公は仕事師で磐根錯節一刀兩斷の才略があつて實に利劍の如き人である。又筆三條口岩倉と云ふ評もありますが條公は實に筆の達人で其婉麗の筆勢は今日でも人の珍重する所がある。岩公は誠に拙筆であるが口は中の達者で時と場合に據ると二枚の舌も使ひ兼ねまじきお方である。斯様な性質の違つた人が合體して犬猿も啻ならざる薩長が聯合したので王政復古が出来たのであります。此の合體と聯合を謀られたのは實に坂本中岡兩君の力であります。然るに王政復古の大號令を發する間際即ち十一月十

五日に至つて兇刃に斃られたのは如何にも遺憾の極みであります岩倉公は其の變報を聞いて何者の兇徒だ我が片腕を奪へると言ふて慟哭されたといふことでありますか如何にも左様でありませう其場所は京都の三條河原町近江屋でありますが嘗て新選組であつた伊藤甲子太郎といふ人は後に志を改めて勤王黨に與みしまして坂本中岡の兩君が斯る町家に寄寓して居るのは危険だと言ふて忠告したことがある其時坂本君は別に意にも止めなかつたといふことであります中岡君は有難いと言ふて木屋町船越男の寓所へ移られたさうである所が十一月の十四日に會津守護職より宮川助五郎といふ者を土藩に交附するといふことになつたので土藩では其事を中岡君に托する事となりましたそれで中岡君は其相談を坂本君にする爲に河原町の近江屋へ訪ねて來られた其時丁度岡本謙三郎と云ふ人と菊屋峯吉といふ者が來て居りましたが岡本は去り峯吉は酒の肴を買ひに出たさうです其後とへ兇徒が亂入して兩君に斬り附け遂に至

らしめたのであります其當時の岩倉公の手紙などを見ても皆新選組の浪士がやつたとありますが其兇徒は守護職見廻組取締佐々木唯三郎といふ人が發頭人で其部下六人を率ゐて來たのであります其人々は今井信郎渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助土肥仲藏櫻井大三郎であつたさうです其當時は兇徒は誰であつたか分らぬものですから某々等は紀州の三浦久太郎の教唆に出たと云ふので同人を襲撃したこともあります是等の事情は土佐勤王史を御覽になれば委しく分ります斯様な次第で兩君は維新の大事業を贊襄して偉大の功績がありますが其結果の發表を見ることが出來ずして死なれたのは如何にも遺憾の至りであります今日は此位の處でお斷りを致して置ます(拍手喝采)

坂本龍馬關係文書 第二

三百四十四

坂本中岡遭難一件

(毛利家書拔調)

いろは丸へ便船シタル京師ノ人山内外記ト云者アリ是ニ託シテ破船ノ顛末同氏眼前ニ見シ形狀ヲ具サニ記シテ大坂ニ在留セル高松太郎へ附與シテ後來ノ模^て表共ナサシメ且ツ此一條ヲ京師ノ西郷吉之助ノ許へ忽々太郎ヨリ通告セン事ヲ依頼ス而シテ衆士ヲ伴フテ馬關ニ到リ夫ヨリ崎陽ニ皈リ後藤ニ面會シテ破船ノ始終ヲ告ケ彼明光丸ノ船將某ニ航海規則ヲ以テ討論ニ及ビタルカ明光丸ノ船將某責贖フ可無クシテ終ニ割腹ス此趣キヲ紀州ニ報ス仍テ藩吏兩三名此表ニ來リ一端應討スレ^ル航海規則上ヲ以テ理極リ辨盡テ終ニ紀州ヨリ八万有余圓ノ償金ヲ出セリ此償金ヲ以テ其時便船シタル人々ノ損害ヲ償ヒ餘金ヲ以テ後藤ノ下吏岩崎彌太郎^{後三菱會主}ノ會主^{トシ}へ渡シ又是滯崎中ニ一箇ノ隊邸ヲ買得シメ衆士ヲ是ニ居ラシメテ勉學セシ

メ直柔亦獨リ馬關ニ抵ラント發崎セリ同年夏直柔又京師ニ到リ在京口西郷後藤等ト會議ヲ盡シ幕府大權返上ノ事又藩主容堂公へ數ヶ條ノ建言ス同年秋ニ至リ大權返上ト議決セシヨリ然ラン後一般ノ政務其他ノ細事ニ至ル迄小松西郷後藤ノ諸氏等ト謀議シ又越前ノ三岡八郎へモ商議セント土佐人岡本健三郎ヲ伴フテ彼地ニ行ケル途中屢危險ヲ侵シテ三岡ヲ訪ヒ事終テ京師ニ皈リ日ニ謀議ノ外事ナシ此中諸國ニ散在セル同志ノ輩追々京師ニ集會ス此時崎陽ニ止ル者ハ僅ナリ又爰ニ土佐人陸援隊ノ長中岡愼太郎モ前ヨリ京師ノ薩邸ニ潜居シテ勤王ノ志深ク天下ノ爲ニ謀慮苦心セリ然レモ其志直柔ト大ニ異ニシテ只志會スル所ハ勤王攘夷ノ說ヲ主張スルニアリ前年馬關ニ於テ外國艦ヲ砲撃シタル時其地ニ在リテ盡力シ長ノ戰ヲ助ケタリ故ニ常ニ夷風ヲ快トセズ此頃直柔始メ其他衆士ノ許へ數々來テ天下ノ大義ヲ謀リ論スレモ其意趣一同セサル事多シ直柔其餘衆士モ竊ニ是ニ困難シテ能了解セシメン事ヲ直柔ニ商ル因テ直柔モ然ル可ト時

々是ヲ諷論スルニ終ニ了解スルノ域ニ至ル歟數々又直柔ノ寓居河原町四條上ル近江屋某方へ來テ閑談スル事數刻爰ヲ以テ其交情日ニ厚ク竟ニ水魚ノ交ヲ得タリ一日在京ノ同志ヲ集會シテ直柔一ツノ建言書ヲ草シテ衆ニ示シテ各違論ナキ否ヲ問フ其書ノ意タルヤ幕府大權返上ノ後事務大小凡テ政體ニ關セル條件ニシテ是ヲ容堂公ニ出サントナリ各同一然ル可シト云フニヨリ又是ヲ後藤ノ許ニ贈レリ同十一月三日又同志ノ衆士ト會シテ云ク前ニ幕府ニテ神戸開港ノ約成テ遠カラス貿易ヲ始ムルナラン然ルニ今大權返上ノ期近ニ迫テハ彼地ニテ貿易セン事聊事ノ障礙トモナラント少シク難メル所アリ因テ思フニ暫ク是ヲ延期スルニ如カス然レモ又大坂堺兵庫各地ノ商人其頃大坂ノ十人衆ト唱シ者貿易掛リトセラレ等如何ナル情實ニ成リ至レルヤ諸君我爲ニ竊ニ各地へ行テ是ヲ搜索センコト云フ皆領掌セリ爰ニ於テ先ツ横濱へハ長岡健吉大坂へハ前河内愛之助、小野淳輔神戸堺ノ兩所へ菅野覺兵衛安岡金馬野村辰太郎等ヲ行カシメ此情狀索ントシート先ツ一同

大坂へト指シテ共ニ下坂セリ而ルニ同十六日ノ朝在京ノ陸奥陽之助白峰
俊馬前ニ此二士ハ京ニ殘テ直柔ニ從屬セリ此兩士ヨリ(大坂土佐堀二丁目
薩摩屋某方ニ居レリ此時橫濱其他へ未發行セスシテ爰ニ在リ)其衆士ノ旅
寓へ飛書シテ曰ク昨十五日夜直柔中岡慎太郎等不慮ノ賊害ニ遭タルノ趣
ヲ報知セリ衆是ヲ見テ大ニ驚キ劇ニ急船ニ乘シ飛カ如クニ入京シテ河原
町四條上ル旅寓近江屋某ガ許ニ到リ見ルニ直柔主從ハ已ニ絶命シ中岡ハ
重傷ヲ負ヘ厄未ダ存命セリ因テ衆士涙ヲ拂テ其側ニ進ミ寄り此時陸援隊
中ノ人人ハ水戸人香川敬三鯉沼伊織事土佐人田中謙助外二三名來會シテ昨夜
ノ始終ヲ尋子問フ昨夜賊ト鬪爭ノ間其家ノ人々ハ皆逃ケ隠レテ更ニ知ル
者ナシ漸曉ニ及テ陸奥白峰ノ二士ノ旅寓ニ報知セシニヨリ二士馳來テ介
抱シ且汚穢ヲ掃除シテ周旋セル折衆士大坂ヨリ馳來レルナリ其時慎太郎
眼ヲ開テ云ヘル昨十五日午後三時頃ヨリ當今ノ謀議トシテ我レ此旅舎ニ
來リ談論過刻夜ニ入り稍々夜九時頃ニヤ有ケン十津川ノ者ト僞リ三人打

連レ來テ名刺ヲ出スニヨリ直柔ノ僕是ヲ受取リ二階へ上ルヲ跡ヨリ三人
續テ上ルヤイナヤ其僕ヲ矢庭ニ切仆シ一人進ンテ我ヲ目掛テ切掛ル故有
合フ短刀取ルモ遲シト受留ルニ打太刀餘リテ頭へ切付ラル、ニヒルマス
賊ノ足許へ飛入テ足へ搔付ヨト思ヒシニ豈計ラン刀ト共ニ抱入争フ間ニ
左ノ腕ヲ切ラレナカラ尙短刀ニテ刺ントスル中直柔ニ戰ヒ居タリシ中一
人馳來リテ我カ肩ヨリ肋へ掛テ切込レ其儘伏テ働キ得ス始メ亦我ト同時
ニ一人ノ賊直柔ヲ望ンテ撃掛ル故直柔床ノ刀ヲ取ラントスル間ニ馳入テ
肩ヨリ脊へ掛ケ撃付ルヲ切ラレナカラニ刀押取鞘ノ儘右ヤ左ト受流シ或
ハ外レ抜放ント争フ中前ニ僕ヲ撃タル一人ノ賊次ノ間ヨリ馳セ來ルヤ否
隙ヲ伺ヒ腰ヲ覘フテ横ニ薙クサレモ少シモ屈スル色ナク尙鞘ノ儘挑争ス
其時一人直柔ヲ捨置テ又我ニ立向ヒ前ニ云シ如ク肩ヨリ肋へ切付ラレ仆
レ伏シテ動カサル故我ハ已ニ死セリトヤ思ヒケン我ヲ打捨又直柔へ撃掛
ルヲ伏ナカラ是ヲ見居タル心ハ矢猛ニハヤレモ手足協ハス聲又出テス齒

嚙ヲナシテ伏シ居タリ直柔重痠ヲ負ナカラ三人ノ賊ヲ相手ニ争フ中又頭
ヲ横ニ半月狀ニ切込レ忽チソコニ仆レ伏ス此時賊ハモウヨイト言テ其儘
引退ントセシニ其中一人止メハ如何ニト云ニヨリ外ノ一人立戻リ直柔ノ
仆レタル横ヨリ兩足ヲ一刀ニカラヲ極メテ切下ロシサアヨカラント三人
ハ何所ニナク立去タリ其時我レ元氣稍々復シテ思フヤウ此儘ニテハ變ヲ
誰ニカ告クル由ナシ何トカシテ上邸へ告ハヤト漸ク匍匐シテ二階ノ窓ヨ
リ瓦屋根へ出ルト雖モ惡寒戰慄シテ進ミ得ズ呼ントスレニ聲出ス伏居タ
レニ彌堪へ難ク今

以下斷缺

(瑞山會採集史料ノ中)

坂本中岡兩雄の兇變

伯爵 田中 光 顯

十五日の夜自分は白川の陸援隊に居たが菊屋峯吉といふのが急を報じて來たので直ちに白川邸を駈け出し途中二本松の薩藩邸に立寄つて吉井幸輔に知らし夫から河原町に駈附け醬油屋の二階へ上つて見ると僕の藤助は上り口の間に横ざまに倒れ奥の間に入ると坂本と中岡が血に染んで倒れて居る其時坂本は眉間を二太刀深く遣られて腦漿が飛び出て早や締切れて居たが中岡はまだ斬られながら精神は確かで刺客亂入の模様を語つて曰ふ突然二人の男が二階へ駈上つて來て斬り掛つたので僕は兼て君(即ち伯)から貰つて居た短刀で受けたが何分手許に刀が無かつたものだから不覺を取つた而して坂本に斬掛つたので坂本は左の手で刀を鞘の儘取つ

て受けたがとう／＼敵はないで頭をやられた其時坂本は僕に向つてモウ頭を遣られたから駄目だと言つたが僕も是位遣られたから迎も助かるまいと話させられたのに對し自分は中岡を勵まし長州の井上聞多はあれ程斬られたけれども尙ほ生きてゐるから先生も氣を確かにお持ちなされと言つたけれども中岡もとう／＼翌朝絶命したのは返へす／＼も残念なことであつた。

谷の話しにもある通り坂本の遣られた時その刀を見ると鞘の儘受けたものだから其鞘に敵から斬込んだ跡が残り而して坂本が夫を揮上げたときに鞘が天井を衝き破つてをるのが目に附いた其場合刺客は誰だか分らないかつたが後から伊藤甲子太郎といふ元新選組であつて其頃同志となつて居た男が來て其場に蠟色の鞘が落ちてあるのを見て是は新選組の持つてゐるものだといふので夫れで始めて相手が分つたが併し新選組の誰が遣つたかは今でも判然しない

中岡が死んでから陸援隊は自分と橋本鐵猪と二人で引受けて世話をする事になつた處で陸援隊では兎に角新選組の者が中岡を遣つたからとて義憤燃るが如く是非其仇討をせねばならぬといふので翌月七日の夜當時佐幕黨の領袖で新選組の腰押をしたといふ三浦休太郎(安)の家へ斬込む事になつた其時陸援隊に十津川の中井庄五郎といふ劍客が居た此男は兼て品川彌二郎から頼れて長州の村岡伊介といふ裏切者を附狙ひ其男が虚無僧になつて巧に姿を變へて居るのを探し出して見事に遣附た事があるといふので名を知られて居たから此中井を大將として陸奥宗光岩村高俊大江卓等十二三人が油小路の料理店河龜といふ三浦の居る處へ斬込んだが三浦も兼て警戒して居たと見えあへこべに中井は遣られてとう／＼目的を達しないで引揚げた

併し自分は此舉を餘り賛成しなかつたといふのは今に維新の大號令が出るから其時吾々は更に大なる事業を爲さねばならぬ所謂前途爲すあるの

身であるから詰らぬ斬奸など遣るのは宜しくないといふ意見で少壯の連中に忠告したけれどなか／＼承知しない或時も隊に居る水戸の浪人が其頃藩の政務を執つてをる酒泉彦太郎といふ男をやつ附けねばならぬと芳野等三四人の者は酒泉が祇園の一方へ遊びに行くことを知り夕方一方の門前に待ち受けてをると夫らしい男か門を潜つて這入るのを見て「酒泉サシちやないか」と問掛けると「ソウでない」と其儘内に入つたから酒泉ぢやないと思つて油断をしてをる處を其男は跡振り向ひて不意に浪人連中に斬掛けたので一同狼狽し終に二人まで手傷を負はされてホウ／＼の體で逃げて其負傷者を隊へ擔ぎ込んで來た其中の一人は頭をしたゝかやられて居たが其時分の事だから碌な手術も出來ず木綿針で瘡口を縫ひ合せたが根が武士だから痛いとも言はず手當が濟んだけれど一人はとう／＼死んでしまつた翌朝門へ出て見ると前夜擔ぎ込んで來た血の跡が道に残つてをるので自分は下駄の裏で一々之を摺り消してしまつた事があつた前に

も言つた通り自分杯も壯年の頃は暴發組の一人で随分亂暴な事もしたが
おひく前途に望が出来且つ隊を預かつてをるといふ責任があるからモ
ウ此頃は血氣者流の輕舉盲動を戒しめ國に許した身を決して犬死をしな
いやうにと氣を附けたことであつた

坂本龍馬關係文書 第二

坂本と中岡の死

岩崎鏡川

一其夜——少年峯吉

慶應三年十一月十五日1の、京都の夜は、寒かりき。

流石に、山紫水明といひけむ洛陽の、大氣は澄みて、蒲團着て寝たる東山の姿のみは、騒がしき世の狀にも似ず、或は紅に、或は黄に、或は紫勾ふ紅葉常磐木の色々、友仙染の模様を見せて、劃然くわつかりと浮き出でたる如く、裊那として、臥したる佳人の夢や如何にと思はるゝ程なるも、さら／＼と流るゝ水のせゝらぎを亂して、黄昏告る鐘の音の、一杵毎に夜の帳を撞き出す頃より、空打曇りて時雨を透ふ湖風、僅に残る銀杏樹の病葉を二片、三片を掠めて去れば、あり

としも見えぬ月の影み空に佇みて、洛陽の天地はたゞ薄鼠色の紗にて包まれたるが如く、冬は地底に潜むかと怪しまれて、底冷するものから、人の歩みも小走り勝なり。

陸援隊長中岡慎太郎(正道)は、この日八ツ半頃(午後三時頃)白川村なる屯所を出て、河原町四條上ル東側に書肆菊屋を訪へり。時は恰も七ツ半頃(午後五時頃)なりし、この菊屋といへるは兼て土佐藩邸に出入せるものにして、藩邸内には知人多く、慎太郎は、去る元治元年二月、三條家の臣丹羽出雲守、比喜多源次郎、西三條家の臣河野能登守等と潜かに上京して、京情を探索せる際、しばらくこの家に身を寄せけることありしが、爾來入京の度毎にこの家を訪ひ、家人とも懇意の間柄となり、また其伴峯吉(後安兵衛と稱す本姓鹿野現に京都市先斗町三條下ル二十番地路次に住す)の無邪氣にして、才氣あるを愛し、同志者間の使ひ歩き買物の用達などを命ぜしより峯吉もこれに懐き甲斐々々しく振舞ふものからことし十七歳になりける峯吉は海援隊長坂本龍馬(直柔)にも愛せられ白川にても河原町にても

土佐の有志の間に「峯よ、峯よ」と持て囃されけり。

愼太郎は懷中を探りて一封の書翰を峯吉に囑し『これを持ちて薩摩屋に至り、返事は近江屋に持ち來れ』と命じ、とつかは出で去れり、近江屋は河原町三條下ル蝸薬師角に在り、龍馬の寓せる所なり。愼太郎は近江屋に至る途にて谷守部（後に子爵千城）の下宿河原町四條上ル東へ入ル大森方（或は河原町四條上ル西側越後屋）を訪ひしも守部の不在なりし爲め直ちに龍馬を訪へり。

近江屋³につきて、我等の知れる事を記さむか近江屋は元治の兵亂後、土佐藩邸の用達をなせるものにして、醬油商を本業とし、當代の新介は頗る義侠のものにて、土佐のみか薩長の志士の間にも倚頼せられ、其家はかの長州藩邸に於ける、大黒屋の如く、志士の兵站部、兼俱樂部となれりき。抑も龍馬は、この年の九月長崎より上京せる際、河原町三條下る東へ入る北側なる材木商酢屋嘉兵衛方に寓居しけるも、前年伏見寺田屋に於ける遭難以來、龍馬の一身は幕吏の指目其之く所に隨ひ、危険いふ許りなかりければ、藩邸⁵の胥吏堀

内慶助(後良知)はこれを憂ひ近江屋新助に謀りて、龍馬が福井より歸京するを待ちて龍馬をこの家に潜伏せしめぬ。新助は裏庭の土藏の中に、一室を拵へ龍馬をこゝに入れ、萬一の際には、裏手誓願寺の地内に遁れ出づるべく、梯子を架し置き、寢具飲食の如き迄、この室に運び入れて、出入のものにも其所在を知らしめざる程なりしも大膽なる龍馬は、恰も危険の踵底に動きつゝあるを知らざるものゝ如く、日夜同志の間を往來し、屢家人に注意せらるゝこともありしが、兩三日來、風邪の氣味にて使用の爲めに、母屋迄降り來ることの大儀なればとて、十四日の朝より、かの室を出で來り、母屋の二階の奥座敷即ち八疊の一室に入りぬ。この日は特に寒氣を催すればとて、下に眞綿の胴着を着し(この胴着は新助の妻スミ龍馬の爲めに四條の眞綿屋にて買ひ來れるものなりと)、舩來絹の綿入(この絹は龍馬長崎にて買ひ求めたり)を襲ね其上に、黒羽二重の羽織を着せり、終日垂れ込めてのみ居たりしが、六ツ時頃、中岡慎太郎の訪問に接しけるなり。慎太郎の龍馬を訪ひし用件の何なりしかは、素より其仔細を知るに由なきも、かの宮川助五郎受取の手

續に關する事も、其一なりけむと思はるゝ節あり、今茲に助五郎解放のことを、挿むも強ち無益の業にあらざるべし。

1 菊屋峯吉談話 2 谷干城遺稿 3 井口新之助談話 4 菊屋峯吉談話 5 井口新之助談話

二 勇士宮川長春 三 三條大橋の血雨

宮川¹助五郎名は長春、家は代々山内氏に仕へて、馬廻に班せり、當時上士の徒は、概ね肉食世祿に飽き、時勢の何者たるを知らざるが常なりけるに、助五郎慷慨氣節を尙び、深く武市瑞山等下士勤王黨と結托する所あり、文久二年十月、中岡慎太郎等五十餘人血誓して、山内容堂の護衛を名とし、江戸に出て尊攘の爲めに力を盡さむとしける時、助五郎は、實に其總頭の一人たりき。爾來屢、京攝の間に往來し、大に爲す所あらむとせしが、慶應²二年八月、京都三條大橋の西際北側の制札場を始め、各所の揭示場には、『此度長州人恐多くも自ら兵端を開き、犯闕不容易騒動に相成云々』、『元來長藩名を勤王に托し種

種の手段を設け人心を惑はし云々』等の大高札二枚掲げありしを、同廿九日の夜、十津川郷士中井庄五郎(義高)前岡力雄(明治二年正月參與横井平四郎を切害して刑死)深瀬仲馬、豊永植西等これに墨を塗りて加茂川に取捨てたり。翌朝、町内よりかくと町奉行所に訴へ出でければ、驚きて同九月二日更に新調の高札を掲げたるに、同四日又もや取下し、川中へ投捨てぬ。同日、猶又新調の高札を掲げしかば、口善悪なき京童等は、幕吏に其人なきを嘲り笑ふもの多かりしが、町奉行所にては其手當をば新選組に命せり。されは、同隊にては、三方に手配をなし、一手は橋の東詰なる町家に潜み、一手は高瀬川東へ入る北側酒屋に忍び、猶も一手は、橋の南先斗町の北なる町會所を下宿として、隊士二名に菰を着せ、橋下より四邊を瞰はしめぬ。同十二日の夜は、新井忠雄(後雕雄)の一手十二人は、前酒屋に原田左之助の一手十二人は、先斗町に、大石鍬次郎茨木司等十人は、橋東に扣へ、橋本會助、淺野薰の二人を以て斥候となせり、この會助といへるはもと大和郡山の脱藩士にて本名を藤井勇七郎(後に水野八郎と改む)といへり、嘗て

筑波山の義舉に加はり、集義隊に入りしが、敗散後密かに上京し、新選組に入隊を請ひしに、近藤勇、土方歳三等も、左右なくは承諾せず、假に同志として其舉動を試み居たるものなりき。助五郎は、其頃木屋町三條下ル二丁目瓢屋といふ醬油商に下宿しけるが、かの高札の新に架け替へられたるを、心憎く思ひければ、同志藤崎吉五郎(橋彦、池田屋事變の弟)、安藤鎌次(正勝)、竹野虎太(後岡山、禎六)、松嶋和助(隆成)、澤田屯兵衛(後藤澤、潤之助)、本川安太郎(後岡田、錫助)、中山鎌太郎(後山崎、泰明)等と相謀り、これを取り捨てむものと、宵の程より下宿を立ち出で、圓山なる某旗亭に上り、更闌る迄盛に痛飲し、興酣に耳熱するや、各、身輕に仕度をなし、九ツ時(午前)頃四條小橋の處迄來りたるに、同志大橋慎三(橋本、鉄猪)が何處の素見そのきの歸へりにや下宿せる菊屋の伴峯吉を伴ひ來るに、はたと出會へり。(助五郎亦た下宿せる、)慎三『何處に行くぞ』と問ひけるに、宮川等聲を潜めて『是より三條大橋の制札を壞はしに行くなり』と答へければ、慎三『これ迄も二三度行つたる後なれば、先方にも充分の用心あるべし、そは浮雲きことなれば、止よ

すべし』制しけるに『それならば止して直く歸る』とて、猶も繩手通を北に上り去れり。かくて宮川等は、瑞泉寺の東より高札場（橋の西詰今料理店となり居る所）に忍び寄り、木柵に攀ち登れるをかくと見るより、橋本は、直ちに其後背を通り抜け、るも、助五郎等はこれを月影に認めて、乞食と見誤り、油斷しけるうちに、橋本は酒屋の表より合圖をなし、猶又先斗町の隊へと駈付けり、淺野薰は、卑怯にも橋を通行せず、川中より東橋詰に立越しけるを以て、この隊は外二ヶ所よりは少しく後れぬ。

會助の最初に合圖しける酒屋の手にては、子の剋を過ぐるも、何等の異變もなく、更け行く儘夜寒を覺ゆるものから、新井忠雄は、口頃好める酒をしたたか飲みて、座睡し居たりけるに、かくと聞くより、門口に飛出し、東の方を屹度見渡せば、月光は宛然まな晝の如く、遙かの橋邊には十八九名の壯士白刃を閃かして相闘ひ居るに、ぞ新居は部下に令して拔刀せしめ、一列十二名、切先を揃へて東に到らむとするに、これに先立ちて、先斗町なる原田の一手は、橋本

の注進を待たず先程より八九名の壯士北進して、橋際に到るを怪しみ、跟隨し來りしが、今や一間餘の大高札二枚を引抜きて、川中に投込みけるを、かくと見るより原田左之助、有名なる暴客なりければ『ソレ』といひ様、三尺餘の大刀を引抜き眞先に切て掛る、隊下の諸士にも伊木八郎を始めとして、日比慄悍の面々、一統に切掛る、宮川等は、其頃流行の新身の重ね厚く、身巾廣き三尺四五寸?の剛刀を抜連ね、必死となりて相戦ふと雖も、元來其目的は制札の取捨てにありて、素より戰鬪は好まず間隙を得ば西の方へ引揚げむと背進しつゝ逃れ來れるに、こゝにて、新井忠雄の隊とはたと出合ひ、またこれと接戦せり、後日新井の云ひけるは『土州浪士が、何れも例の長劍を眞向に振り上げ、月光にかざして馳せ來りし時は、鬼神も面を向け難くぞ覺えき』とこの手にも、中西登、伊藤浪之助等の壯士ありて、少しも恐れず血戦す。宮川等は前後に敵を受けて、且つ鬪ひ且つ退き、遂に高瀬通三條より半町程南車道へかゝりしに、地形凸凹足場極めて悪しく、進退甚だ難みぬ。原田左之助、伊木

八郎は、藤崎吉五郎を首領と認め、左右より挾撃して遂にこれを切り伏せしが、此時原田も少しく手を負ひたり、伊藤浪之助は、本川安太郎の刀を柄にて受け損し、柄中より鮫を切り猶も刀身を割られて、危くも刀を飛ばせんとせしが、幸に負傷せず、中西登これを拯ひてまた本川と相闘ふ。助五郎は、新井忠雄、今井祐次郎の爲めに、重創を被りて斃れたるを、今井は進み寄りて其首級を取らむとしけるを、新井は制してこれを縛せり。松嶋和助、安藤鎌治等は、最早衆寡敵する能はず、東の方へ車道を引揚げ、河碛に下らむとしける所に、大石次郎、茨木司等橋東の一隊、白刃を振ひ來るに會せり、此體を見るより、鎌次は、『敵は各所に伏を設けたり、我殿すべければ、諸君は後圖をなせよ』と呼はりて、面も振らず斬て入り、遂に一條の血路を開き、何方へか逃げ失せぬ。其隙に山脇、松嶋、本川、竹野等も重輕傷を負ひつゝ、南北に分れて、落ち去りぬ。新選組三手の隊士は、一纏になりて、負傷者を助け、捕虜宮川をば駕籠に乗せ、意氣揚々と西本願寺の陣營に引き揚げぬ。翌日、三條大橋の舊位置には、『長

州恐れ多くも』云々の高札いと誇り貌に立つを見たりき。

大橋⁵慎三は、菊屋峯吉と共に、宮川等に別れて、木屋町通を北に、瓢屋に立寄りて、宮川の歸宿を待ち詫びたりしに、中々歸り來らず、稍、凄くして銷魂ましく戸を叩くものあり、引き開け見れば、竹野虎太なり、片耳を失ひて血塗れになりて入り來れり。慎三は、『扱は、先刻堅く止め置きたるに汝等無謀の事をして、斬られたな』といへば、竹野は面目なげに、『ソウダ、大抵は逃げ果せつらうと思はるも、一人や二人はやられたかも知れぬ』といふ。慎三は峯吉を顧みて、『峯、見てこんか』と云ふに、峯吉は先斗町の外れより、大橋の所に曲らむとするに、路傍に石塊の積み重ねたるありて、其上に、六七人の壯士佇み、『何處に行くぞ』と誰何するに、ぞ、峯吉は、『女將さんが、産氣付きましたから産婆を迎へに行きます』と答へて、制札場の所に至れば、其處にも四五人の嚴めしき武士立ち居しも別に咎むることはなかりしかば、橋を東に渡りて、南に下り、車路に(現今京坂電車の起點となり居る所)出で、河原に下り、西に向ひて行かむとすれば、一

人斃れ居たるものあり、月明に透し見るに藤崎吉五郎なり、こは失敗つたり、せめては其大小にても、土州邸まで持ち行かむものと、密かに短刀を抜き取り、大刀は鞘に納め、引き擔ぎたるまゝ、先斗町の裏手に這ひ上り、後を振り返り見れば、怪しや、藤崎の死骸を、肩に引懸け、徐に此方に來るものあり、峯吉は敵か、味方かと身を潜ませて凝視するに、土佐人岡崎某(山三郎か)なり、峯吉も出來りて、共に手傳ひ、取敢へず裏寺町の西道寺に擔き込み、『明日迄預り呉れよ』と無理に頼み置きて、翌日、同志密に此處に假葬をなし、後日これを靈山に改め葬りぬ。

竹野虎太は、彼夜大橋慎三より河原町の藩邸の同志に通知して、藩醫川村エイシン(字不)の來診を求め療治せしめけるも、遂に片耳を聾せり。安藤鎌次等は、いつれも藩邸に入りたるも、鎌次は、特に重傷なれば、其生くべからざるを知り、十三日の夜自刃して死せり。松嶋和助等も、かくてあらむには、幕府との間に葛藤を生じ、或は割腹を迫らるゝに至らむ、遂に脱走せしむるに如か

すとの、慎三の意見にて峯吉を遣り、其意を邸内の同志に通せしめ、孰れも脱走せしめぬ。彼等の多くは後に陸援隊に來り投せり。

宮川⁶助五郎は、新選組の屯營にて疵所を手當せられ、隊より會藩へ引渡の上、同十七日更に町奉行瀧川播磨守の手に拘致せられたり、始め⁷會藩にては宮川の所置につき、藩士諏訪常吉を土佐藩邸に遣はして應接せしめけるに、土藩留守居役中村禎助(弘毅)出てこれに面し、其不束を謝し、助五郎を引渡さむことを請ひしに、當時會藩にては、深く土佐藩に依頼する所あり、これによりて兩藩の間に隙を生せむことを慮り、解救に意ありしも、幕府の老中板倉伊賀守(靜勝)及大小目付の間に異論ありてこれを肯せず、助五郎亦た一死を分としけるにより、やむを得ず、町奉行所に附預するに至れり。

⁸されば、土藩の留守居役荒尾騰作は、藩士坂井藤藏を新選組に遣はし、近藤勇に云はしめけるは、『彼は既に脱藩せるものなれば、藩邸に引渡さるゝことは、本人に於て必ず耻入りて承知すまじ、この上は公儀に於て、至當の御成

敗あらせたまし』と。さるにても、將來土藩と新選組との間に相衝む所ありては、面白からずと思ひければ、荒尾は、十九日の夜、祇園の梅尾亭に、近藤勇、土方歳三、伊東三樹三郎(伊東甲子の弟)、吉村貫一郎等を招き懇親の宴を張り、この一件は互に氷解するに至りしが、翌三年十一月十四日に至り、會藩より助五郎を土佐藩に交附すべき旨を、藩邸に照會し來れるに、出京の大監察福岡藤次(後子)、(佛孝)は、其所置を難じ、これを中岡慎太郎に托せるによりて、慎太郎は、この事を協議の爲め、この夜坂本龍馬を近江屋に訪ひけるとなり。

- 1 土佐藩政録、維新土佐勤王史、瑞山會文書
- 2 新選隊始末記、土佐偉人傳
- 3 菊屋峯吉談話
- 4 新選隊始末記
- 5 菊屋峯吉談話
- 6 新選隊始末記
- 7 土佐偉人傳、瑞山會文書
- 8 新選隊始末記
- 9 維新土佐勤王史、瑞山會文書

三峯吉の復命——雲井龍藤吉

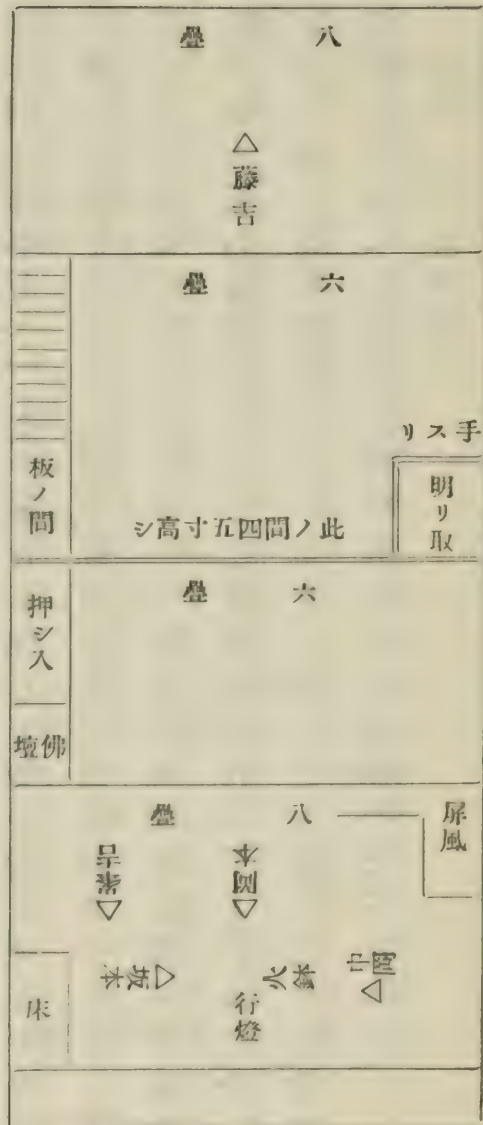
峯吉¹は夕食後、慎太郎の書を齎して、薩摩屋に至り、返書を得て近江屋に、慎太郎に復命せり。薩摩屋につきて、峯吉をして語らしめよ。『薩摩屋は、麩屋町

錦小路上ル所に在りき。吳服店なりしか、何店なりしかは、今忘れたれども、多分薩藩の用達なりしと思はる。或日、中岡先生は、予を伴ひて其家に金を借りに行き、一銖金なりしか、一步金なりしか、大なる箱入の金を擔かせられたるに、未だ腕弱き身の頗る重くて、困却せしことを覚え居れるなり』と。予は當時陸援隊に在りし、田中光顯伯(當時顯助)に質すに、この事を以てしけるに、伯は答へけらく『錦小路にかゝる商家ありしとも覺えず、或は薩邸の記憶違にはあらざるか、薩邸ならば、錦小路下ル東洞院通にありて、愼太郎等が同志の人々も多數ありしことゝてさもありけむと思はる』と語られき。峯吉の至りし時は、夜は既に六ツ半(午後七時)頃なりき。表の間の八疊には、龍馬の僕藤吉晏坐をかき、楊子を削り居たりき。この藤吉といへるはもと大津鹿關町の産れにて、本姓は山田氏、父は石灰の俵を編むを業としけるが、今は早く没して家には母のみを残せり。藤吉は京坂地方に出て力士となり、雲井龍と名乗り、大分相撲へる様になりしかば、先斗町の料理店魚卵の主人、これを最負して、其家

に引取り、出前持となしけるを、この魚卵には、土佐の藩士、常に登樓せるものから、藤吉は、海援隊の書記長岡謙吉に愛せられて、其僕となり、謙吉の命により、龍馬に附隨しけるなり。されば、龍馬の不在、もしくは其用の手隙の際には、近江屋の爲めに、米搗などなして、陰日向なく働らきしかば、家人もまたなきものと重寶がり居たりき。

龍馬は、北側の床を後にし、火鉢を中間に、南面して、慎太郎と對坐せり。其右には行燈のはためき、仄かに、兩人の顔を照し、翳きたる月の如き、薄き光を、は室内に投げぬ。龍馬の顔は病後なれば、にや、蒼白かりき。慎太郎は、血肉緊張し、譬へば、嬌羞を帯びたる處女の如く、紅なりき。兩人は、峯吉の入り來れると共に、ハタと談を罷めて、視線は齊しく、峯吉に注がれぬ。慎太郎は、峯吉より返翰を受け取り、讀み終りて、彼方の様子など聞き居たる折柄、入り來りしは、岡本謙三郎なりき。峯吉は、龍馬の方に進み寄り、謙三郎は、慎太郎の傍に坐しぬ。まづ、峯吉をして、二階の構造及び、當時の主客の位置を圖せしめよ、

東
河原町通



かくて、雑談に花を咲かせて小半時ほども興に入りしが、龍馬は峯吉を顧みて「腹が減つた、峯軍鶏を買ふて来よ」といへり、愼太郎も「俺も減つた一處に喰はう健三、貴様も喰つて行かぬか」といへり、岡本は「私はまだ欲しくなし、一寸外に行く所もあれば、峯吉と出懸けよう」といへば、愼太郎は

岡本を椰楡して『また例の龜田に行くであらう』といへり、龜田とは、河原町四條下ル賣藥商太兵衛のことにて、其娘お高容色ありて、諸藩の壯士等用もなき藥を買ひに行くもの多く、『龜田の前を横目をふらず、素通りの出来るものは眞の豪傑なり』といひ囃しけるが、いつしか岡本と割なき中となりけるより、慎太郎かくは冷かせるなり、岡本は頭を搔きながら『決して左様にてはなし別に用事あり』とて、峯吉を促して措子段を降りかけし時、藤吉は表の八疊より聲をかけて『何か御用ならば、私が行きましやう』といへり、峯吉は『イヤ、俺が行く』と答へて、岡本と共に表に出で、四條の辻にこれと別れ、四條小橋の鳥新に至れり、『軍鶏を呉れよ』といふに、今『軍鶏を潰すによつて、暫く待ち呉れ』といふまゝ、待つこと約二三分、竹皮包を提げて、近江屋に引返へしたるは、最早五ツ半時過(今の午后九時過)なりき。

四刺客來る 〓 流星光底兩雄倒る

岡本去り、峯吉去れる後、龍馬と慎太郎との間に、如何なる談話ありしかは知るべからず、されど、當時將軍の大政返上によりて、一局面を劈開せりといへ薩長藝三藩の間に於ては既に討幕の密盟成り、三藩の兵まさに播州西の宮に着せむとする際なるにて、特に慎太郎は、夙に乾退助(後伯爵板垣退助)、谷守部と共に、薩の西郷吉之助(盛隆)、吉井幸助(後伯爵友實)等と天目を指して討幕を約せることなれば、この際如何にして、優柔姑息なる土佐藩を驅て、この渦中に投せしむべきか、はた土佐藩有志としてこの間、如何なる手段を執るべきかは、當夜兩人の間に、焦頭爛額の問題なりしなるべしと想はる、やがて案内を請ふものあり、表の八疊に在りたる藤吉は、楷段を降りて、これを出迎へり(龍馬へは藤吉これを取次ぐを例とせり)、客は一人とぞ覺えし懷中を探りて名刺を出し、『拙者は天津川郷の某と申すものなるが、坂本先生御在宿ならば御意得たし』といふ

に、十津川郷中のものには、中井庄五郎前岡力雄を始め龍馬も慎太郎も共に相知れるもの尠からざれば、藤吉も別に怪しまず、かの名刺を持ちて、階段を上るを、三人の刺客は窃に尾し來りて、藤吉が、名刺を龍馬に渡して出て來れるを、一人進みてこれを斬れり藤吉は劊を被むる六刀にして、殞れぬ。龍馬は慎太郎と共に、頭を燈前に出して名刺を眺めむとする刹那「³バタリ」と大なる物音のしければ、店前にて若者共が戯れ居るならむと思ひ「⁴ホタエナ」と一聲叱咤せり（藤吉。名刺を取り次げることは、谷干城子の慎太郎より聞ける所。れ居たるを以て、名刺を取り）次（この咄嗟に、二人の刺客は奥の八疊に跳り入りて、一人は『コナクン』と叫びて慎太郎の後腦部を斬り、一人は龍馬の前額部を横に拂へり。龍馬は佩刀を後の床の間に置きありしかばこれを取らむと、背向になりたる所を、また右の肩先より左の脊骨にかけて大袈裟に斬られたり、されど龍馬は刀（吉行長二尺二寸）を取て立ち上れり、三の太刀は、刀を抜くに暇あらず、鞘のまゝにて受けたるが、この家の天井は東の軒下に至りて

漸く低く、穹窿形をなせるを以て、鞘の鐙にて天井を突き破れり、敵の刀は太刀折の所より六寸程鞘越に刀身を三寸ほど削り、流れてまた龍馬の前額を鉢巻なりに横に薙きぬ。ことに初太刀は、⁵腦漿白く汾出する迄の重創なりければ、⁶最早怵えず、『石川刀はないか、石川刀はないか』と叫びつゝ、其場に斃れ伏しぬ。慎太郎も佩刀を屏風の後に置きければ、これも刀取るに間なく、⁷短刀を取て立ち上りしもまた抜くに遑なく、鞘のまゝにて渡り合へり。この短刀は、田中顯助の贈る所にて信國の在銘なり、白束朱鞘にて長さ尺寸前年の春、顯助京都の薩邸に潜服しける際、西郷吉之助(隆盛)顯助の爲めに熊と琉球朱を薩摩より取り寄せ呉れければ、これにて塗らせけるが、鏝はハミダシ、海士に茅屋の景にて、⁸端頭は奈良彫なり。慎太郎はこれを顯助より懇望して常に佩用しけるが、これを揮ひながら、踏み込み、奮闘しけるも、初太刀の深手にて進退意の如くならず、左右の手と兩足とを斬られ、⁹特に右手は纔に皮を止めて殆んど切斷られたり。終に眩迷して、¹⁰割然として俯向に斃れしを、賊は刀

を舞はして二太刀ほど、臀部を骨に達する迄に斬り付けたり。(創は總てにて十一ヶ所なりき。其痛みによりて慎太郎は蘇生したるも、なほ死せる眞似して居たりしが、賊は最早本望を達したりとや思ひけむ、『もう宜い、もう宜い』との言葉を残して、楷段を降り去れり(或書に賊がこの時『義經少しも騒がすと謠を唄ひたりとあるは如何にやまだ確なる史料を得ず)

¹¹小頃くして、龍馬もまた蘇しければ、刀を抜きて燈火の前に、にじり寄り、刀を抜きて火光に照らし『残念々々』といへり。なほ慎太郎を顧みて『慎太郎、どうした、手が利くか』といひしに、慎太郎『手は利く』と答へしかば、¹²龍馬はなほも行燈を提げて次の六疊に至り、手スリの所より『新助醫者を呼べ』といひけるが、最早虚脱したりけむ、幽かなる聲して『慎太僕は腦をやられたから、もう駄目だ』との聲を最後に席に俯伏ぬ。其血は流れて欄干より下の座敷に落ちたり。¹³慎太郎は、痛を忍びて中敷居を上りて裏の物干の上に出で、家内を呼びたるも、應へなければ、更に屋根を傳ひて、北隣なる道具

商非筒屋嘉兵衛の屋根に至り、救ひを呼けるも出で来るものなければ、引き返さむとするに、兩足共に非常の重創なれば、最早起つこと能はず、其儘其處にすくみ居たりき。

近江屋¹⁴にては、主人新助は、楮下の奥の間にて、火鉢にあたり、其傍に妻女は、四歳になれる新之助と二歳になれる其妹とに添寢をなし居たりしが、けたましき二楮の物音に驚き、龍馬の身上に一大事起れりと思ひければ、まづ急を土佐藩邸に告げむものと表に飛び出でしに、刺客の同類にや門口に立番せるものあるを見て、引き返へし、居間に入れば、妻女も少兒等も戰慄して悲鳴を上げむとするに、新助は『聲を立てると殺さるぞ、聲を立つるな』と制し、蒲團を頭よりかぶせ、押へ付け置きて、裏手より、裏寺町に抜け、蛸薬師の圖子^(小)より、土佐藩邸に急を告げぬ、¹⁵一番に馳せ付けゝるは、邸吏嶋田庄作^(下)といふものなりき。

1 西郷隆盛傳、大久保利通傳、谷干城遺稿 2 清岡半四郎書翰、小野淳輔書翰、谷干城遺稿

- 3 井口新之助談話 4 谷干城遺稿、清岡半四郎書翰 5 田中光顯談話 6 谷干城談話、菊屋峯吉談話 7 田中光顯談話 8 谷干城遺稿 9 田中光顯談話 10 谷干城遺稿 11 菊屋峯吉談話、井口新之助談話、清岡半四郎書翰、維新土佐勤王史 12 井口新之助談話 13 菊屋峯吉談話 14 井口新之助談話 15 菊屋峯吉談話

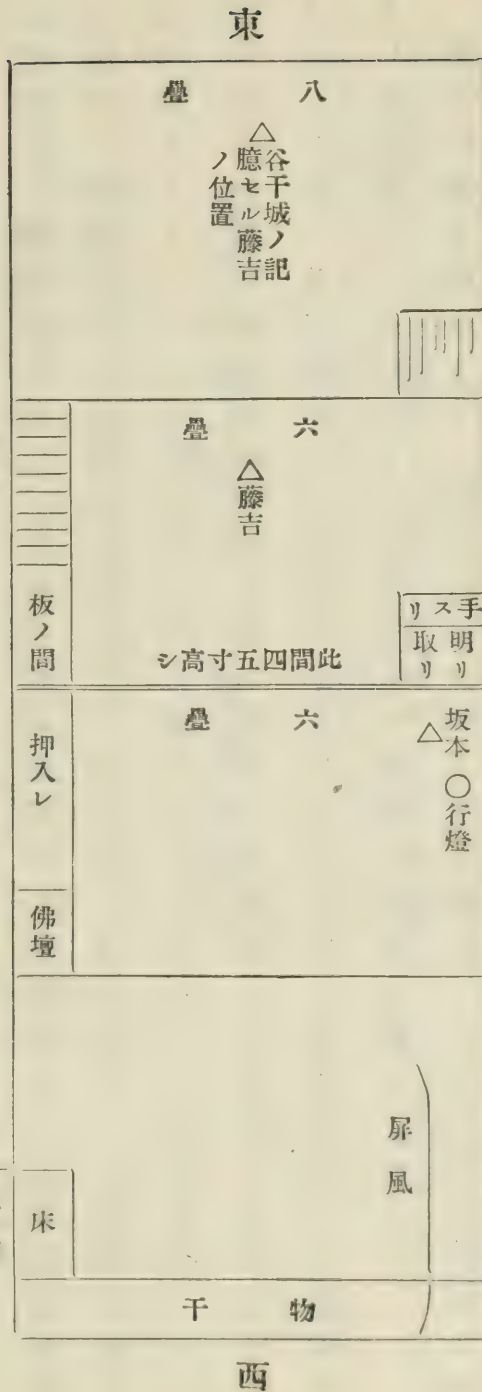
五峯吉歸り來る 〓 落花狼藉

これと前後して峯吉は歸り來れり。門口四五寸ほど開きて、土間に見馴れぬ下駄あるより、誰かまた來客にてもあるならむと思ひ、内に入らむとすれば、入口の壁に沿ひて、一人の男、抜刀の儘立ち居れり。峯吉は驚いて蹴鞠の如く一間餘りも飛び退きぬ。彼方も身構へする様子に、表の光りにすかし見れば、兼て見覺へある嶋田なり。『嶋田さんでは、御座らぬか』と云へば、彼方も『峯吉か靜にせい、いま龍馬がやられた、賊はまだ二階に居る、出て來たらば斬らうと待て居る』といふ、峯吉は、かゝることありとも知らざれば、『冗談

な言はれそ、中岡さんも來て居らるゝ、俺わしは今頼まれて、軍鶏しよもを買ふて歸て來た所だ』と答ふるうち、頭上の六疊にて（谷干城遺稿には藤吉は楷上表の方の八疊に躑居るとあり）藤吉の唸る聲聞えければ、扱はと思ひ、耳を澄ますに、楷上には他に物のけはいなし、最早賊は去りたるならむと、拔足して楷段を上れば、何やら足にぬめり付くものあり、腥き匂は、胸惡き迄に峯吉の鼻を掠めぬ。これ藤吉の血糊なりき。と見れば、次の六疊欄干のほとりには、孤燈明滅、影ほの暗きあたりに龍馬は血汐を浴びて、俯向に伏しぬ。鬼氣凄愴、陰森の氣は壁にも浸み入るかと思はれ、峯吉は覺えずトツカと其處に坐しぬ。不圖心付きて恐るゝ、行燈を携へ次の室を窺へば、血は疊を涵せど、慎太郎の姿見へず、僮倖にも無事に逃れたるなるべしと思へるに、隣家の井筒屋の屋上にて、人の呻く聲聞えければ、凝視するに、慎太郎なりき。請ふまた、峯吉をして當時の位置を圖せしめよ。

峯吉は氣を激まして『賊は既に去れり、上り來れ』と叫べるも、其聲は顛ひたりき。其聲に應じて、嶋田まづ上り來りぬ。近江屋新助、及其弟新三郎妹の

南



某も上り來りぬ。裏の納屋に隠れ居たりし新助の妻も小兒を抱きて上り來

りぬかくて一同力を合せて慎太郎を隣家の家根より八疊の座敷に昇き入
れぬ。兩雄²が流せし血汐の飛沫は床上の小幅に散せり。幅は同志板倉槐堂(筑
前助)の描く所、梅花に椿花を配す。圖上に『丁卯之晚秋於畏人小築書屋
寫』と題せり。後に海援隊書記長岡謙吉は、幅上に左の數十字を記せり。

自然堂直柔先生。與石川清之助。燈下擁爐而閑語。寂若無人者。忽有三暴客。從
暗中躍而斫之。予僕雲井龍藤吉亦死之。予時在浪華。聞變而到。到則滿座狼藉。
迸血及壁幅。當時之狀。可想也。實慶應丁卯十一月十五日也。

懷山樵夫 長岡 徇 謹誌

兎角³する内、曾和慎八郎(傳左衛門)は藩邸より驅け付けぬ。谷守部、毛利恭助
の二人は、大森(或は、越後屋)より馳せ來りぬ。孰も顔上殺氣迸りて、切齒すれども
及ばず。龍馬をばまた奥の八疊の座敷に移しぬ。龍馬は體中また溫氣あれど
も、既に絆切れたり。慎太郎は重傷ながら、精神なほ確かにして、慎八郎に向ひ
『刺客なほ樓下に潜むが如し油斷するな』と告げぬ。慎八郎『もう居ない

安心せよ』と答ふれば、慎太郎『然うか』と點頭きぬ。土佐藩邸よりは、曩に三條大橋事件の際、竹野虎太を治療せし、醫師川村エイシシン來りて、慎太郎と藤吉に手宛を施しぬ。『早く陸援隊に通知せよ』といふに、峯吉は、何處よりか、騾馬を曳かせ來り、これに打乗り、百萬遍の東は、白川の土佐藩邸に向ひぬ。折節、雲の止絶を洩る月は、溜水に映じて、青燐夜飛ぶかと疑はれ、隕星光鎧を曳て、長く、蹄の音軽く霜に冴え行く。

⁵この時海援隊士は多く隊長の命によりて、丹波、近江、大坂等に赴き、僅に在京せるものとは、兩士のみなるが、しかも各々居所を異にせり、白川⁶の陸援隊の本營には、田中顯助留守し居たりしかば、峯吉の注進により、驚きて追取刀にて立ち出でしも、まづ薩邸の同志に急を告げむものと、相國寺の傍なる薩邸に至り、吉井幸助(後伯爵友實)を誘ひて、飛ぶが如くに馳せ付けぬ。至れば本川安太郎(陸援隊士)も既に來り合はせぬ。慎太郎は、意氣なほ平日の如く、同志に向ひて、遭難當時のことを物語れり。『刀を手許に置かざりしこそ、不覺の基

なれ、諸君今後注意せられよ』と。また『早くやらぬ(討幕の)』とこの通あべこべにやらるゝぞ』といひ『坂本といひ、自分迄咄嗟の間に、かく迄やられしより見るも、敵は餘程の武邊者と覺ゆる、因循優惰と嘲りし幕士中にも、また如斯ものあり、諸君ゆめ／＼油斷し給ふな』といひ、なほ『刺客のいひし言葉に、『コナクツ』といひしかば、『コナクツ』といふ言葉は、四國のもの、よくいふ言葉である、さすれば、刺客は四國のものに違いない』と物語れり。顯助は慎太郎に打向ひ『長州の井上聞太を御覽なさい、あれ程斬られても、まだ生きて居る、先生決して力を落し給ふな』と勵ませば、幸助も亦た傍より『三藩の兵不口西の宮に到著せむとする、一擧の口も近きに在るぞ、請ふ君自ら強うせられよ』と云へば、慎太郎は莞爾として自ら死期を知るものゝ如く、從容として後事を諸士に囑し、特に鯉沼伊織(後伯爵香川敬三)を顧み『我が爲めに岩倉卿(具視)に告げられよ、王政復古のこと、一に卿の御力によるなり』と、伊織立ち歸へりてかくと具視に告げゝるに、流石に強項不屈の具視も、默然として

涙を流し『何物の兇豎ぞ、我が片腕を奪ひ去る』と、長嘆息せり。諸士は、慎太郎の枕邊に侍し且つ龍馬の死骸を護りしが、屋外の落木雨よりも繁く、戸隙を掠むる風力刀よりも凜々しく似て、夜色沈々、人語らず、遙かに撃拆の聲を聞くのみ、慎太郎は頻りに渴を訴へ、焼飯を欲するに、これを與ふれば其一顆を喰ひ盡しぬ。

田中顯助、本川安太郎等は、この夜書を裁して、變を海陸兩隊の士に告げぬ。十六日午の刻に報書の一は大坂に着しければ居合せたる菅野覺兵衛、長岡謙吉、小野淳輔(高松太郎の龍馬の姪)等の隊士は直ちに乘船、十七日の朝入京せり。

藤吉9十六日の夕方(清岡半四郎の書翰には七ツ時とあり)落命せり。慎太郎は、出血の多かりし爲め衰弱甚しく、特に後頭部の疵腦に觸れしかば次第に嘔氣を催し、十七日の夕方(清岡半四郎の書翰には九ツ時死とあり)に至り、英魂呼べどもまた返らず、龍馬の後を追ふて終に不歸の客となれり。最後11に至る迄も『速に討幕の舉を決行せざれば、却て敵の爲めに逆襲せらるゝを以て、同志の奮勵を望む』との語を反覆して

止まるやうに。

- 1 菊屋峯吉談話
- 2 坂本家文書
- 3 谷千城遺稿
- 4 菊屋峯吉談話
- 5 小野淳輔書翰
- 6 伯爵田中光顯談話、谷千城遺稿
- 7 勝田孫彌所聞吉井友實談話
- 8 土佐維新勤王史、岩倉具視實記
- 9 小野淳輔書翰、谷千城直話
- 10 小野淳輔書翰、清岡半四郎書翰
- 11 谷千城遺稿

六葬儀——條岩西郷の哀涙

愼太郎¹既に死す、即ち龍馬と共に隊の式を以てこれを葬むることとなりければ、海陸兩隊士は勿論土藩士²及び在京諸藩の同志等來り會し、十八日の八ツ時³(今の午³后二時)近江屋より三棺を出せり。第一に龍馬、次に愼太郎、最後は可憐にも偶然に兩雄の死に殉せし、忠僕藤吉の柩なりき。兩雄が爲めには莫逆の友人にて、偶々出京せる木戸準一郎^{後孝}は、涙を揮て『高知藩士坂本龍馬墓』、『高知藩士中岡愼太郎墓』の二墓標を書せり、薄れ行く夕暮の日影淡く、白張の提燈風に戦ぎ、葬列は、群鴉の聲々頭上を掠めて、西の空には、はや星の瞬

き涙を含めるものゝ如く、土佐藩邸の前より靈山指して過ぎ行くを、沿道の士女は、堵をなして、これを送れり。中には珠數爪まぐりて涙ながらに、題目を唱ふるものもありき。この幾千の群衆の中には、必ずや前日の刺客も潜み居るならむさらば、嘸や會心の笑をなしてこれを見るあらむと思へば、隊士は胸もそゝろに張り裂くる思せり。計一たび四方に傳はるや、知ると知らざるに論なく、同志は天下の爲めに、其人を失ふを惋惜せり。特に當時なほ太宰府に在りし三條實美は、慟哭爲めに寢食を忘るゝに至れり。十二月廿日、祭壇を設けて兩雄の靈を祭り、和歌を詠じてこれを哭せり。

⁶維慶應三年十二月五日、予祭大山道正之靈賦和歌二章、聊述哀悼之情、以代祭文。

いかなれハおもハぬ風にたはむらむ

世にもかゝれる人のたまのを

君かため身のためおもひ頼しも

かひなくなりし事そかなしき

今日⁷於本願寺、坂本直柔、中岡慎太郎(道正)之亡魂を神道を以祭候事、右ニ付御殿より賜物有之、且御側中及隨從之面々、薩藩士等も弔ひ吳、入夜、五ツ時相濟候、條公より被下候。

御詠歌如左。

武士のその魂やたまちはる

神となりても國守るらん(前後なほ二首あり同前略)

⁸また越前藩士三岡八郎(後子爵由利公正)は、福井に在りて龍馬の死を聞き、哀悼の念禁する能はず、曾て龍馬と邂逅し、其説に傾倒したる、下山尙等數人と共に其靈を祭りたり。

- 1 小野淳輔書翰
- 2 中岡慎太郎日記
- 3 菊屋峯吉談話
- 4 田中光顯談話
- 5 回天實記
- 6 中岡家文書
- 7 回天實記
- 8 海援隊日誌

七復讐——一足の下駄

兩隊長の横死によりて、隊中の士は中流に楫を流せるが如く、暗夜に燈を失へるが如く、いづれも其適歸する所に迷へり。或は憤悶し、或は落膽し、或は其敵手を獲て、甘心せむとするものもありき。同時に起れる疑問は、刺客の果して何者なるやといふに在りき。慎太郎のいひける『コナクソ』と賊の殘せし言葉は、四國者のいふ言葉なれども、これのみにては、雲を掴むが如く何處を搜索せむ様なし。賊の遺留品としては、僅に下駄一足と、刀の鞘とあるのみなりき。下駄にはウラの焼印ありき、瓢亭といへば、南禪寺と、先斗町の内なるべしと思ひ、新助は翌日日十六先斗の瓢亭に至り、『この下駄に見覺なきや』と尋ぬるに、『如何にも、手前共の下駄なり』と答ふ、『さらばこの下駄を誰かに貸したる覺なきや』と問へば、『昨夜新選組の御方に貸しました』と答へぬ。さては敵は新選組に極れりと、犇くものもありしがたゞ一足の下駄の

みを以て、新選組なりと斷するもあまりに早計なりと、なほも偵察しける内かの刀の鞘は新選組の原田左馬之助の所持品なりといふもの、舊新選隊士の中より出で來れり、下駄は新選組に貸した鞘は原田左馬之助の所持品である。――彼はもと松山藩の出身で新選組である。――松山それは四國の伊豫で「コナクソ」の言葉は、其地方語である。隊士の疑問は磁針の鐵に赴くが如く、期せずして新選組の一點に固着して、離るべからざるものとなれり、今は疑問といはむよりは、寧ろ決定的事實として隊士の目前に驗はれり。其仔細を語るに先立ちて、少しく新選組のことに及ぶべし。

1 井口新之助談話

八 復讐 ―― 新徴組

新選組¹は、もと新徴組の前身なる浪士の分派にして、其新徴組といふは、幕府に於て新募せる諸國の浪士の集團なり。萬延以後尊攘の氣勢漸く盛なる

につれて、幕府に於ては、江戸に群集せる諸國の浪士の始末に困却し居たりし折柄、羽後天童藩の人、清川八郎は、この浪士を率ゐて、天下に事を爲さむとするの志ありければ、講武所教授方松平主税助(忠敏)に勸めて、浪士取立方のこゝとを幕府に建議に及ばせけるに、幕府に於ては、渡りに舟の思ひして、文久三年正月七日に至り、老中より『浪士共の内有志ノ輩御集ニ相成、一方ノ御固メ可被仰付候(中略)其心得ニテ名前取調早々可被申聞候事』と、主税助に達せられ、主税助を浪人取扱役といふに任せらる。されば、主税助は清川八郎をして、専らこの事に盡力せしめけるに、八郎は藝州廣嶋の浪人池田徳太郎といふものをして、諸方に遊説せしめけるに、集り來りたる浪士には、根岸友山(熊谷山)の豪家(在兜山)分部總右衛門(上同)等を始めとして、江戸及近郷に散在せる者倏ちにして、三百人に及べり。いづれも、天下の騷亂に乗じて一方の功を立て、あはよくば、千石、二千石の所領をも贏ち得むとする諸國のあぶれものどもなれば、中には、士分にあらざる百姓町人なども打ち混せり。かくて、この年二月四日に

この浪士をば、小石川の傳通院に集合せしめけるに、元來主税助は、八郎が本尊に祭り上げたるのみにして、是等を統卒すべき人物にあらざれば、間もなく其職を解かれ、鶴殿鳩翁(長銳民部少輔)代て浪士取扱役に任せられ、山岡鐵太郎、松岡萬速見又四郎の三人は取締に、佐々木只三郎、高久安二郎、廣瀬六兵衛は取締並出役に、中山修輔、山内八郎は調役といふを命せられぬ。三十人を一組となし、七組を置き、十人に一人の什長あり、清川八郎、池田徳太郎は取締附といふを命せられぬ。この時はまた新徴組の名はなくして、單に浪士と呼べり。この年三月、將軍上洛の事となりければ、この浪士も上洛の先手として、鳩翁鐵太郎等に引率せられ、二月廿二日堂々として京都に入り込みぬ。京都にては、市の西隅壬生村の更祥寺、新得寺などの寺院、及び民家に分宿しけるより、市中にては一般にこれを壬生浪人と稱せり。

この浪人の大部分は、志もと功名ありて、敢て幕府の爲めに死力を盡すといふにあらず、特に清川八郎の如きは、前年春中山家の田中河内助、緩猷等相

謀る所あり、潜に九州地方を遊説し、浪士を糾合して、嶋津久光の上洛を期とし、尊攘の旗擧せむものと計畫し、爲めに寺田屋の變を醸せし程の、過激の士なりければ、著京するや否や、同志と共に、學習院に向て、一封の建白書を捧呈せり。其趣意は、『將軍敕命を奉じて、攘夷せむとするにより、我等草莽のものと雖も、其趣旨を奉じ、忠を國家に盡さむが爲めに馳せ加はりたるものなれば、敢て幕府の祿位は受け申さず』といふの意にて、可成長文のものなりしが、朝廷にては、非藏人、嶋脚和泉、松尾伯耆の兩人これを受理しけるに、其年三月三日に至り、鷹司關白より、浪士取扱鶴殿鳩翁に向ひ、『今般、英艦生麥事件談判の爲めに、神奈川に闖入の聞えあるにより、其方召連候浪人共、速に東下致し、粉骨碎身可勵忠誠候也』(要取)との御沙汰書を傳へられたり。由來、天下の浪人に、關白より、如斯の御沙汰の降れることは、眞に未曾有のことなれば、彼等はいづれも、非常の光榮として感泣し、今にも異人と戦争の始まらば、一番槍一番首の功名せむものと、清川八郎を先導に、三月十三日に京都を出發し

て、同廿七日に、江戸に歸着せり。

然るに、この時近藤勇(名は昌宜、武州北多摩郡石原村大字大澤の人)、土方歳三(名は、郡桑田村、武州南多摩人)等

の一派は、清川八郎等と議論を異にし、我々は、幕府の爲めに募集せられたるものなれば、攘夷は素より爲すべきなれども、幕府を措ての攘夷は潔とする所にあらずとて、京都に残ることゝなり、矢張壬生村に屯營せり。其重なるものには、芹澤鴨(本名木村繼、二水戸の人)を首領として、平山五郎(加州)、田中伊織、野田健司、近藤勇、山南敬助(知信、仙臺人、後三郎)、新田革左衛門、土方歳三、葛山武八郎、松原忠治、沖田總司、藤堂平助、安藤早太、原田左之助、長倉新八、井上源三郎、河合義三郎(播州高砂)、酒井兵庫(攝州住吉)、奥澤榮助、佐伯又三郎(長州)、川嶋勝次(京都)等にして、漸次其數を増すにより、京都守護職松平肥後守(保容)には、この隊を以て、有志家の舉動を探り、市中取締の補助となさば、使益多かるべしとて、更に名を新選組と稱せしめ、其附屬となし、又文久三年八月十五日後は専ら其事に従はしめぬ。

- 1 幕末の浪士、新選隊始末記、東西記聞
- 2 柴太一郎談話、近藤勇
- 3 新選隊始末記

九復讐——新選組の暴横——象の鼻

幕府¹にては江戸に歸りし浪士の一隊を、本所三笠町の俗に夜鷹小笠原と稱する、旗下小笠原某(五千石)の邸に置き、更に高橋健三郎(後伊勢守泥舟)を取締役の中に加へ、月々何程かの賄を給することゝなせしが、元來不逞の徒なれば、幕府より支給せらるゝ小許の手當には満足せず、亂暴の舉動多かりしが中にも、兩國馬喰町大松屋に分宿せし石坂周造、村上俊五郎等の一隊(十人許)は、諸方の豪家を脅迫し、推借強盜をなし、茶屋料理を飲倒し、婦女を誘拐する等、傍若無人の舉動多かりしかど、幕府を後援とせるより、與力同心の力にもこれを制しかねければ、市民は浪士の名を聞て、毛虫の如く戰慄するに至れり。されば、全く無頼の惡徒にて、この浪士に關係なきもの迄も、浪士の名を假りて、剽掠を行ふもの多かりき。其一例は、何國の浪人にや、岡田周藏、神邊六郎(東西紀聞三朽葉新
吉神戸八)といふもの、大坂に於て擊劍の道場を開き居たりしが、今度江戸に

於て浪士召抱のことありと聞き、出府の上、浪士取扱所に至り、加入のことを中込みしも、如何なる仔細にや、加入を許さざりしに、其頃、兩國には、象を連れ來り、興行をなすものあり、珍らしきことして、市中の評判となり、夥しき見物なりき。一口、この周藏、六郎の兩人は、浪士なりと稱し、觀物小屋に入り、『其象の鼻を、おれに斬らせよ』といふ、象の鼻を斬て仕舞へば、象は死するを以て、觀世物小屋にては、商賣道具をなくする譯なれば、頻りに詫びたるも、聞き入れず、『斬らすこと出來ざれば、金を差出すべし』とて、結局何程かの金を強奪し、其金を以て芳原に出掛け、玉屋に登樓し、かの象の咄しをなしたるに、此頃廓中の娼妓は、廓外に出ることを禁じありしかば、いと珍らしきものに思ひ、頻りに『見たし』といふ、兩人は、『よしさらば見せてやらむ』と、數十人の娼妓を山谷堀より、屋根舟三艘に乗せ、兩國に至りて、象を見せ、夫より深川邊迄舟遊山と出掛けたり。最寄々々の料理店へ舟をつけ、酒は勿論、刺身といはず、料理といはず、すべての飲食物は、残らず無代にて徴發せり。何ともいは

む様なき亂暴なれども、何處の料理店にても、『否』といはゞ、斬り捨てられむことを恐れて、命せらるゝ儘にこれを差出せり。

この二人の亂暴のことは、三笠町なる浪人の本營に聞えければ、流石に、『我々浪人の名を假りて、かゝる狼藉に及ぶこと言語に絶したれば、直ちに斬捨てざれば、隊の名譽にも關すべし』といふものあり、中には『彼等隊内のものならば、兎に角、隊外のものなるにより、召捕りて町奉行に引渡す迄にて宜かるべしと、唱ふるものありしかど、馬喰町に止宿せる村上石坂等は承知せず、二人を三笠町に連れ來りて、首を刎ねこれを、兩國廣小路米澤町壺丁目鴻池といふ酒屋の前通、白粉商五十嵐の向側に梟せり。これは文久三年四月九日の夜のことなりき。

『附記』東西紀聞に載する所は聊これに異なり、七日に「深川假宅久喜萬字」を妓三人舟に乗せ外に藝者數人別舟ニ乗せ兩國にて上陸象見世物ニ入り象の鼻を切て仕舞なと、申出大ニさハがし夫より青樓へ上り酒興之

上妓女藝者は駕籠ニ而歸し其身三人ハ舟ニ乗候所を西河岸より外之浪士六七人來り呼かけ上陸させ何か聲荒に叱り候躰ニ而其儘引立浪士屋敷に連歸り候よし

1 幕末の浪士 2 東西紀聞

一〇復讐 || 清川八郎の横死 || 幕府飼犬に手

を嚙まる

かくて清川八郎は、幕府の因循終に決すなきを慨し、同志の徒を率ゐ、密かに横濱の夷館を襲撃せむことを計畫しけるを、幕府の爲めに探知せられ、この月十三日の夜、麻布古川端なる松平山城守の邸に、其用人金子與三郎を訪ひて歸るさの橋の畔にて、佐々木唯三郎の爲めに暗殺せられぬ。唯三郎は名は高城といひ、もと會津藩士にして本姓は佐々木氏、手代木直右衛門(勝任)の實弟なるが、夙に擊劍を藩の師範羽嶋源太に學び、精武流の奥儀を極めまた

沖津庄之助に従ひて槍術をよくせり、江戸に出ては和歌を鈴木大之進(重嶺)に學び、彦根の客臣長野主膳と親交ありしより、會津藩にては、幕府に運動すべき事柄は、佐々木の手を借りしこと尠からず、何時しか徒士の株を購ひて(萬延元年頃)幕士の列に入りしが、文久三年正月には浪士取締並として上京し、一先づ清川八郎等と共に歸府せしも、横濱燒撃の一條につきては、清川と論を異にし、終にこれを暗殺するに至れり。或はいふ、これ板倉閣老(勝靜)の内命に出るなりと。幕府に於ては、折角、おのれの爪牙となさむが爲めに取立てたる、浪士の亂暴と八郎等の陰謀とに驚き、翌十四日の夜市中取締を命せる酒井(莊内)大久保(小田原)松平(高崎)阿部(白河)相馬(磐城中村)の五藩に、平戸の松浦を加へて、三笠町の本營を始め、馬喰町の大松屋を圍み、石坂周造、村上俊五郎、岡田盟等亂暴過激の徒二十七人を捕へて、これを土方堀の兩藩侯に、分預し、浪士の一隊をば、モチノキ坂下田沼玄蕃頭の邸に分置し、實に其取締を嚴重にし、十六日に至り、二百二十七人を一組となし、始めて新徴組の名を附し、

三人扶持二十五兩を與へ、身分は伊賀者次席となし、輕格ながらも幕士の中に編入し、八月に至り庄内藩主酒井繁之丞（後左衛門尉忠篤）の附屬となし、十一月二十日に、改めて酒井家に『御附與相成家來同様處置可致』と仰せ渡されければ、隨て新徴組の名稱も廢せらるゝに至りぬ。これ實は幕府が酒井家に向ひて、厄介拂をなせるものなりき。

彼等は、酒井家の部下となり、市中を巡邏し警衛のことに従ひしが、亂暴狼藉なほやまず、市民を惱ますこと大方ならざりしかば、酒井家にては其都度これを捕へて、或は切腹せしめ、或は押籠に處する等、嚴罰に處せしかど、山田一郎、中村常右衛門、羽賀軍平、草野剛藏、天野精一郎等は、強盜刺客に類する所業夥しく、或は赤城山の舉に加はり、或は筑波の徒に投ずるものありき、其殘留せるものは、慶應三年十二月七日、三田小山薩州邸燒討の手に屬し、翌年二月九日、酒井家の藩士と共に莊内に赴き、戊辰の戰役にも與りしが、其子孫は今に土着して、庄内地方に存するもの尠からずといふ。

1 東西記聞 2 幕末の浪士、柴太一郎談話

一一見廻組 〓

幕府¹にては、烏合の浪士の強悍頗る制し難きに苦みこれを酒井家の附屬となすと共に、元治元年四月廿六日に至り、京都見廻組を置きて、新選組と相協同して、京都の警邏に任せしめぬ。新徴・新選の二組は、もと諸國の浪士を糾合したるものなれども、この度は、重に旗下の士の二男三男等より採用し、寄合蔭田相摸守^(廣)交代寄合松平因幡守^(康)を以て、其組頭となし、即ち『今度京都見廻り役被仰付候ニ付、是は、銘々に組の者二百人宛被成御預、與頭二人ツ、同勤方二人被附屬、右人体は追々可被仰付候、尤其方とも、并組之者共、家内召連、彼地へ引越候積可被心得候』と達せられ、大目付、目付へは、老中板倉周防守^(勝)より。

場所高

席御、普請、役元、次、御譜代場

七拾俵

京都見廻役

右之役、今度新規多人數被_レ仰付候ニ付、相應之者可成丈御譜代之者之内ニ亦相撰、早々書出候様可被致候、尤御抱之者ニ亦も、格別ニ見込候ものハ、其趣認加可被差出候、且又相應之者無之向は、其段書付ヲ以可被申聞候。

但書出候名前書、高歲附ハ勿論、御譜代御抱之譯、夫々認可被差出候。

右之趣御留守居以下、老中若年寄支配共、向々不洩様、早々可被達候事。

と達せられ、なほ『京都見廻役席之儀は、大御番頭之次と可被心得』と示され、五月六日に至り、蒔田相摸守は、京都への御暇として、金十枚、時服五枚を下し置かれ、特に相摸守と、松平因幡守の兩人へ御扶助として、金三千兩を下賜せられぬ。五月五日付かくて、見廻組一同はこの月下旬組頭に引卒せられて上京したるも、當時京都の空氣は、長州留守居より長藩入京を迫る等のことありて、著しく緊張し、何時異變を生せむも測られざるも、纔に二百人許の隊士を以て、市中の警邏に任せむことは覺束なければ、組頭²因幡守より、書を會

津藩江戸邸家老上田一學に寄せて、新選組のものより、可然ものを登庸せむことを照會したるに一學は、在京家老横山主税等に移牒して(五月十日付)協議する所ありたるも、主税等は、其待遇のあまりに輕微なるを以て、これを辭せり。されば、見廻組に於ては、京都にて城番組與力、所司代、組同心中より、劍槍銃などの心得あるものを採用して、其缺を補ふこととなりしより渡邊一郎、内藤某、野條某(以上城番)、桂隼之助、世良吉之進、川勝某、大西某、兒嶋某(以上同心)等數十人は前後してこれに加はりしが、十六日に至り、幕府にては開成所取締役小林彌兵衛等に、新に見廻組頭を命せり。かの江戸一ノ橋に於て、清川八郎を斬殺したる佐々木唯三郎が、組頭となり上京したる亦たこの時に在りき。かくて京都に於ては、見廻組と新選組と相對立して、警邏及守衛のことに從ひしかど、見廻組は兎も角も、幕府直參譜代の士多かりしより、新選組を外様新參の如く見倣し、新選組よりは、彼等肉食の徒果して、何事をかよくなし得べきぞと、見廻組を輕蔑し、兩々相軋るの風ありしかば、この年六月五日、三條小橋池田

屋に於て、新選組の士、吉田稔麿、宮部鼎藏、北添佑麿、望月清平、松田重助等、長藩士州等の浪士數十名を捕斬すれば、見廻組は、七月十八日、禁門の變には、幕軍の別働隊となりて、長軍を散々に驅け惱すなど、互に功名を競ふの勢を醸するに至りしかど、後には時勢の切迫するに連れて、互に提携するの必要を感じ、見廻組も同じく守護職の配下に立つに至りぬ。

1 幕府沙汰書 2 會津藩廳記録 3 中川四明談話

一一復讐 || 新選組 || 近藤勇、芹澤鳴を殺す || 西

本願寺に移轉

清川¹八郎等と別れて、京都に残れる、浪士の牛耳を取りたるものは、芹澤鳴と、近藤勇となりき。芹澤鳴は水戸藩のものにて、攘夷説を主張すれども、元來、剽悍無頼の徒にて、文久三年七月廿四日の夜、佛光寺高倉の油商八幡屋卯兵衛といへるもの、外國貿易をなしたりとて、これを千本通四條の南に誅し、三

條橋西なる揭示場に梟首し、葎屋町一條なる大和屋庄兵衛が、天誅組の爲めに、軍資金を調達したる風聞あるを奇貨として、これを脅迫したるも、應せざりしかば、部下を率ゐて、其家に發炮放火し、壬生村の下宿に引揚げたりしかば、會津藩にても、流石にこれを其儘になし難くて、近藤勇、山南敬助、土方歳三、沖田總司、原田左之助の五名を呼び寄せ、密に旨を含むる所ありき。これよりさき、芹澤は、四條通堀川邊なる吳服商人菱屋某の妻、梅といへるものと姦通し、暴力を以て奪ひ來り、妾となせるが、其黨平山五郎もまた、嶋原の娼婦(桔梗の妓小榮といふ)を誘拐し來て、宿所に引入れたり。九月十八日の夜、近藤は、同志を率ゐて、芹澤の宿所を襲はむと忍び寄りしに、折柄、平山の妾の便所に到らむと、戸外に出で來るを他に去らしめ、沖田總司眞先に跳り入りて、芹澤を斬る。芹澤は小刀を抜討に、沖田の鼻の下に少しく手を負はせたりしも、土方歳三の爲めに打留められ、姦婦梅も併せて、斬殺せられぬ。平山五郎は、山南敬助、原田左之助の爲めに切殺さる、かくて近藤等は、廿三日に芹澤の黨田中伊織を闇殺

し、同十二月廿八日には、また其黨野田健司の結髮中を原田に命じて不意に刺殺さしめぬ。これよりして、近藤を以て隊長となし、山南敬助を總長に、土方歳三を副長となし、威を洛の内外に振ひけるが、時々大坂に下りては、八軒家なる京家を以て、假りに下宿となし、富豪に迫りて、押借強盜をなす等のこと、毫も芹澤等の所爲と異なる所なかりしかば、人々厄病神の如く忌み恐れぬ。剩さへ、大坂町奉行組與力内山彦次郎といへるもの、沖田總司、長倉新八の兩人、相撲取を斬殺したることありし際、近藤勇を取糺したりしに、其應接無禮なりとて、沖田は、原田左之助等と共に元治元年五月廿日の夜、天橋橋上に要撃して、これを暗殺せり。この年六月五日の夜、三條小橋池田屋に於て、近藤等長、土、肥後等の浪士を掩殺したりし後は、彼等は浪人狩と唱へて、白晝拔身の鎗を閃かし、土足の儘旅人宿、料理店等に闖入し、客人を檢査する等、亂暴なる舉動多かりしが十日の夜、土佐人麻田時太郎といへるもの、友人四五名と共に、東山曙亭に會飲し居たりしを、會藩士柴司の爲めに怪しまれ、鎗疵を付け

られしより、會藩と土藩との間に葛藤を引起し、麻田は、會藩より差遣はされたる、醫師を謝絶し、終に武士道相立たずとて自殺するに至りしかば、會藩にても柴司を自殺せしめ、其過失を謝し、事落着するに至りしかど、一時は土佐藩士の憤激一方ならず、畢竟かゝる事に至るも、新選組の暴横に煽揚せらるゝによれば、壬生寺³に押寄せ、其徒を塵殺すべしとの風聞專なるより、流石に彼等もいたく戒心し、壬生の陣營の表門へは『天笠の横町へ轉宿す』との張紙をなし、市内に潜服することゝなれり。

其頃、西本願寺本堂の北に、集會所と稱する大堂あり、大法會執行中は、諸國門末の僧徒等多數茲に集會して、法會に列する所にして、平日は、べ切りあれと、時としては説教など執行する所なり。新選組にては、曩に久留米の劍客片山九市變名齋藤主計等、西本願寺の演武場にありて、禁門の戦争始まると共に、同志廿餘名を率ゐ、門主を擁し、天機伺と號し、參内し爲す所あらむとせしに、其計書發露して、片山等皆六角の獄に繋がれしことあるを奇貨とし、西本願寺を

脅迫し、かの集會所を借りて、本營となさむことを迫れり。西本願寺に於ても、始の内は拒み居たりしも、若し強てこれを聞き入れざる時は、如何なる後害あらむも量られざれば、翌年四月に至り、終に集會所を彼等に借渡せるが、山南敬介はこの事につきて近藤等と議を異にし終に屠服せり。彼等は同所に『新選組本陣』といへる掛札をなし、日々試發と稱して、空丸ながら大砲小銃を連發するより、參詣人は素より、附近の老幼は恐れて近寄らず、西本願寺の迷惑大方ならざりければ、會藩公用人野村左兵衛、小森久太郎等に交渉して、漸く境内に於て試發のこのみは、差止め壬生の寺内に發砲の場所を設けたりしが、此比入隊せる浪士には、芦屋昇(肥)、新井忠雄(江)、武田觀柳、大石鍛次郎、今井祐次郎(江)、吉村貫一郎(南)、中村玄道、久米部沖見(共)、清原清、安富才助(共)、後等數十名に及び、益々勢焔を張れり。

- 1 新選隊始末記
- 2 佐々木高行日記、會津藩廳記録
- 3 新選隊始末記

一三復讐——好漢伊東甲子太郎

これより坂本中岡の暗殺一件に、大關係を有せる伊東甲子太郎の一黨の入隊のことを語らざるべからず。

甲子太郎は、もと常陸國志築の脱藩にて、諱は武明、初め大藏と稱し、後攝津と改む。性寛厚にして義を好み和歌をよくし、尤も擊劍に長せり。文久の初江戸に出で、深川に道場を設け、子弟に教授せしが、元治元年春藤田小四郎等攘夷の兵を筑波に擧ぐるに及び、同年八月初旬、兵戸侯松平大炊頭(頼)鎮撫の爲めに、水戸に下ることゝなりければ、有志の浪士應援として隨行することとなり、上野山下雁鍋に集合せしが、伊東亦其席に在りしを、久留米の脱藩古松筒次(變名權藤真師)は、伊東を別席に呼びて『この行、必ず失敗に終るべし、我は藤田等と相約する所あれば、今にして去り難きも、君はこの地に留まりて他日の成功を期せらるべし』と、切に止むる所ありしかば、伊東は、實弟鈴木三樹三

郎をして、これに加はらしめ、おのれは江戸に残りしに、果して筑波の一擧は敗北に歸し、鈴木は逃走して江戸に潜服せるうち、去文久三年正月横濱運上所に於て英人を傷けし筑後久留米の浪士篠原泰之進(後秦林親)及加納道之助(伊豆)の(人後)服部武雄(赤穂藩後二郎三郎兵衛)佐野七五三之助(尾州藩)大村安宅(相馬藩)等と邂逅し、其志を語るに及び、鈴木はこれ等の壯士を兄伊東に紹介しけるに、伊東は一同に向ひ『今や憂國の士は、みな京師に集まりて、尊攘の計畫に盡力すれば、我等も亦た上京して、力を國家に致さむと思ふが如何に』といひければ、衆これに賛同して、伊東を盟首となし、十一月十四日(新選隊始末記には十五日とあり)江戸を出發して、上京の途に就き同月三十日(新選隊始末記には十二月一日とあり)着京し、近藤勇を訪ひて、時事を談じけるに、近藤はもと一介武辨の人なれば、伊東の卓論に服し、伊東を參謀に推し、鈴木を十番隊長に擧げてこれを厚遇せり。

されど、伊東の志は、もと尊攘に在りて、近藤土方等の如く、幕府の走狗たるを甘するものにあらざれば、勤王の士にして、新選組の爲めに嫌疑を受けた

るものを、陰に庇護せしこと尠からず、新選組がかの長藩の赤根武人、久留米藩の淵上郁太郎等を、一旦捕縛して間もなくこれを放還せしが如きも、伊東の斡旋によるなりとの説あり。また隊中の浪士富山彌兵衛初四郎太薩藩内を田仲之助の僕を介して、薩藩の大久保市藏(利通)に面會し、夙にこれと聲息を通ずる所あり。慶應二年正月廿八日には、近藤及篠原泰之進、緒形俊太郎と共に京都を發し、二月三日廣嶋に着せしが、伊東は篠原を伴ひて、老中小笠原壹岐守(長行)に面謁し、屢々尊王の大義を説き、諸藩の周旋方田中孫兵衛(小倉藩)、井上六之丞(筑前藩)、花房孫太夫(備前藩)、宮川六郎(田邊藩)等と會談し、頻りに長州寛典の處置あらむことを論議せるが、終に下關に至り、長州藩野村某(和作?)等と會し、尾州老侯(慶應)の上京を周旋せむことを約し、四月二十七日歸京の後、九月十五日京師を發し、十九日名古屋に至り、同廿一日成瀬隼人正の邸内に於て本多彦三郎、長谷川壯藏等と協議する所あり、老侯は廿五日發駕のことゝなりければ、伊東もこの日を以て、歸京の途に就きけるに、廿六日、伊東は、近藤、土方等と大に時務を論議

し、相合はざる所あり、伊東は終に新選組と分離の念を懐くに至れり。

1 新選隊始末記 2 秦林親日記 3 秦林親日記、新選隊始末記

一四復讐 〓 同類相屠る殺人團 〓 伊東の一黨分

離す

新選組¹は、もと烏合の衆なれば、隊長近藤のこれを馭する、隊規頗る嚴酷にして、聊かにても、異論のものあれば、これを自殺せしめ、或はこれを殺害して、纔に隊規を維持するに勉めたり。されば田内知、真田次郎等は痴情の爲めに、隊士より詰腹を切らせられ、田中寅藏も亦た攘夷論の爲めに、隊士と爭論して、自殺を命せられ、河合儀三郎といへるものは、會計方を勤務せしが、隊金費消の嫌疑によりて、割腹せしめらる。五番隊長武田觀柳は、洋式調練のことにつきて、近藤等に啣む所ありしを、竹田街道にて誘殺せられ、酒井兵庫は、薩藩に内通せりとして要撃せられ、川嶋勝次は、押借の舉動ありしとして、坊主にせら

れたる上二條磧に斷頭せられ、淺野薫も亦同様のことありしとて、葛野郡川勝寺の川中へ、沖田總司の爲めに切捨てらる。總てこの隊の人を殺すことは、犬猫を屠るが如し。また富豪の家に闖入しては、金錢を脅取すこと殆ど毎日の如く、遊里に入りては、常に無錢遊興をなし、或時住吉の角屋に、四五人にて登樓せしに、折節多客にて斷られしを不快に思ひ、同家臺所の大釜は、山緒ある古物なりとて大切になし置きけるを、引揚げて石に投じて微塵となしぬ。これみな元治元年十一月頃より、慶應二年十月頃のことなりき。剩さへ、翌三年十一月九日の夜には、さきに隊士後藤大助等が、巨掠の池の留場所にて、小鳥を撃ちけるを、伏見奉行與力横田内藏允が咎責しけるを、啣みて、同志と共に、其家に忍び入りてこれを暗殺せり。

されど、新選組は、幕府の爪牙となりて、勤王家を剿除すること大方ならざりしかば、近日幕臣に列するの内命ありしを、兼て近藤等の所爲を快からず思ひ居たる伊東甲子太郎は、弟三樹三郎、篠原泰之進、服部三郎兵衛、新井忠雄、

藤堂平助、阿部十郎、加納鵬雄(一に鷲雄に作る)、清原清、富山彌兵衛、橋本會助、毛内監物

(有之助)中西登、内海次郎、齋藤一(後山口次郎)、五稜廓にて戰死等と協議し、この年

(慶應二年)九月廿六日、伊東は篠原を伴ひ近藤土方等に面し、離隊の旨を通告し、こ

れより山陵衛士となり、只管勤王の爲めに盡力すべしとのことを申述べたるに、近藤等は、其決意の難きを見て、強て止めなば、如何なる鬭争を生せむも計り難しとや見たりけむ、承諾の旨を答へければ、伊東等十五人は、各所持の武器を携へ、五條橋東なる長圓寺に引揚げたるが、この時伊東は其同志なる茨木司、中村五郎、佐野七五三之助、富川十郎等を間牒として新選組に残し置けるに翌三年五月いつれも、新選組の爲めに掩殺せられたり。

1 新選隊始末記

一 五復讐 || 新選組南不動村に轉營す || 伊東甲

子太郎坂本中岡に忠告す

扱¹、また西本願寺に於ては、兩御堂の側に新選組の本陣を据えられしより、其隊のもの時々割腹死罪等を執行し、或は町人を縛し來て、日として苛酷の所置をせざるなく、恰も極樂に地獄を合併せるが如くなるを歎き居たる折柄、市中巡邏の際、肥後藩某の不禮せしとかを以て、本陣に拘引せしを、肥後藩の壯士は大に憤激し、大砲二門を引出し、本願寺の表門に備へ、大宮裏には、劍鎗隊を埋伏せしめ、醒ヶ井口よりは小銃隊を以て、今や新選組を塵殺せむと犇^もきしを、同藩の留守居周旋方奥村軍記、木村辰馬、大里八左衛門等騎馬にて乗附、藩士をなだめ、近藤土方等に面會し、以前の藩士を受取歸り、漸くの事にて落着せしけるが、この事ありしより、本願寺に於ては、恐怖一層愈増して、遂にこれを他處に移すの策を決し、新選組の山崎蒸、吉村貫一郎等に厚く賂ひて、頻りに其不要害を説きたるに、新選組にてもこれを承諾し、地坪建屋等の注文をなしけるにより、堀川通の東木津屋橋の南不動堂村の内一町四方の地所を本願寺に於て買ひ求め、望むが儘に、屋敷を新築せり。表門、高塚、玄關門、

長屋使者の間より、長廊下を設け、近藤土方の居間、諸士の部屋々々等、美麗を極め成就しければ、この年(慶應三年)秋の末、本願寺よりこゝに引移りければ、門主を始め一山の徒、厄病神を立退かせたるが如き心地して、漸く愁眉を開けり。これより先き伊東等は、泉湧寺の塔頭湛然長老によりて、孝明天皇の御陵の衛士とならむことを、朝廷に願ひ出でけるに、三月十日に至り、傳奏より願の通り衛士を命せられければ、いづれも本懐を達せるを喜び、翌元治元年六月には東山高臺寺塔頭月眞院に引移り、伊東は名をも攝津と改め、戸田大和守(忠怒)の下に、山陵衛士の頭となり、一黨と共に泉山御陵をも兼勤せり。其間には各、勢州中國筋等を歴説し、伊東は新井忠雄を伴ひて太宰府に至り、水野正名(溪雲齋)によりて策を三條實美等に献じ、或時は『日本國中皆兵に編成せざれば、外國と衡争する能はざる旨』の建白書を國事御用掛柳原大納言光愛に呈し、また藤堂平助は、美濃の博徒、水野彌太郎と結びて、農兵數百人を相圖次第にて、京都に繰出すの約を定め、且つ京都の郊外に養豚牧畜のこと

を計畫し、また薩藩大久保市藏(利通等と機密を談する等、尊攘の爲めに只管盡瘁する所ありしが、坂本龍馬、中岡慎太郎の身邊は、常に新選組の指目する所たるを見て、一日伊東は、龍馬を醬油屋に訪ひたるに、折柄、中岡慎太郎も來り合はせければ、近頃聞く所によれば、新選組見廻組の輩共は御身等の跡を附覘ふとの事なり、充分御用心ありて然るべし、特に坂本氏には、斯る町屋に寄寓せらるゝこと、危険至極といふべし、速に藩邸に移りて、國家の爲めに自重せられよ」といひけるに、慎太郎は「御好意忝なし」と感謝の意を表せしかど、坂本は、例の無頓着の性質とて、格別意に介する状も見えざりければ、伊東は月眞院に歸へりて、後、篠原泰之進、服部三郎兵衛に向ひ、今日忠告の事を談じ、『中岡氏には、實にもと心付たる様子なれども、坂本氏には我々の舊新選組に關係ありしを以て、兎角に嫌疑を挾むと覺えたり、龍馬子の採用せざるこそ残念なれ』と云ひけるが、間もなくして、十五日の變あり、兩雄共に兇刃に瘡るゝことゝなりぬ。惜しむ人に惜しまるゝ人、昨日は人の身の上、今日は我

身の上、いづれは消ゆる道芝の露の命の定めなく、伊東も亦た十八日の夜、新選組の爲めに誘はれて、頓血を路上に塗るに至れり。伊東は、兩雄の變事を聞き、早速近江屋に馳せ付け、吊意を述べけるが、かの刺客の残し置きける蠟色の鞘を示すに、『これこそ、新選組のものゝ差し居りしものなれ』といひしかば、かの遺留せる下駄と共に、海陸兩隊士の嫌疑は、一層新選組の上にかゝれり。

1 新選隊始末記 2 新選隊始末記、近藤勇、田中光顯談話

一六復讐 伊東甲子太郎誘殺せらる 餘黨白

川邸に投ず

伊東¹の部下なる齋藤一といへるは、其實新選組の間牒なりき。伊東等の動作は、悉くこの間牒によりて、細大となく近藤に報せられければ、近藤等は、今更の如く、伊東の反覆を憤りけるが中にも、土方歳三は、『月真院の後山より

大砲を打下し、門前南北の街路には小銃を備へ、不意に彼等を夜襲すべし』と建策しけるを、近藤は『そは餘りに大層なり、謀計を以て塵殺すべし』とて、²十一月十八日（小野淳輔書翰に十七日とあるは十八日の誤なるべし、從て同書翰には爾後の事を記すに一日つゝの差違あり）の午後醒ヶ井木津屋橋下ル近藤の妾宅（嶋原木津屋の深雪太夫、佛光寺下屋敷もと大坂新の許町吉田屋の娼妓なりしと妹お孝大坂曾根崎に居る）の許より書狀を以て、伊東に云ひ越せし趣は『國事に付、御談合申度義あれば、御入來被下度』とのことなり、伊東は洒落の人なれば、左程の戒心を挾まず、承知の趣を答へて使を返へしけるに、篠原、服部等は一兩日以前、齋藤一が、軍用金を持ちて逃亡したることあるより、一層疑心を懷き、『奸智に長けたる近藤なれば、如何なる計略あらむも量り難し、出向はるゝことは宜しかるまじ』と諫めけれども、伊東は『何程の事かあらむ』とて出懸けたり。扱近藤の妾宅に到れば、兼て待ち設けたることなれば、特更に山海の珍珠を調べ、打ち解けたる狀にて酒宴を催し、土方歳三、原田左之助、吉村貫一郎等も出會ひて、酌む程に、酬ふる程に、伊東は泥の如く酩酊しければ、『國事の相談は、明夜にす

べし』とて、跣躑として、亥之刻過(午後十時過)近藤の妾宅を立ち出でけるが、木津屋橋通りを東へ入りしに、南側は、火災後にて、踈なる板塀ありけるを、待設けたる近藤の部下大石鍬次郎は、板塀の透間より大身の鎗を以て伊東の肩先より咽を貫けり。もと伊東の馬丁にて勝藏といへるもの、日比恰惻に立働くより、伊東も目をかけて、侍分に取立てありしが、何時しか近藤等に籠絡せられたりけむ。後より物をも言はず伊東の肩先を大袈裟に斬り付けたり、伊東は、志津兼氏の佩刀を抜打に、勝藏に手を負はせたる儘、油小路へ出北へ登りしに、上手よりも、五六名の刺客抜刀にて馳せ來るを見て、伊東は、所詮逃るゝ處なしとや思ひけむ。東側なる法華寺の門前に石碑ありしに、其臺石に腰打ちかけ『奸賊奴等が』と大喝一聲して、其儘其處に打ち斃れぬ。一人の刺客は寄り來りて、其左足を切るに、少しも動かざりければ、其死骸を、同通なる七條の四ツ辻の中央に迄引きすり來りて、其處に擱き、近藤の指揮にて、新に入隊したるもの、兩三名を町内のものに仕立て、月眞院へ差向け云はせけるは

『唯今、御衛士隊長には、土州人と口論の上、及傷となり、向ふは、五六名にて衆寡敵せず、隊長には、菊桐の提灯を持ちながら横死を遂げられたり速に死體を御引取あるべし、拙者等は町内年寄五人組のものなり』と言ひ捨て、立去れり。居合せたる伊東の實弟鈴木三樹三郎を始め、服部三郎兵衛、武雄、篠原泰之進、加納鵬雄、藤堂平助、富山彌兵衛、毛内監物等大に驚き、岡本武兵衛といへるものを宰領となし、人足二人に駕籠を吊らせ、現場に駈けつけるに、油小路七條に來りし頃は、夜の八ツ時過なりき、道の中央に伊東の切り斃されあるを見て、一同は、歎き悲めども及ばず、死骸を駕籠に入れ、人足を促しけるに、片足を外に出したるを、藤堂は、これを駕籠の中に入れむとする際、加納は一聲高く『賊だ！賊だ！』と叫びぬ。この時、三ツ角の町屋より伏勢四十餘人ほど、拔劍にて斬て蒐るに、藤堂一番に抜合はして切り結ぶ、高臺寺組は素肌なり、敵は多勢にて、皆鎖帷子を着せり、服部毛内の兩人は、北の方の門柱を後楯として相支へ、篠原、富山は、東の手と血戦し、鈴木加納は西の敵と切合ひた

り。駕籠は二三間北進しけるも、かくと見て、武兵衛はこれを打ち捨て、人足と共に遁走せり。藤堂は、敵を四方に引受け、數ヶ所の重傷にて斃れ、尋で毛内は、北の溝際へ切り伏せられ、富山、篠原は輕傷を被むり、東へ走り、鈴木加納も今は多勢に敵し難くて、西の方へ逃げ去りけるが、中にも、服部三郎兵衛は、剛力の大兵にて、ひとり肌に鎖帷子を着し居たりければ、少しも多勢に屈せず、腰に挑燈を差したるまゝ、三尺五寸の長劍を打揮ひ、向ふ敵三人を切り伏せ、二人に手を負はせ、飛鳥の如く働くに、敵は一人と見るより、取り卷かむとすれども、東側なる人家を後楯となし、また門扉を以て一方となし、二方に敵を受けて惡戰せり。されば、これが爲めに疵を被むるもの多く、敵は槍を以て亂刺し、遂にこれを仕留めぬ。翌朝これを見るに、手の指其處此處に飛散し、小櫃にとりたる人家の壁には、鬚の毛の付たる肉を始め、血痕淋漓として數十ヶ所に散亂し、激戰の狀思ひ遣られて、見るも悽き程なりしとぞ。此時新選組にても即死三人、手負は特に夥しかりしが、伊東を始め四人の死骸をば、三日（林）

親日記には(五)迄も道傍に捨て置き、もし取收めに來るものあらば、猶も討ち果
日の間とあり)さむと伏勢を設けありしが、誰一人とて來らざりければ、三日日の夜、佛光寺
通大宮西へ入淨土寺へ埋めたりしを、明治元年三月下旬に至り、縁故の人々
相集まりて、泉涌寺内戒光寺へ改葬し、石碑をも取建てぬ。

伊東³の黨なる、阿部十郎、内海次郎の二人は其夜伏見に在りて、此變を知ら
ず翌十九日の早朝月眞院に歸へりて大に驚き、川原町の土佐藩邸に至り保
護を求めけるに、邸吏拒みて肯はざりければ、轉じて白川なる陸援隊に來り
投じ、田中顯助(後伯爵
光顯)に面會し、潜服の事を依頼せるに、白川邸は、野原にて甚
だ要害に乏しければ、田中は、其夜兩人を二本松なる藩邸に同道し、これを中
村半次郎(後桐野
利秋)に托せり。また其夜辛うして鬪争の場を切り抜けたる、篠原
泰之進は烏丸今出川下ル大隅阿波介方へ駆込みけるも、後難を恐れて取り
合はざりければ、今出川御門外なる、桂宮の諸太夫尾崎兵部權大輔方に隠れ、
翌十九日の七ツ時(午後
四時)相國寺の薩邸に至り、留守居隈本敬一郎、内田仲之助

の二人に面會し、『庇護せられたし』と求めけるに、折柄遠武橋次來り會ひて、これを引受け、堀川なる太閤屋敷に伴ひ歸へりぬ。中村は既に其消息を知れるものから、今阿部、内海の兩人の來り投するに及び、これを太閤屋敷に送りて、篠原等と同居せしめけるが、廿日には篠原の妻萩野、新井の妻小靜、伊東の妾等もまた遠武橋次に送られて遁れ去りしかば、太閤屋敷も用心よろしからずとて、更にこれを伏見下板橋なる薩邸に移しぬ。

「附記」十二月十七日に篠原、加納、富山、阿部、佐原（八郎、篠崎新八）内海等、復讐の爲めに、近藤を伏見藤の森に要撃したることあるも、本文に直接關係なきを以てこれを略す。

伊東の一黨中、藤井勇七郎（始橋本會助、郡山脫藩）は、後に水野八郎と稱し、陸援隊の人々と共に鷲尾隆聚を奉じて高野に赴き、後軍曹に擧げらる。佐原は、久留米遊撃隊の長たりしが、明治元年七月五日五條の南下寺町にて、同隊次長井口重次郎の爲めに刺され、歸宅して死す。竹川直衛（清原、改名）は、薩藩に

加はり、同年四月三日白川城攻の時戰死す。富山彌兵衛は、同年四月二日越後出雲崎に於て斥候に出で、水戸の市川の徒と戰ひて死せり。

1 新選隊始末記、谷干城遺稿、近藤勇小野淳輔書翰 2 小野淳輔書翰、秦林親日記 3 新選隊始末記、小野淳輔書翰、秦林親日記、谷干城遺稿

一七復讐 阿部内海等の證言 三浦休太郎陰謀

俠商鳴尾屋與三郎

坂本¹、中岡の刺客につきては、始めは五里霧中に在りしも、幸に一足の下駄と、刀の鞘とを殘しありて、下駄は瓢亭の主人より『前夜新選組のものに貸與したり』との證言を得、刀鞘は伊東甲子太郎が『新選組のもの、所持品なり』といふものから、刺客の搜索につきて、一道の光明に接したる心地しけるが、かの篠原泰之進、富山彌兵衛の兩人は薩邸に入るに及びて、中村半次郎に面會して、『坂本中岡兩先生の刺客は、新選組のものなり』と告げゝる

より、半次郎は、かくと陸援隊に内通しければ、隊中のものは、薩邸に至り、『は
や推し寄せて新選組を討ち潰せ』と猛り立つもありしかど、猶事もし、會津
侯の内命に出でたりとせば、其證蹟をも得むものと、一同無念を抑さへて白
川邸に引き取れり。隊中より二名(名前不詳)のものを薩邸に出し、かの篠原等
に面會し確證を得むとしけるに、折柄長州藩士某々等(これも名前不詳)來り會ひて
『今日の所は、兎も角も我々に任せられたし』といふにぞ、さらばと、心なら
ずも、また白川に立ち歸りしが、其夕内海次郎、阿部十郎の兩人を、白川より薩
邸に送るに及び、『彼等は久しく新選組のものと起居を同うしけるものな
れば、もし彼夜の刺客が、果して同組のものならむには、賊の殘留しける刀鞘
につきて、必ず見覚えあるべし』と、廿四日頃、谷守部(後千城)は、毛利恭助と共
に、中村半次郎を伴ひ、伏見の薩邸に至り、かの刀鞘を篠原、阿部、内海等に示す
に、彼等評議の末、『慥かに新選隊原田左馬之助』の鞘に相違なきことを申
出しぬ。猶も探偵せしめけるに、紀藩の三浦久太郎(後安)は海援隊の汽船伊呂波

丸と紀藩の船明光丸との衝突沈没一件よりして葛藤となり、終に紀藩より償金を出すことゝなりしを遺恨に思ひ新選組のものに命じ坂本中岡の兩人を暗殺せしめけるなりといふもの專なりしかば、此方に於ても、最初より充分に新選組を疑ひ居たることゝて、『扱は敵は愈々新選組に極まれり兩隊長の爲めに復讐せざるべからず』と兩隊の壯士は腕を扼して窃に其機を窺へり。

其頃³紀州の材木屋にて、加納宗七といへるものありき。家も素と富めるを以て、勤王家を庇護せること尠からず、陸奥源二郎（初陽之助後伯爵宗光）の兄、伊達五郎等とは、尤も同志の間柄なりけるが、この年十一月末日京都に出で來り、陸奥に面會していへる様は『近頃由々しき大事を聞き出せり、そは本藩の三浦久太郎（後安）は、大垣の井田五藏と會桑二藩に通謀して、本藩の兵と大垣の兵とを入京させ、火を薩邸に放ち、勤王家を一掃して、再び幕勢を回復せむとするの策あり、既に本藩の兵五百名は入京せり、追て二千人を出すの計畫なり

されば、この謀を伐つには、三浦を襲殺する外なかるべし』と、陸奥は素より、龍馬とは、師弟の關係ありて、早くより、恩顧を被むること淺からざりければ、さらでも、憎きは三浦なり、公私の仇讎必ず報せざるべからずと、この事を兩隊の同志のものに謀れり。さき以呂波丸償金の一件につき、長崎に赴きたる中嶋作太郎(後男爵 信行)は紀州との談判を了へ、石田英吉(後男爵)が船長たる海援隊の横笛船に便乗し、十一月十二日に齋原治一郎(後大 江卓)と共に、長崎を發し龍馬に復命の爲め上京の途につきたるが、十五日(坂本中岡の暗殺せられし日)に馬關に上陸し、阿彌陀寺畔なる伊藤九三(助太夫)方に坂本の妻女お鞠(お良)を訪ひ、二十一日に神戸に到着して、始めて坂本中岡遭難のことを知り、急ぎ上京して、三條車道なる酢屋(土佐藩 下陣)といふに投宿せり。陸奥は中嶋を訪ひて、まづ三浦陰謀のことより復讐の事を相談しければ、中嶋は恰も觸頭の如くになりて、白川邸十津川邸を始め、所々に潜服せる同志に通知し、同志は中嶋の宿所及び大谷の入口、左側の角なる月廼屋といへる貸席に數回協議し陸奥源二郎、加納宗

七、岩村精一郎(後男爵 高俊) 關雄之助(澤村惣之丞) 齋原治一郎、竹中與三郎の六人を以てまづ實行員と定めけるが、この竹中といへるは、神戸の鳴尾屋與三郎といへる茶商にて、天性俠氣に富み、勝安房守の海軍操練所の、神戸に在りける頃より、龍馬とも懇意となり、陸奥等は、間接直接に其庇護を被むること淺からざりしが、奮てこの一舉に加はらむことを申込めるなり。この時加納宗七は、國許より、百兩餘の金子を持參しければ、各現場より脱走の準備にとて、四兩づゝを陸奥の手より、銘々に分配せり。

- 1 小野淳輔書翰 2 谷干城遺稿 3 大江卓談話 4 三吉愼三手記、海援隊始末 5 大江卓談話、中嶋信行書翰

一八復讐 〓 美妓小玉 〓 三字の印ある三味線箱

〓 南無三人違！大江等三浦の宿所を訪ふ

かくて、三浦の出入を偵察しけるうち、三浦が屢々下河原の下なる一カ園¹

の鳥居の前を下に下りたる所に今に赤壁の家（殘）に通ふことを突き留めたり。其頃、
れりこれ當時の一力にして今の一力にはあらず。祇園の妓にて、小玉といへるは、十八九歳にて有名の美人なりしが、三浦は、こ
の女の姿色を愛し、足繁く通ふとのことなるも、京都の料理店は、一現のものを
を客とせざる例なれば、天竺浪人なる同志は、懷中に四兩の金は呻り居れど
も、一人として一力の客となるべき、資格あるものなければ、三浦の歸途を要
撃せむものと、まづ小玉の往來を注意しけるに、其箱丁の携へたる淺黄木綿
の三味線函の風呂敷には、三浦の苗字にあやかりたるものにや、三の字の染
出しあり、これぞ屈竟の目標なれとて、なほも附狙ううち、六日の夜、目標ある
三味線函は、一力に入れり。扱は愈々三浦が來り會ひたるに相違なしとて、一
同は、月廼屋を立ち出で一力の門外に待ち伏せたり。

夜を晝なる紅樓の灯、しはぐ瞬きて、更け行くまゝに、鍋焼温鈍の聲さへし
ばしは途切れつ、犬の遠吠のみ、寒氣と共に腸に浸み入る東雲頃、一挺の垂駕
籠は、一方の門を出でぬ『須破こそ三浦逃すな』と、一同は囁き合ひて、この

駕籠の後を踪けぬ。駕籠は四條通より暇に出で、三條の大橋より川端を北に三浦の宿所とは反對の方向に進み行く、扱は我々の追跡したるを知れるより、他に避くるにやあらむと、なほも慕ひ行くうち、二條間近く覺ゆる頃、駕籠は、川碯に降り立ちぬ。足端はよし、人通りはなし、此處にて仕留めずば、また場所はあらじと思ひければ、『御待ちなされ』と聲をかくるに、駕籠舁は、息杖を入れながら、びたりと其處に止まりぬ。駕籠の中よりは、『どなたで御座るか』といふ聲聞えたり、やがて進みよりて垂を揚ぐると、南無三違つたり、……客は年の頃、三十四五歳より七八とは見えす、昨日剃りしか青黛の痕勾やかに、色飽く迄白き美男にて、黄八丈の衣を着て、鮫束の大小を佩び、宿酔を積の朝風に醒まさんとにや、羽織は態と着ず、滾れかゝる鬢の毛を、手にて抑さへながら、『何方で御座るか』とまた問ひぬ。此方は猶も白々しく、『失禮ながら、紀藩の三浦久太郎殿に、用あつて御慕ひ申せしものなるが、貴殿は三浦殿にては御座らぬか』と問へは、彼の侍は、『イヤ拙者は、梁川藩の留守居

某と申すもので御座る』と答へぬ。『こは失禮を仕りたり、さるにても、三浦殿とは御一座にてはなかりしか』と尋ぬれば、『如何にも、三浦氏とは一座致せしなれど、三浦氏には昨夜の中に御歸りなされしなり』と答ふ、こは三浦と喋し合はせて、刺客を撒き去らむ爲めに、かく答へしものによ、眞偽は慥かならざれども、明に人違せしことなれば、一同は今更に返さん言葉もなく、只管に詫びて其處を立ち去りぬ。

三浦要撃のことは、第一着に於て如斯失敗せしなれど、時後れては、愈々敵に戒心を與ふるなれば、これより直ちに推し込みて、目的を達すべしとて、岩村精一郎、齊原治一郎、關雄之助の三人は、油小路花屋町下ル、西側天満屋に三浦久太郎の旅宿を訪ひぬ。

『附記』從來三浦の旅館につきては、種々の異説あり、維新土佐勤王史には、油小路料理店河龜なりとなし、菊屋峯吉は、油小路七條上ル新選組屋敷となし、西村兼文の新選隊始末記には、油小路花屋町下ル、西側天満屋と

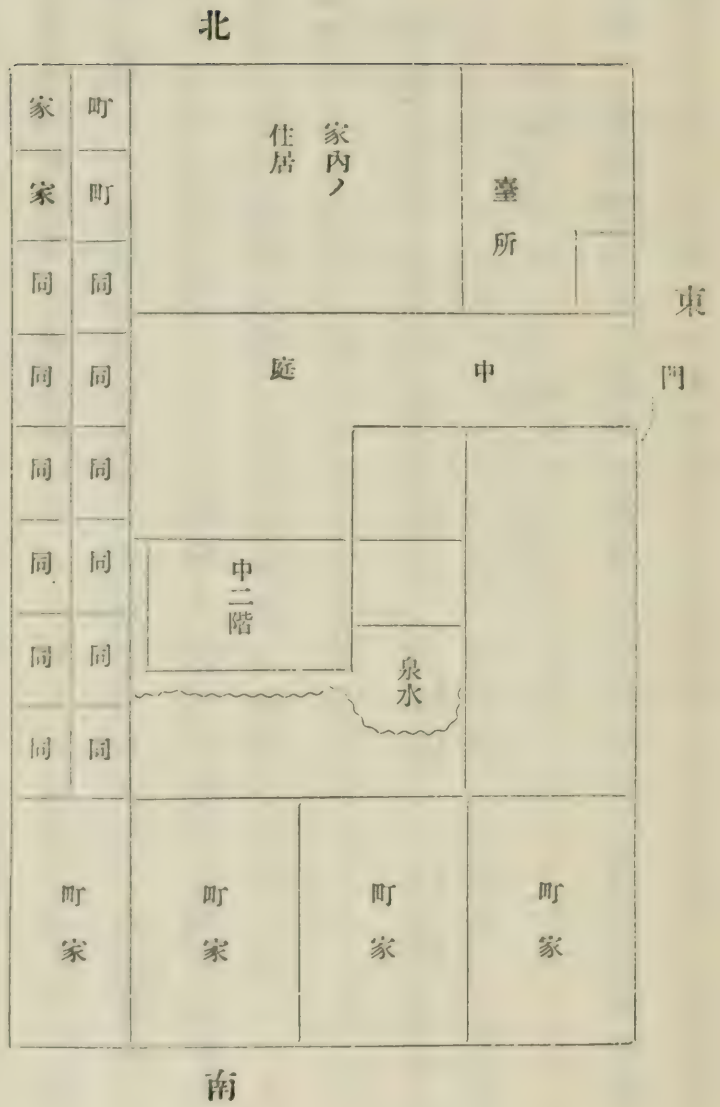
なし、小野淳輔書翰には、御馬屋通り油小路上ル處紀州下陣とあり。予は本件につきて、種々探索を試みたる結果、右始末記の所載及び、本件に係者中唯一の生存者なる大江卓氏の談話、また友人川田瑞穂氏の好意によりて、送附せられたる京都市會議員高橋正博氏(七條宰相信元の雜掌正意の男正意は油小路七條上ル所ニ住セリ)の談話聞書等を參照して、天満屋説を採用するものなり。

刺客の一人なる、當時の齊原治一郎今の大江卓の追懷談によれば、三浦の旅館の門は東向にて、西は近く西本願寺を望み、周圍には板塀ありて、門内廣く左側に行けば、右手の二階に三浦が止宿し居れりと。今大江翁の記憶を巡りて、これを圖せしめよ。(次頁に掲ぐ)

かくて、一同は偽名の名刺を作り、取次に渡し、もし三浦の在宿ならんには、坂本中岡の刺客の所爲に倣ひて、直に其後より尾し、電光石火の裡に一撃し去らむものと、充分仕度を調べ、玄關に至り『三浦先生御在宿ならば、御意得たし』と、かの名刺を渡したるに、取次のものは直に『先生は御不在で御座

西

西本願寺



ります』といふ狀、決して作り言とは覺えず、邸内森閑として、眞に人なき如くなれば、『さらば宜しく傳へられたし』と頼みて引取りぬ。左るにても、屋敷の要害など、如何あらむとこの時一同は、窃に邸内を物色し歸れりとなり。天満屋にては、岩村關等の言葉訛にて夫と察しけむ、後に大江翁の岡本健三郎より聞く所によれば、この日、午後、三浦の宿所よりして、土佐藩邸に『貴藩邸に、箇様々々の人在らるゝか』と照會し來りしかば、『左様のものは、更にこれなし』と答へて使を歸へせしとぞ。

1 大江卓談話

一九復讐 〓 天満屋階上の亂鬪 〓 怪傑中井庄

五郎 〓 長蛇を逸す

この日、六ツ時¹ (午後六時)頃より刺客は、陸奥の注進により、西洞院御前通の角料理店河龜に集まりぬ。集まりし面々には、陸奥源二郎、岩村精一郎、山脇太郎、山

崎喜都馬、本川安太郎、松嶋和助、藤澤潤之助、竹野虎太、齊原治一郎、關雄之助、一木某(豐永貫一の變名)、加納宗七、竹中與三郎、宮地某、十津川浪士には、前岡力雄、中井庄五郎等なりき。讀者は、曩に三條撤札一件の記事に於て、中井庄五郎の名を記憶せらるべし。この男は、身の丈六尺に近く、筋骨倦く迄逞ましく、頭髮常に蓬々として、手といはず、足といはず、胸といはず、鬚毛毳々と生ひ繁りければ、人呼んで熊といひき。顔面紫黒を帯びたるは、黴毒の爲めなりとぞ、さるに酒を飲み、肉を喰うて平然たれば、『かくては、終に癒ゆるの期なかるべし』と忠告したるものありしに、答へて『いや、酒肉を嗜めば黴毒は重る、藥を飲めは癒ゆる、そこで拙者は酒肉もやれば、藥も飲む、差引すれば、善くも、悪くもならぬ譯なれば、夫にて結構なり』といへりとぞ。この年六月、長藩の品川彌次郎の旨を受けて、奇兵隊の反覆者村岡伊助が、虛無僧となりて京都に潜服し居たりしを暗殺したることありしが、平生愼太郎とは、特に知己の間柄なりければ、奮てこの舉に加はりしなり。中嶋作太郎は、この日齊原と共に醉

屋を立ち出て、三條大橋の邊迄來りしも、別に思ふ所やありけむ。『僕はイヤになつたから止める』といひて立ち去りぬ。されど胸襟洒落萬事人の意表の外に出づる性質なれば、誰も此の人を腰拔なりと誹るものはなかりしはこの人の一徳なりき。

一同は、此處にて名残りの酒宴を催し、白手拭を分配して、味方の目標となしぬ。或は其頃流行り初めたるピストルを用意せるもありき。五ツ半過午後九時頃此處を立ち出て、天満屋に赴きぬ。陸奥、本川、松嶋、竹野、竹中、中井、山崎等は正面に向ひ、岩村、藤澤、關、山脇、前岡、加納等は側面に向ひ、齊原、一木等は西本願寺の方面、即ち裏手の方に廻りぬ。こは、西本願寺は既に三浦の出兵せる紀州勢の本營となり居れるを以て、三浦の此の方面に逃去せんことを慮り、其退路を絶たむとするなり。まづ一番に、山崎喜都馬は、備前藩の僞名にて打通れば、引續て、中井庄五郎真先かけて『諸君御免』と八疊の間に躍り込み、『三浦氏は其許なりや』と問ひかけ、『然り』と答ふる間もなく、片脇突きて拔討

に三浦の頬を斜に切り付けたり、この時三浦は、朝の程、梁川藩留守居よりの注意もありたりけむ、また晝間、齊原、關等の訪問したることなれば、充分戒心ありて、紀藩⁸よりの從士の外に、新選組の土方歳三、齋藤一、原田左之助、吉村貫一郎、岸嶋房太郎、相馬主計等^{殿カ}を延きて守衛となし、酒宴して坐に在りしかば、『須破』と叫ぶと共に、拔刀して、總立ちとなりたり。この時、陸奥、竹中、竹野、山崎等は、既に闘入したることなれば、忽ち混戦となりたるが、本川は後れて楷段を上り來れるを、原田の爲めに肩先深く切り付けられ、(一説に手を切らるといふ)楷段より下に轉び落つ、敵は充分に用意したることゝて、大抵寸延びたる脇差を揮ひしに、味方は長刀を佩びたるが上に、僅に八疊の間に十數人のもの入り亂れて闘ふことなれば、進退頗る意の如くならざるも、中井⁹は平生の勇氣を揮ひ、恰も道場に在るが如く、『ヨイシヨ／＼』『お面』『お小手』と懸聲して斬り込み、敵二三人を斬て落す、この時、中井の刀は鏝元より、一尺許の所よりボツキと折れければ、なほもそれを打ち揮ひ、敵と渡り合ひ、或はピストルを

打ちかくるもあり、奮戦亂鬪の折柄蠟燭の火燭と消えたれば、全く如法暗夜の闇となり、何が敵やら味方やら分らず、たゞ『ヤア〜』と聲して滅多打に白刃を揮ふのみ、其時誰かは知らず『三浦を仕留めたぞ』と叫ぶものあり（一説にかく叫びしは）さらば、一同は室外に引き揚げしが、梯子段より、尾し來るものある様子なるに、陸奥は一刀を額に浴せかくれば、踏躑として打ち倒れぬ。この時側面より向ひしものは、室外に逃れ出る敵と、泉水の邊にて斬合ひしが、やがて正面の隊と一緒になりぬ。かくて、三浦の生死を充分に改めむとしたれども、西本願寺には、既に紀州の兵の到着あるありて、後詰せむことを慮り、思ひ〜に引揚げしが、三浦は窓口より飛び出し、一時泉水の中に潜み居りて間を窺ひ、西本願寺に遁れけるとなり。

- 1 坂本龍馬傳、大江卓談話、新選隊始末記、小野淳輔書翰 2 大江卓談話 3 田中光顯談話
4 小野淳輔書翰、大江卓談話、新選隊始末記 5 新選組始末記 6 坂崎斌談話 7 新選隊始末記、大江卓談話 8 新選隊始末記、小野淳輔書翰 9 大江卓談話 10 明治豪傑譚 11 大江卓談話

二〇復讐 — 牛棒となれる竹中與三郎 — 俄仕立

の駕籠屋

裏手¹に廻はりたる齊原一木等は、人家の路次より、天満屋近く忍び入りたるも、塀高くして入る能はず、折しも正面の隙は、はや打ち入りけむ『ガチャガチャ』『パチ／＼』『トタン、ボタン』と物音して、人の叫び、物の音手にとる如く聞ゆるに、近隣の家にては、これに驚き、雨戸を締める様子なり、心は矢猛に焦てども、こゝを打ち破ること容易ならねば、終に断念して正面の方に廻りぬ、はや、一同は引き揚げたるものと覺しく、森閑たる状なりしが、一人の男ヒヨロリと門内より出で來りぬと見れば、竹中與三郎なり『仕留たり』といへば、茫然として答なし、左の手に二尺ばかりの脇差を提げ、右の手を袂に入れ突立ち居たるに、齊原は其脊を叩きて『竹中どうしたか』と問へば『右の手の拇指をやられたが、相手は仕留めた』といふ『夫はイカス、手を

出して見せろ』といへば、右の手を袂より出すを見るに……今夜は空晴れて、月ことに明かなりき……指は愚か、手首を切斷せられたり、さるにても右の手にて切合ふうち、敵に切落されたりとせば、脇差も共に落つべき筈なるに、脇差は形の如く左の手に持ち居たり、こは怪しきことゝて、後に竹中に問へば、『俺もチョットも分らぬ』と答へ、今に不思議の一となり居れりとぞ。なほ、竹中は股をしたゝか切られたる體なれば、兎も角も、連れ出さむものと、肩にかけ、半町ばかり來るうち、陸奥、岩村、松嶋等と邂逅せり、然るに、竹中は既に虚脱したりけむ蹣跚として歩めぬ體なれば、『ソナナ弱い奴があるか』と擲り付くれば、少しく歩み、また立留れるを、なほも、『ソナナことでどうする』とまた擲れば、また歩み出す、かゝる程に、竹中の袖膨らみ出せしかば、陸奥は刀を以て竹中の吳絹服の着衣の袖を突けば、血潮は水瓶の口をあけたる如く流れ出でぬ。漸く松原通迄來りし時、一軒の駕籠屋を見出せり、『駕籠を出せ』と命するに、一同の容體當ならざるを見て、主人は『駕籠はなし』とて應

せず、駕籠は、目の軒端に吊しあるを以て、立寄りて取卸さむとしけるに、主人は遮りて『さうなされては困ります』とて、辭むを『さらば、これを取らすぞ』とて、齊原は胴巻に收めたりし、かの四兩を財布毎に抛げ出せば、當時の相場にて四兩あらば、町駕籠の二挺程は、優に購へるを以て、主人は始めて納得し『如何にも、承知致しました、併し駕籠はあげますが、駕籠舁は御免を蒙ります』といふに、是非なく『さらば我々にて舁かむ』と、竹中をこれに載せ擔きあげしが、土持、荷持何事も經驗ある天下の浪人も、駕籠舁は始めての事にて、足並揃はざるより、一人前に歩めは後の一人は、膝を駕籠の底に打ち付け、後の一人歩み出せば、前の一人は駕籠にて腰を打ち、困難言はむ方なけれど、交るべく擔ひて、木屋町は何番かの路次なる、春田元太郎(後に大坂府参事)といふ浪人の隠栖に擔ひ付けたり。

1 大江卓談話

一一一復讐——浪人春田元太郎——燒火箸の荒療治

この春田といふは、坪内求馬といへる人の次男にて、後藤象次郎の親戚なるが、仔細ありて浪人し、こゝに潛み自炊生活をなし居たりしが、折柄主人は何處へか行きけむ、家は鼠の住居となり果て、破れたる行燈と、土鍋、コンロの外は、殆んど一品もなかりし、漸く落付場所は見付けたるものゝ、竹中の血潮は、駕籠より漏りて、地上に斑點を残し來りしを以て、敵に追跡せらるゝの恐れあれば、齊原は、立ち出で、路上の血痕を草履にて踏み蹂り、三條の通に出て、外科用の針と、麻とを買ひ來れるが、其針は新針にて、研きも磨きもせさるものなりき。かくて、竹中の腕の療治に取かゝりしに、最早夜更けたれば、燒酎を購ふ便もなく、土鍋にて湯を沸かし、創口を洗ひ、舌にてこれを舐め、清潔になせしが、腥酸の味、今に於て忘るゝ能はずと、今の大江翁は語りき。まづ右の股の創を四針ほど縫ひ、二人程して腕を抑さへ、一人は前に廻はりて二針三針

と縫ふうちに、血は混々と走り出てやまざれば、火箸を眞赤に焼いて、動脈と
思ふ所にあつれば『ジュー』と音して、馬蹄を灼くが如き臭氣鼻を撲ちぬ。
されど、これにて血汐止まりければ、皮を引合はして漸く、手術を終はりしが
平臥する時は、昏衰の極、終に永久の眠に陥るの恐あるを以て、交るゝ後
方より、これを抱きけるに、最早神毛消絶して、やゝもすれば、睡らむとするに、
またも拳を固めて、これを擲り『ソソナに弱くてどうするものぞ』と激ま
せしも、額よりは、粘き汗しとゝと滲み出で、氣息も淹々たるを見ては、最早
斷末間なるかと思ひし。かゝる危篤の負傷者を、仄暗き行燈の影にて、看護す
るは、心細きものにて、更け行くまゝに、襟元より水を浴せらるゝが如く、夜寒
を覺えて、逢魔時の淋しさ、いはむ方なければ、薄情とにはあらざれども、夫々
用事をいひ出で、一人去り、二人去りて、終に齊原、一木、松嶋の三人のみとなり
ぬ。兎角する内、竹中は、糞を催したりといへど、勿論便器のあらむ様なければ、
かの土鍋にてこれを取りしが、夜明けの七ツ時午前四時頃頃と覺しきに、縫口は

じけて、またも血汐迸り出でければ、交るゝ、拇指にて、動脈の處を緊壓しつ
つ、誼はれたる一夜は明けて、八口となりぬ。さて朝飯を炊かむとて、臺所を探
がせしに、春田の殘し置きし米何程かありしかば、前の便器なる土鍋をよく
洗ひ、これにて炊き喰ひしが、流石によき心持はせざりきとぞ。夫より、河原町
の藩邸より、醫師山川有益を迎へて、竹中の療治をなさしめ、また駕籠に乗せ
て、竹中を白河なる陸援隊に連れ行きしは四ツ時(午前十時)なりしとぞ。

²今朝、市民の噂さを聞くに、天満屋の室内にての死傷者は明かならざれど
も、門前にて斃て居るものゝみにても、二人ほどありしと或³はいふ敵の即死
するもの十九人、手負は八人に及べりとぞ。また、楷上⁴の騷動始まりし時、土方
歳三の僕は、不動堂寺村なる新選組の陣所にかくと注進しければ、居合はし
けるものども、數十人、鎗太刀の鞘を外し、駈付けゝるに、堀川北小路の辻にて、
これも應援の爲め馳せ付ける紀州勢と出會ひ、双方敵と心得切結び、新選組
には、即死一人、手負三名を出し、紀州勢にも、手負即死尠からず、遂に敗走して

西本願寺へ引揚げゝるより、始めて同志討と氣付けるとなり。

味方⁵にては、本川安太郎顔を切られ、竹野虎太は手に負傷し、竹中與三郎は右の手首を切落されしが、鬪死は中井庄五郎一人のみなりき。中井が折れたる刀を以て、敵と渡合ひたる迄は、見たるものありしも、其後のことは誰も知らず、或は引揚げの際、誤つて味方の爲めに、斬られたるにあらずやとの説あり。天満屋にては、四五日過後、井戸の中より、中井の首を發見せしが、此夜中井の取落しありし刀の銘には、中井正五郎義高と彫付けありしとぞ。

1 大江卓談話 2 大江卓談話 3 小野淳輔書翰 4 新選隊始末記 5 大江卓談話 6 新選隊始末記

一一一 刺客は果して誰ぞ 〓 名聞狂者の言 〓 今

井信郎の自白

以上¹の行懸りよりして、坂本中岡の刺客は、新選組の所爲なりとなすもの多く、坊間流布の稗史等には概ね近藤勇士方歳三の二人を以て下手人なり

となせしが、明治三十三年五月に至り、雜誌近畿評論第十七號に、其頃遠州榛原郡初倉村に住居せし、今井信郎といへるもの、自から下手人と名乗りて、當時の實歴談を掲載し、其後大正四年八月五日、大坂朝日新聞には、京都の劍客渡邊一郎といへるもの、自ら坂本中岡の刺客なりと稱し、事の仔細を遺言したりとて、其遺言書なるものを發表せり。其他某甲、某乙坂本中岡の下手人と稱するもの、新聞雜誌に散見せるもの二三に止まらずと雖も、多くは名聞狂者とも見るべき病的發作者の言にして、一も信用すべきものあるなし。就中、右の今井信郎の説く所は、稍々憑據する所あるに似たれば、これを掲げて、子の判斷を下さむに、即ち其説によれば、『自分（今井自）はもと、徳川麾下譜代の士にして、祖父の時代には、軍學の師範をも勤めしことあり、自分は、劍術を榊原健吉に學び、慶應三年十月上京して、幕府見廻組の佐々木只三郎に頼りて、其組頭となれり。これよりさき、紀州の光明丸と、土佐の夕顔船と内海に於て衝突し、其件につきて、紀州よりは、三浦久太郎、土佐よりは、坂本龍馬出で來

りて、談判を開きけるが、其結果、坂本の勝利に歸し、三浦を謝らし、紀州より償金を取りたり。坂本は、海援隊を率ゐて、中々のきれものなりき、かゝる奴を生し置きては、天下の爲めにならぬによりて、切害せむことを發意し、同志とも寄々協議したりけるが、十一月十五日の晩、今夜こそはと、桑名藩の渡邊吉太郎といへるものと、京都の與力桂隼之助、今一人は現時生存し顯官にあるものにて、名前は云へねど、兎に角、四人にて出掛かけたり、當時自分は一番年長にて、廿六歳なりき、宵の程は、先斗町にて酒を飲み、十時頃、坂本の宿所なる河原町蛸薬師の油屋に至り、信州松代藩のものなるが、坂本さんに、火急に御目にかゝりたしと申入ると、取次のもの一旦取次ぎたる後、「こちらへ」と案内する儘、尾して二階に登れば、『松代ですか』『真田の藩です』といふ聲聞えたり、二階は、八疊と六疊の二間にて、六疊の方には、書生三人居り、八疊の方には、坂本と中岡が、机を中に挟むで坐し居れり、勿論中岡には、初めての事なれば、どれが坂本なるか分らず——早速機轉を利かして、「ヤア坂本さん暫く」とい

へば、入口に坐れる男どなたでしたねえ」といふ、ソレと言ひ様、最初鬢を一つたゝいて置きて、體をすくめる拍子に、横に左の腹を切る、この二太刀で、流石の坂本も「ウン」と云ふて仆れたり。自分は、最早絆切れしことのみと思ひしが、後にて聞けば、翌日の朝迄生存し居れりと。また、中岡の方は、坂本を殛せしかば、手早く腦天を三ツ程叩きしが、この間は、眞に電光石火なりし、併し前に自分が、坂本の室に入る前に、自分の後に渡邊が續いて入り來りしが、腰の鞘を立てゝ上りし爲め、六疊に居りし書生が、怪しと見て聲を立てたる爲め、始めは四人共に、坂本の室に入る筈なりしも、手順狂ひ、渡邊と桂は、早速に拔て書生と斬り合ひ、自分と今一人は、其間に入疊の間にて坂本と中岡を斃せしなり、書生は、渡邊と桂に斬り立てられ、窓より屋根傳ひにて逃げ去れり。自分は、其夜佐々木唯三郎の處にて泊まりしが、翌日、市中の噂を聞けば、中々の大騒にて、何れも新選組の仕業ならむ、多分は紀州の三浦休太郎が、新選組と合體して、企てしならむとのことなりし。剩さへ其夜、渡邊が六疊の室に、鞘を置て

歸へりしに、其鞘が紀州の士の差せる、高鞘に似たりしを以て、愈々三浦の仕業に違ひなしと云ふ事となりしが、暫くすると、果して土佐の若者三浦の家を襲へり、恰も其時に近藤勇が其處に居合せて、一所となり追ひ歸せしを以て、愈々坂本中岡を切りしは、三浦の仕業なりと思はしめき。云々』(取要)猶、今井は、渡邊、桂の兩人が、鳥羽の戦争に討死したることを語り。

1 近畿評論、大阪朝日新聞

二三刺客は果して誰ぞ——今井の自告に對する

谷子爵の駁論

この¹記事を讀みたる、故衆議院議長片岡健吉は、嘗て其聞く所と相違せる點少からざるを以て、當時、坂本中岡遭難の現場に立會へる、谷子爵谷干城にかの雜誌を寄せて、其實否を質問したり、谷子も一讀其事實に違ふものあるを憤慨し、明治三十九年京都東山招魂社に於て、一場の演舌を試み、これを辯

駁したり。流石當時の實歷者として、論旨確然、大に信據すべきものあり、今其要領を摘記せむに、『第一に、今井は、刺客を四人といへども、自分(谷子白)が翌々十七日迄生存したる中岡より聞きし處にては、刺客は確かに、二人なりきといへり。渡邊、桂の二人は死せりといひ、生存者の名前をいはぬも訝かし。死人に口なし、如何に虚言をなしたりとて、證明するものなきを如何にせむ。第二に、書生三人居合はせたりといふも、岡本健三郎の菊屋峯吉を拉し去りたる後は、残れるものとしては、坂本の僕藤吉のみなり、しかも、藤吉は斬殺せられたるにも關らず、今井は、書生は窓の方に、屋根傳ひにて逃げ去れりといへり。假りに逃げ去りしとせむか、この家には、普通京都の家にて見る如く、町側に面せる窓には、泥塗の大なる柱ありて、押すとも、突くとも、動くものにあらず、若しまた八疊の方の窓より逃げしとせむか、其處には坂本中岡が、賊と鬭争中にて、逃げらるゝものにあらず(前掲家屋圖面参照)。第三に、松代藩士云々といひて、面會を求めたりといふも、坂本中岡共に常に警戒を怠らず、十津川の者と名乗れ

ばこそ、平生懇意なるものもあれば、前田力雄中井庄五郎共に十津川人なり。僕藤吉も、取次ぎしなれ。松代藩士など云むには、藤吉も取次ぐものにはあらず。第四に斬懸けたる所作、如何にも芝居の仇打染みて、事實とは思へず。坂本中岡の兩人机を挟みて坐せりといふも、現場に机あるを見ざりき。且つや兩人共に、武邊の場數者、特に坂本は劍術の秀逸なれば、顔を見合して、話をしつづらめ、斬らるゝ如き痴鈍漢にあらず。第五に彼が斬り付けし兩人の創所は、實地予の目撃せし所とは、大なる相違あり云々』と。予は、なほ今井の語中に、紀州の光明丸と、土佐の夕顔船と衝突云々のことあるも、衝突せし船は、紀船明光丸と、海援隊の大洲藩より借り入れたるイロハ丸とにて、且つ三浦坂本共に直接其衝に當れるにあらずして、紀藩よりは岩橋徹輔、海援隊よりは中嶋作太郎(後男爵 信行)長崎に出張して、折衝せるなり。また坂本の宿所を蝟藥師の油屋とせるも、醬油屋近江屋新助方なることをも、附記せむとす。然るにこの今井の自白による時は、兩人暗殺の原因は、彼等兩人は、天下の爲め生存

せしむへからずといふにありて、全く自發的の計畫に出でし如くなるも、後²に今井が明治四十二年十二月十七日附を以て、大阪新報記者和田天華子に答へたる所にては

一 暗殺に非ず、幕府の命令に依り、職務を以捕縛に向、格闘したるなり。

二 新選組と關係なし、予は、當時京都見廻り組與力頭なりし。

三 彼れ曾て伏見に於て、同心三名を銃撃し、逸走したる問罪の爲めなり。

四 場所は、京都蛸薬師角、近江屋といふ醬油店の二階なり。

と訂正し、公命に出でたる如く告白せり、而して一言も前には捕縛の目的を以て向ひしことを言はざるも甚だ疑はし。

1 谷千城遺稿 2 坂本龍馬

二四 刺客は果して誰ぞ——有力なる資料——刑

部省の口書

谷子爵は、前記の理由によりて今井を以て一種の賣名の徒なりとなし、彼が眞正刺客たることを否定せられたり。されど、彼が自白の内に、曖昧にして甚だ徹底せざる所あり、多少の誤謬ありたりとはいへ、紀州と海援隊との葛藤を云々し、近江屋室内の構造のことに及び、坂本中岡對話の位置を語り、刺客の一人が刀鞘を忘れ去りしを説けるが如き、全く無關係の人の構造し得らるべきにあらず。されば、予は、彼が實際の下手人にあらざる迄も——よし何人よりか聞き込みたり、とするも——其人は、必ずこの事件に何等かの關係なからざるべからずとの疑問を懷抱せるうち、端なくこれを解決すべき有力なる資料を得たり。そは實に明治三年二月より九月に渡れる兵部省及び、刑部省の口書判決文の拔萃なりき。即ちこれに據る時は、戊辰の戰役後、新政府に於ては、特に坂本中岡刺客の發見に焦心し、野州流山に於て、近藤勇を捕縛の際も、糺問を試みたるも要領を得ず、其後、舊新選組は函館に於て幕兵と共に降伏せしかば、刺客は必ず其内にあるべしとて、横倉甚五郎、相馬主殿

(初) 等を鞠訊したるも、是亦た其刺客にあらざること判明せり。然るに、舊新選組の一人大石鉄次郎といへるものを、薩兵の手に捕へしかば、隊長加納伊豆太郎なるものにこれを責問したるに、彼は近藤等と共に、坂本中岡を暗殺したる旨自白せしも、後にこれを取り消し、『兼々勇(近藤)の咄に、坂本龍馬討取候ものは、見廻り組今井信郎、高橋某等少人數に、剛勇之龍馬刺留候儀ハ、感賞可致杯、折々酒席に、組頭のもの等へ、嘶候を協聞いたし居候』(口書取要)と、ことを申出でしに、偶々今井信郎も函館降伏人の中にありしかば、即ちこれを刑部省の手に移し、中解部小嶋充均、小判事宮崎有終等の掛りにて、これを鞠訊したるに、其自白せる所は左の如し。

刑部省口書

箱館降伏人

元京都見廻組

今井

信郎
午三拾才

(前略)翌卯年五月呼返之上同月廿二日京都見廻り組被申付七十俵六人扶持

宛行ヲ請旅費渡シ方等及遲延候ニ付同年十月始比上京其比在京見廻リ役
岩田織部は就御用向歸府後役小笠原彌八郎上京私儀周旋方相勤居候ニ付
專ラ諸藩士等ニ交接無暇同僚ノ者ハ姓名も一々不存程ニ有之處十月中比
與頭佐々木唯三郎旅宿へ呼寄候ニ付私並見廻組渡邊吉太郎高橋安次郎桂
隼之助土肥仲藏櫻井大三郎六人罷越候處唯三郎申聞候ニハ土州藩坂本龍
馬儀不審ノ筋有之先年於伏見捕縛ノ節短筒ヲ放シ捕手ノ内伏見奉行組同
心二人打倒シ其機ニ乘シ逃去候處當節河原町三條下ル町土州邸向町家ニ
旅宿罷在候ニ付此度ハ不取逃様捕縛可致萬一手ニ餘リ候得は討取候様御
差圖有之ニ付一同召連出張可致尤龍馬儀旅宿二階ニ罷在同宿ノ者も有之
候由ニ付渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助ハ二階へ踏込私並土肥仲藏櫻井
大三郎ハ臺所邊に見張居助力いたし候者有之候ハ、差圖ニ應し可相防旨
ニテ手筈相定メ同日晝八ツ時比一同龍馬旅宿へ立越候節桂隼之助儀ハ唯
三郎ヨリ巾付ヲ請一ト足先へ立越偽言ヲ以在宅有無相探リ候處留守中之

趣ニ付一同東山邊逍遙し同夜五ツ時比再ヒ罷越佐々木唯三郎先へ立入松代藩ト歟認有之僞名之手札差出先生ニ面會相願度旨申入候處執次ノ者二階ニ上リ候跡ヲ引續兼テノ手筈ノ通り渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助付入佐々木唯三郎ハ二階上リ口罷在私並土肥仲藏櫻井大三郎ハ其邊ニ見張居候處奥之間ニ罷在候家内之者騷立候ニ付取鎮メ右二階上リ口へ立歸候處吉太郎安次郎隼之助下リ來リ龍馬其外兩人計合宿之者有之手ニ餘リ候ニ付龍馬ハ討留メ外貳人之者切付疵爲負候得共生死ハ不見留旨申聞候ニ付左候得は致方無之ニ付引取候様唯三郎差圖ニ付立出銘々旅宿へ引取其後之始末ハ一切不存勿論龍馬儀舊幕ニ而如何様之不審有之者ニ哉前件之通り新役之儀ニ付更ニ不承且舊幕ニ而ハ閣老等重職之命令ヲ御差圖ト相唱候ニ付其邊ノ之差圖歟又ハ見廻リ組ハ京都守護職附屬ニ付松平肥後ノ之差圖ニ哉是亦承知不仕其後旅宿引拂二條城へ引移(下略)

午 月 日

二五 刺客は果して誰ぞ——首領佐々木只三郎——

下手人渡邊吉太郎、高橋安次郎、桂隼之助

是にて萬事は解決せり、即ちこれに據る時は、近江屋に向ひしは、見廻組のものにて、佐々木只三郎、渡邊吉太郎、高橋安次郎、桂隼之助、土肥仲藏、櫻井大三郎、今井信郎の七人にて、更に同日八ツ時(午後二時)頃、一回訪問したるの新事實を得たり。さて其時龍馬不在(?)なりければ、東山邊にて日を暮し、佐々木まづ僞名の名刺を渡し、取次のものゝ後に尾して、渡邊、高橋、桂の三人二階に上り、佐木は楷段の上り口を警戒し、土肥、櫻井、今井の三人は其邊に在りしも、家内の者騒立つるにより、取り鎮め置、再び楷段の上り口に來りし時、高橋、渡邊、桂等の既に楷を下り降り來るに會せるなり、電光石火の間の事なりしこと、想像に餘あり、この三人の内、誰が僕藤吉を斬り仆し、誰々が坂本中岡に向ひしかは、今判斷に苦しむも、兎も角も、一人は藤吉に當り、二人は龍馬と慎太郎に

迫りしは、想像に難からざるなり。

されば、今井は楮上の實戦者にあらざれば、勿論實際の模様を知るべき様もなく、高橋等三人のものと雖も、『龍馬其外兩人計、合宿之者有之、手に餘り候に付き、龍馬は討留め外貳人之者切付疵爲負候得共、生死ハ不見』といへるに徴しても、狼狽の狀想ふべし、特に名刺の一段に『松代藩と歟認有之』といへる歟[◎]の一字、大に味ふべきことなり、この口書を手にして、予が前に記せる坂本中岡遭難の記事を讀む時は、所謂疑問も鑿々刀を迎へて解くるの感あるべし、この口書は、官府の記録にて、外間に流布すべきものにあらず、否風々雨々、三十の春秋を閲し、彼はこの口書の存在さへも、忘れしなるべし。ここに至てか、彼は自己の書籍に於て見、若しくは他人より聞く所と、自己の實歴とを混淆して、一場のローマンスを捏造し、自己を鼓大に吹聴せむと試みしより、かくも、拵鑿相容れざる談話を産み出せるなり。若し谷子にして、早くこの口書を手に入れしならんには、恐らく辯駁を費す迄もなく、點頭せら

れしなるべし。同年九月二十日に至り、刑部大輔佐々木高行より信郎への申渡書左の如し。

申 渡

庚午九月二十日

静岡藩

宮崎少判事達

元京師見廻組

小嶋中解部
岡部少判事 扱

今 井 信 郎

其方儀、京都見廻組在勤中、與頭佐々木唯三郎差圖ヲ受、同組のものと共ニ、高知藩坂本龍馬捕縛ニ罷越討果候節、手[△]下[△]サ[△]スト[△]雖[△]モ、右事件ニ關係致し、加之其後及脱走、屢々官軍ニ抗擊、遂降伏いたし候とは乍中、右始末不届ニ付、屹度可處嚴科處、先般被仰出之御趣意ニ基キ、寛典ヲ以、禁鋼申付ル。但、静岡藩ニ引渡遣ス。

右申渡趣受書申付ル。

静岡藩士族

高倉清太郎

右之通申渡、信郎引渡候間得其意。

九月廿日

さるにても、佐々木は、何人の命令によりてこの事を決行したるや、勝海舟日記明治二年四月十五日の條にいふ

松平勘太郎ニ聞ク、今井信郎糺問ニ付、去ル卯之暮、於京師、坂本龍馬暗殺ハ、佐々木唯三郎首トシテ信郎杯ノ輩亂入ト云、尤佐々木モ上ヨリ指圖有之ニ付舉事、或ハ榎本對馬ノ令歟、不可知ト云々。

と、勝はいふ迄もなく、龍馬とは師弟の關係あり、その刺客につきて、深甚の注意を拂ひ居たりしや論なし。松平勘太郎は、大隅守信敏又兵庫頭河内守にして、慶應三年正月、大坂町奉行より大目付に轉じ、同年十二月また大坂町奉行となりしが、坂本中岡遭難の際は、大目付在職中なりき。榎本對馬守道衛(始亨)は、慶應二年八月二十一日、一橋家附用人より、目付に轉せしものにして、信敏の下僚

たり。以て這般の機微を伺ふべし。されど、其原因が果して今井のいへる如く、伏見に於て同心を襲撃したる問罪の爲なりしか、または坂本が後藤を援けて、大政返上の事に斡旋せしを啣めるに依りしか、はた明光丸、イロハ丸、衝突一件よりして、三浦、久太郎といくばくの關係ありしやは、于今不明なり。予の知れる味岡成泰氏は、手代木直右衛門(任勝)の姻戚なるが、嘗て手代木翁より、佐々木の最期の状などを聞きて、予に語りしことありき。佐々木は戊辰の際、見廻組を率ゐて、伏見にて薩兵と血戦し、橋本に於て重傷を負ひ、一時兄手代木の寓に潜服し、其介抱を受けたるが、手代木は佐々木の耳に口を寄せ、『貴様も随分人を斬つたから、これ位の苦痛は當然だらう』といへば、佐々木は苦笑するのみなりきとぞ。かくて、佐々木は、紀州に逃れ、終に創の爲めに死せり。墓は三井寺に在りとぞ。翁は、坂本、中岡刺客の一條につきては、素より知悉せるものゝ如くなりしも、話頭偶々これに及べば、語るを好まざるものゝ如く、他に轉ずるを常とせりといへり。往事茫茫、恩讐兩ら存せず、筆を措て空しく

長嘆せむ哉。

二六 參考史料 菅野覺兵衛、清岡半四郎 小野淳

輔書翰

予は本稿を草するに當り、可成多くの史料を涉獵し、一々其要を斟み其意を取りて、本文中に記入せりと雖も、猶全形を没するに忍びざるもの、二三通を讀者の前に提供し、遭難前後の狀を明瞭ならしめむとす、即ち、其一是龍馬の妻龍子の妹婿なる菅野覺兵衛が、大坂より十一月廿四日附にて、愼太郎の實父源平に寄せたるものなり。

近年打絶の御無音、其後皆々様、益御壯健可被成御座奉賀候。然ニ愼太郎君御儀は、去ル十五日之夜、京都河原町坂本龍馬之宿ニ罷在候處、夜中何者とも不分、不時ニ忍入愼太郎君坂本龍馬外ニ家來壹人を暗殺、其儘立去候。右坂元は即死、愼太郎君は重傷ニは有之候得共、言語相通し、其場之始末略相

分リ候然ニ終ニ翌々十七日七ツ頃泉客と被成候。嗚御一同様御愁傷可被成實ニ天下之人才を同時兩人迄相失ひ吾々於るも意恨無窮御座候。然れ共葬式は神葬ニ而洛東之東山ニ祭候間向後其心得を以必神ニ御祭可被成候此段不取敢小生を御爲知仕候。匆々不備。

霜月廿四日

千屋虎之助事

菅谷眞三

中岡源平様

二白敵は當時會津ニ屬スル新調組之者ニ極リ候他日大ニ復酬之心得御座候是等は必御安慮可被下候。

既に仇手を新撰組に注目するの状見るべし。其二は當時三條實美等に隨ひて太宰府に在りし清岡半四郎より同じく源平に寄するものなり。

筑前より一筆啓上仕候寒氣之節愈々御安全可被成御勤奉賀候。誠に長々御音信をも承不申是よりも不都合而已ニて時々御左右を得致し不申殘情不少奉存候。扱愼太郎君ニハ御承知通り小生ニおゐて不一方御親交相

成り、實兄弟同様御付合申居候處、何分當時多用中東西奔走、暫時京都御滯留相成り居候中、素り彼是御周旋之處、今十一月十五日、宮川祐五郎昨日幕府を歸され、御受取ニ相成り夫ニ付慎君坂本龍馬下宿河原町四條上ル近所ト云十五日七ツ半時を被參夜之五ツ半頃迄相談し居候處、十津川ノ人ト僞り三人來り、龍馬家來迄、手札差出候ニ付、家來夫ヲ持チ二階に上り候處、右三人者從ヒ來り、龍馬家來ヲ矢庭ニ切仆シ、一人ハ慎君ヲ目掛ケ、切附候ニ付、不取敢、短刀ニて受ケ留候へとも、其刀あまりて頭ニ切り付られ、夫を敵の足本の飛入候得とも、深手ニ付手足共ニ不立、不得已伏し居候處、上を又一ト太刀切り、何國ともなく、にけ去候由、今壹人ハ龍馬の肩をくびに掛けて切付候故、龍馬直ニ床の刀ヲトリ、漸く二ノ太刀ヲ鞘なりニ受ケ候得とも、始メノ深手ニ付、十分ニ働事ヲ不得、又々頭ヲ鉢卷なりニ半分程も切れ、夫を敵ハ是でもうよしと云て遁去候由、其跡ニて龍馬ハ表のあんどヲさげ、次の間迄持行、自分之刀ヲ改めて慎君ニいゝけるには、僕ハ腦ヲ切れた故、もふ死ら脱カ

る云や否やたおれ、又愼君ニ君ハドコヲ切れたぞト問、愼君云僕ハ諸方ヲ切れたりト答、然ハ手ハたゝぬかト云、愼君云ふ立ト答フ。龍馬ハ夫々直ニ死シ、家來ハ十六日ノ七ツ時死、愼君ハ十七日九ツ時死、然ニ愼君夫迄氣分平生ノ如クニ存候趣ニ御座候、其夜五ツ頃、靈山ト申東山ニ神葬相成候由、實ニ一同驚愕之至ニ堪不申、素より御屋敷も、色々探索致し候へ共、賊一向分り不申、同志も一同苦心ニて、少々賊之手掛りも有之由ヲ以、只今最早穿鑿中之段申越し候、此儀御聞も被成候は、嗚々御一同様御愁傷奉察候。いつれ、委ク摸様相分り次第、追々可申上候へとも、此便此レ切之事ニて、不取敢御通し申上候。

京都ニハ、佩刀并衣服も有之由ニ候へとも、何分遠路ゆへ、不任心底段申來り、此三品實ニ難得物、且愼君之頂戴被成候品故、内々差出し申候ニ付、御重寶可被成候、外ニ何ニも申上候儀も無之、先ハ不取敢、右斗 草々頓首。

十二月四日

清田半四郎

中 岡 源 平 様

乍憚、御一同様へよろしく御傳聲奉頼候、留守元も御序之節、無事之段、御中達し可被下候、當地一同無事にて御坐候 再拜。

清岡と中岡とは、同郷竹馬の友にして、清岡は三條實美等に長州より太宰府に隨從し、中岡も招賢閣以來これに付屬したる緣故あれば、其交情自ら他と異なり、在京同志より報告せる所を基礎として、中岡の父源平に報じ、哀悼の意を寄せけるなり。たとひこの書翰は、當時の見擊者にあらずとは云へ、史料として尤も價值あるものなり。其三は、坂本の甥小野淳輔(高松太郎後坂本直龍馬ノ養嗣子)より、翌年正月廿二日附龍馬の兄權平夫妻等に寄せたるものなり。

卯之十月十五日之夜、邸前ノ下宿ニテ海陸兩隊長會談致居タリ、然ルニ辰ノ半頃、戶外ヨリ案内ヲ乞フモノ有リ、僕藤吉ト云フ者出テ其名ヲ問フ、天津川ノ士ト答ヘツイテ名札ヲ出シ、才谷先生ニ逢ンコトヲ乞フ、僕先ツ名札ヲ取テ樓ニ上ル。彼モ亦ヒソカニ其迹ニ尾フ、僕知ラズシテ才谷氏ニ告ク、

ヒトシク斬テ入ル、僕六刀ヲ受ケテ斃ル十六日ノ次ニ才谷ヲ斬ル、石川氏
 同時ノヲ、然レモ急ニシテ脱刀ニイトマナク、才谷氏ハ韜ノマ、大ニ防戦
 スト雖、終ニ不叶シテ斃ル。石川氏亦斃ル石川氏ハ十七日ノ夕方落命ス、衆問フト雖敵ヲ不知ト云フ、不幸ニ
 シテ隊中之士、丹波、近州、或ハ攝津等四方へ、隊長ノ命ニ依リテ京師ニ不在、
 僅ニ残ル者兩士、然レモ旅舎ヲ同フセズ、變ヲ聞キ否ヤ馳テ到ルト雖、既ニ
 敵ノ行衛ヲ不知、京師ノ二士速ニ報書ヲ以テ四方ニ告ク。
 同十六日午ノ刻ニ、報書ノ一ツ浪花ニ著ク。衆是ヲ聞キ會ス、則乘船、十七日
 朝入京伏見ヨリ隊士散行ス、其夜邸ノ命ヲ受ケ、隊ノ式ヲ以テ東山鷺尾ニ葬ル神葬ナリ
 十七日之夜、新撰隊此レハ會ノ司幕ノ隊ナリ京師七條ノ邊リニテ戦フ王政復古ニ付テ隊長近藤ト井藤トノ
二ツニ分ル也カノ伊藤ハ王政復古ト知ルベシ然ルニ、同十八日ノ朝、井藤氏ノ隊中二士難ヲサケ、窃ニ
 薩ノ邸ニ走リ來リ、才谷石川氏ノ事件ヲ中村半次郎ト云フ人ニ告グ、又吾
 等ガ隊中ニ告ル、皆大ニイカルト雖モ、大事ヲ思ヒ、猶君公ヨリノ御書付有
 レバ、其確證ヲ得ントシテ、皆白川邸ニ退ク。

同十九日ノ朝、隊中ヨリ二士ヲ出シテ新撰ノ脫士ニ面會セシメ、確證ヲ得
ントテ薩ノ邸ニ行カシム。行イテ不計、毛利公ノ二子ニアヒ、二士吾等ニ今
日ハマカセトテ留メラル、ヲ以テ則チタクシテ又白川ニ歸ル。夕方又新
撰井藤ノ隊、伏見ノ歸リ、變ヲ聞キシトテ、河原町ノ邸ニ入ンコトヲ乞フ、邸
俗論ヲ以テ不入、則白川ニサク、此夜子ノ刻ノ頃右ノ兩士ヲ薩ノ伏水ノ邸
ニ送ルカタク衛ルナルベシ。此レヨリ衆敵ヲウカゴフ、遂ニ十二月七日ノ夜、辰ノ刻ヨ
リ衆茶店ニ會シコノ時白キハチ卷チナス。紀殿下陣御馬屋通り油ノ小路上ル處ニ三浦
久太郎コノ人ハ幕會紀ノ間ニ在リテ大ニ奸チナストナリヲ初メ、新撰隊長等凡二十餘人、薩士藝ノ王政
復古ノ論ヲ大ニ妨ケントテ會セシヲ告ル者有リテ、則十六人ヲマトメテ
表裏ノ二ツニ分チ、彼等ヲ斃サントテユク、策大ニ當リ敵ノ人數十九人ヲ
斃ス、手負ス者八人ト聞ク此ハヨク日ニ聞シク也。味方一人死ス、手負三人亂レ皆ヨク苦
戰ス、ノガル、者追テ斃シ。或ハピストールニテウチ、大ニ心ヨク復仇シテ、
速ニ退ク、卽子ノ刻ナリ。

翌日ノ風聞、子ノ刻迄、頓カ新撰隊士凡五十有余人變ヲ聞キ推寄、味方退キシ
ナレハ、空シク返ルヨシ。

右之通りノ儀ニ御座候實ニ隊中手足ヲ失シ如ク奉存候トモ、仕方御座ナ
ク候、猶私ヨリハ變死ノ節、速ニ申上候儀ナレトモ、時勢急成ル故不得止、延
引仕候、淳輔モ天下ノ爲メニ死ヲ致候心得ニ御座候間、ソレヨリ西東へ走
リ廻リ居候故、御叔父上様ノ變ハ、速ニ御不申上候。此段平ニ御ユルシ奉願
候 頓首。

正月廿三日

小 埜 淳 輔

御 伯 父 上 様

御 伯 母 上 様

は る い 様

この書翰は、語る所更に詳に、特に伊東甲子太郎一黨の遭難より、坂本中岡

刺客嫌疑の關係、復讐の狀況等、他の文書に見ざる所を記せるなど尤も憑據するに足るべきものあり。蓋し史料中の白眉といふべきなり。

坂本中岡暗殺事件

谷 干 城

此時已に幕府政治を廢し王政に復古するの主意は定まつてをる後藤が慶應三年の十月頃に大政返上の建白を出したが本の様もとに心得て居る人もありますが決してさうでない坂本等の開國家が本で六月にチャンと斯う云ふ成文の主旨書が出来て居る土佐政府即ち山内家は六萬石の身より徳川家の蔭によりて廿四萬石の大封を受け又大祿の上士は多くは譜代恩顧の者にして重役は多く此種の人が占むる處なれば政府の議の時々變化するも誠に己を得ぬ次第なれば小松邸の盟約は土佐政府を離れ一種秘密の盟約なりしが其の年十月頃には坂本も上京し中岡と力を合せさう云ふ鹽梅で多數の士族と云ふものは皆元親浪人であるけれども少數の上士は大抵

皆他國から來た所謂譜代恩顧と云ふ風な者でありますから何分其軋轢が甚しいそれが即ち此坂本中岡兩人が最初國を見捨て直接に勤王をする積りであつたものでとう／＼浪人した結果是は逆も浪人では事が出來ないやうして上士と下士との間を調和し所謂舉國一致でなければならぬと云ふ考から非常な盡力をして遂に之が成就をして守舊派の一種を除くの外は先づ土佐の有志と云ふものは上士下士打混じて國に盡すと云ふことに漸く纏つたそれは坂本中岡兩人の力である兩人が一時に殺害に遭ふたは素より天下の爲に不幸でありますか最も土佐の國の爲には非常な不幸である若し此兩人がせめて伏見の戦時分迄生きて居つて呉れると土佐に於てハ尤好都合であつたか半途に斃れたハ誠に遺憾至極であります全體此兩人は天下へ出て有志として働いた事は皆人が知つて居るが隱微の間故國に盡した忠義ハ知つた人が少いから序に此御話を申上げて置くのでありますも一つ頑固黨の勤王派に對する軋轢の情態を證據を擧げて御話し

て置きたいと思ふちよいと面倒であります。が板垣の慶應三年十月に寄越した手紙を讀みます。

日益に霜冷に相向候處於其御表御壯榮に可被成御入奉欣喜候小生義無異儀に罷在候間乍憚御安意可被下候御發足後御國許之義委細申上度候得共此頃御飛脚便等に托し候書簡は間違も有之哉と存候間時勢之義は何も不申上候唯京師の模様のみ相待居申候乍併一事不得不報事柄御座候子細ハ過日豊永久左衛門關東より僕か中村への私簡を携來り板派に合して姦を爲し申候實に無由事にて今に始めず殆と姦術に係り申候然昔書簡等所謂仰天俯地に無所恥事明白之義當時同僚等の示談により候義に付快然辨斷悉く姦計をば脱し申候御安心可被下候然るに右久左衛門なる者近日又東行仕趣京師に至ても何等の姦を爲し候も難圖關東迄も同斷之義ニ付精々御用心可被成其故に申上候間屹度御覺悟被成度奉存候心事固ヨリ筆頭に難盡候御推察可被下候恐惶再拜

十月十八日

退 助

是から此兩人の殺された實況を御話し申ますが先つ近畿評論第十七號に掲けたる坂本中岡を殺害した者は我れなりと自稱する今井信郎と云ふ人の言より述べませう此今井氏は今遠州金谷ヶ原と云ふ所に居る様子である此人の云ふ所に依ると自分は徳川幕府の旗本であり三河からして權現様ニ附いて來た所謂三河御譜代です代々軍學家で祖父の時には御師範を勤めた家で劍術は榊原健吉の門人で可なり人を教ゆる事も出来る位に成りました時世は騒かしくなり筑波山の騒きとなり自分も斯うして居ては詰まらんと面白半分に飛び出し云々と上京する迄の經歷を述へて次に關東に浪士の入り込み百姓や博徒を集めて劍術を教へ窃に勤王討幕等の事を説法して居る此は中々油斷がならんと考へ關東郡代に其事を通じ近在の若者を集めて劍術師範をして暫く滞在しそろ／＼農兵養成に着手いたしました事を述べ徳川氏の爲に忠義を盡す理由が説明してあります慶應三年

天下も益騒しくなり其の年十月上京して幕府見廻組佐々木只三郎に頼つて組頭に成つて居た此佐々木と云ふ者はなか／＼強いやつて即ち彼清川八郎を殺した者でありますか是れなと此佐々木只三郎か殺したと云つてまあ自分の經歷から交る人のことを舉げて來た

それからして云ふてあるに是より少し前に紀州の光明丸と云ふ船と土佐の夕顔と云ふ船とか内海で衝突した其の時に紀州からして三浦久太郎か全權て出て土佐から坂本龍馬か出て來て交渉して遂に其の結果坂本か向ふをあやまらして償金を取つた其の時の様子か書いてある所で此處で先づ一つ誤つて居るか其誤は大きな誤てはないのでありますか何しろ當時のことを聞きこすつてからに捏造したものと思はるゝは此光明丸と衝突した船は決して土佐の夕顔てはない是は當時誰も知れる明なことて大洲の加藤家の所有名義になつて居つたいろは丸と稱へる船である其いろは丸と云ふ船と光明丸と衝突してそして遂に色々談判の結局紀州から償金

を取つた『此時か汽船か衝突の嚆矢であつて勝麟太郎氏に坂本等は相談したことが有つた勝の答に素人と素人の船票は孰れか理か非か判かる歟と云つたと聞けり』のは事實であるか併なからいろは丸は決して土佐の船ではない是れは八ヶ間敷論であつたから當時いろは丸と夕顔と間違ふ筈はない此も後て捏ね付た誤りではないかと疑ふ坂本は文久二年に脱走し處々を浪々して勝氏の世話に成り勝氏は坂本が非凡の器なるを知り容堂に説て歸藩を許されたり光明丸といろは丸との争も土佐政廳は關係せず實は紀州と坂本との争なり海援隊は元浪人の集合にて坂本之を率ひ後藤之を助力せり

そこで其の人の言ふに自分も佐々木の世話になつて今で言へは警視みた様な役をした時に丁度彼の紀州を窘めて償金などを取つた海援隊を率ひて坂本龍馬がこれに來合はして居るそこでこいつは『氏又曰く私が參りました時坂本は春嶽を説て歸て來たところでした彼れは策士て海援隊を

率ひ中々きれたものです此云ふ奴を生かして置ては御爲にならぬと思ひ
ましたから一つやつけて仕舞ふ向ふも大勢だから此方も同志をつのろう
と云のて寄々相談なと致しました』何分天下の爲にも國家の爲にもなら
ぬとうしても生かして置かれぬと云ふことを考へ付いたそれてまあ寄り
寄り相談して之を殺すと云ふことをした何處に居るかと云ふた所か河原
町蛸薬師の隅のあくら屋の二階に居ると云ふことが知れた其の名は才谷
梅太郎と云ふ其實坂本龍馬であるから愈々之を殺さうと云ふことになつ
たこゝまでは先つとうやら斯うやら筋は合ふのでそれから其次にすつと
手順が出て居るこゝに即ち此殺害したと云ふ人の言ふに御承知の如く當
時は一體に氣が立つて居るスツと云へは辻斬にするると云ふ始末であるか
ら御互に充分用意して居つてなか／＼暇かないからそれは困つたか私は
坂本と云ふ奴は幕府の爲にならず 朝廷の御爲にもならず唯事を好んで
京都を騒かせる惡漢であるから是非斬つて仕舞はねはならぬと思ひまし

たか何れか坂本て何處に居るのか少も解らぬ幸に不圖したことから蝟藥師に居る才谷と云ふか坂本たと言ふことを確めたそこて十一月の十五日の晩今夜こそ是非と云ふことに決して桑名藩の渡邊吉太郎と云ふ者とそれから京都の與力ニ桂隼之助と云ふ者と外に一人それと自分と都合四人出掛けた私か一番年か行て居つたからして自分か一番の年上て廿六歳てあつた雜誌記者問に外に一人と云ふは誰てあるかと云ふと其者は未だ生きて居るかとうそ私か生きて居る中は言ふて呉れるなと云ふて居るから言ふことか出来ない死んだと云ふ二人を擧げてあとの一人と云ふ者は言はない而して自分ハ今井信郎と云ふ者てあると公然自白して居る一寸聴くと如何にもまことらしく思はるゝ當時の事實より推して容易に信用かてきぬ此今井信郎の言ふに惜しいことは桂隼之助も渡邊吉太郎も鳥羽の戰爭て兩人とも討死をした斯ふ云ふたそれてとうそ其一人生きて居る人を聞かせぬかと云ふと其人は顯官に居るからして此人のことは今日言は

ぬ約束であるからどう云ふことがあつても言ふに忍びぬと云ふこととて決してそれを告げぬと云ふことか書いてあるそこで此條に至つて我々も最も信用の出来ないのは坂本石川を殺したは四人であると云ふけれども是は甚た疑はし扱て今井氏の言によれば十一月十五日の夜先斗町で酒を吞て十時餘程過きに才谷の旅宿の河原町蛸薬師油屋へ参り私共は信州松代藩のこれ／＼と云ふものです坂本さんに火急に御目にかゝりたいと申しました處取次のものがはいと云つて立つて行きましたからごいつ締めた居るに違ひない居さへすれば何様でもして斬つて仕舞うと思つて居ますと其中に取次か此方へと云ひますので跡へついて二階へ來りましたすると松代てすかあの眞田の藩です坂本とは前から通して居つたのです四人ともいゝ加減の名を拵へて言つたのですから今ても覺へて居ません兎に角此方らへと云ひますから行つて見ますと二階は八疊と六疊の二間になつて居ました六疊の方には書生か三人居て八疊の方には坂本と中岡が机

を中へ挟んで坐つて居りました中岡は當時改名して石川清之助と云つて居りましたけれども私は初めての事でありとれか坂本たか少も存しませす外の三人も勿論知りませんので早速機轉をきかしてやあ坂本さん暫くと云ひますと入口へ坐つて居た方の人かとなたてしたねへと答へたのですそこでそれと云ひさま手早く抜いて斬りつけました最初鬢を一つたゝいて置いて體をすくめる拍子に横に左の腹を斬つてそれから踏み込んで右から又一つ腹を斬りました此の二太刀で流石の坂本もうんと云つて仆れて仕舞ひましたから私はもういきついた事だと思ひましたか後で聞きますと明日の朝まで生きて居たさうです(此處坐敷の圖を挟む)それから中岡の方ですこれは私共も中岡とは知らず坂本さへ知らなかつたのですから無理はありません坂本をやつてから手早く腦天を三つほど續けて叩きましたらそのまゝ仆れて仕舞ひました御話しますれば長いのですか此の間はほんとに電光石火で一瞬間にやつて仕舞つたのです然し室へ這入ります前に

私のすぐ後へ渡邊かついて参りましたかそれか腰の鞘を立て、梯子を上りましたので六疊に居る書生か怪しいと見てそれと聲を掛けましたから少し手順か狂つたのですそれで四人とも坂本の室へ這入り込む處でしたか書生か聲をかけた、め渡邊と桂は早速に抜いて六疊で書生と斬り合ひ其間に私共は八疊の方へやつけたのです書生は渡邊と桂とに斬り立てられて窓から屋根傳ひに逃けて仕舞ひました其の夜は佐々木只三郎の處で泊りまして翌日市中の噂を聞くと仲々大變な騒きてす何ても皆是れは新選組の仕業たらう多分は紀州の三浦休太郎(安)か新選組と合體してやつたのたらうと云ふ風評てすそれに其の晩渡邊か六疊へ鞘を置いて返つて來ましたかその鞘か能く紀州の士の差した高鞘に似て居りましたかから愈々是れは三浦の仕業に違ひないと云ふ事てした暫くたつと果して土佐の若い者か三浦の家を襲ひましたすると其の時丁度近藤(勇)か其處に居合せて一所になつて追ひ歸しましたので愈斬つたのは三浦と近藤かと云ふ風説

か高くなりました決して四人てない何故私かそれを四人でないと言ふことを斷言するかと云ふと石川清之助と云ふ者は十五日の夜に斬られて十六日の午後今の一時過ぎまで生きて居つて誠に確てあつたそれで其の賊の這入つて來た舉動から何から一切詳に話したそれとどうもまるで違ふ石川の言ふに賊は二人てあつた今の今井の言ふには四人てあると斯う云ふてある尤も蝟藥師あくら屋と云ふのは間違ひはない此あくら屋は近江屋新助と云ふて本年私か京都へ行つた場合に未だ生きて居ると云ふことであるからそれに會ふて話を段々聞いて見たけれども何しろ彼奴等とはとん／＼上に上かつて來て坂本の僕か斬倒されて大きな聲で叫ふと云ふ譯て何もかもない周章で逃出したものであるから後のことはさつぱり分らない其の近江屋なる者は小僧一人居りましたとか何とか言ひましたけれども決して家には居らさつたに相違ない所か此今の自稱殺害者と云ふものは書生三人居つたと言ふ二階の階子段を上により詰めてそしてすつと

見詰めると向ふに書生か三人居つたと云ふことがちやんと書いてある所か其處に居つた者は坂本龍馬の僕か一人であるそれから即ち斬られて居つた者だけは斬られた然るに今の今井先生の全體其時の舉動と云ふものか如何にも面白いとうも丁度芝居の讐討ても見る様な景況でとうしても事實とは考へられぬあとから作つたものと思はれる其時に四人の人かとう云ふ様にして行つたかと云ふと十五日夜の十時過ぎ時分に今の蛸薬師三條下ル所のアクラ屋へ參つたそして家來に對して言ふに私共は信州松代藩の某と云ふ者である坂本さんに火急に御目に掛りたいと斯う云ふて行つたさうすると取次の者かはいと云つて立つて行つて上に上かつたこいつは占めた家に居るに違ひない居りさへすれば何でも斬つて仕舞ふぞ斯う云ふ積りて構込んだそこで其内取次の者か此方へ御通りなされと言つて來たから二階へ行つたか寄附きに居る人か松代藩ですかあなたは眞田の藩ですか坂本とは前から通じて居つたのですか斯う云ふ問を掛けた

さうすると四人とも宜い加減な名を拵へて行つたものであるから今ては其名は覺へて居らぬけれども兎も角も此方へと言ふから直ぐ二階へ上つて見ると八疊の座敷と六疊と二間に居つたそこで六疊の所にと云ふ人か居つたかと云ふと上り口の六疊に書生か三人居つた八疊の方に坂本と中岡か机を中へ挟んで坐して居つた是も間違つて居る成る程京都では能く机を置いて話をし飯を食ふことをやつて居るかそんなものはなかつた行燈を前に置いてそして二人か話し居つたそこで三人の書生か居つたと云ふのは是かいかぬそれから其人の言ふに坂本は一向自分も會ふたこともないそれ故に少しも三人とも勿論石川も坂本も知らさつたか早速氣轉を利かしては、坂本さん暫くと言ふてどつちか坂本か知らふか爲に聲を掛けたさうすると入口に坐して居つた人かとなたてすかと答へたのでそれてこいつか坂本ちやなと斯う思ふて矢庭に抜いて斬付けたそれから其横鬢を一つたゝいて置いて體を竦める所をなぐつた一つなぐつて體を竦め

る所を横に腹を斬つたそこで踏込んで右から又腹を斬つた此二太刀てからに確に坂本はうんと云つて倒れて仕舞つたそこで私はもう宜いと思ふて居りましたかあとて聞けば翌朝まで生きて居つたと云ふこととてありました斯う云ふことか書いてある所か能く御考になつたらは分るか人を斬りに行くにさう云う間鈍いこととて人か斬れるものてない又兩人とも随分武邊場敷の士で殊に坂本は劍術は無逸の達人で平生付けねらはれて居るのを承知のことなれば少しも油断しないそれか顔と顔とを見合せて話をしてそれから斬られる様な鈍い男てない是等か最も嘘の甚しい事柄て決して斯う云ふ譯のものてないそこで此坂本の斬られたと云ふ報知のあつた場合に直くに駈付て行つた者か私と毛利恭助と云ふ者である是は京都三條上る所の高瀬川より左に入る横町の大森と云ふ家かある毛利兩人は其大森の家に宿をして居つたそれて先つ速い中であつた土佐の屋敷と坂本の宿とは僅に一丁計りしか隔て居らぬから直に知れる筈なれども宿屋

の者等は二階でとさくさやるものだから驚て何處へ逃けたか知れぬ暫くして山内の屋敷へ言つて來たものも餘程後れ私か行つた時も最早疾うの後になつて居るそれで行つて見た所か丁度階子の上り付けた所に坂本は斬倒されて居る夫からして階子を上つて右ニ行き詰めた所か即ち京都の方に窓がある御承知の通り京都では町に向いた窓は大きな門を置いて其へ泥を塗つてあるなか／＼押しても突いても破れへきものでない其下に龍馬の僕か斬倒されて居るそこで右手の方の座敷には即ち中岡か斬られて居るもう坂本は非常な大傷で額の所を横に五寸程やられて居るから此一刀で倒れねはならぬのであるか後ろからやられて背中に袈裟に行つて居る坂本の傷ハさう云ふ次第でそれからして中岡の傷はとう云ふものかと云ふと後ろから頭へ掛けて後ろへ斬られそれから又左右の手を斬られて居るそして足を兩方ともになくられたものちやから兩方斬られて居る其内倒れたやつを又二太刀やつたものであるから其後からやつた太刀と

思ふのは殆ど骨に達する程深く行つて居るけれども腦に遠いものであるからしてなかく、元氣な石川でありますから氣分は至て慥であるとうかと云ふと誠に遺憾千萬であるか併し此通りである速くやらなければ君方もやられるそ速くやらなければいかぬと云ふのか石川の論であつた(註を省略す)

そこでまあ一體とう云ふ始末であつたかと聞いて見ると實は今夜はお前の方へ行つたかお前か留守であつたから坂本の所へ来て二人か話して居る中に十津川の者てこさるとうそ御目ニ掛りたいと云ふて來たそこで取次の僕か(坂本の僕)手札を持つて上つて來る中岡は手前に居つて坂本は丁度床を後にして前に居つたそれで二人て行燈へ頭を出して其受取つた手札を見居る讀む暇はありませぬ見居る所へ僕か上つて來るに附いてすつと上かつて來たそして置いて矢庭にコナクンと云つて斬つたそれを手前に居つたのか中岡である行つて見ると居つた位置も違ひ机などを列へ

て居つたと云ふけれどもそんな譯てなかつた矢庭に二人か手札を見やうとする所へ斬込んで來た中岡を先きにやつた其言葉は所謂コナクソと云ふ一聲をして斬られた其時はつと思ふた時に坂本は後ろの床に刀があるから向いて刀を取らうとする様だけは覺へて居る自分も直ぐ短刀を取つたけれども奈何せむそれを取つたなりて抜くことは出來ぬから振廻し向ふは後へ退りくなくられたそこでもう手はきかぬ様になつたから唯向ふに武者振り附かうとする兩足をなぐられて仕舞つたそれで足か立たぬ様になつて仕方かないから其儘に倒れて斬らせて置くより仕様かない其儘倒れて居つたさうするともう宜いもう宜いと云ふて出て行つた賊の言ふた言葉はコナクソと云ふ言葉ともう宜いと云ふ言葉より外問きはしないそこて坂本はどうしたであらうかどうも分らない分らないか坂本も素より斬られた今の中岡が斬られて倒れて暫くして居る中に坂本が倒れて居たかすつと起上つて行燈を提げて階子段の傍まで行つたそして其處で

倒れて石川刀はないか刀はないかと二聲三聲言ふてそれともう音か無い様になつた斬られて居つた所は八疊の間であつたけれども兎もあれ立上つた儘階子段の傍まで行燈を持つて行つて倒れたと云ふのか是か即ち石川の話それと石川の言ふになか／＼實にとうも鋭いやり方て自分等も随分從來油断はせぬか何しろ非常な所謂武邊場數の奴に相違ない此くらい自分等二人居つて不覺を取ることはせぬ筈たかとうする間もないたつたコナクツと言ふ一聲てやられた斯う云ふ話であつたそれからして今の傷から云ひましても此人の言ふ所に依ると先づ其横鬢を一つたゝいた是は何か話にても聞いたものてないか此額をやられたのは五ほんくらいやられたそれから是は稍々似て居るか横腹を斬つた又踏込んで兩腹を斬つたそれか深い傷と云ふのは横に眉の上をやられて居るそれから後ろから袈裟にやられた此二つか先づ致命傷をこて坂本はとう云ふことをしたかと云ふととうも分らぬけれども是も想像が出来る自分は刀を確に取つたに

相違ない刀を取つたかもう抜く間もないから鞘越して受けたそれ後ろから袈裟にやられて又重ねて斬つて來たから太刀折の所か六寸程鞘越しに切られて居る身は三寸程及か削れて鉛を切つた様に割れて居るそれは受けたか受流した様な理窟になつてそして其時横になくられたのか額の傷であらうかと想像される傷の所から云ふても此人の言ふて居る所とは全く違ふそれから又疑ふべきことはお前ハ松代の人であるかとか何とか云ふことはそんなことを應接するところの騒きてない僕の後に附いて來て矢庭にコナクッと云ふてやつた實に速にやつた

そこで私共が行つてからさて是は何者の所業であらうか誰にやられたかと云ふことに付ては未だ今に心に掛けて詮議中である石川の判断ては之はとうしても人を散々斬つて居る新選組の者たらうそれてコナクッと云ふ言葉に付て判断した石川の云ふにとうも四國人であるふコナクッと云ふことは四國人か能う言ふか土佐の者てはなからう土佐の者は其の時分

石川を斬る者ハ無い皆殆と有志は一致合體して居る時であつたそこで一つの證據か残つて居るのは刀の鞘がある刀の鞘と云ふものを一つの證據にそれから吟味してコナクソと云ふ言葉とも宜いと云ふ言葉の外に賊の残して行つたものは刀の鞘だけであるそれを石川は誠に遺憾千萬である甚た不覺を取つた片時もやらなければ皆有志の徒はやられるから速く事を舉げいといふことを頻に言ふたそこで石川は今申す通り十六日の午後一時か二時頃昔て云ふと八ツ時と云ふくらゐにとう／＼死んだか其の死なぬ前に傍に居たのは即ち今の宮内大臣田中光顯是も土佐の白川屋敷に圍つてあつた浪人組で即ち自分の大將かさう云ふ災難に遭ふたものであるから田中か取敢すやつて來たそれから田中か石川を慰めて是は貴様の傷は餘程淺い井上を見よ聞多はあの通り酷い傷たか癒つた貴様は充分に癒るそと云ふて力を附けた併なから後から斬つたのか腦へ幾分か掛つたものと見えて次第に嘔氣を摧し吐出してとう／＼翌日の八ツ前くらゐ

に斃れたけれども死ぬ前に懇々として話したそれは速くやらぬと此様にやられる實に遺憾であると云ふて斃れて仕舞つた

其のあとてさあ此下手人を調へることになつた先づ新選組と鑑定を附けたものでありますから此方の手掛りを探さなければならぬといふもので石川が斬られたのか十五日それからして新選組に元居つて意見が分れて高臺寺といふ寺へ行つて居つた者か十四五人あつた伊東甲子太郎といふのか頭て其の甲子太郎か十八日の夜新選組の者に殺された甲子太郎を殺して置いてサア伊東が災難に遭ふたから片時も參つと云ふてやつたので居合した者か七人程皆行つたか新選組は待伏して皆殺された七條少し脇の方て其斬殘されたのか其中に伏見の方へ出て行て家に居らさつたのか二三人あつた其斬殘されのは初め白川の土佐屋敷へ來た白川の土佐屋敷はあの時分は野原であつて浪人か大變居るか危険であるからもう不用心故薩摩の屋敷の方へ頼んだ所かこゝも危いと云ふので伏見の薩摩屋敷へ

圍つて居つたそこで彼の斬殘されの者等は元々新選組に這入つて居つたものてあるからして刀に見覚えかあらうと云ふので私と毛利とそれから彼の薩摩の中村半次郎と三人て伏見の薩摩屋敷へ行つて彼の甲子太郎の一類の者に會ふて其の刀の鞘を見せた所か此の二三人か評議して見て是は原田佐之助の刀と思ふと……言出した成程……此原田左之助といふのは腕前の男た新選組の中て先つ實行委員と云ふ理窟て人を斬りに行くには何時にても先に立つて行くそこで私とかハア成程とうも其舉動と云ひ如何にも武邊場數の者てあらう何しろ敏捷なやり方であるとうしてもそれに相違ないと云ふので最早一人は原田左之助其他斬つた者ハ新選組の者に相違ないと云ふことにまあ決定して居る所て豈圖らんや此三十三年五月の近畿評論と云ふ雜誌を見ると坂本石川兩人を殺害した者は拙者なりと明白に言つて居るそこで其舉動はどうかと云ふて見ると如何にもおかしい恰も芝居の讐討てもやりさうな間鈍るいやり方て尤も其中に斯

く云へは長い様でありますけれども實は電光石火であつたと斷りはしてあるけれども第一に書生はどうしたかと云ふと窓から出て逃けたと云ふけれども逃出やうと云ふ所は實は大きな柱があつて泥を塗つてあるから押しても突いても動くものでない逃げやうとしても逃けることは出来ない唯二階へ上かる行詰の所に明り取りかあるかそれは高うて唯明りを取る爲めのものて決して逃出るもとうすることも出来ない若し逃出るならば石川坂本の斬られる其處へ行かなければならぬ其處ハ低い敷居があつて其下に坂本か机を置いて書見して居る其處ハ出らるゝか其處ハ兩人か居つてトサハサクゝやり居るから逃げやうとしても逃けることは出来ない所か此先生は書生か三人居つたか二人は逃けて一人は斬止めた斯うあるとも途方もない間違つて居るそれてまあ全體そう云ふやうな有様で此時のことは矢張り私等の國の者等の考も元紀州の光明丸といろは丸と衝突の時に坂本等か非常な激烈な談判をして償金を取つたから其恨みに

紀州人が新選組を遣してやつたのであらうそこて紀州の巨魁は今の三浦安——三浦久太郎に相違ないあれか即ち新選組を煽動して斬らせたのであらうといふから誠に詰らぬ壯士等か三浦安の所へ斬込んだ所向ふがトツコイさうはいかぬと云ふので新選組に言ふてやつて準備をして居つたから此方から行つたのかやられたそれで斬つたと云ふ今井は松代藩の者であると言ふて行つたと云ふか松代藩の者たなといふてもウツカリ會ひはせぬ皆用心して居る殊に坂本は才谷梅太郎と云つて名を變へて居つて殊に新選組から狙らはるゝので薩摩の方からも危いに依てとうそ私の方へ參るやうにと云ふたか屋敷の中へ這入ると出入りに窮屈だから這入らうと云はないそれ故平生警戒を加へて居るから松代藩など云ふて來ても會ひはせぬのでありますか十津川の者は始終出入して居りました勤王論者か十津川に多かつたそれと云ふて來たから取次も安心したそこて十津川と云ふことをかたられたといふので十津川人が大變怒つて即

ち三浦久太郎を斬に行つた場合にも十津川人が出掛けて行つた十津川人の中井承五郎と云ふは大分人を斬つた様子ちやかそれから行つたかとうとう斬られて仕舞つた

それから龍馬に話に來た書生は遺憾ちやと云ふので三浦の所へ斬りに行つたか構へて居つて散々失敗を取つたさう云ふことで此人は松代藩ちやと云つて行つたと云ふか決してそうでない十津川と云ふて行つたは餘程巧なるやり方である取次の僕も十津川人と云から取次をしたさう云ふ次第て其鞘は原田左之助か差して居つた刀の鞘である

斯う云ふことに私共に一齋に極めて居る所か此人の云ふに鞘を落して來たと云ふ是もあとて聞いたらうと思ふ其鞘は紀州の人の刀の裝へてある紀州人の鞘であるといふのでサア三浦ちやと云ふて三浦の所へ復讐に行つて返討ちにあつたさうでない紀州人は紀州であるか紀州人が新選組を唆かして新選組の者か斬りに來た鞘は全く原田左之助の鞘と斯う云ふこ

とになつて居るそれで随分妙な物好であるけれども推測して見ると徳川の旗下で譜代恩顧の者であるから兩英雄を倒したと云ふと事實となつて後世に傳へらるゝことゝなつて成る程斯うであつたか知らぬとどうしても事實と認めらるゝに相違ない

それで御話を申上げる通り片岡かとうを調へて呉れいといふことであつたから請負ふて置いた是も故人になり又私か死んで仕舞へは遂に事實を明にすることか出来ない段々古いことを御知りの方もこさいませうし又歴史を御取調へになる方も段々こさいますからとうそ充分御研究を願いたいと思ふ果して今井と云ふ人か手を下して斬つたものとすれば此書いたものに言ふたことは間違つて居るに相違ない何れにしても今井か斬つたといふ事は此證據の上では認められぬと思ふとうそ尙ほ御記憶の上で御研究を願ひたいと思ふ随分誰かやつた彼かやつたと云ふことには大變間違がある且つ又何そあの時分の書いたものでも押へぬと随分あの時分

は斬自慢をする世の中であつたから誰かやつた彼かやつたと云ふことは
實に當てにならぬと思ふとうそ御參考に供しますか尙ほ御取調を願いた
いと思ひます(谷干城遺稿編者曰明治三十三年頃歟)

金子才吉事蹟

才吉は筑前藩家老矢野梅庵の陪臣徳田文右衛門の次男にして出で、浮組金子氏を嗣ぐ、福岡西職人町(宅跡は立洋社の向側、今山内氏の處なり)に住す。幼にして穎悟學を好み梅庵に愛昵せられ朝夕喜んで經史百家の書を読み古今興廢の事蹟を搜り兼て海外の事情を究む、殊に算術に至りては久間坦齋に師事し(坦齋は年二月四日六十五歳を以て歿し七回の忌辰即ち慶應三年才吉の歿する年門人等碯は御供所町順心庵墓側に建つ其門人多數の中建設者として金子厚載の名をも勒せり)印可を受く、天文學に通曉せり、後年毎歲太陽大陰の雨曆を作製し藩主に奉れりと云ふ(西曆作製の事曰井淺夫、安武治平の實話を傳ふ)其蘊蓄の深かりしを知るに足る、才吉は又書道に巧みにして古文をも修め、和歌及漢詩を善くす、餘技としては圍碁に妙に、十一世井上因碩の免許を受け又音樂の嗜好あり、實に文學と云ひ藝術と云ひ慥かに其力量の衆に卓越せるを窮知すべきなり。

才吉は其名を又載吉と書し、諱は厚載字は永貞又道存と稱し、李窓主人又草堂主人と號し、歌人としては春琴と書せり、文政九丙辰年の誕生なり、弘化元年甲辰十九歳にして初めて役勤をなし、町方附となれり、同四年丁未二十歳にして奥書物寫となり、嘉永六年癸丑二十八歳にして公命を蒙り、長崎に蘭學を攻め、安政二年乙卯三十歳にして初めて和蘭人に就て専ら測量術を習ふに至れり、同四年丁巳三十二歳和蘭軍艦ヤツパン後成臨艦第一等士官ペテファントロウエンの講義を聽き、同五年戊午三十三歳學略ぼ成り一旦歸國し、文久元年辛酉三十六歳にして長崎に再遊す、此年藩に於ては米國運漕船日華丸を購ひ、翌二年壬戌三十七歳の時藩又英國汽船一隻を購ふ是を大鵬丸と云ふ、(長三十一間半七寸五分馬力二百八十、負巾二丈八尺四寸)才吉は之れに附乘して江戸に赴き留學數月に及ぶと云ふ、歸藩後其年の五月命を奉じて長崎に往復し、翌三年癸亥四月三拾八歳又大鵬丸に乗り往返し、九月乗組には永野圓助の受持たるコロノメートルを請取り航海中の仕掛を見分し十一月に至り大鵬丸御

手人に付又長崎に至る、元治元年甲子三十九歳にて十列に昇り俸祿三口十石を給せられ大鵬丸乗組請持となる、踵で一代直禮仰付けられ測量方機關役兼船手頭支配を命せらる、慶應元年乙丑十一月四十歳にして清國上海に航し隣邦の事情を視察する所あり、翌二年丙寅十二月四十一歳の時英國水師提督アドミラル軍艦四隻を率ひ福岡灣に來航す大鵬丸は藩公及世子を乗せて長崎より入航し才吉亦此船にあり、同三年丁卯四十二歳、長崎に於ける西海の砲臺築造敷地測量の命を奉ず。○中略

凡そ才吉の學才人品は以上の日記に徴しても一端を窺ひ知るべきなり、才吉年少ふして父兄に事へて孝友なり常に寡黙沈毅にして圭角を見はさず而かも才氣煥發人の意表に出づるものありしと云ふ、成業の後は大に爲すあるの材を抱き一朝事の錯誤より彼の長崎に於ける慶應三年丁卯の變事を惹起したるは返す／＼も嘆すべき限りなり、是れを即ち英國水兵貳人を其年七月六日の夜突如丸山に殺害し自からは八日に至り割腹し四十二

歳を一期として黄泉の客とはなれり、此變事突嗟の間の出來事にして其何故なるを知らず、之れが原因に付ては揣摩臆説を逞ふし未だ真相を知り得ざるを憾みとす、此事施ひて他藩の嫌疑問題となり、外人交渉の問題となり、容易に加害者の誰たるを知らず、其犯行の捜査には頗る困難を極めたりしが、我藩の當役等に於ては堅く之れを秘密に附し、親兄弟と雖之れを口外すべからずと誓ひし程なりしが、明治元年の末長崎に於て發行せる崎陽雜誌(柳河の人高橋生と)に該事件の成行を掲載し、事發覺の端を開き、遂に斷獄の結果は明治二年の行政官の黒田宰相への達書、刑法官よりの連係者處分の申渡書となり、本件の結末を告げたるは當時藩難の一事件として多くの耳朶に觸れしものなり。

扱該及傷一件の發生に付當日長崎の状態に於ては何等の異變を豫知すべき事情も存せざりしが、當日事件の突發を傳ふるや、同港に豫て繫留し居れる外國軍艦四隻(米利堅、李漏西)に乘込み居れる水兵は直ちに同港に碇泊

せる幕府の軍艦(第一丁卯艦第二丁卯艦)を抑留し一方水兵は上陸して長崎市中に配兵警戒を嚴にし實に蟻の出づる隙もなき光景なりしと云へり依つて長崎奉行徳永岩見守は同地に於ける各藩の邸宅内に居住せらるゝ藩士を始め諸役人の素行調査となり又一切外出を禁じ丸山廓内茶屋座敷は勿論市内に散在せる旅宿用達に至る迄諸藩士の出入行動を監視し隈なく取調を遂げたるも泰山鳴動鼠一匹を出さず唯此に土州藩の嫌疑を蒙りたる一條あり當夜事件發生の後土州横笛船が運轉準備の爲め大波戸場より港外に出入し暫らくして又土州の南海丸が出港したるを以て始め横笛船に加害者に乗せ更に港外に於て南海丸に乗り移らせ之を逃したりとの疑が後日紛糾の焦點となれるものなり當時混雜言はん方なく又長崎は貿易場の事として市民の難澁亦言語に絶したりと云ふ當時恰かも幕府は長州追討の際とて軍監小宮山又七郎の率ゐる千人隊は小倉に屯營せるを分隊して面倒なる外國水兵の警戒に代はらしめたるより漸く交通解禁ともなり平穩

に復したりといへり。

然るに同月八日同港水の浦に在る本藩屯營所に在勤する総番頭母里太兵衛の許に圖からすも面會を求め來るものあり、之れを誰とかなす彼の俊才の聞へある金子才吉ならんとは、此時次席大頭竹中與右衛門に附屬傳令の中番役を勤めたる柴田太八郎(今の千里)は大頭の命を受け其來意を問へば願の次第ありとの事なり、直ちに大頭の客間に招じ總番頭への申立を問聽するに先般丸山に於て外國人を殺害したるは自分なりと臆面もなく自訴し、之れ全く自分の所爲にして他人の關知せるものにあらず、兼て大恩ある藩主に對し斯かる不忠の行爲を爲すに至れるは萬己むを得ざる事情に差迫まり藩の指定せられたる官舎を脱出し浪士として外人を殪したり、而して同行者たる栗野慎一郎(今の栗野子爵)、水谷義次郎、村上研次郎、八木謙齋、村澤右八郎、讚井大兵衛、富永賢治、田原養柏に迷惑を掛けることありては相濟まぬことなれば實は刃傷の際直ちに自首する覺悟なりしも、若し外國水兵に捕へ

らるゝ事もあらば自分が行爲の原因曲直をも解せず漫りに汚名を蒙る虞
れあるを以て市中の動靜鎮靜するを待ち深林中に潜み居りしも今日直訴
に及びたる次第なり、最早斯かる暴行を敢へてしたる以上は斧鉞をも辭せ
ざる所なれば希はくは詮議の上宜しく公裁を仰ぐ云々と申立てたり大頭
は之れを母里總番頭に告げたるに總番頭は一々之れを聽取り稍沈黙の躰
なりしが、時恰かも炎熱烈しく爰に暫らく疲勞を休養せしむべし云々と、柴
田中番役へ移席閑談を命じ夫より竹中大頭との間に初更に及ぶまで協議
に時を移されたりと云ふ、柴田は警固の銃手約八名の者と參會致せるも最
早詰所に退かんとしたるに、柴田は不圖金子に引留められ才吉の携帶せる
兩刀及びピストル時計等を投出し、自分は此品入用なし柴田に譲りたきに
付受取り呉れとの事なれば、柴田は總番頭の指揮を乞ひ之れを預り置き然
る後詰所へ退き納涼し居りたりしに隊長の官舎の向ふ側に在る大頭役所
内殊の外騒々敷に付至り見れば、斯は如何に金子は同舎の窓前にて自裁し

居れり、大頭の官舎は十二疊の大座敷なるが別部屋に番人を附けて才吉を圍ひ置かれしに、始めは番人渡邊竹三郎の刀を取つて引抜きしに、錆付きて用に立たざれば之れを捨て、便所に行く振りをなして、窺かに大頭役所の湯殿より役所に這入りて、玄關の横部屋に在りたる書記仙田文次郎の刀懸より、長き刀を奪取り、腹を搔切りたるに、臍露出し、死に切れざるより、又立ち上り、短刀を取り、咽喉を突きたるに、未だ死に切れず、更に頸に引掛け、前方に俯伏し、臍の中に頭を突込み、鮮血淋漓として流れ出、附近には刀劍亂散し、慘憺たる有様に驚きたるが、才吉は猶ほ氣息奄々たれば、直ちに藩醫二名を招き、創所を縫ひ合せ、治療を施こし、種々介抱したるに、何分重傷の事とて、最早盡すべき術もなく、才吉は水を求めたるが、水を飲ますは禁物なるも、之れを飲ませしに、氣分が善くなりしと喜んで、瞑目せりと云ふ、之れ實に同日未明の事なりしと、惜ひ哉、齡時に四十貳歳を一期とせり。嗚呼、血氣勇壯なる當時、鎖港攘夷論の激越なる時勢に當り、早くも將來を看破し、奮つて西洋文明

の學術を研究し、多年幾多の辛酸を嘗め既に成業して國家社會に貢獻すべきの秋に當り、如何なる事情の存在せしか不明なるも斯かる悲慘の最後を遂げたるは誠に痛嘆に堪へざるなり。

才吉が外人を殺害せし場所は丸山寄合町引田屋政之丞の門先にして英人水兵二名の(此水兵は英國軍艦エカルス船乗組水夫にして一人はロベルト)醉臥せるを認め如何に感じけん才吉は突如兩人を斬り連行者八名は大に驚き事實の真相を慥むる違まもなく四方に走り去りしが獨り富永賢治は才吉が逸走せるを追ふて梅ヶ崎に出でたるに既に船に乗り港外に漕出し去りたる後なり、富永は又追跡して西泊に上陸し才吉の所在を詮索し翌七日に至り才吉を五島町播磨屋敷内に連れ歸へれりと云へり。然るに此間の消息に付ては當時同宿たりし最も年少の吉見均(大正六年六月十一日物故せり行年六十一)の實話の傳ふる所によれば才吉が殺害後、山中に潛みし折は炎熱燃くが如く食物なく飲料水なく前日の苦勞と空腹とに疲れ果て翌朝樹間より透し見れば附近の

山畑に茄子瓜等の作物あり、之れ天祐なりとて直ちに出で、之れを食し飢を凌ぎたるに地主作物の肥しに來れるに會す、是に於て前夜來絶食したる爲め之れを窃食したる次第を謝し且つ貳歩金一枚を出し之れを代償せんとせしに農夫は之れを受けず、才吉は其義侠に感じ前日自分の丸山に於ける事實を打明かし斯かる大罪を犯かせし上は到底生存の望みなし、然るに訴へ出でんか忽ち繚綫の身となり事曲の根元は彼に在るも混亂の際或は冤罪に陥入るも圖られず、故に今暫らく此山中に潛み世間の沈靜を待ち自訴せんと思へり、請ふ余の爲めに市中の動靜を探り報道せんことを以てし且山居の間飢餓を凌がしめんことを以てし黄金若干を給せんとす而して此大事を他言するなからんことを、若し背くべくんば帯びたる秋水の下にせんと威嚇的之れを誓はしむ、農夫固より篤實之れを首肯し且つ語つて曰く今市中は鼎の沸くが如し英國の水兵市中を警戒の既に緩なるべきを察し八日に至り農夫の案内を求め間道より窃かに水の浦本營に至り自首す

ることを得たるなりと、此時農夫頻りに其姓名居所を問ひたるも秘して語らざりしと云へり此實話の如くすれば才吉は一旦播磨屋敷には歸らずして直ちに潜匿の場所より自訴せるものとも知らるゝなり。

以上の記する所は、柴田千里の後日の説話に聞く所なるが、今爰に當時の連行者たる今現存の栗野子爵に就き當時の懷舊談を聞くに、事件當夜は七月六日星祭の夜、一同は丸山廓内を遊行し寄合町附近に來りしが某亭の門先に外人貳名の醉臥せるを蠟燭を點して見衛れるを認めたが才吉は如何に感じけん肩先目掛けて之れを切付けたるが、一同は大に驚きたるも何の手付け様もなく各其場を立ち去り午後二時頃と覺ばしく播磨屋敷内の宿舎に立歸りたるが、才吉は其儘歸り來らず翌朝に至り才吉は同學なる富永賢治に名刺を持たせ使を遣り、此處迄來り呉れとの事にてありしが、指定の所は慥か屠牛所の附近迄行きしも、才吉は既にあらず梅ヶ崎より戸町方面に出でたる様子なるを以て同方面に追駈け行きたるに既に港外に船出せ

し形跡あるを以て富永は追跡して西泊に上陸して才吉の所在を搜索し翌七日午後に至り才吉を連れ五島町屋敷内に歸り來れり。扱事件の翌朝床屋に至れば不思議にも同藩の白杵久左衛門が話に昨夜筑前の士が外人を殺害せし由を物語れり、之が如何なる所より洩れ聞きたるものか愕かしく思はれたり、當夜遅く歸へりたる節の様子を知り居るものは門番の外に知るものなければ之等の口より洩れたるものかと思ひ當りたりと、之れにより察するに才吉は前記の如く潜匿の場所より自訴せるものゝ如くせられたるは間違にして之れは播磨屋敷に歸りたる後の事なるを事實とすべく、栗野子の言により慥かめられたり。

又此才吉の殺害原因に就て考ふるに、此自訴申立に付ては何等か根元のある様解せらるゝも其訊問應答なき限りは殺害の眞意の那邊にありしか其心理を忖度すること能はず、栗野子の言ふ所によれば才吉は精神に異狀ありしものゝ如く、又富永賢治の語りし所にては殺害翌日の如きは殆んど

發狂の躰なりしが如しと云へるが、事件發覺の後黒田宰相家來よりの長崎府への届書中には『其夜ノ始末本心トモ不見全ク發狂ノ躰ニテ無程自殺仕候』とあり、又別届には『同人儀者夷虜之窮理ヲ厚ク信シ居候者ニ付右躰ノ所行可有之トハ存掛モ無之』云々とあり、又黒田宰相内井上六之丞より辨事御役所への願書には『全ク異躰放心之病氣萌シ居候折柄右躰ノ所行仕タルニテ可有御座ト奉存候』とあり、又他の説話には外人の邦人に對する無禮暴慢を憤慨してなりと云ふ。要するに當時の發作は精神の異狀にあるへしとするも金子の心理が全く無意識に突發せるや否や此點に付ては余の未だ首肯し能はざる所なり、素より當時の裁斷は此願届書を證徵事實として裁決を見たるものなり。

爰に又餘まり穿ち得たる説話とは思へども之れ亦吉見均の實話として傳ふる所に據れば、適々慶應元年の頃、大鵬丸は損所を生じ修繕を要せんとするに當り長崎の船渠は開口狹隘にして入渠する能はず、依つて幕府の許

可を得て清國上海に於て修繕するに決し、才吉は航海長として雇英人キン
グを副長として彼地に航海し、同二年工事を竣へて其年五月末長崎に回航
せりと、當時同藩の留學の者十數名相謀り長途の航海安著を祝せんが爲め
祝賀の筵を某所に開きたるに、時到りて主客たる金子の所在不明にして之
れに會せざるは怪しき事なりとして大に心痛し居りしに、後に至り同夜丸
山にて外人遭害之事を聞き一同は大に驚けりと、此事件は抑慶應三年七月
の出來事にして、以上の上海航海は同二年の事にして其期間に於て一年の
相違する所あり、而かも大鵬丸の上海に修繕に赴きたりと云ふ事實は未だ
之れを認むる能はさるなり。尙ほ又大鵬丸は上海に行かずとも、クラブの所
有せし元小管の船渠にも入渠し得べき筈なり何ぞ遙かに上海に赴くを要
せざるなり、然るを或は誤つて才吉の慶應元年上海に航せし時の船舶を以
て大鵬丸と間違へられたりとせんか、才吉の乗船は大鵬丸にあらずして全
く外國汽船なり、若し假に又此上海行と誤られたりとするも慶應三年の變

事の日時と此行程の日時とは全く相異なれり、此に又大鵬丸の一條に絡まる面白き談話を生み出せり、乃ち才吉が海外に渡航するに付ては航海上必須の利器としては時計なりとて、長溥公が之れを愛用せらるゝ貴重の金時計を貸與せられたりとの事なり、キング副長と共に上海のホテルに滞宿中如何なる間違なりしか才吉の所持せる時計を彼に窃取せられ居るに氣付き、才吉は屢々之れが還附を迫まれるも彼は頑然として自個の所持品なりとて絶つて之れに應ずる氣色なし、此時憤慨堪へざる者ありしも身に重任を帯び異郷に在りて最後の手段を探るは事外交の問題ともなり如何なる事態を惹起せんも圖られず、沈思熟慮の末空しく怨を吞んで隠忍したりしが、今無事歸朝したる上は先づ藩主に復命を了へ恩借の時計を返上せざるべからず、然るに之れを返すに術なく進退維れ谷まれる場合に遭遇し憤慨切なる餘まり遂に外人殺害の擧に及べる次第なりと云へるが、然るに被害者の當人は標的のキングにあらずして下級の英國水兵なりしに見れば論

理相合せざるの點あり、而かも前提に於ける大鵬丸の上海修繕航海の事實を非認する以上は此出來事は全く無稽の挿話に過ぎざるが如し。吉見は當時十三歳の少年にして先入主となる時なるも斯かる事實を才吉より聽取る餘裕ありしとは信じ難し、然るに時計の一條に就ては長溥公は最も時計の研究に興味を有せられ、嘉永六年才吉が始めて長崎に蘭學修業をなせるの時十三歳の年上なりし永野圓助は同時代に藩主の命を以て時計専門の研究に従事したるものなり、此時代の福岡藩蘭法傳習御用御渡方を見るに白井謙次郎（後、淺夫金子より四歳の年下なり、後元年老院に奉職す、明治十五年病歿、行年五十三）金子才吉、永野圓助三人に對する往來の宛行、滯留中の給與方に依れば同一の待遇にして三人の間柄は別懇の交ありしと思はる、才吉の歿後、墓碑は白井謙次郎容胤之れを撰し、圓助の長男要吉（今の圓三郎、今年七十七歳）は父の時計修業に従ひ出島の蘭館に出入し、文久元年辛酉十五歳の時才吉によりて元服せりと云ふ、故に藩主の時計研究に關しては永野との間に面白き挿話もあり種々の經緯を想像せらるゝもの

あり。クラブは我藩の家中諸役人へ紋章入の金時計を總花的に振舞ひ、其他艦船等買入に關し禮物を受けたるものもあるべき乎、又傳習生には初めより懷中時計を御渡しあるとも云へり、多くは鍵卷なりしが如し、物品贈與の事は今日の官紀問題とは選を異にすべきも外人の商賣は斯くの如きものなりしと思へり。慶應二年十二月二十日英艦四隻長崎より來航し福岡灣内に於て實彈射擊演習のことあり、大鵬丸亦長崎より入港し高谷綾三郎通辨として乗組み才吉亦本船にありしが同二十三日にはアドミラル提督一行を招き殘島上陸鹿狩遊獵の催ありしが、此時士官（士官にあらすクラ）が島中にて時計を落失したりとの事なるが、此品才吉が所持せる時計と相似たるより才吉は圖らずも疑を受けたりとの説話を松下直美氏（前名嘉一郎元福岡市長たり）に聞けるが、之れ恰かも金子の長崎に於ける時計の問題に關聯し相似て非なり、彼れは外人に奪はれ此れは外人のものを奪ひたりとの混淆錯綜せる時計紛擾の好一對の話柄なるが如し、若し才吉の時計がクラブに出で此時計も亦

クラブの取扱と同一製品なりとせば品物の相似たる怪むに足らざるべし、要するに才吉の外人遭害事件が時計の問題に起因せりとは信すべからざるも、前述の如き大鵬丸一件の挿話を生み出したるは吉見均の實話として今は之を訂すに道なく、他日誤解の依つて來る所を知るべき材料として之れを捨てざるなり。

以上は余の研究的批判に過ぎざるが、爰に才吉自裁當時の現狀に就ては當時中番役を勤めたる柴田太八郎今の柴田千里の生存するありて能く之れが實狀を明にすることを得たるは幸とする所にして、柴田は其の時十八歳の青年ながら慷慨切なるものあり、當時の藩政は總べて穩便主義にして全く之れを脱藩士の行爲として秘密に附せられ、當時關係せるものは親兄弟と雖口外を禁せられたるものにして、隠れたるより顯はるゝはなしとの古言に違はず、奈何なる筋より漏洩せるものか明治の初年に至り長崎に於て發行する崎陽雜誌に事件の真相を掲載し、前年丸山附近に於て外人を殺害せる

は、筑前の留學生才吉の所爲なることを發表せるに因由すと云へるが、實は當時金子才吉洋學修業として測量術傳習の折柄、西泊砲臺營築竝に港内測量の必要差起り之れが測量用命を申付けられたるも、氣分不揃に相成見守の者指添へ置かれたるに、七月八日の夜圖らずも脱走して自殺に及びたるが、其所爲は全く狂病に起因し別に子細あるにはあらずとせられ表面上平穩に装ひたるものゝ如くなりしかば、世間にては之れが外人殺害事件に係ありしものとは誰しも思ひ及ばざりしなり。此殺害事件は既に土州藩の嫌疑問題ともなり我藩にては素知らぬ躰にて空吹ひて居めしも之れが發覺の手掛りに付ては事件當時の連行者一列の糺斷に關係せる判事の一人なる佐々木三四郎後の佐々木高行侯爵の昔日談により事發覺の端緒は土州藩士の口より言ひ出されたるが如くなれり。

今昔日談の一節に據れば、土州藩嫌疑事件の取調は王政革新の際、一時中止の姿となりたるが明治元年六月に至りて更に加害者は土州人に相違な

しとの英公使よりの嚴談あり、當時幕府の權威地に墮ち高知の如き強藩に對しては到底威令も行はれず、致方なく等閑に附し居りしも、今や維新王政となりたるに就ては十分の糺明を乞ひたし、其加害者は佐々木と後藤象次郎伯と隱蔽し居るとて頻りに抗議を申込み、朝廷も大に驚き此事を當時在京の大目附林龜吉に達せられしが、林は之れを國許に申送りし處、山内容堂公は大に怒つて『證據もない何を言ひ出すか、若し詮議して事實がなかつたならばどうする積か』と直ちに林を長崎に遣はし、朝廷よりは、大隈八太郎を出崎せしむる事となり、佐々木は其時分天草知縣事に任じて居られしが、九月六日突然長崎府よりの呼出を受け、同日午前九時天草を出發し、午後二時半頃茂木に著船、同五時長崎に著し、今魚町初村孫二郎方に宿を取り、其夜林と小島捨藏に會見せられ、右の次第を聞知せられしが、其加害者は土州人にあらざること、明瞭なり、其人間が分らぬ中は何時迄も嫌疑を受くるに、より之れより充分搜索を遂げんと、林も其決心にて夫より其手筈を相談し、

翌日立山役所に出頭すれば野村宗七後の靖子爵大隈八太郎後の重信侯爵楠本平之允後の正隆男爵吉井源馬、林龜吉等も參會し、加害者搜索に就て相談の末直ちに八方に手を廻したるも容易に知り得る能はず、佐々木は此以前に長崎府に出仕し、又鎮將府判事を拜命し、長崎の用濟次第に上京の手筈なりしが、偶々今回の事に遭遇し、又從來の關係上外國領事や外人との交渉事件もあり、又各國領事よりは交際親密の爲め屢々招待を受け、楠本と共に魯、葡、英、佛、蘭等の領事に會見すれば、和蘭領事は『孛佛は來正月頃に戦争の一ヶ月もして十萬人も戦死者を出せば、和議が出来るであらう』といふ、又英國領事は『戦争になるかどうか何とも斷言は出来ぬ』と云ふ、和蘭領事も『甚だ懸念だ』杯と盛に世間にては取囃されたる話を聞き、京都の交渉より長崎府の事、又天草府の事に至る迄、忙殺せられ、太政官よりは自分の意見を採用して諸藩に達せられたるも、遂に手掛りなく折柄、不圖したる事より其端緒を得たるは、林龜吉(或は吉井か)が長崎に來りしより書生を雇ひ置きしに、其書生が『加害者を

知つて居る』と云ふ林は色々と様子を聞けば『何でも筑前藩の人だそうです』と答へたりと、林は有頂天にて早速自分の處に馳せ來り『かくくの次第であるから同藩に懸合はうじやないか』と云ふ夫れは宜かるべしと答へ其事を澤知事に申出でたるに、澤知事よりは筑前藩の聞役を呼出し取調を命せらる、聞役も狼狽して本藩に報告したるに、同藩にては遂に包み切れず、實は弊藩の金子才吉と云ふ者の所爲にして同人は其場に於て切腹したるが何れも此事は自首するといふことに落著し、林は十月五日長崎を出立し歸國することとなり、筑前よりは戸田佐五郎、小田部龍右衛門を土佐に遣はして謝罪をなし、次で京都にては黒田侯旅館にて林を招待して、長崎出張の慰勞として山海の珍味を饗し、博多織地を贈り、夫より又在京の林、山川久太夫、中村禎輔等を圓山左阿彌に招待し、家老及び役人十名許を饗應し、後に山川等は『御蔭で御馳走になりました』杯と自分に吹聴せる事ありたり、一體此事件の真相といふものは、筑前藩より測量術修業の爲め出崎させたる

金子才吉と云ふものは七月六日星祭見物のため同僚の村澤右八郎、水谷儀次郎、讚井大兵衛、栗野慎一郎、田原養柏、八木謙齋、富永賢治等と同道し市中を散歩して寄合町に來り、外國人兩人が泥酔して道路に倒れて居るを金子は見て大に憤慨して一刀の鞘を拂つて切殺したり、最も黒田家の届書を見れば、同人は發狂して居たるを監護人を付けて置いたと在るも、夫れはどふか知らぬが、同人が其八日に脱走して自殺したとの事を聞役より本藩に報告すると、同藩にては佐幕家全盛の時、他藩の迷惑にならう杯の事は構はずに唯自藩の安全を期して居りたる際なれば、此事は秘密に葬つて仕舞ふ様にといふ嚴命を下し、而して土佐にて如何に騒いでも空吹く風ですまして居たるも内實は大に心配したのであらうが、一旦隠蔽したる事にてもあるし、何分重大事件となりたれば假令自首せんとしても最早手遅れとなり、此處に事件は發覺することゝなりたる次第なれば、同藩にては大に驚き家老用人御目附等は長崎に出張し、自訴せる栗野等七人の者も護送せられ、一方

には高知其他諸方に向つて運動する杯頗る狼狽を極め、栗野等は長崎府に於て揚屋入を申付けられ、改めて刑法官に引渡されたり、其時は自分は刑法官判事になつて居りたるが、此事の顛末は栗野子爵か詳しく知りて居らるゝであらう、英公使も昨年来土佐を騒がしたが、愈々真相が分つて見れば如何にも面目ないと云ふ所より、老公に向つて鄭重なる謝罪狀を出し、老公よりも御挨拶があつて久しき間の懸案たる藩の外交問題も全く此局を結んで、一藩は凱歌を奏したりとの昔日談の概要は以上の如くなり。

爰に此事件に付之れを栗野子爵に聞くに、實は才吉事件の當夜内々出來事を我藩の聞役栗田貢までに上申致せしに貢は之を不問に附し時節柄暗黙の裡に聞流し各一先づ歸藩するを得策とし何れも歸國することゝなりしが其後、事發覺して一同は長崎府に呼出され立山役所の詮議となり、知事澤右衛門權佐より發覺の次第を傳へられ、朝廷よりは密使として近藤眞鋤を遣はし、藩の公用人として長谷川範藏を始め、詮議掛として門司源一郎、坂

本次兵衛杯を記憶せるが、外國官として大隈八太郎後、重信を指下され刑法官判事又は長崎府判事として松方助左衛門後、正義井上聞太後、馨佐々木三四郎後、高行等なりしが、曩に藩の聞役御目附に自訴せる有の儘を申立てたるが、其審問峻嚴を極め、此事件に付ては金子一己の所爲にあらず、一列は之れを關知し居る筈なり、夫々適確の證據あり速かに白狀せよと迫まり、栗野は此事毛頭吾々は與り知る所にあらず無實の事なり、若し證據あらば此處に立會に及ぶべしと發輝と答辨をなせばそは事を曖昧に付するなり、猶ほも白狀せざれば拷問に及ぶべしとの權幕なりしが、遂に英の總領事及英軍艦々長は通辨アストンを伴ひ之れに立會ひ、其他澤山の人々より播磨屋敷の門番に至る迄證人として白洲に出でたるが、對審に及べば各勝手氣儘のことを申立て或は三人山に遁げたりと云ひしもの夫れは山を下りたりと言ひ直すやら或は誰れが刀を抜きたとか鯉口に納めたとか、言ふ所シドロモドロの申立をなし、取留めもなき證據のみにて事實共謀者にもあらず下

手人にもあらざるものが問題となり得べき筈なし、只此證人の内播磨屋敷門番が當夜深更歸館せる様子を知り居る事を危険に思ひ、之れを始末し置かんと話合ひは致せしが果せるかな同人が白洲に居るを見て、扱こそと感付きたりしも後の祭なりしと、夫れより審問終了の後ち一列は揚屋入となり、踵て刑法局引渡となり、明治元年十二月某日村澤右八郎外六人は大目附池内清太夫詮議掛木村平四郎、細江三兵衛、坂本次兵衛の三人附添ひ蒼準丸に乗込み登京の事となり、船は大坂へ著京し、十日に至り七人の者刑法御役所へ御呼出となり直ちに六角の鞠獄局へ引留められ二ヶ月間の牢屋入りとなり、翌二年正月二十三日に至り刑法官より福岡藩公用方へ達あり其藩池内清太夫へ申達の義あり、明二十四日午刻正午の鞠獄御役所へ差添人と共に差出すべし、同時に駕七挺用意の上差出さるべしとの事なりしが、翌二十四日公用人添役戸田六郎罷出で、池内清太夫及村澤右八郎外六名に對する達書を受け、右兩通申渡し黒田宰相家來其方へ引渡候間其旨相心得主人へ

相達すべしとの達書を受け、之れにて事件の終局を告げ、一同は殆んど名ばかりの三ヶ年の禁錮生活となりしと、栗野子爵の語る所及其他文書を綜合すれば概ね斯くの如き始末なり、今太政官日誌(明治二年第九號正 月二十二日甲午)より當時處分の申渡の次第を抄記すれば左の如くなり。

黒田宰相

一 昨年七月中於長崎表英國人兩人を暗殺致し候者從舊幕府追々穿鑿有之昨春來猶又御詮議に相成候處其方家來金子才吉所爲にして其節既に當人自殺致し候趣訴出候右事件此節迄秘し居候は全く重臣野村東馬壅蔽之罪に付屹度處置可致之處東馬儀昨十二月中他罪を以て割腹申付候趣に付右事件に關係連累致候者共別紙之通被仰付候に付ては其方差控可罷出且英國人兩人之妻子養育料相應に差出可申候様被仰付候事
但脱走致し候村上研次郎永尋申付候事

行政官

(別紙)

村澤右八郎 水谷義次郎

讚井大兵衛 栗野愼一郎

原田養柏 八木謙齋

富永賢治

其方共於長崎表一昨年七月六日夜同藩金子才吉と同行遊歩中道路致酔倒候外國人を才吉及斬殺候節其方共仕形も可有之處無其儀見捨逃去候は背士道失友誼候始末不埒之事に候屹度被仰付方も可有之處今般公然訴出候段奇特に付罪一等を被減禁錮申付候事

刑 法 官

池内清太夫

其方儀一昨年七月六日夜於長崎表同藩金子才吉外國人を及斬殺候後重役野村東馬之申付に依り才吉同行七人之者へ右事件口外致問敷趣其方より申含め候由右事件に付ては他藩之難儀莫大なるを袖手傍觀不訴出今般七人之者より訴出候迄等閑に罷在候條不届至極に付禁錮申付候事

刑 法 官

以上の申渡書中「背士道失友誼候始末不埒之事に候」とあるに付て栗野子爵は謂へらく本件發生の始末は才吉一己の所存に突發し不意の出來事に對しては全く何等關係なき事柄なり。然るを殺人の嫌疑として裁判せられたるに、之れが士道に背き友誼を失するものとは甚だ解し難き次第にして、之れが不埒との御咎めは随分珍妙の宣告文なりと評されたり。

爰に又當時の聞役粟田貢の事を詮索し置かんに、粟田は事件當時の内申を耳にして之れを不問に附し一同を歸藩せしめたる取計もあり、其後の事

件の經緯を熟知し居るものから粟田の調は嚴重を極めたりしとの事なり。今黒田侯爵家の御用掛澤木三郎栗田の甥の家人より傳聞せる所に據れば當時幕府顛覆騒ぎ維新更始の際とて、長崎奉行は江戸へ引拂となり粟田は諸藩の代表合議の上外國岡士も諒解の下に外國交渉等の任にも當ることゝなり、土州嫌疑の事情をも知り居折柄、不圖熱病に罹かり歸藩の上養生中なりしが、偶々事發覺の報を傳へ來り、各方面の詮議嚴重となり掛役は親しく貢の病床に臨み審問を始めたる由なるが、當時藩廳にては貢の意識を心配して其申立を懸念し隣家より取調の様子を立聽せしめたりと云へり。然るに應答は不得要領に了りしものゝ如く、其後事の面倒に赴くべきを氣遣ひ貢は遂に病死せしとの届を政府に致せしが貢は死亡の儘にて闕所の處分を受け、後年生ける貢は弟森川に附添はれ遠賀郡若宮に蟄居し一家を斷絶せりと云ふ。爰に又附記し置かんに、土州藩嫌疑の眞最中丁卯八月二十七日長崎奉行より事件當日より翌日曉迄の外出人刻限取調方御達に對し、粟田貢

の取調答辨書によれば事件當日六日夕より七日曉迄は御番方藏屋敷詰方町宿の出入取調には右刻限には出入なしと答辨せるに見ても、當時の事を隠密に附し世の之れを知らさりしも無理ならぬ事にて、事發覺に及びては粟田の罪を問はるも亦己むを得ざる事なるべし、答辨書は左之如し。

丁卯八月廿七日

去月六日夕より七日曉迄致外出候者出入刻限取調申上候様御達に付左に申上候

- 一 當表御番方に付罷越候番手之義は末々に至迄白晝たり共渡海の儀は猥に不差免無據用事有之相越候共必薄暮を限り根木屋に引取候
- 一 藏屋敷に相詰候者之儀亥刻(今の午後十時)を限り門出入差留候兼ての作法に付右刻限過候て出入之者無御座候
- 一 其頃浦五島町入來屋重平并濱町笠屋善藏方に町宿罷在候ものも有之候に付取調候處右は同夕外出之者無之趣に御座候

以上

松平美濃守内

八月

栗田貢

扱又留學生の監督は水ノ浦屯營所大頭の引請にして、金子才吉は發狂の故を以て同所に預り置かれ、外人遭害事件は母里總番頭竹中大頭との協議の末之れを不問に置き、内聞に附し、萬一此事露顯せば無論責任を帯び自裁する決心にて藩主へは無斷にて才吉自殺の始末を取片付けたるものなり、故に連係者處分の解決と共に竹中に對しては明治二年四月二十五日に至り、刑法局より御呼出あり、謹慎申付ける旨の達書ありたり。

黒田下野守家來

竹中與右衛門改

岩手造酒之助

其方儀一昨年於長崎表同藩金子才吉發狂之旨を以て相預り右才吉外國人暗殺事件更に不存由に候得共己に引請候上は配下之警護向嚴重可申

付處番人之懈怠より脱走及自殺許多之不都合に至候儀全指揮方不行届
不埒之至に付謹慎申付候事

四月

刑 法 官

大頭役所記たりし仙田文次郎は佩刀を掠取られ、不覺を取りたる廉を以
て刑法局より左の通謹慎申付けらる。

黒田下野守家來

仙田文次郎

其方儀一昨年長崎表外國人致暗殺候同藩金子才吉園所脱走致し其方居
間へ駆込佩刀を掠取及自殺候に付ては許多之不都合に立至候儀全く其
方不覺より起候條不埒之至に付謹慎申付候事、

四月

刑 法 官

此他才吉園所警護役たりし古賀勇三郎、坂口茂三郎兩人には禁錮申付け
られたること左の如し。

黒田下野守家來

古賀勇三郎

坂口茂三郎

其方共儀一昨年於長崎表同藩金子才吉外國人暗殺事件不存由に候得共
隊長申付を以て才吉圍所警護いたし候内同人脱走自殺致し許多之不都
合に立至候段全く其方警護懈怠より起候條不届之至に付禁錮申付候事

四 月

刑 法 官

又前掲處刑申渡書中七人組の外連係たる村上研次郎一人は脱走せるを
以て永尋申付けられたるが、其後村上は函館に居留せる事を發見し藩に連
れ歸り、謹慎申付けられたること左の如し。

弊藩村上研次郎儀一昨丁卯年崎陽脱走之末依御達專穿鑿仕居候折柄函
館表へ居留罷在候趣にて鹿兒島藩堀清之丞、田島敬藏兩人にて連越今七
日引付來候於邸内謹慎申付置候此段御届申上候

以上

七月七日(明治二年) 黒田少將公用人 山内俊郎

辨事役所

以上連係者及諸役人に對する處刑は大要斯くの如くなるが、扱て本事件の當人たりし金子才吉の犯行に對しては闕所の處分を受け一家を斷絶し、一子は當時母の胎内にありて實家徳田家に附籍し、後ち男子を擧げ信太郎と稱し、實家の跡を繼承し、母親は後年東京に於て病歿せりと云ふ、現今縣下若松市正保寺町に住する信太郎氏は即ち金子才吉の遺子にして當年五十七歳を數へらる、今昔の感なき能はざるなり。

大正十五年六月二十日印刷
大正十五年六月廿五日發行

坂本龍馬關係文書第二

非賣品

編輯者 岩崎英重
東京府豊多摩郡澁谷町字下澁谷千八百五番地

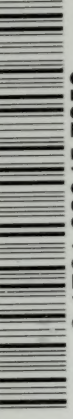
發行者 早川純三郎
東京市四谷區新堀江町三番地
日本史籍協會代表者

印刷者 高橋赤次郎
東京市京橋區新湊町五丁目一番地

發行所 日本史籍協會
東京市四谷區新堀江町三番地
電話四谷三二八七番
振替東京三九四五番

不許
複製

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03045 7352

